

# 全 児 相

(通巻第87号 別冊)

「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」

報 告 書

平成21年7月

全国児童相談所長会



## 発 刊 に あ た っ て

ここに、全国の児童相談所における「家庭支援への取り組み状況調査」の研究結果を、全国児童相談所長会に報告できる運びとなった。

本調査研究は、すでに全国児童相談所長会から子ども未来財団に提出（平成21年3月）した11年ぶりの全国調査「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」をもとに、児童相談所における虐待対応の実態、ソーシャルワークの充実、家族再統合事業（保護者援助）の推進、児童相談所の機能強化、市区町村との連携などについて分析を行ったものであり、両調査は児童虐待を考察する上で一体をなすものである。

児童虐待は、年々、相談件数が増大し、それに伴い複雑、困難ケースも増加している。児童相談所の相談援助活動において、これらに適切に対応できるよう、立ち入り調査、出頭要求、臨検・搜索、接見禁止命令等の権限強化が児童虐待防止法の改正により図られてきている。

しかし、権限の強化だけでは子どもの真の幸せを確保していくことはできない。児童相談所が本来持っている子どもや家族全体を支援するという機能の充実が重要であることは、申し上げるまでもないことであろう。

本調査研究の目的のひとつは、まさにこうした「権限行使」の側面と、地域で生活する子どもや家族を支援する「援助」の側面の、双方を併せ持つ児童相談所の今後の道筋を明らかにすることにあつた。

研究者玉川大学河津英彦教授をはじめ、研究協力者の皆様による多角的な視点からの考察により、これまでにない踏み込んだ内容をお示しいただき、今後の児童相談所が強化すべき様々な課題を明らかにすることができた。あらためてこの紙面を借りて、御礼申し上げたい。

また、虐待対応に忙殺される中、各ブロック代表幹事をはじめ、全国の児童相談所の職員の皆様から多大なるご協力をいただいた。心より感謝を申し上げます。

今後この研究成果をもとに、国への制度・予算要望、関係機関との連携強化や一般住民への理解に広く役立て、さらなる児童虐待の早期発見・予防、援護の充実を図っていく所存である。

引き続き関係者の皆様のご理解、ご協力をお願いしたい。

全国児童相談所長会 会長 丸山浩一



## 目 次

第1部	分析及び考察	1
・	全国調査受託と実施の経緯(玉川大学 河津英彦)	3
1.	虐待ないしその疑いで通告された子どもとその家族の状況及びそこから明らかになる児童相談所の対応の課題ーソーシャルワークの必要性ー (日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清)	5
2.	家族再統合に対する取り組みー全国児童相談所の家族再統合に関わる専管組織の状況についてー (鎌倉女子大学 加藤 吉和)	21
3.	児童相談所の体制について (鎌倉女子大学 片倉 昭子)	40
4.	児童虐待相談の傾向を踏まえた児童相談所の執行体制と市町村との連携 (玉川大学 河津英彦)	62
5.	虐待につながる児童の状況から見た考察 (聖心女子大学[非常勤講師] 田村 静子)	89
6.	委託研究を終えて (玉川大学 河津英彦)	99
第2部	調査結果(児相の対応について)	103
1.	現在の取り扱い状況[表122]	105
2.	新規、再対応別[表123]	106
3.	安全確認	107
①	安全確認を行った機関[表124]	107
②	市区町村の所管[表125]	108
③	都道府県の所管[表126]	109
4.	ケースに対する援助	110
①	家族に対する援助プランの作成状況[表127]	110

② 自らの行動を振り返る働きかけ(虐待者の態度)[表128].....	111
③ 要保護児童対策地域協議会又はその他のネットワーク会議について.....	112
-1 会議の開催状況[表129].....	112
-2 会議の関係機関[表130].....	113
④ 援助について.....	114
-1 援助の状況[表131].....	114
-2 援助を行ったプログラムの実施状況(親や親子)[表132].....	115
-3 援助に関わった機関(親や親子)[表133].....	116
-4 児童相談所で関わった職種(親や親子)[表134].....	117
-5 児童相談所の専管組織の対応状況(親や親子)[表135].....	118
-6 援助を行ったプログラムの実施状況(子ども)[表136].....	119
-7 援助に関わった機関(子ども)[表137].....	120
-8 児童相談所で関わった職種(子ども)[表138].....	121
-9 児童相談所の専管組織の対応状況(子ども)[表139].....	122
⑤ 子どもとの面接回数[表140].....	123
⑥ 保護者との面接回数[表141].....	124
⑦ 保護者との連絡等回数[表142].....	125
⑧ 保護者以外との連絡回数[表143].....	126
⑨ 児童相談所が行った虐待者への援助の結果[表144].....	127
⑩ 被虐待児の状態に関するその後経過[表145].....	128
5. 一時保護.....	129
① 一時保護の有無[表146].....	129
② 一時保護先[表147].....	130
③ 一時保護期間[表148].....	131
④ 一時保護の理由[表149].....	132
⑤ 一時保護の解除理由[表150].....	133
⑥ 解除理由「その他」の内容[表151].....	134
⑦ 家庭引取りを決定した理由[表152].....	135
6. 一時保護中ケースの今後の対応[表153].....	136
7. 一時保護を行わなかった理由[表154].....	137
8. 施設入所ないし里親となったケース.....	138
① 虐待者における施設入所への態度[表155].....	138
② 子どもに入所説明した際の子どもの態度[表156].....	139
 [参考資料] 「全国児童相談所における虐待の実態調査」調査票.....	 140

## 第1部 分析及び考察





## 全国調査受託と実施の経緯

玉川大学教育学部 河津英彦

十年に一度という全国児童相談所長会からの児童虐待全国調査の打診があったのは、平成 19 年の 10 月である。事務局をかねる東京都児童相談センター次長であった中島滋夫氏は 30 年ほど前、筆者が東京都民生局（現・福祉保健局）総務部企画課で児童部の予算担当主査（係長）をしていた時の主査付であり旧知の間柄である。

筆者は、数人で研究班を組み、調査には専門機関を入れることで内諾した。近年まで児童相談所の現場で活躍し現在、大学で教員をしている東京近郊の仲間と信頼できる調査機関が組めば、現実的で説得力のある分析ができると考えたからである。

当初の依頼は、これまで 2 回行った調査内容プラス家族再統合であり、全国規模での実態の変化を読み取り、家族再統合にむけた指針のようなものが出れば、結果として児童相談所の充実に繋がり、児童の健全な成長・発達に資することができるだろうというものであった。

研究委員には、埼玉県の子童福祉司と本庁勤務経験のある日本社会事業大学専門職大学院准教授の宮島清氏、東京都の子童相談所で心理判定員（現・子童心理司）から子童福祉司そしてスーパーバイザーである子童福祉司係長を歴任した鎌倉女子大学教授の片倉昭子氏、そして同じく東京都の子童相談所で子童心理司として東京都子童相談センター治療指導課で家族再統合のための援助事業に携わった経験のある鎌倉女子大学教授、加藤吉和氏にお願いをした。いずれも筆者とは、東京にある社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」の活動を通じた仲間でもある。また、調査機関「(株)L.A.N.D.」の取締役社長である田村静子氏は日本社会事業大学の大学院を出て、大学の講師も勤める研究者でもあり、これまでも一緒に調査研究をした関係にある。

筆者は、大学卒業時はソーシャルワーカーを目指し、家庭裁判所の調査官補と東京都の試験に合格したが、将来は子童福祉司をと考え東京都中央子童相談所（現・子童相談センター）に入庁した経歴を持つ。昭和 42 年から 3 年間、全国子童相談所長会や子童福祉司のスーパーバイザー研修会が開かれたとき事務局の一員として手伝っている。平成元年から 3 年には福祉局（現・福祉保健局）子童部の子童課長として、同 7 年から 10 年には名称変更後の子ども家庭部長として子童相談所を所管していた。

さて、研究班はできたものの、前回、平成 8 年度上半期で約 2,000 件のサンプルは今回、同期間で 20,000 件に達すると予想された。また、この間には平成 12 年度のいわゆる子童虐待防止法の成立があり、平成 16 年度の子童福祉法改正による市町村の子童家庭相談の明定化や要保護子童対策地域協議会の法定化、心理的虐待における DV の目撃等の拡大などがあり、発達障害についても研究が進み同年に発達障害者支援法も制定されている。時代背景は大きく変化しているのである。さらに、東京都が子童虐待白書として分析に使用した重症度も入れたい。できるならば追跡調査もやりたいとの要望もあった。もともと、子童虐待は被害児とその環境だけでなく援助する側の体制も大きな

要素であり機関調査は是非とも入れたいと考えていたから、調査項目の拡大は必至であった。

検討に入った段階での課題は3つあった。第一は予算である。調査対象と調査項目の量の拡大に対応するには全国児童相談所長会の予算では応えきれないであろうと思われた。第二は、正確を期し効率化を図るためにはエクセル入力が高いが全国的に賛同は得られるかという心配である。そして、第三は、調査期間と提出期限の設定である。

事務局からは全面的に支援するといわれ、予算は使い切ってもよいとまで言われたが安全を考え（財）こども未来財団からの研究費助成と併用することにした。その結果、全国調査は財団の調査研究にはなるが従来どおりの量的把握を全国児童相談所長会として行い、研究班は調査表の設計と分析に協力する。今回の新たなテーマである家族再統合は広義に捉え（家庭支援）、同調査データと新たなクロスデータ、そして訪問調査による質的分析として別立てし、全国児童相談所長会から研究班への委託研究とした。

第二の課題は、児童相談所の全国的な協力により99パーセントというきわめて高い回収率が得られた。第三の課題は、財団の報告書提出が平成21年3月というところから逆算し平成20年12月末までに調査表の出力が完了すれば、ヒアリングを含めて2月中旬までに執筆完了できると想定を立てた。この時点で前回同様の6ヶ月間の調査は、スケジュール的に無理なことが判明した。そこで、4月から6月までの3ヶ月を調査期間とし、最短で3ヶ月、間をおき9月1日時点で虐待の有無などを評価して入力するという方法をとった。児童福祉司の人事異動は通常4月と考え、自らの担当事例について評価し入力するにはこの方法がよいと考えたのである。

以上が、受託から調査実施までの経緯である。「財団法人こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業」である「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人こども未来財団）について、われわれ研究班は分担研究者として入っているが、現役の児童相談所職員としては神奈川県中央児童相談所虐待対策課長の菊池正敏氏、千葉県中央児童相談所診断指導課長の森山直人氏、さいたま市児童相談所地域相談係主査の北里大介氏、東京都福祉保健局参事（児童相談センター治療指導課長事務取扱）犬塚峰子氏に研究協力者として参加していただいている。

また、事務局として、東京都児童相談センター次長の豊岡敬氏、同事業課長の石岡富士雄氏、同課連絡調整係長の川崎優子氏にも毎回お世話になった。

本報告書は、以上の方々の貴重なご意見や個別にヒアリングをさせていただいた全国の児童相談所の活動実態を踏まえ、この1年半の議論を各委員ごとに発酵させたものである。なお、田村静子氏にはデータ分析やクロス集計に多大な労力を割いて頂いたが研究者として、論文執筆もお願いした。

最後に、このような機会を与えて頂き、何かと心遣いを戴いた全国児童相談所長会会長の丸山浩一所長に御礼申し上げます。

# 虐待ないしその疑いで通告された子どもとその家族の状況及び そこから明らかになる児童相談所の対応の課題 —ソーシャルワークの必要性—

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

## 1. はじめに

本稿は、平成20年4月1日から同年6月末日までの3ヶ月間に全国の児童相談所に虐待ないしその疑いで通告された子どもとその保護者の状況及びこれへの児童相談所の対応に関する悉皆調査の結果について、児童福祉司としての勤務経験がある福祉系専門職大学院の教員である筆者の視点で考察し、その内容を報告しようとするものである。

筆者としては、全国所長会の公式なコメントとしては提示できない少し踏み込んだ解釈や提案を行うことによって、通告された子どもとその家族に対する児童相談所のかかわりについての議論が、活発化するとともに、且つ、現実的なものとなることを期待している。

## 2. 調査結果から読み取れる通告された子どもとその家族の状況

### (1) 家族構成

#0021	表1 被虐待児として通告された児童の家族構成															福祉施設入所中	その他	不明	無回答
	実父	継父	養父	里父	実母	継母	養母	里母	実のきょうだい	義理のきょうだい(異父、異母、里親の子どもを含む)	祖父(実、義理を含む)	祖母(実、義理を含む)	同居人	同居人がいる-7パーセント					
合計	3845	357	451	21	6495	124	61	18	4687	1118	491	760	374	89	369	33	724		
	47.4	4.4	5.6	0.3	80.1	1.5	0.8	0.2	57.8	13.8	6.1	9.4	4.6	1.1	4.6	0.4	8.9		
《虐待の重症度別》																			
生命の危機あり	77	5	6	1	112	2	-	-	59	15	14	20	9	-	10	2	3		
	59.7	3.9	4.7	0.8	86.8	1.6	-	-	45.7	11.6	10.9	15.5	7.0	-	7.8	1.6	2.3		
重度虐待	233	26	50	-	385	11	7	2	271	90	36	52	31	12	35	-	9		
	49.8	5.6	10.7	-	82.3	2.4	1.5	0.4	57.9	19.2	7.7	11.1	6.6	2.6	7.5	-	1.9		
中度虐待	962	104	165	8	1821	33	20	6	1328	385	129	193	129	31	114	1	6		
	46.3	5.0	7.9	0.4	87.6	1.6	1.0	0.3	63.9	18.5	6.2	9.3	6.2	1.5	5.5	0.0	0.3		
軽度虐待	1576	135	167	9	2575	58	23	7	1909	465	186	308	128	29	140	3	22		
	53.4	4.6	5.7	0.3	87.2	2.0	0.8	0.2	64.6	15.7	6.3	10.4	4.3	1.0	4.7	0.1	0.7		
虐待の危惧あり	744	62	51	2	1202	13	9	3	848	124	89	136	67	14	54	4	3		
	55.6	4.6	3.8	0.1	89.8	1.0	0.7	0.2	63.3	9.3	6.6	10.2	5.0	1.0	4.0	0.3	0.2		
不明	180	16	9	-	272	4	1	-	173	26	27	37	5	1	13	19	17		
	54.9	4.9	2.7	-	82.9	1.2	0.3	-	52.7	7.9	8.2	11.3	1.5	0.3	4.0	5.8	5.2		

表1に明らかなように、通告の対象となった子どものうち、実に52.6%の子どもたちは、実父と生活することができていない。実のところ、「実父と・・・できていない」と綴ることには迷いがあった。「実父と暮らすことがあるべき姿である。暮らせないことは、すなわち不幸である。」とするのは適切ではない。また、「実父と暮らせない欠損家族だから虐待が発生する。」といった前近代的でステレオタイプな受け止め方が生じることがあってはならない。また、可能性とすれば、「実父ではなく、養父

や継父と暮らしているため、虐待だと疑われた。」「母子家庭であることで、発見されやすかった。」<sup>1</sup>「母子家庭だったために通告された。」ということもありうる。しかし、それを踏まえても、「通告された子どもの概ね半数は実父と暮らしてはおらず、母子家庭である割合が4割前後に及ぶ。」ことは、この調査結果において事実である<sup>2</sup>。

筆者は、厚生労働省の調査とは別に、平成18年に発生した児童虐待による62事例（心中を含む）について調べたことがある。そこで明らかになったのは、養育の負担が集中する中で母親が追い詰められる姿であった。多くの心中事例がそうであり、乳児への暴力も、決して少なくない新生児遺棄についても同様であった<sup>3</sup>。

また、筆者は、平成18年以降に発生し報道された死亡事例を随時取り上げ、ゼミに在籍する院生とともに事例研究をしているが、10代で最初の出産をし、20代の前半で複数の子どもを抱えたまま、養育に行き詰ったり、適切に養育できなかつたりする例が少なくないと受け止めている<sup>4</sup>。ここで感じてきた「少なくない」については、あくまで筆者の印象に過ぎない。しかし、今回の悉皆調査の結果に現れた母子家庭の占める割合の多さは、目を離してはならない正面から受け止めるべき事実である。

母親に子育ての負担が集中する社会のあり方を見直すこと。一人親の子育てを支援し、ステップファミリーの子育てを応援することは、個別事例への援助においても、児童虐待の防止においても、我が国が取り組まなければならない最重要課題の一つであろう。

## (2) 家族が抱える問題

次に、通告の対象となった家族が抱える問題について見てみよう。表2がそれである。

この結果についても、表面的に理解しないように注意が必要である。

児童虐待は、その子どもの世帯の経済状態が、どんなに豊かでも、また、どれほど広く豪華な家に住んでいても起こりうる。当然のこととして、どんな職業で、どんな雇用形態であったとしても発生する。だから、お金があり、しっかりした仕事をしているからといって、それをもって個々の事例におけるリスクの判定のレベルを下げてはならない。

---

<sup>1</sup>児童扶養手当を受けている世帯が多い、他の世帯構成に比べて生活保護受給率が高いといった状況から、公的機関にキャッチされやすいと言えるだろう。

<sup>2</sup>誰が虐待者であるかという統計で、常に実母が第1位で、実父が第2位である。この調査においても同様であった。このような結果を見るたびに扱いに注意が必要だと思われる。すなわち「継母・継父が悪いとは決めつけられない。実母・実父が多い（悪い）ので、注意すべきである。」という受け止め方である。ここで報告した結果を裏返せば、実母と暮らす子どもが8割であり、実父と暮らす子どもが5割に達する。母集団がはるかに大きいことから、虐待者が実母・実父である割合が高いのは当然である。しかも、実母からの「いらいらしてしまっ、子どもに手をあげることがあります。これは虐待ですよ。」という振り返りや自責の相談も、そのような母親のことを心配する家族からの相談も、虐待事例1件、虐待者実母1件とカウントされることを理解しておかなければならない。

<sup>3</sup>日本社会事業大学研究紀要第54集 2007年12月219頁-242頁及び立正社会福祉研究通巻第16号 2008年3月105頁-111頁

<sup>4</sup>平成18年（2006年）12月苫小牧市の1歳男児死亡事例、平成20年3月三郷市の2歳男児死亡事例、同年同月奈良市の0歳男児死亡事例、同年9月さいたま市1歳女児死亡事例、平成21年1月千葉県松戸市で起こった火災による死亡事例などがある。

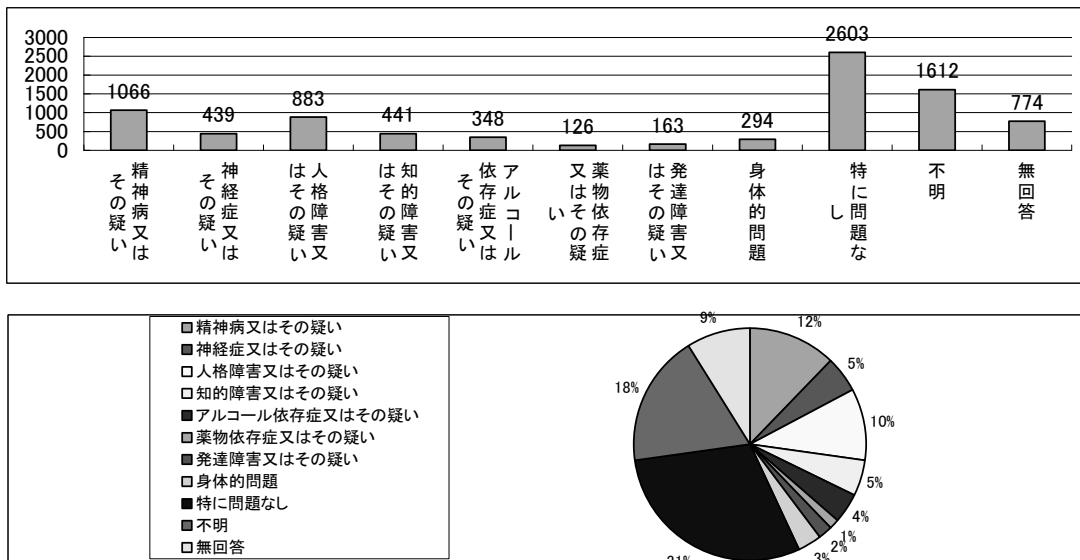
しかし、このことが強調されるあまりに、児童虐待と貧困、児童虐待と社会的排除との間にある正の相関に口をつぐむべきではない。余裕がなく、孤立した生活において、子どもを適切に養育したくてもできず、暴力や放置が発生しやすいのは当然であろう。これに対して、「それもまた仮説だ」という主張に対しては、「それならば、この仮説が成り立ちえないことを照明して欲しい。」と言うべきが、実際の事例にかかわる、児童相談所で「臨床」にあたるものの実感であろう。

表 2 Ⅲ. 虐待の要因、結果－③虐待につながるとされる家庭・家族の状況

	経済的な困難 1	不安定な就労 6	ひとり親家庭 3	DV 5	虐待者の心身の状態 2	夫婦間不和 4	親族、近隣、友人から孤立 7	他の家族間の葛藤	育児疲れ 8	育児に嫌悪感、拒否感情	劣悪な住環境	その他 明らかに高い	特になし	不明	無回答	
合計	2721 33.6	1318 16.2	2148 26.5	1384 17.1	2519 31.1	1482 18.3	1094 13.5	663 8.2	796 9.8	565 7.0	406 6.0	290 3.6	358 4.4	483 6.0	704 8.7	
《虐待の重症度別》																
生命の危機あり	39 30.2	16 12.4	30 23.3	17 13.2	47 36.4	28 21.7	22 17.1	19 14.7	33 25.6	13 10.1	10 7.8	6 4.7	9 7.0	7 5.4	5 3.9	
重度虐待	181 38.7	83 17.7	128 27.4	52 11.1	175 37.4	78 16.7	111 23.7	45 9.6	55 11.8	60 12.8	42 9.0	21 4.5	28 6.0	15 3.2	16 3.4	
中度虐待	872 42.0	438 21.1	651 31.3	407 19.6	876 42.2	436 21.0	406 19.5	224 10.8	202 9.7	204 9.8	211 10.2	84 4.0	74 3.6	37 1.4	30 1.4	
軽度虐待	1065 36.7	530 17.9	867 29.4	549 18.6	935 31.7	559 18.9	357 12.1	234 7.9	342 11.6	218 7.4	152 5.1	129 4.4	119 4.0	159 5.4	64 2.2	
虐待の危機あり	416 31.1	191 14.3	366 27.3	260 19.4	376 28.1	301 22.5	161 12.0	104 7.8	125 9.3	39 2.9	56 4.2	38 2.8	101 7.5	64 4.8	27 2.0	
不明	66 20.1	30 9.1	53 16.2	55 16.8	47 14.3	53 16.2	21 6.4	19 5.8	21 6.4	10 3.0	5 1.5	6 1.8	13 4.0	81 24.7	30 9.1	

特になしとの回答は、わずか4.4%である。

表3 Ⅱ. 虐待者について(虐待者A)－⑥虐待者の心身の状況 実数と割合



次に見ておきたいのは、家族メンバーのうち、現に子どもの監護にあたる個々の保護者が抱える課題や問題である。表2・表3を見れば、明らかなように、保護者の中

で、何らかの社会的な不利や個人的に疾病・障害を持たないことはむしろ希である<sup>5</sup>。

#0031 表4	Ⅱ. 虐待者について(虐待者A) - ⑨虐待者の生育歴										
	両親の死亡	ひとり親家庭	継親子関係	養子・里親体験	施設体験	両親不和	被虐待体験	その他	特になし	不明	無回答
合計	73	818	188	52	263	566	807	142	1235	4029	799
	0.9	10.1	2.3	0.6	3.2	7.0	10.0	1.8	15.2	49.7	9.9
《虐待の重症度別》											
生命の危機あり	-	18	6	-	4	14	18	4	33	52	4
	-	14.0	4.7	-	3.1	10.9	14.0	3.1	25.6	40.3	3.1
重度虐待	3	57	17	10	25	53	72	15	88	203	15
	0.6	12.2	3.6	2.1	5.3	11.3	15.4	3.2	18.8	43.4	3.2
中度虐待	31	293	74	25	84	226	324	65	366	904	39
	1.5	14.1	3.6	1.2	4.0	10.9	15.6	3.1	17.6	43.5	1.9
軽度虐待	27	292	60	7	99	188	277	37	455	1695	83
	0.9	9.9	2.0	0.2	3.4	6.4	9.4	1.3	15.4	57.4	2.8
虐待の危機あり	7	111	25	7	35	56	89	16	228	811	42
	0.5	8.3	1.9	0.5	2.6	4.2	6.6	1.2	17.0	60.6	3.1
不明	3	25	1	1	9	10	9	5	32	209	37
	0.9	7.6	0.3	0.3	2.7	3.0	2.7	1.5	9.8	63.7	11.3

半分の事例について、不明という結果をどうとらえたら良いか。虐待が無かった事例ならわかる。関与の度合いが少ない、調査を辞退するといけこともあるだろう。しかし、軽度であっても虐待があったとすれば、事例としては「軽くない」生活と歴史が確かめられなければならないはずである。

これらを踏まえれば、生育歴が把握されている事例が、全体の半数であることは、「低すぎる」のではない。調査が必要ながら出来ていない割合が高いと結論するのは乱暴であろうか。これでは、援助は組み立てることができない。

被虐待経験が確認できるのは、1割である。ただし、不明が半割に及ぶことや、他の項目に比べて把握されにくいことを考慮する必要がある。「様々な困難、支えの無い状況」は、間違いなく連鎖している。

### (3) 個々の保護者が抱える問題

そして、経済的に困難である、一人親家庭である、夫婦間に不和やDVがある、就労が不安定である、孤立しているといった、「支えやサポートがない状態」が、世代を越えて連鎖している<sup>6</sup>ことが、この調査結果から明らかである<sup>7</sup>。(表4参照)

### (4) 虐待の深刻度別の子どもの状況…年齢を中心に

以前から、「子どもの年齢が低い場合には死に直結する可能性があるので、特に注意すべきである。」と強調されて来た。今回の調査により、実際にもそのリスクの高さが認められ、このような判断基準が浸透していることが浮き彫りになった。これが、表5と、表6に映し出された数字の対比にはっきりと映し出されている。

<sup>5</sup> 人生の中で、大切な人を失う、事故や天災に見舞われる、職や経済的な基盤を奪われる、深刻な病気を患うといった経験を、いっさい持たないことは、むしろ希であろう。そして、「現時点で、何らかの課題や問題を抱えている。」ことも、決して特別なことではないのかも知れない。だから、保護者の抱える課題を必要以上に強調することは、バランスを欠くことになる場合がある。そして、その上で、これらの課題や問題を直視し、問題を保護者の個人的な責任のみに帰することなく、子どもの福祉を達成するために、これらに共に取り組み、解決を図ろうとする姿勢が、援助する側には必要である。

<sup>6</sup> 石田由美子(母子生活支援施設ナオミホーム) 2001年「社会福祉研究」第82号66頁

<sup>7</sup> しばしば言われる「被虐待経験がある保護者は、虐待しやすい」という虐待の世代間連鎖が認められる保護者は約10パーセントである。ただし、これについては、「把握することが難しい」といった点を考慮すべきことを忘れてはならない。しかし、その一方で、「施設入所経験」がある保護者の割合は、3.2%で、全体に占める割合こそ高くはないものの、施設入所経験ある市民の割合との間で考えれば、はるかに高率であると推察される。

児童相談所の対応が十分でないという批判は絶えず付きまとい、その重要な職務の故に常に襟を正し続けなければならないことは当然である。しかし、その一方で、この調査結果でも明らかになったように、現場において、これだけ多くの「生命の危険がある」深刻な事例に、日々対応していることは、児童相談所として、胸をはって報告すべきことであろう。

表5 年齢別の通告件数（全体）

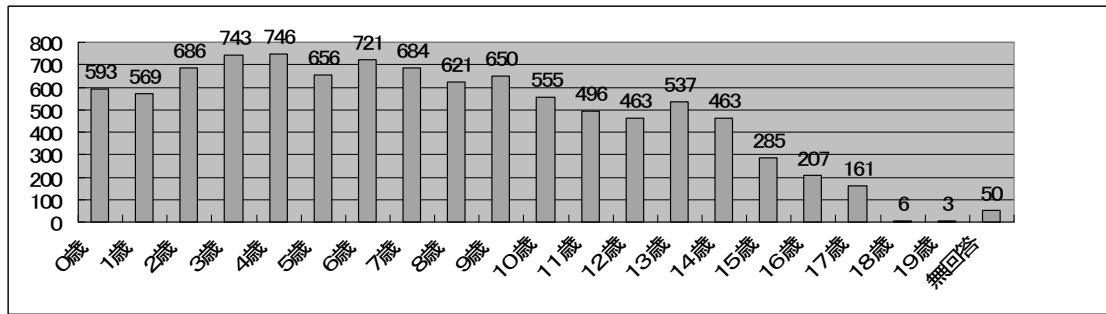
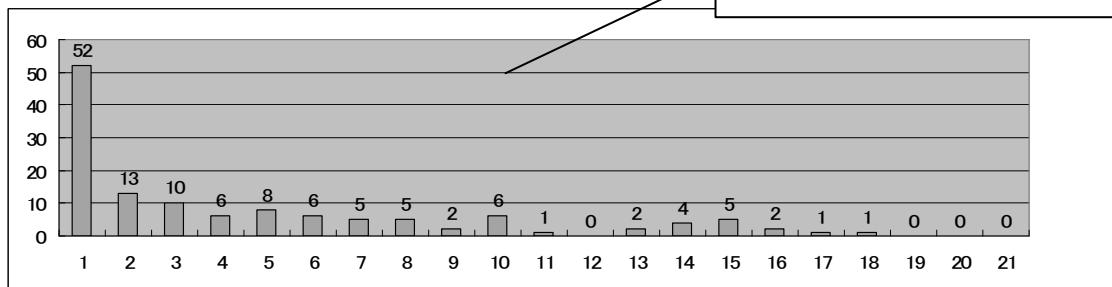


表6 年齢別の通告件数（生命の危機有り）



#0024	表7	I. 被虐待児について(7)虐待の有無-⑧他のきょうだいへの虐待の有無				
		きょうだいはいない(一人っ子)	きょうだいはいるが本児のみ虐待された	本児のほかに他の子も虐待された	不明	無回答
合計		1399	1356	4015	434	904
《虐待の重症度別》		17.3	16.7	49.5	5.4	11.1
生命の危機あり		45	39	36	4	5
重度虐待		97	134	195	21	21
中度虐待		369	394	1229	49	37
軽度虐待		178	190	59.1	2.4	1.8
虐待の危惧あり		502	579	1667	127	79
不明		17.0	19.6	56.4	4.3	2.7
生命の危険がある事例では、当該児童のみ、あるいは一人っ子の割合が高い。		20.7	11.8	53.5	9.3	4.6
		70	32	120	74	32
		21.3	9.8	36.6	22.6	9.8

きょうだい無しも含めての割合

- きょうだいはいない(一人っ子)
- きょうだいはいるが本児のみ虐待された
- 本児のほかに他の子も虐待された
- 不明
- 無回答

きょうだいがいる場合の内訳(不明・無回答を除く)

- きょうだいはいるが本児のみ虐待された
- 本児のほかに他の子も虐待された

(5) 生命の危険があるとされた事例の家族の状況

その意味も含めて、ここで「生命の危機あり」と判断された事例の姿を、もう少し見ておこう。

一般社会において「深刻な児童虐待」といったときに想起されるイメージは、「怯えた無抵抗な子どもに執拗に繰り返される暴力や放置或いは性的な加害」であり、「児童相談所などの公的機関の介入に激昂したり、頑なに関わりを拒否したりする保護者」であろう。そして、確かに児童相談所で、職員が対応に苦慮し、神経をすり減らしているのはそのような事例であることが多い。

しかし、児童相談所という臨床の場で、本当に気を遣い、対応が急がれるのは、必ずしも、このようなイメージどおりの事例だけではなく、「新生児を抱えて養育に行き詰まっている産後うつやその他の精神疾患を抱える母親」「乳幼児を抱え、本人たちは一生懸命養育する意志を持ちながらも、何らかの障害や生活体験の著しい偏りのゆえに、自分たちの手だけでは自律的な生活を組み立てられず、自分たちを支えてくれる私的なネットワークも持たない保護者」といった事例なのである。このような事例では、ある時は、自ら助けを求めながら、その意志を継続することができなかつたり、せつかく提供された援助をうまく利用し続けることができなかつたりする場合が少なくない。

表8にあらわれたように、生命の危険がある事例は、そうでない事例以上に「援助を求めている割合」が高い。援助を求めながらも、「生命に危険あり」と判断されている事例が、こんなにも多いことは、他の事例より、「一人っ子が多い」(表7参照)、「実父母である割合が多い」(表1参照)などの特徴とともに、前述したような事例が少なくないことが、統計上にも現れた結果だと推察される。

表 8

Ⅱ. 虐待者について(虐待者A)－⑧虐待者の虐待についての考え方

	行為も虐待も認めない	行為は認めるが、言い逃れ等により虐待を認めない	行為は認めるが、信条によるとして確信的に虐待を認めない	虐待を認めて、援助を求めている	虐待を認めているが、援助は求めていない	不明	無回答
合計	975 12.0	877 10.8	1006 12.4	1607 19.8	922 11.4	1952 24.1	769 9.5
《虐待の重症度別》							
生命の危機あり	23 17.8	15 11.6	6 4.7	40 31.0	17 13.2	23 17.8	5 3.9
重度虐待	74 15.8	61 13.0	86 18.4	118 25.2	74 15.8	40 8.5	15 3.2
中度虐待	332 16.0	317 15.3	352 16.9	496 23.9	268 12.9	278 13.4	35 1.7
軽度虐待	343 11.6	351 11.9	403 13.6	652 22.1	385 13.0	758 25.7	62 2.1
虐待の危機あり	151 11.3	109 8.1	124 9.3	246 18.4	146 10.9	521 38.9	42 3.1
不明	26 7.9	7 2.1	21 6.4	30 9.1	12 3.7	196 59.8	36 11.0

虐待を全く認めないのは、1割強から2割弱である。これに対して、虐待を認め援助も求めているのは、2割前後から3割である。広い意味で虐待を認めないグループと広い意味で虐待を認めるグループに分けると、35% 対 31%(不明・無回答:34%)とほぼ半々である。

生命の危険有りにおいては、援助を求める比率が高い一方で、行為も虐待も認めない比率も高い。



### 3. 虐待をする保護者と児童相談所との関係…一般的なイメージとの比較

今までの記述においても、「虐待をする保護者」の実際の姿が一般に定着しているイメージと異なることについて触れてきたが、この点を意識しながら、もう少し、調査に現れた数字と割合について見つめてみたい。特に確認したいのは、「保護者が虐待を認めるか否か」「保護者が、児童相談所の関わりを受け入れるか否か」「保護者が援助を求めるか否か」の3点である。

表9 虐待者の虐待についての考え方（全体：割合）

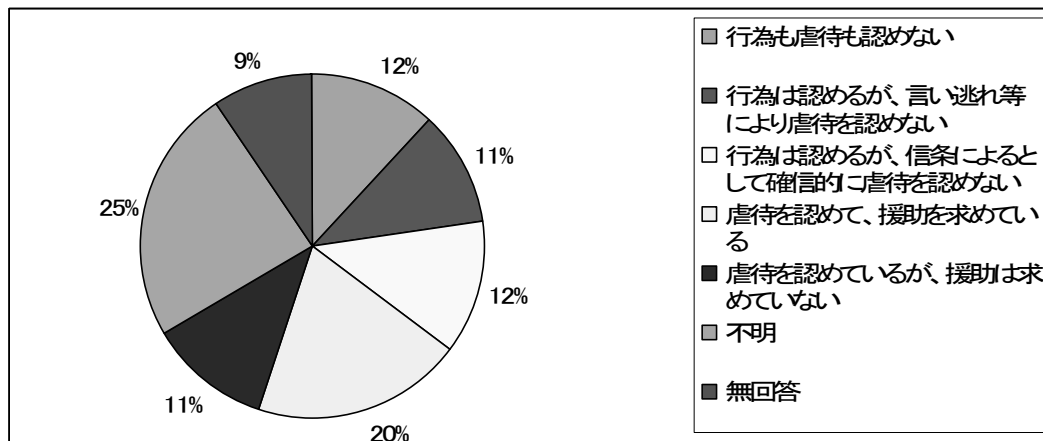
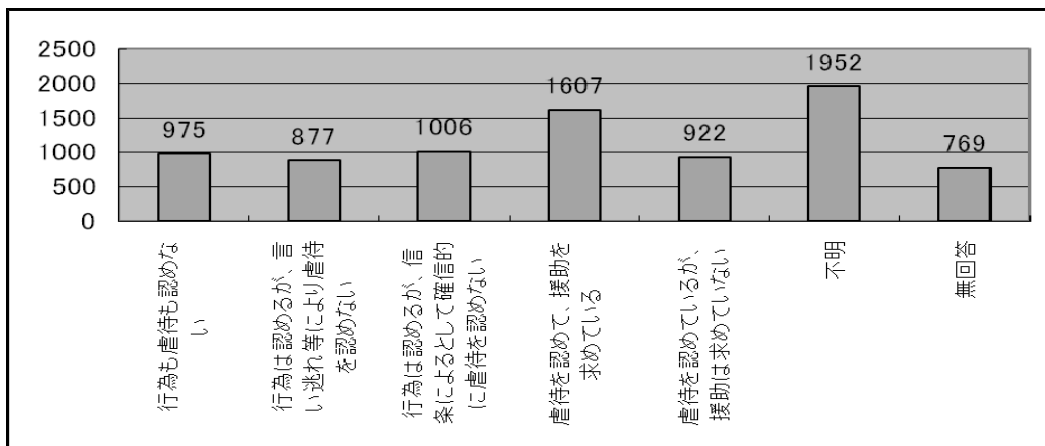


表10 虐待者の虐待についての考え方（同上：実数）



これら3点に関わる数字と割合を見たとき、筆者には、「虐待する保護者は、虐待の事実を認めず、関わりを拒否し、援助を受け入れない」という見方や言い方が、必ずしも適当だ（多数だと）と思うことはできない。

児童虐待防止法が施行された平成12年前後から、立入調査の実施件数、親権者の同意を得ない児童福祉施設への入所の申し立て件数、親権喪失宣告の申し立て件数は、いずれも増えている<sup>8</sup>。しかし、それでも、この中で比較的件数の多い同意によらない

<sup>8</sup> これに関して筆者は、「子どもの権利擁護を図る」「保護者に何らかの変化や取り組みを求める」「行政の行き過ぎた対応や私生活への行き過ぎた干渉が無いかを評価する」という必要から、司法関与の

施設入所措置承認の申し立てにおいても、年間200件（平成18年185件、同年立入調査238件：全国）に達していない。つまり、平均すれば、1ヶ所の児童相談所で年間1件あるかないかの数にすぎないのである<sup>9</sup>。

表11 虐待者の児童相談所への態度

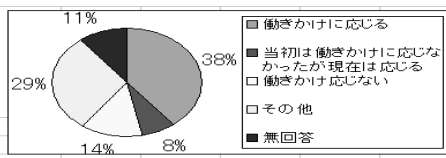
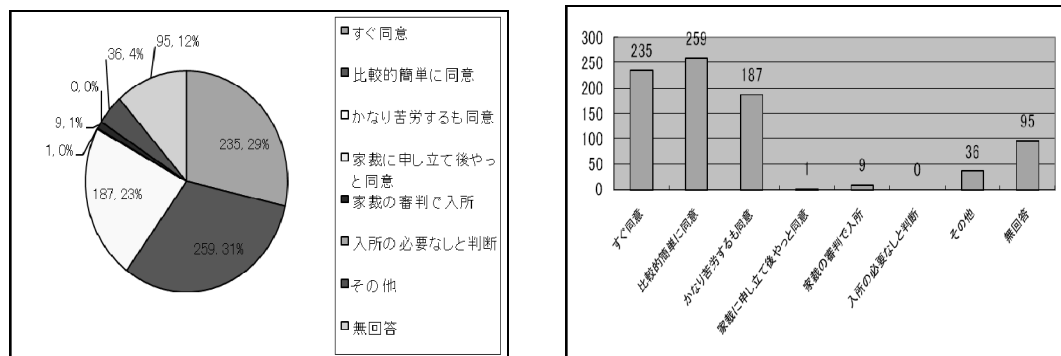
#0051	IV. 児相の対応(4)ケースに対する援助②					
	働かかけに応じる	当初は働かかけに応じなかったが現在は応じる	働かかけに応じない	その他	無回答	
合計	3167 39.1	612 7.5	1096 13.5	2377 29.3	856 10.6	
《虐待の重症度別》						<p>その他が多いが、この中身は何か。「継続して関わる必要が無かった。」「現在働かかけているところであり、応じる・応じないのいずれか一方には入れにくい」といったものが含まれているのだろうか。いずれにしても、概ね半数は、結果的に働かかけに応じ、働かかけに応じないのは、概ね14%である。(この数字は、虐待者が、虐待を認めないとした数字との関係でも読み込むべき数字である。)</p> <p>この数字を、①保護者は、かかわりの接点がないわけではない。②半数の保護者は、自らの行動を振り返る働かかけに応じている。③児童相談所の働かかけが効果を生んでいる……と理解するのは誤りだろう。</p>
生命の危機あり	64	12	15	33	5	
重度虐待	49.6	9.3	11.6	25.6	3.9	
中度虐待	236	49	84	71	28	
軽度虐待	50.4	10.5	17.9	15.2	6.0	
虐待の危惧あり	923	266	364	458	67	
不明	44.4	12.8	17.5	22.0	3.2	
その他	1234	213	380	952	175	
生命の危機あり	41.8	7.2	12.9	32.2	5.9	
重度虐待	550	50	154	509	76	
中度虐待	41.1	3.7	11.5	38.0	5.7	
軽度虐待	62	9	48	171	38	
虐待の危惧あり	18.9	2.7	14.6	52.1	11.6	
不明						

表12 虐待者の施設入所への態度



これらの実態を踏まえていうならば、子どもへの人権侵害があり（疑いを含む）、且つ、激しく抵抗或いは頑なに介入を拒否する事例等の場合には、更に積極的にこれらの方法を用いるとともに、それらばかりに関心を奪われることなく、保護者からSOSがある事例<sup>10</sup>をしっかりと受け止め、態度が曖昧な状態にある保護者の思いをうまく引き出し、援助関係を上手に結び、「内的な問題」「関係性の問題」「生活上の問題」「社会的な問題」等を総合的に取り扱って、保護者をエンパワーメントし、具体的な援助サービスにつなげることの重要性の方に、本来向けるべき関心と視線を向けなければならないものとする。

度合いを強める必要があり、そのためにもこれらの申し立てを、現在の水準より、はるかに増やさなければならないと考えている。

<sup>9</sup>平成20年4月1日から制度が創設された「臨検」については、今回の調査期間（3ヶ月間）中、適用例がなかった。

<sup>10</sup>死亡事例を丹念に調べると、関わりを拒否しているどころか、過去に自ら何らかの関わりを求めて援助機関に来談している例が少なくない。

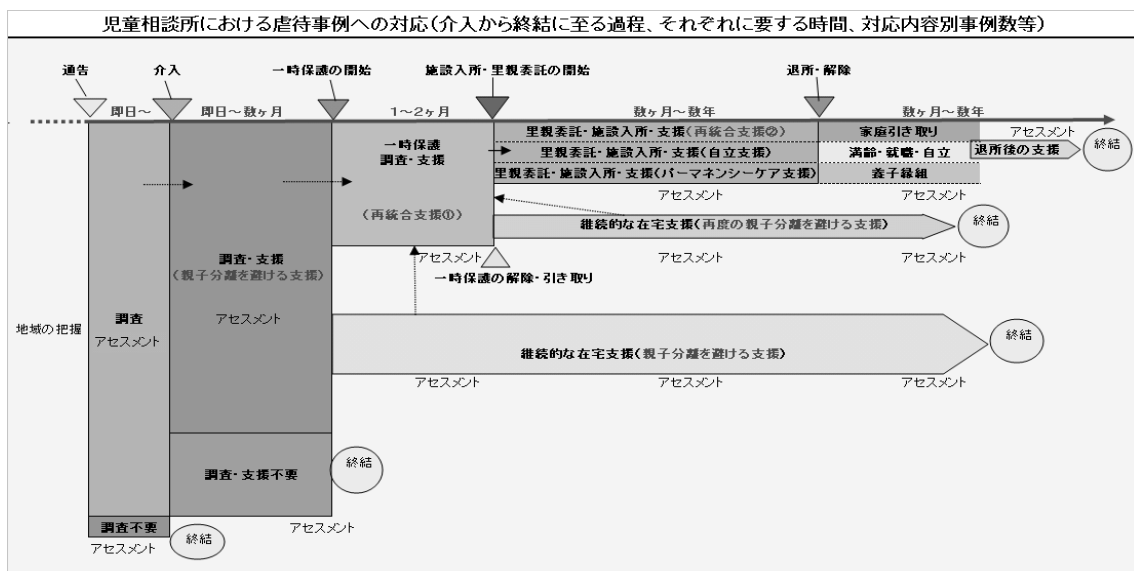
#### 4. 「家族再統合」の意味と意義

##### (1) 「家族再統合」の概念を中心に

狭義の家族再統合の必要性、すなわち、「親子分離を進めるなら、親の‘治療’をいい、

再び、一緒に暮らせるようにさせなければならない。」<sup>11</sup>というような意見が多く聴かれるようになったのは、児童虐待防止法成立後の平成12年～13年頃であったと思われる。これに対して、「全ての親子と一緒に暮らすことを目指せるわけではなく、それぞれの親子に応じた良好な関係を成立させることが必要である。」<sup>12</sup>と主張されるようになり、その後、親子分離を避けることも、親子のあり方の変革を進めるという意味では「家族再統合」であるという言い方も見られるようになってきている<sup>13</sup>。

図1 (筆者作成)



児童相談所が行うべきことは、ここに上げた全てのことを指すのであって、その一部であるべきではない(パーマネンシー・プランニング)。そして、これら全てのものを「家族再統合」と呼ぶならば、決して新しい言い方ではない<sup>14</sup>が、例えば、最初のを「子どもの家庭復帰」、次を「親子関係の再構築」<sup>15</sup>、そして最後のものを「家

<sup>11</sup>狭義の親子再統合：全国社会福祉協議会「児童家庭福祉論」194頁(2009年3月)。

<sup>12</sup>広義の親子再統合：同上195頁及び平成14年度厚生労働科学研究「虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」主任研究者庄司順一16頁-17頁(2003年3月)。

<sup>13</sup>母子保健情報50号「特集：これからの児童虐待防止を考える」33頁-34頁。日本子ども家庭総合研究所(2005年1月)

<sup>14</sup>従来から児童相談所で使われて来たものや欧米で使われているものを、研究者が日本語に訳しながら、あまり一般化しなかったものを含む。

<sup>15</sup>家庭復帰が望めない子どもの里親委託や養子縁組を進めることを、実親との関係を断ち切ることと同義に捉えることは誤りである。里親養育はもとのそのようなものではないし、養子縁組にしても、いわゆる普通養子の場合には、実親との法的な親子関係が消滅するものではない。欧米では、養子縁組後も、

庭維持」と銘々し直して、このどれもが、子どもの利益のために必要・不可欠なものであると意識されるように努めなければならない。

## (2) 「家族再統合のための援助」の概念を中心に

この節では、家族再統合のうちの、「子どもの家庭復帰」に焦点をあてて論じよう。残念ながら、現在の児童相談所においては、これが、施設入所中の子どもの家庭復帰のみを意識して語られている傾向があるのではないか。

筆者は、この問題意識を、今回の調査の調査票を作成する委員会の場で、繰り返し述べた。そして、その議論の場で、筆者が作成した図1を示し、委員の方々に、この問題意識について問い、それぞれの委員の方々の考えを、お尋ねした。

欧米における施設入所と日本のそれとは大きく異なっており、欧米では、①施設入所そのものが少なく里親養育が主流である。②施設の場合でも、定員規模からすれば、日本のグループホームに近い形態である。③いずれにしても入所或いは委託の期間が短い。④そこで、「家庭引き取りのための援助」として行われているものの実質は、我が国において一時保護中に行われている関わりに近いのではないか。⑤我が国においても、入所後2年を越えてからの家庭引き取りは、継続的に親子の接触が持たれている場合を除いて難しいと捉えているがどうか？というのがその内容である。

これに対しては、この調査に児童相談所の実務者として参加された委員からも、「再統合プログラムを導入した当初は未整理であったが、実際に取り組む中で、一時保護中や施設入所して間もない時期のかかわりが重要であることが意識されるようになってきている。」との応答があった。

「家庭に帰りたい」という子どもたちの願いを前提にすれば、その実現を目指すかたちで支援を続けることは当然である。しかし、それが実際には困難な場合（実質的に親子の関係が切れてしまっている場合や引き取りをしたいという希望があっても虐待の再発や新たな加害の発生が容易に予測される場合）には、その事実を受け入れるための援助を行うことや実親の下ではなく里親や養親の下で育ち、そこを基盤として自分の人生を生きることができるよう援助することが必要であろう。いずれにしても、「施設に入所中の子どもの家庭引き取りを促進すること」のみに関心を集中させるのではなく、「一時保護の段階で、的確なアセスメントを行い、いかに保護者との間で援助契約を結び、中身のともなう在宅支援を行って行くか。」「家庭引き取りが難しいかどうかを的確に見極めて、それを子どもと保護者との間で納得・共有し、どうゆう形でならば親子としての関係性を維持しつつ子どもに対して永続的な愛着の対象を持つことを保障しうるか。」そして、「どうすれば子どもたちが、将来、自律的な生活を営み、生きることの喜びを実感し、健康な家庭を築き得るようになるか。」についても、その重要性に相応しい関心を向けるようにしなければならない。

さて、次に、これらのことを踏まえた上で、調査結果に表れた保護者援助の専管組織の整備状況と、ここで行われる援助の状況について見てみよう。

今回の調査の結果からいえば、専管組織の整備率はほぼ半数に及ぶものの、個々の

---

実親との交流を続ける「オープンアダプション」の考え方が拡がりつつある。

事例に対して「専管組織による援助」が適用されている状況は低迷していると言わざるをえない（専管組織による援助の適用率15.2%）。

筆者が、訪問によりヒヤリング調査を行わせていただいた2ヶ所の児童相談所においても、一ヶ所は専管組織を有しておらず、1ヶ所は専管組織を設置し、良くまとめられた優れた様式まで作成済みの親子再統合プログラムを持ちながらも、適用例がほとんどないとのことであった。

このヒヤリングにおいて伺った職員の方の言葉を踏まえた上での筆者の理解では、現在の児童相談所の状況は、次のように仮説立てできると思われる。

- ①介入にかかわる専管組織については、人事や財政を所管する部署に対して説明がしやすく、役割についても組織内の合意がとりやすいので、整備率が高い。
- ②これに対して、家族再統合に関わる専管組織の設置については、総論的には賛同が得られるものの、児童相談所内においても、その役割が、「広義の家族再統合」（前述）を促進することなのか、そもそも適用が限定される「治療的プログラム」を実施することなのか、が明確でない例が見受けられる。（消極的な意味合いではなく、効果が期待できる事例とそうでない事例があるという意味である。もともと「治療」とはそういう性格のものではないだろうか。）
- ③そもそも、治療的プログラムを効果的に適用するためには、どの事例にどのような課題があり、どのような援助が必要なのかを見極め（調査、アセスメント）、これに対して援助プランを作成し、それを解りやすく提示して合意を取り（ケアプランの作成、援助契約の締結）、それに取り組む動機づけを高め（エンパワーメント）、援助の全体を進行管理する（マネジメント）ことが重要である。
- ④このためには本体の充実（児童福祉司、児童心理司等の増員と力量の向上）が不可欠であって、オプション（専管組織の設置、治療プログラムの導入）だけを付け加えたのでは、内実のともなう相談援助体制の拡充にはつながりにくい。
- ⑤ただし、児童相談所本体の充実のための戦略として、「家族再統合プログラム」の導入や「そのための専管組織」の整備を掲げることもありえるし、むしろ現実的である。まずは、そのことを合意する必要がある。しかし、その場合であっても、現在使用されている「家族再統合」という言葉の概念を、今一度問い直し、援助の全体の中で整理する必要がある。

#0057 表13	Ⅳ. 児相の対応(4)ケースに対する援助－④援助について					
	児童福祉司	児童心理司	医師	その他	無回答	
合計	3389	1114	168	300	69	児童心理司が関わる事例は3割にとどまる。一方で、重度の事例には、10ポイントも多く関わっている。これをどう解釈するか。本来は、もっと多くの事例に関わるべきだが、配置数が少ないので、それができない。そこで、必要性が高く、且つ程度の重い事例にのみ関わっている傾向があるのではないかと。
	95.0	81.2	4.7	8.4	1.9	
《虐待の重症度別》						ほとんど全ての事例に児童福祉司が関わっている。児童福祉司のおかれていない厳しい状況・忙しさが推測できる。
生命の危機あり	78	24	10	16	1	
	96.3	29.6	12.3	19.8	1.2	医師が関与できている事例は、5%弱に過ぎない。虐待者の心身の状況からすれば、医師の関与が必要な事例はもっと多いはずである。
重度虐待	273	123	29	33	12	
	92.9	41.8	9.9	11.2	4.1	
中度虐待	1125	402	67	106	16	
	95.6	34.2	5.7	9.0	1.4	
軽度虐待	1261	400	45	83	16	
	96.4	30.6	3.4	6.3	1.2	
虐待の危惧あり	472	106	12	42	22	
	91.8	20.6	2.3	8.2	4.3	
不明	79	24	3	9	2	
	94.0	28.6	3.6	10.7	2.4	

## 5. 虐待事例に関わる児童相談所の保護者援助・家族援助のこれまでとこれから… ソーシャルワークの必要性

さて、最後に、この調査が全国児童相談所所長会によって10年に1度取り組まれて来た非常に社会的意義の深い調査であることを踏まえ、20年前、10年前、今、そして、これからの10年を念頭において、標記のことについて論じることにはしたい<sup>16</sup>。

### (1) 保護者への援助・指導に侵入したパターンリズム

ここ20年間に、社会福祉のあり方は大きく変わった。いわゆる「措置から契約へ」の流れである<sup>17</sup>。筆者は、この流れの全てを好ましいものだと考えていない<sup>18</sup>が、変化の必要を説明する際に用いられた「パターンリズムからの脱却」については、是非とも必要であり、更に現状に増して強調されなければならないと考えてきた<sup>19</sup>。

これに対して、児童虐待に関わる援助については、この間の社会福祉の流れとは全く逆に、社会福祉が脱却しようと努力したパターンリズムをむしろ強めてきたと言えるだろう。児童福祉において措置制度が堅持されたことは、子どもの健やかな「生」

<sup>16</sup>今から20年前にあたる1989年は、国連で児童の権利に関する条約が採択された年である。この条約には、子どもの生命に関する権利や実親から不当に分離されない権利、アイデンティティを保持する権利、家庭を失った子どもの代替的監護、虐待や搾取をされない権利、施設や病院に入所した子どもについての定期的な審査などについて具体的に規定されている。日本の児童相談所で児童虐待の統計がとられるようになったのは翌年1990年すなわち平成2年からであった。我が国は平成6年にこの条約を批准し、現在に至る。

<sup>17</sup>児童福祉、特に、児童虐待や社会的養護の分野に限っては、措置制度が堅持された。これは、サービスの受け手である子どもに代わって契約の主体となるべき親あるいは保護者が、居ないこと、いても養育において適切さに欠けることが多いこと、或いは他の何らかの理由で、その役割を担うことが困難であることから、契約制度になじまないとされたと言われている。

<sup>18</sup>公の責任の回避、或いは、これに利用される面があると考えからである。

<sup>19</sup>「措置から契約へ」と同時に強調された「自立支援」の考え方でさえ、「自己責任だから立て、支援してやるから」という究極のパターンリズムとなる危険性がある。

と「育成」に対する国及び地方公共団体の責務が果たされるために必要だった。しかし、保護者の責任ばかりを強調し、養育を適切に行えないことを糾弾し、不適切を認めさせ、反省の上に立って、「子どもとの関わりについて改善を求める」という手法が、ほとんど全ての児童虐待に関わるとされる事例に適用可能であるかのような言い方がなかったのかどうか、児童相談所及び児童相談所の臨床をリードしてきた研究者は自戒すべきである。これは、まさに脱却すべきパターンリズムそのものであるように感じられてならない<sup>20</sup>。

## (2)保護者のSOSを的確にキャッチすることの重要性

前述したように、保護者が何らかのかたちで、公の機関に支援を求めていることは珍しいことではない。しかし、そのSOSは、必ずしも、適切に発せられるのではなく、曖昧なものであったり、発せられた直後に取り消されてしまったりする。或いは、ただの我が侷な要求や苦情にしか映らないものであることもある。しかし、そのような形でしか発せられないSOSではあっても、それを受け止め、つなげて行かなければ、子どもの命と福祉は守れない。極論すれば、出産にあたって一度も検診を受けていないこと、乳幼児検診を一度も受けていないことが、その保護者が発しているSOSなのである。

「通告がありながら動かなかった」ことのみが批判され、「SOSが発せられなかった」「SOSが発せられながら受け止められなかった」が嘆かれない児童福祉であり続けてはならない<sup>21</sup>。本当に重要なのは、子どもの命や利益が守れたかどうかなのであって、注意が集中している「悪質なものに対して、毅然とした対応ができたかどうか」は、その一部に過ぎないのである。

## (3)回復させなければならないソーシャルワークへの関心

筆者としては、新しい治療プログラムへの関心に比べて、長い年月を経て積み上げられたソーシャルワークの援助技術を保護者への援助に活かそうという声が弱いことが非常に残念でならない。

改めて言うまでもないが、ソーシャルワークとは、生活問題を抱える当事者の福祉の増進を目的として、その人とその人を取り囲む環境とその接点に、人間の行動と社会システムの理論を利用して、専門的に働きかける援助方法である。そして、ソーシ

<sup>20</sup> 父性的ソーシャルワークという言葉がある。この造語を必要とした時代的背景は十分理解できる。また、この造語を発信した優れた実践者の意図と時代が受け取ったものが、必ずしも一致していないことを踏まえておかなければならない。しかし、それであっても、ソーシャルワークでいう「受容」とは、何でもただ受け入れることではないし、「非審判的態度」とは、「一方的に相手を非難しない」ことであって、「黒を白」というようなものではないのである。ソーシャルワーカーは、もともと、クライアントと対等であるように努めながら、クライアントと真剣に、「対決」「対峙」してきたはずである。父性的ソーシャルワークという造語が、そもそもソーシャルワークとは呼べないようなものを「母性的ソーシャルワーク」と名付け、それを克服するものとして発信されたところに、多くの誤った理解が生じた原因の一つがあったと言わざるをえないのではないだろうか。

<sup>21</sup> この主張に違和感を持つ方は、高齢者や障害者の孤独死や虐待の発生を思い浮かべて欲しい。そこには、「嘆き」や「悲しみ」がある。これに対して、児童福祉では、嘆きや悲しみが薄く、「怒り」のみが突出している。児童福祉の充実が遅れている（体制が貧しい。予算が乏しい。）のは、そこに共感が失われ、当事者性が欠けているからではないだろうか。

ャルワークでは、取り扱う「生活問題」を、様々なレベル（マイクロレベル、メゾレベル、マクロレベル）の問題が複雑に絡み合い・関係しあって生じているものと捉え（エコロジカルモデル）、当事者の問題点にばかりに着目してそれを直そうとする（病的モデル、診断モデル）のではなく、その当事者の「健康さ」や「強み」に着目して援助しようとしている（ストレングスモデル）。

もちろんソーシャルワークの重要性をいう立場は、ソーシャルワークのみによって児童虐待の問題に対処しようとするようなものではない<sup>22</sup>。ソーシャルワークとは、問題のとらえ方、問題の共有の仕方、その解決のために様々なものをどのように活用して取り組むか等を当事者とともに考え、探し、計画し、行うという一連のプロセスによって構成されるもの、そのために用いる技術や基盤とする価値の体系として理解すべきものである<sup>23</sup>。

今回の調査結果に表れているように、通告された子どもとその家族の約2割以上が一時保護されて、そのうちの4割程度が施設入所ないし里親委託される。これらの事例はむろんのこと、これ以外のほとんど全ての事例について調査が行われて、アセスメント（評価）が行われる。当初から明らかに誤報や悪意の通告であることがわかる場合を除き、調査とアセスメントを行わなくて良い事例はない。

#0055 表14 IV. 児相の対応(4)ケースに対する援助-④援助について イアで親や親子に援助を行ったプログラムの実施状況

重い事例では、軽度の事例より、直接接触の「度合いが高い」。	来所して もらい個 別面接 (定期的)	来所して もらい個 別面接 (不定期)	家庭訪問 による面 接(定期 的)	家庭訪問 による面 接(不定 期)	施設に訪 問しての 面接(定 期的)	施設に訪 問しての 面接(不 定期)	個別心理 療法	グループ 療法	精神科医 療	その他の 医療	その他	無回答
	144	329	104	49.6	2.1	6.7	2.4	0.8	3.5	0.8	8.4	2.3
合計	604	1378	435	2081	89	281	102	32	148	33	352	95
《虐待の重症度別》												
生命の危機あり	14	29	18	31	6	9	5	-	9	1	2	2
重度虐待	16.9	34.9	21.7	37.3	7.2	10.8	6.0	-	10.8	1.2	2.4	2.4
中度虐待	25.6	40.7	12.0	40.7	5.1	9.9	3.3	1.5	5.7	0.9	6.0	2.7
軽度虐待	16.5	36.5	11.4	51.7	2.3	8.6	3.1	0.5	3.5	1.1	7.1	1.4
虐待の危機あり	13.0	31.7	9.4	49.6	1.4	5.0	2.0	0.7	3.7	0.5	9.1	2.7
不明	14	24	7	36	2	6	2	-	3	1	13	7
	14.4	24.7	7.2	37.1	2.1	6.2	2.1	-	3.1	1.0	13.4	7.2

定期的な家庭訪問による面接を行っているものが1割、不定期ながら家庭訪問を行っている事例が概ね5割に及んでいる。

精神科医療の提供を行ったものは、3.5%に過ぎない。

保護者との所内面接、家庭訪問面接がこれだけ行われていることを、どう評価すべきか。  
・援助の質と量を高めるには、まず面接の質と量を高めることなどではないか。  
・保護者への心理療法の適用がこんなに少ないことをどう評価すべきか、これは予想と一致しているか。  
・全ての事例で心理療法とするのが良いわけではないが、心理療法の適用がプラスの効果及ぼす割合は、もっと高いのではないか、実施する例を増やすためにも、心理職の増員と力量の向上が必要である。

複数回答のため、合計は100%を超える。

個別、グループを合わせても、保護者に心理療法を行っているものは、わずか3.2%に過ぎない。(子どもにのみ、心理療法を行ったものはカウントされていない。)

ほとんど全ての事例への対処に必要な、この調査やアセスメントの能力を向上させ

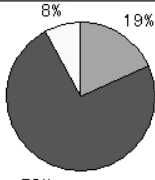
<sup>22</sup> ソーシャルワークは、様々な機能として捉えられる。治療・処遇機能の他に、調停・調整機能、代弁機能、保護機能、仲介・斡旋機能、マネージメント機能、連携機能、組織化機能、教育機能、社会変革機能などである。

<sup>23</sup> 価値は、まさにソーシャルワーク実践の本質に関わるものである。「人間の尊厳に最大限の価値を認める」「人間は変わりうると信じる」「信頼に足る社会の実現を目指す」「人間と社会を科学に基づいて理解・分析する」といったものが、ソーシャルワークが基盤とする価値として例示できる。



ずに何を充実させれば良いのだろうか。速やかに適切な調査を行い、その調査に基づき的確なアセスメントができれば、支援は自ずと明らかになるものである。

#0050 表15	IV. 児相の対応(4)ケースに対する援助－①家族の援助プラン		
	作成している	作成していない	無回答
合計	1515 18.7	5961 73.5	632 7.8
《虐待の重症度別》			
生命の危機あり	36 27.9	87 67.4	6 4.7
重度虐待	156 33.3	288 61.5	24 5.1
中度虐待	562 27.0	1459 70.2	57 2.7
軽度虐待	477 16.1	2360 79.9	117 4.0
虐待の危惧あり	205 15.3	1103 82.4	31 2.3
不明	23 7.0	276 84.1	29 8.8



■ 作成している  
■ 作成していない  
□ 無回答

ここで言う援助プランが何を指すのかは、明確にしきれなかったという反省が残る。それ故、この数字の信頼性は高いとはいえない。しかし、援助プランの有る無しは、虐待の重傷度との兼ね合いで、概ねきちんとした正規分布をなしている。すなわち深刻な事例においては援助プランを作成する割合が高く、比較的軽度な事例や疑いのレベルにある事例では作成していない割合が高まる傾向が認められる。

「援助プラン」という言葉が、「個々の事例毎の援助の計画」という意味では受け取ってもらえていることを前提とした上での話となるが、このような計画が立てられている事例が20%以下であり、73パーセントの事例で立てられていないとすれば、これは大変なことである。再統合云々を言う前に、ニーズ把握→アセスメント→プランニング→実施→再アセスメント・・・と進む、ソーシャルワークの展開過程を踏まえて援助を行うという、ソーシャルワークの基本を、しっかりと身に付け直さなければならぬのではないかと。

極論すれば、優れたアセスメントはそれ自体が支援であるとさえいえる。それはまた、当事者に対して説得力を持ち、受け入れやすいものである。まず、この調査とアセスメント能力の向上が目指されるべきであろう。

そして、ソーシャルワークの展開過程を理解し、問題を解決するためのプランを作成し、そのプランを実行するために必要となる様々な「社会資源」（治療法・教育方法を含む）を用いて、子どもと保護者とその関係者の参加のもとで、援助をすすめることが必要である。これは、すなわちソーシャルワークへの関心を取り戻すことだといえよう。

#### (4) これまでの10年とこれからの10年…むすびにかえて

前回の調査が行われてからの10年は、「新自由主義」が強調された時代であった。自由と自己責任が強調され、官から民への移譲が善であるとされた。この時代の思潮と、我が国の虐待対応のあり方・考え方とは、リンクしていたとはいえないだろうか。

この間、我が国の虐待対応のあり方は、アメリカ型のそれに習い、問題の発生における個人の責任を迫及し、社会的な構造や問題が生み出される背景を軽視したものであったように思われる。このため、問題の改善は、当事者に改善プログラムに取り組み、それをパスしてもらいイメージで捉えられる傾向があった<sup>24</sup>。

今、社会の情勢は大きく変わり、時代は転換点に差し掛かっている。2年ほど前か

<sup>24</sup> 2006年12月日本子ども虐待防止学会第12回学術集会・みやぎ大会の全体会のシンポジウムにおいて、日本が、米国・英国型の対応に進むのか、「支援」を前面に出す、その他の欧州型の対応に進むべきなのかが話題にされた。

ら「格差」が意識され、昨年あたりから「貧困」が語られるようになった。そして、今、「共生社会の実現」や「公の再構築」に人々の関心が向くようになっている。

私たちは、今、この時代の変化にどのように対処すべきかを問われている。ただ単に、今の時代の流行に乗ろうとするのでは好ましくはない。過度に振れていた偏りを修正するために、時代の流れを利用することは必要だろう。しかし、それだけでは、時代にもてあそばれてしまうに違いない。時代の中であって、時代を意識しつつも、それに流されずに、事実を冷静に見つめて、本当に必要なものを選びとって行くことが必要である。そして、そのために、子どもの利益を中心に置くことこそが重要、且つ、不可欠である。

今回の調査で得られたデータは、まさに、この本当に必要なことは何なのかを明らかにできる、他では得られない資料である。私はこの調査に参加させて頂いたことを心から感謝している。しかし、同時に、私自身を含め、数人の研究者と児童相談所の担当職員だけが、この貴重な資料を独占するのは、好ましいとは思えない。倫理的問題をクリアーした上で、データを広く公開し、多くの方の参加のもとで、これを明らかにする努力を続けることが必要なのではないだろうか。

## 家族再統合に対する取り組み

### －全国児童相談所の家族再統合に関わる専管組織の状況について－

鎌倉女子大学児童学部 加藤吉和

#### 1. はじめに

「家族再統合」という概念については、先に宮島委員が論じている。委員は、「家族再統合には狭義の意味と広義の意味がある」述べ、この意味を①子どもの家庭復帰、②親子関係の再構築、③家族維持と分類し、「児童相談所が虐待ケースに関わる援助はこれらの全てを指すのであり、子どもの利益のために必要・不可欠なものとして意識されるように努めたい」と結論付けている。だが、本調査で筆者に求められたのは、「全国の児童相談所に於ける狭義の意味での家族再統合に関わる援助の状況」についてである。そこで、本稿では家族再統合の定義を下記の（１）及び（２）とし、本調査の回答結果を、主にこの狭義の定義を中心に考察していくことにする。

- (1) 保護者等から虐待を受けたことにより家庭から分離され、一時保護を経て里親委託や児童福祉施設に入所措置された児童が、援助によって家庭復帰し、その後再び虐待を受けないで生活できること。
- (2) 保護者等から虐待を受けたことにより家庭から分離され、一時保護を経て里親委託や児童福祉施設に入所措置された児童のうち、家庭復帰は難しいが、援助によって家族との適切な関係・距離を維持しながら互いに家族の一員であるとの認識・意識ができること。

ただ、「分離処遇を回避するために行う家族への援助」も家族再統合と呼ぶ定義にも配慮し、まずは全国の児童相談所が一時保護から家庭引取りをしたケースについて見ていく。

#### 2. 児童相談所が被虐待児童を一時保護から家庭引取りにした理由

表1 被虐待児童を一時保護から家庭引取りに決定した理由

		人数 %							
	サンプル数	虐待がなかったと判明した	虐待はあったが、継続的な保護が必要でないと判明した	虐待はあったが、問題が解消した	虐待はあり、問題は残るが、保護者が認め、合意が取れた	虐待はあり、問題は大きいですが、受け皿が確保できなかった	強制引き取り	その他	無回答
合計	797	18 2.3	191 24.0	104 13.0	482 60.5	3 0.4	9 1.1	73 9.2	13 1.6
〈虐待の種別〉									
身体的虐待	416	5 1.2	106 25.5	48 11.5	262 63.0	3 0.7	6 1.4	39 9.4	10 2.4
ネグレクト	306	2 0.7	81 26.5	28 9.2	208 68.0	-	3 1.0	13 4.2	2 0.7
性的虐待	43	1 2.3	1 2.3	15 34.9	20 46.5	-	-	9 20.9	-
心理的虐待	254	3 1.2	64 25.2	40 15.7	146 57.5	3 1.2	5 2.0	27 10.6	5 2.0
									複数回答

表1は、一時保護を終了後に児相が「保護者への家庭引き取り」をした理由を表している。ただ、職権による一時保護数はわからない。

保護者への引き取りをした児童数 797 人のうち、「虐待はあり問題は残るが、保護者が認め、合意が取れた」が 482 人(60.5%)、「虐待はあり問題は大きい、受け皿がなかった」が 3 人(0.4%)、「強制引き取り」が 9 人(1.1%)で、合計 494 人(62.0%)となっている。これらの児童数を年間推定値にしてみると、それぞれ 1,982 人、12 人、36 人で合計 2,030 人となる。では、60.5%の児童が「虐待はあり問題は残るが、保護者が認め、合意が取れた」という理由で家庭引き取りになっていることを考えてみたい。

児相が「残っている問題の程度」と「保護者が虐待を認め、合意が取れた」ことを勘案して家庭引き取りを決定したのは、「保護者が虐待の事実を認め、児相の指導に従う」と意思表示したからであろう。虐待を否認し、児相と対立関係になる保護者も多い中で、ここに至るまでの児相の努力は評価できる。しかし、それらの保護者の中に、「子どもを帰して欲しいために、口では児相の意向に従っても一旦子どもが家庭に戻ってくると児相との約束を反故にして再び虐待を繰り返す」者もいる。つまり、問題が解消していない限り虐待が再発する危険性は常に残る。従って、再度の虐待を防ぐには、家庭引き取り後の児相の継続的な援助や見守りが重要である。また、「虐待はあり問題は大きい、受け皿がなかった」と「強制引き取り」という理由で家庭引き取りになった児童が 12 人いる。児童の安全を第一優先に考えれば、筆者はこの理由で家庭引き取りを行ったことには危惧を感じる。これらのケースでは、保護者がその後の児相の援助を拒むことにも考慮して、場合によっては強制的な介入も視野に入れながら保護者との関係を構築・維持する努力が必要となるだろう。

「性的虐待」で一時保護された児童 43 人が家庭引き取りされた理由のうち、「虐待はあり問題は残るが、保護者が認め、合意が取れた」が 20 人(46.5%)いることも大きな問題である。性的虐待については「家族・虐待者の病理の重さ」と「被害児童のトラウマの深刻さ」が指摘されている。それ故に、筆者は「虐待はあり問題は残るが、保護者が認め、合意が取れた」という理由で保護者への引き取りを行っていいとは思わない。これらのケースについては、その詳細を含めて再検討する必要があるだろう。

総論を言うと、一時保護から家庭引き取りになった児童が虐待のない安全な家庭生活をおくるためには、児相は家庭引き取り後も保護者と児童との関係を維持しながら、他機関と連携してケースに対する援助を継続していかなければならない（親子関係の再構築と家族維持のための援助）。

次に、表2では「虐待により家庭から分離され、一時保護を経て里親委託及び児童福祉施設に入所措置された児童数」を、表3では「虐待により一時保護された児童の今後の方針」について見ていく。これらの児童が本稿で定義した「狭義の意味での家族再統合の対象」ということになる。

表2を見ると、一時保護終了児童 1665 人のうち「保護者への引き取り」児童数は 797 人(47.9%)、「保護者以外の親族への引き取り」児童数は 116 人(7.0%)である。「里親委託」児童数は 36 人(2.2%)、「児童福祉施設入所」児童数は 620 人(37.2%)である。「他の児童相談所へ」、「家裁送致」、「無回答」及び「その他」の児童は 96 人(5.8%)を除く

と、一時保護終了後の児童の約 40%が家庭分離されている。分離後は児童福祉施設入所が里親委託を大きく上回っていて、里親委託の児童は少ない。

### 3. 家族再統合の対象となる児童数

表2 一時保護終了時の被虐待児童に対する見相の対応

人数 %									
	サンプル数	保護者への 引き取り	保護者以外 の親族への 引き取り	里親委託	施設入所	他の児童相 談所へ	家裁送致	その他	無回答
合計	1665	797 47.9	116 7.0	36 2.2	620 37.2	8 0.5	3 0.2	21 1.3	64 3.8
<虐待の種別>									
身体的虐待	816	416 51.0	67 8.2	17 2.1	277 33.9	1 0.1	1 0.1	8 1.0	29 3.6
ネグレクト	775	306 39.5	65 8.4	15 1.9	346 44.6	7 0.9	2 0.3	6 0.8	28 3.6
性的虐待	123	43 35.0	11 8.9	3 2.4	49 39.8	-	-	4 3.3	13 10.6
心理的虐待	528	254 48.1	39 7.4	8 1.5	189 35.8	1 0.2	1 0.2	11 2.1	25 4.7
虐待の種別は複数回答									

表3 一時保護中の被虐待児童の今後の方針

人数 %									
	サンプル数	保護者への 引き取り	保護者以外 の親族への 引き取り	里親委託	施設入所	他の児童相 談所へ	家裁送致	その他	無回答
合計	176	41 23.3	6 3.4	9 5.1	65 36.9	1 0.6	-	-	54 30.7
<虐待の種別>									
身体的虐待	91	24 26.4	4 4.4	5 5.5	32 35.2	1 1.1	-	-	25 27.5
ネグレクト	77	15 19.5	1 1.3	5 6.5	30 39.0	-	-	-	26 33.8
性的虐待	12	2 16.7	-	3 25.0	3 25.0	-	-	-	4 33.3
心理的虐待	51	17 33.3	1 2.0	2 3.9	22 39.9	1 2.0	-	-	8 15.7
虐待の種別は複数回答									

「保護者への引き取り」について虐待の種別ごとにその割合をみると、「身体的虐待」416人(51.0%)と一番高く、続いて「心理的虐待」の254人(48.1%)、「ネグレクト」の306人(39.5%)、「性的虐待」の43人(35.0%)の順となっている。「性的虐待」が他の虐待の中で一番低い率ではあるが、そこに潜む問題点については既述した。

表3は、調査期間内にまだ一時保護されている児童数と今後の方針を示しているものであるが、「無回答」が54人(30.7%)と表2の割合の7倍になっている。回答時にはまだ一時保護期間が短いため、今後の方針が未決定な児童が多いことがその理由と考えられるが、困難ケースのため、まだ方針が決定できない児童が含まれている可能性

もある。「里親委託」は9人(5.1%)と表2の割合を上回っているが、「児童福祉施設入所」は65人(36.9%)と表2の割合とほとんど同じ結果になっている。それに比べて、「保護者引取り」と「保護者以外の親族への引取り」の割合は表2のその半分程度である。これら児童の今後の方針によっては家庭分離を要する児童が増える可能性がある。従って、家族再統合の対象となるケース数は、表2及び表3の「児童福祉施設入所」と「里親委託」の児童数の合計730人を上回るであろう。

#### 4. 家族再統合に関わるブロック別専管組織の有無

	サンプル数	児相数 %		
		あり	なし	無回答
合計 (児相数) (構成比)	195	31 15.9	161 82.6	3 1.5
<都道府県別>(%)				
北海道ブロック	9	-	100.0	-
東北ブロック	22	-	95.5	4.5
関東甲信越ブロック	58	25.9	74.1	-
中部ブロック	34	2.9	97.1	-
近畿ブロック	23	34.8	60.9	4.3
中国ブロック	19	10.5	89.5	-
四国ブロック	9	11.1	88.9	-
九州ブロック	21	19.0	76.2	4.8

表4は家族再統合に関わる専管組織の有無について見たものである。「無回答」の3児相を除く195児相のうち、31児相(15.9%)しか専管組織を持っておらず、残りの161児相(82.6%)は専管組織を持っていない。中部ブロックは約3%、北海道ブロックと東北ブロックの児相は専管組織を持っていない。ブロック毎の有無の割合では、近畿ブロックが34.8%、関東甲信越ブロックが25.9%とこの二つのブロックで31児相の約61%、児相数にすると19児相を占めている。

平成16年の「児童虐待防止法」の改正以降、家族再統合のための援助が強く求められている状況の中で、全国で家族再統合に関わる専管組織が31児相(15.9%)しかない(それも関東甲信越ブロックと近畿圏ブロックのみで19児相)現実を直視すべきである。

では、この31児相の専管組織に従事する職員の状況(専任・兼任別、常勤・非常勤別)について、その詳細を見ていく。表5の(1)~(3)表は、専管組織に関わる職員数と職員が専任か兼任かについて、それぞれの人数を表している。

表5の(1)で専任と兼任の合職員数を見ると、「専管組織のある31児相」における専任・兼任の合計人数は平均値で2.97人と約3人となっている。各ブロックによって合計人数には1人から7~9人までと大きなばらつきがあるが、関東甲信越ブロックと近畿ブロックではこの人数内に広く分布しており、この両ブロックの特徴が出ている。7人~9人(12.9%)と多くの人数を配置している児相は関東甲信越ブロック、近畿ブロック、中国ブロック及び四国ブロックに1児相ずつある。しかし、全体で見ると、合計人数が1人(19.4%)、2人(41.9%)、3人(12.9%)の児相が全体の74.2%を占め、最頻値は2人(41.9%)となっている。

(1) 合計													人数 %	
	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7~9人	10人以上	無回答	平均値(人)		
合計 (児相数) (構成比)	31	-	6 19.4	13 41.9	4 12.9	1 3.2	1 3.2	1 3.2	4 12.9	-	1 3.2	2.97		
<都道府県別>(%)														
北海道ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
東北ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
関東甲信越ブロック	15	-	13.3	66.7	6.7	-	6.7	-	6.7	-	-	2.47		
中部ブロック	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	2.00		
近畿ブロック	8	-	12.5	12.5	37.5	12.5	-	12.5	12.5	-	-	3.63		
中国ブロック	2	-	50.0	-	-	-	-	-	50.0	-	-	4.00		
四国ブロック	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	9.00		
九州ブロック	4	-	50.0	25.0	-	-	-	-	-	-	25	1.33		

(2) 専任												人数 %	
	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7~9人	無回答	平均値(人)		
合計 (児相数) (構成比)	31	17 54.8	2 6.5	10 32.3	1 3.2	-	-	-	-	1 3.2	0.83		
<都道府県別>(%)													
北海道ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
東北ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
関東甲信越ブロック	15	33.3	13.3	53.3	-	-	-	-	-	-	1.20		
中部ブロック	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00		
近畿ブロック	8	75.0	-	12.5	12.5	-	-	-	-	-	0.63		
中国ブロック	2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00		
四国ブロック	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00		
九州ブロック	4	50.0	-	25.0	-	-	-	-	-	25.0	0.67		

表5の(2)は専任職員数を見たものである。「専管組織のある31児相」の専任職員数は平均人数では0.83人と1人に満たない。「専任職員がいない児相」は17児相(54.89%)で、これは各ブロックにまたがっている。「専任職員が2人いる児相」は10児相(32.3%)あるが、この結果には関東甲信越ブロックが8児相あることが大きく寄与している。続いて、1人が関東甲信越ブロックの2児相(6.5%)、「専管組織あり」の割合が一番大きい近畿ブロックでも、3人となると1児相(3.2%)のみである。

(3)兼任	サンプル数	人数 %									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7~9人	無回答	平均値(人)
合計(児相数) (構成比)	31	13 41.9	4 12.9	3 9.7	3 9.7	1 3.2	1 3.2	1 3.2	4 12.9	1 3.2	2.13
〈都道府県別〉(%)											
北海道ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東北ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関東甲信越ブロック	15	66.7	-	13.3	6.7	-	6.7	-	6.7	-	1.27
中部ブロック	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	2.00
近畿ブロック	8	25.0	12.5	-	25.0	12.5	-	12.5	12.5	-	3.00
中国ブロック	2	-	50.0	-	-	-	-	-	50.0	-	4.00
四国ブロック	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	9.00
九州ブロック	4	25.0	50.0	-	-	-	-	-	-	25.0	0.67

表5の(3)表は兼任職員数を見たものである。人数は平均値で2.13人だが、各児相間で兼任職員数は0人から7人以上までとばらつきがある。また、「0人(66.7%)の関東甲信越ブロック」、「2人(100%)の中部ブロック」、「広く人数が散布する近畿ブロック」、「1人(50%)と7人(50%)の中国ブロック」、「7人以上(100%)の四国ブロック」及び「0人(25.0%)と1人(50%)の九州ブロック」と各ブロック間及びブロック内の児相間での差異も見てとれる。

上記の結果をまとめると、次のように言える。

「専管組織のある31児相」の約55%の児相では専任職員が配置されておらず、専任職員が配置されている児相でも平均人数は2人程度である。また、専任と兼任の職員数を合わせても平均人数は約3人程度である。「家族再統合に関わる専管組織」は職員数の不足分を兼任職員で確保しているのが現状であり、家族再統合のための援助という困難な業務を円滑かつ効果的に行うための職員数を十分に確保できているとは言えない。



(1) 常勤												人数 %	
	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7~9人	10人以上	無回答	平均値(人)	
合計 (児相数) (構成比)	31	2 6.5	5 16.1	12 38.1	3 9.7	-	2 6.5	1 3.2	2 6.5	-	4 12.9	2.52	
<都道府県別>(%)													
北海道ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東北ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
関東甲信越ブロック	15	6.7	13.3	60.0	-	-	6.7	-	6.7	-	6.7	2.29	
中部ブロック	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	2.00	
近畿ブロック	8	12.5	-	12.5	37.5	-	12.5	-	12.5	-	12.5	3.29	
中国ブロック	2	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-	3.50	
四国ブロック	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	0.00	
九州ブロック	4	-	50.0	25.0	-	-	-	-	-	-	25.0	1.33	

										人数 %	
	サンプル数	0人	1人未満	1~2人未満	2~3人未満	4~5人未満	5~10人未満	無回答	平均値(人)		
合計 (児相数) (構成比)	31	19 61.3	1 3.2	6 19.4	1 3.2	-	-	4 12.9	0.32		
<都道府県別>(%)											
北海道ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
東北ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
関東甲信越ブロック	15	73.3	6.7	13.3	-	-	-	6.7	0.20		
中部ブロック	1	100.0	-	-	-	-	-	-	0.00		
近畿ブロック	8	37.5	-	37.5	12.5	-	-	12.5	0.71		
中国ブロック	2	50.0	-	50.0	-	-	-	-	0.50		
四国ブロック	1	-	-	-	-	-	-	100.0	0.00		
九州ブロック	4	75.0	-	-	-	-	-	25.0	0.00		

上記2つの表は、「家族再統合に関わる専管組織」に従事する職員の常勤と非常勤の人数を見たものである。平均値だけで見ると、常勤職員数は2.5人、非常勤職員数は0.32人で、その差は歴然としている。常勤の最頻値は12児相(38.1%)の2人であるが、この12児相のうち9児相は関東甲信越ブロックにある。非常勤職員がいない児相は19児相(61.3%)である。非常勤のいる児相が比較的多いブロックは、やはり関東甲信越ブロックと近畿ブロックであることがわかった。無回答のため、職員数が7~9人いる四国ブロックの1児相は職員の常勤人数か非常勤人数はかかわからない。

今回の調査で「虐待あり」とされた児童数は8108人で、そのうち、「家族再統合に

関わる専管組織のある 31 児相」が援助した児童数は 2408 人で全児童数の 29.7%(1 児相当たり約 78 人)、「家族再統合に関わる専管組織のない 161 児相 (無回答の児相を除く)」が援助した児童数は 5649 人で全児童数の 69.7%(1 児相当たり約 35 人)であった (表 12 参照)。また、「専管組織の多い児相を持つブロック」が「他のブロック」より、児童福祉司 1 人当たりの所管児童数が特に多いというわけではない従って、「専管組織のある児相」は「専管組織のない児相」の 2 倍以上もの数の被虐待児童を援助していると言える。

以上の結果をまとめると、「家族再統合に関わる専管組織」と言っても、職員が少なければ十分な援助効果を上げることは難しいだろう。従って、今後、児相は専任の職員数を増加していく必要がある。その場合、単に人手を増やすというだけではなく、組織として、その専任非職員に家族再統合のための援助に必要なノウハウを身につけさせ、援助内容面での充実を目指すことが求められる。そして、そのような専管組織を持つ児相をモデルにして、同様な専管組織を持つ児相を全国的に増やしていくことが喫緊の課題であろう。もちろん、各児相の地域特性や財政面等の制約はあるだろう。しかし、「子どもの権利に関する条約」を批准した我が国に於いて、同条約第 7 条に謳われているように、「子どもの父母によって養育される権利」を出来得る限り損なわないという趣意で家族再統合のための援助の必要性が叫ばれているなら、児相の家族再統合の援助機能全体を充実させていくことは国及び地方公共団体の責務であると考えられる。

## 5. 家族再統合ないしは家族援助プログラムの有無

家族再統合に関わる専管組織に於けるプログラムの有無については後に見ていくことにして、とりあえず、全国 195 児相の「ブロック別の家族再統合ないしは家族援助プログラムの有無」を表 7 に示してみる。この結果、家族再統合ないしは家族援助プログラムのある児相は 79 児相(40.5%)、ない児相は 115 児相(59.0%)であることがわかる。

まずブロック間の差異が大きいことが目につく。「中部ブロック」は 85.3%の児相がプログラムを持っていない。「近畿ブロック」では 69.6%の児相にプログラムがあり、次に「関東甲信越ブロック」の 58.6%がこれに続く。そこで、家族援助プログラムが「ない」と回答した児相を各ブロック別に、その作成の進捗状況を見たものが表 8 である。

---

<sup>1</sup> 児童福祉司 1 人当たりの所管児童数 (単位: 千人) は北海道ブロック 9.54、東北ブロック 7.85、関東甲信越ブロック 9.44、中部ブロック 9.92、近畿ブロック 8.41、中国ブロック 11.19、四国ブロック 8.39、九州ブロック 10.07

・「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」 P 3 2

表7 ブロック別の家族再統合ないしは家族援助プログラムの有無

	サンプル数	児相数 %		
		あり	なし	無回答
合計	195	79 40.5	115 59.0	1 0.5
〈都道府県別〉(%)				
北海道ブロック	9	22.2	77.8	-
東北ブロック	22	31.8	68.2	-
関東甲信越ブロック	58	58.6	41.4	-
中部ブロック	34	11.8	85.3	2.9
近畿ブロック	23	69.6	30.4	-
中国ブロック	19	36.8	63.2	-
四国ブロック	9	44.4	55.6	-
九州ブロック	21	23.8	76.2	-

表8 ブロック別の家族再統合ないしは家族援助プログラムの作成状況

	サンプル数	児相数 %		
		作成中	作成していない	無回答
合計	115	22 19.1	86 74.8	7 6.1
〈都道府県別〉(%)				
北海道ブロック	7	-	100.0	-
東北ブロック	15	13.3	86.7	-
関東甲信越ブロック	24	16.7	58.3	25.0
中部ブロック	29	44.8	55.2	-
近畿ブロック	7	-	100.0	-
中国ブロック	12	16.7	75.0	8.3
四国ブロック	5	-	100.0	-
九州ブロック	16	6.3	93.8	-

「家族再統合ないしは家族援助プログラムがない児相」のプログラム作成状況は、「作成中」が22児相(19.1%)、「作成していない」が86児相(74.8%)となっている。前表で「ない」が最も多かった「中部ブロック」では44.8%の児相が作成中である。しかし、中部ブロックの次に「ない」が多かった北海道ブロックでは、100%の児相が調査時点ではプログラムを作成していない。

表7より、「近畿ブロック」では69.6%の児相にプログラムがあり、「関東甲信越ブロック」では58.6%の児相があると述べたが、この両ブロックには家族再統合に関わる「専管組織のある児相」が他のブロックより圧倒的に多いことが既にわかっている(表4参照)。家族再統合に関わる「専管組織のある児相」が、「専管組織のない児相」に比べてプログラムを有する割合が高いと推論すれば、両ブロックのプログラムがある割合が高くなっている事実が理解できる。そこで、表9で「専管組織の有無による

家族再統合もしくは家族援助プログラムの有無」について見ていく。

	サンプル数	児相数 %		
		専管組織あり	専管組織なし	無回答
合計	195	31	161	3
あり	79	27 87.1	50 31.1	2 66.7
なし	115	4 12.9	110 68.3	1 33.3
無回答	1	-	1 0.6	-

表9は、「専管組織あり」と「専管組織なし」の児相の中で「援助プログラムの有無」の割合を見たものである。この結果より、専管組織のある31児相のうち27児相(87.1%)でプログラムがあり、4児相(12.9%)では援助プログラムがないこと、これに対して、専管組織のない161児相のうち50児相(31.1%)でプログラムがあり、110児相(68.3%)ではプログラムがないことがわかった。この差は非常に大きく、「専管組織のある児相は、専管組織のない児相に比べて、家族再統合もしくは家族援助プログラムを有する割合が高い」との推論が正しかったと言える。

それにしても、195児相のうち、114児相が「家族再統合もしくは家族援助プログラム」を持っていない事実をどう考えたらいいのだろうか。割合でいえば、これは全児相の58.5%にもなるのである。

筆者は、何も「家族再統合の専管組織がある、家族再統合のための援助プログラムがある」ことのみを良と思っているわけではない。専管組織も援助プログラムも、それをどのように有効に児童や保護者の援助に役立てるかということが最も重要であると考えている。専管組織もプログラムも、形だけの物に終わっていては何の意味も持たない。ただ、援助プログラムのない児相でも、組織として、また職員個人の努力によって当然家族の援助は行われているはずである。各児相に於いて家族援助が有効に行われている、行われたケースが存在するのなら（そうであるに違いないが）、それらのケースに自ら行った介入から終結までのプロセスを、ケース毎にきちんと一つ一つ検証していくことで、その児相の状況に於ける有効な援助プログラム作成の萌芽が見えてくるはずだと考えるのである。それにもかかわらず、「家族再統合もしくは家族援助プログラム」を持っていない児相が58.5%もあることは、業務の多忙さや人的資源の乏しさ等を理由に（もちろん、その点を過小視はできまいが）、それらの児相が「家族再統合もしくは家族援助プログラム」を作成する努力を怠ったまま今日に至っていると云わざるを得ない。

次に、「家族再統合ないしは家族援助プログラム」の内容には精神療法・心理療法によるケアが含まれると思われるので、この点を表10により見ていく。

表10は、児童及び保護者への精神療法・心理療法によるケア数を「所内スタッフ

のみ」、「外部機関との連携」、「行っていない」という質問項目で、「全児相」、「専管組織の有無の児相」別に表したものである。但し、①195児相のうち、36児相が「関与する精神科医はいない」と回答している（全国の児相で精神科医が任用されていない児相は19児相なので<sup>2</sup>、17児相は精神科医がいるにも関わらず利用されていないことになる）こと、②複数回答とはなっているが、実際に複数回答をした児相は児童に関しては5児相、保護者に対しては6児相のみであること（質問項目の構成上に問題があった可能性がある）、に留意しておく必要がある。

表10 虐待に関わる精神療法・心理療法によるケア(複数回答)

(1) 児童に対して

	児相数 %			
	サンプル数	専管組織あり	専管組織なし	無回答
合計	195	31	161	3
所内スタッフのみ	139 72.0	19 61.3	119 74.8	1 33.3
外部の機関と連携	35 18.1	7 22.6	26 16.4	2 66.7
行っていない	24 12.4	6 19.4	18 11.3	-
無回答	2 -	-	2 -	-

%は無回答を除いた児相数に対する割合

(2) 保護者に対して

	児相数 %			
	サンプル数	専管組織あり	専管組織なし	無回答
合計	195	31	161	3
所内スタッフのみ	125 64.4	15 48.4	107 66.9	3 100.0
外部の機関と連携	36 18.6	13 41.9	23 14.4	-
行っていない	39 20.1	6 19.4	33 20.6	-
無回答	1 -	-	1 -	-

%は無回答を除いた児相数に対する割合

表10(1)の児童に対しては、全児相(無回答の2児相を除いた193児相)では、「所内スタッフのみ」が139児相(72.0%)、「専管組織のある児相」では19児相(61.3%)、「専管組織のない児相」が119児相(74.8%)となっている。「外部の機関と連携」では、全児相が35児相(18.1%)、専管組織のある児相では7児相(22.6%)、「専管組織のない児相」では26児相(16.4%)となっている。「行っていない」では、全児相が24児相(12.4%)、

<sup>2</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」 P47

「専管組織のある児相」では6児相(19.4%)、「専管組織のない児相」では18児相(11.3%)となっている。

表10(2)の保護者に対しては、全児相(無回答の1児相を除いた194児相)では、「所内スタッフのみ」が125児相(64.4%)、「専管組織のある児相」では15児相(48.4%)、「専管組織のない児相」が107児相(66.9%)となっている。「外部の機関と連携」では、全児相が36児相(18.6%)、「専管組織のある児相」では13児相(41.9%)、「専管組織のない児相」では23児相(14.4%)となっている。「行っていない」では、全児相が39児相(20.1%)、「専管組織のある児相」では6児相(19.4%)、「専管組織のない児相」では33児相(20.6%)となっている。

専管組織があっても、6児相が児童と保護者に援助を行っていない。専管組織と言っても、「家族再統合もしくは家族援助プログラム」のない児相が4児相あること、「関与する精神科医がない」と答えた児相が全体で36児相あり、その中に「専管組織のある児相」も含まれている可能性があること等を考慮すれば、専管組織があっても精神的・心理的ケアの面では充分機能していない児相があると考えられる。ただ、推察の域を出ないので、この6児相については、ヒアリング等によって精査すればその理由が明らかにできるだろう。

以上の結果から、児相全体に於いて児童と保護者に「外部の機関と連携」しながら精神療法・心理療法によるケアをしている割合が少ないことを指摘したい。これは、全国の児相に平均値で2.21人の精神科医と(常勤、非常勤を含む)<sup>3</sup>、5.39人の児童心理司(常勤4.56人、非常勤0.47人)<sup>4</sup>が任用されているので、所内のこれら職員によってケアが行われているものと考えられる。

しかし、「専管組織がある児相」と「専管組織がない児相」を見ると、「専管組織がある児相」の方が「外部の機関と連携」してケアを行っている割合が高くなっている。しかも、児童に対するケアよりも保護者に対するケアの方が2倍弱割合が高くなっている。これには様々な要因が輻輳して影響していると思われるので、更なる精査が必要となろうが、とりあえず、いくつかの要因を筆者なりに推察してみたい。

筆者の推察では、①1児相あたりで見ると、「専管組織のある児相」は、「専管組織のない児相」に比べて2倍以上の被虐待ケースを援助しているため、所内の職員だけでは十分なケアができない可能性がある(専管組織の多かった「関東甲信越ブロック」では児童心理司の平均任用数が7.74人、「関東甲信越ブロック」では精神科医の平均任用数が2.91人と、全国の平均値を上回ってはいるが)こと、②表9で見たように、「専管組織のある児相」の方が、「専管組織のない児相」に比べて「家族再統合もしくは家族援助プログラム」を持っている割合が非常に高く、そのプログラムの中に「外

<sup>3</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」P47、P37

平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 平成21年3月  
財団法人こども未来財団

<sup>4</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」P47、P37

平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 平成21年3月  
財団法人こども未来財団

部機関との連携」が組み込まれている可能性があること、③表4から見たように、専管組織のある児相数は、関東甲信越ブロックと近畿ブロックが突出して高く、これらのブロックはいわゆる大都市圏であり、外部に被虐待ケースのケアに有用な資源としての機関が他のブロックよりも多いと考えられること、等が考えられる。

指摘するまでもなく、虐待ケースを児相が扱う場合は介入型のケースワークになることが多いため、そこでは「児相と保護者との対立という関係性」を常に内包している。それを乗り越えながら家族への援助を進めていく専門性が児相には求められているのだが、保護者との対立が激しく、しかもその保護者が精神的な問題や病理を抱えているケースなどは、児相だけのケアでは立ち行かなくなる。そういうケースに外部機関による精神療法・心理療法が有効であれば、児相と外部機関との連携によって効果的な援助が行われるべきである。「家族再統合に関わる専管組織は、何も精神的・心理的ケアを行うためだけにあるのではなく、ケースの状況を生物学・心理社会的（バイオ・サイコ・ソーシャル）な視点から総合的にアセスメントし（ケースフォーミュレーション）、場合によっては外部の有効な資源（リソース）と連携し（また周囲に眠っている資源を掘り起こしながら）、児相に求められている家族再統合のための中核的な機関としての役割を担うべきである」というのが筆者の考え方である。従って、家族再統合に関わる援助プログラムは、このような視点から構築されることが望ましいと思っている。

## 6. 家族再統合ないしは家族援助プログラムの内容

今回の調査の質問項目には、家族援助プログラムについて具体的に記載する項目があったが、残念ながら、プログラムそのものを具体的に回答した児相は極少数にとどまった。従って、本稿ではプログラムの内容について、今までのようなクロス表による分析は不可能と判断せざるを得なかった。しかし、表7で見たように、「家族再統合もしくは家族援助プログラム」を持つ児相が全国で79児相(40.5%)ある（表9よりそのうち専管組織のある児相は27児相）ので、それらの児相のプログラムの全容を把握して結果をまとめていくことは、今後プログラムのない児相にとっては有意義なものになるに違いない。その作業は次回の調査に譲ることとし、ここでは本調査の直前に行われた主なブロックの中の代表的な児相に対する聞き取り調査の内容と、具体的に回答のあった児相の結果から、児童や保護者に対する援助方法・援助内容や主な家族援助プログラムを列記し、その頻度は問わないで多少の解説を加えるに留める。また、プログラム名は違ってても内容が同じと思われるものは、他の調査や専門書・文献等で見られる名前に統一して示すことにする。

また、本稿の冒頭で述べた狭義の意味での家族再統合プログラムではなく、家族援助全体に亘るプログラムを列記する。つまり、児童福祉施設や里親から家庭引取りするための特別なプログラムだけではない。付言すれば、筆者はそのような「家庭復帰のためだけに有効性を持つ特別なプログラム」は存在しないとさえ考えている。

【家族再統合ないしは家族援助の内容や主な援家族助プログラム】

### (1)個別面接

- ・保護者や児童と個別に面接して援助する。分離回避をしたケースの場合は家庭内や児相で、家庭分離した児童については施設内で行われていることも多い。
- ・児童福祉司、児童心理司（または両職一緒に）によりケースの観察や状況把握及び関係維持のために行われる援助。
- ・サインズ・オブ・セーフティーアプローチ（S o S A）  
虐待者との対立を和らげるため、虐待者のセーフティーな側面に焦点を当てた解決志向的なケースワークのためのプログラム。

### (2)個別の精神療法・心理療法

- ・保護者や児童に対して実施される。児相内では医師や児童心理司によって行われているが、児童は施設内で施設の心理士によって行われる場合もある。
- ・施設で児相の児童心理司が親と行う場合もある。
- ・他機関に援助を依頼している場合は、その機関による専門職（医師、心理士、保健師、看護師等）によって行われている。
- ・保護者には主にカウンセリングやセラピー、児童には箱庭療法、遊戯療法、カウンセリング等が実施されている。
- ・在宅ケースの場合には親子一緒にしてカウンセリングを行う。

### (3)グループ療法

- ・グループカウンセリング  
「母親のグループカウンセリング（MCG）」  
「MY TREEペアレンツ・プログラム」
- ・心理教育的プログラム、子育て能力を高めるプログラム  
「コモンセンス・ペアレンティング」  
「スターペアレンティング」  
「ペアレント・トレーニング」
- ・父親グループ療法  
実施している児相は少ない。東京都児童相談センター内で行われているグループと大阪市児相が大学教員に委託して実施しているグループがある。

### (4)夫婦カウンセリング、家族療法

- ・夫婦へのカウンセリングは児相でも行われている。
- ・家族療法は外部の専門機関との連携により行われているようである。

### (5)児童と保護者との交流

- ・児童と保護者が施設内で面会する。施設職員や児相職員が立ち会って実施する。
- ・児童と保護者が一緒に外出し、児童は再び施設に戻る。
- ・児童と保護者は直接会わないが、通信手段によって関係を維持する。  
「電話による会話」「手紙による通信」「ビデオレター」

以上、筆者の知る限りに於いて各種の家族援助内容と主なプログラムを列記してみた。これら以外でも効果のあるプログラムを実施している児相もあるかもしれないが、次回の調査で精査をお願いしたい。



ここで一つ問題提起をしたい。それは、筆者から見ると、児相の保護者への援助プログラムの対象がどうしても母親中心になっている感が否めない。虐待者全体の男性の占める割合は、実父が 24.5%、養父が 4.0%、継父が 2.5%、母の内縁の夫が 2.5%と全体で 33.5%なのである<sup>5</sup>。この事実は、家族援助プログラムを更に充実させていく児相や今後新しく家族援助プログラムを作っていく児相が避けて通れない問題である。

筆者が東京都児童相談センターで父親グループを実施してきた体験も含めて述べると、男性へのケースワーク、カウンセリングやセラピーには特別な配慮をしたの対応が必要である。「男性の感情表出の低さ」、「援助に対する動機づけの低さ」、「虐待者と決めつけられたという被害感情の激しさ」、「自身が主人公であると認識している家庭という領域を侵されたことへの怒り」、「自身の父親との関係を児相の持つ権力性に投影する心理機制」など、これらは女性にはない男性特有のものである。そこには、いわゆる男性性というジェンダーの問題が深淵にある。従って、児相は今後はこの男性性というジェンダーをよく認識し、それに敏感な援助を進めていく専門性（ジェンダー・センシティブな支援）を持つ必要があると筆者は考えている<sup>6</sup>。

## 7. 家族再統合に関わる専管組織の有無による児童と保護者への援助効果

ここでは、「専管組織のある児相」と「専管組織のない児相」との間で、児童と保護者への援助効果に違いがあるかどうか見ていく。その前に、まずは調査時点で対応したケースが新規対応ケースか再対応ケースかを確認しておく。

表 1 1 より、約 70%は新規対応ケースであることがわかる。従って、本調査の短期間内では、虐待の軽いケース以外ではなかなか援助効果が上がりにくいと考えられる。この点に留意して家族再統合の専管組織の援助効果について表 1 2 により見ていく。

---

<sup>5</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」 P 115

平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 平成 21 年 3 月

財団法人こども未来財団

<sup>6</sup> 「父親グループへのアプローチ」

田村 毅、加藤吉和、市村英彰

「家族支援の心理教育—その考え方と方法」 P59~73 日本家族心理学会＝編集

表11 児相が対応した新規ケース・再対応ケース数  
人数 %

	サンプル数	新規	再対応	無回答
合計	8108	5626 69.4	2234 27.6	248 3.1
<虐待の種別>				
身体的虐待	3207	2190 68.3	947 29.5	70 2.2
ネグレクト	3162	1994 63.1	1096 34.7	72 2.3
性的虐待	293	217 74.1	69 23.5	7 2.4
心理的虐待	2410	1680 69.7	676 28.0	54 2.2

虐待の種別は複数回答

表12 専管組織による援助結果

(1) 児童の心身状態の変化  
人数 %

	サンプル数	専管組織あり (31児相)	専管組織なし (161児相)	無回答 (3児相)
虐待あり	8108	2408 29.7	5649 69.7	51 0.63
もともと安定	1596 19.7	476 19.8	1112 19.7	8 15.7
問題が改善し、安定	1548 19.1	423 17.6	1113 19.7	12 23.5
一部改善したが、なお問題あり	1807 22.1	516 21.4	1287 22.8	4 7.8
不変	1131 13.9	313 13.0	810 14.3	8 15.7
問題が悪化	46 0.57	17 0.7	28 0.5	1 2.0
新たな問題が発生	112 1.4	19 0.8	93 1.6	-
その他	684 8.4	205 8.5	476 8.4	3 5.9
無回答	1184 14.6	439 18.2	730 12.9	15 29.4

%は虐待あり(被虐待児童数)に対する割合

(2) 虐待者の変化  
人数 %

	サンプル数	専管組織あり (31児相)	専管組織なし (161児相)	無回答 (3児相)
虐待あり	8108	2408 29.7	5649 69.7	51 0.63
問題解決(状況改善)	1397 17.2	369 15.3	1019 18.0	9 17.6
一部改善(やや改善)	2801 34.5	738 30.6	2045 36.2	18 35.3
問題・状況不変	1332 16.4	366 15.2	959 17.0	7 13.7
その他	686 8.5	232 9.6	452 8.0	2 3.9
不明	540 6.7	175 7.3	362 6.4	3 5.9
無回答	1352 16.7	528 21.9	812 14.4	12 23.5

%は虐待あり(虐待者数)に対する割合

表12の(1)児童の心身状態の変化では、「もともと安定」していた児童数は1596人であるが、「専管組織のある児相」では476人(19.8%)、「専管組織のない児相」では1112人(19.7%)であり、各児相間で「もともと安定」していた児童割合が等しいと言えるので、各児相が対応した児童の虐待の軽重に違いはないと推察できる。「専管組織のある児相」が「専管組織のない児相」を上回っている項目は、「一部改善したが、なお問題あり」、「不変」及び「新たな問題が発生」である。しかし、それ以外の項目については逆の結果を示す数字になっている。(2)虐待者の変化では、「専管組織のある児相」が「専管組織のない児相」を上回っている項目は「問題・状況不変」のみである。

筆者は当初、児童及び保護者共に、「専管組織のある児相」の方が「専管組織のない児相」よりも援助効果が高い結果が出るだろうと予想していたが、数字上から見れば、その予想とは違った結果となっている。以下では、この点について筆者の推論を述べる。

これらの質問項目に客観的に答えるためには、児童や保護者に対して介入当初のアセスメント、援助経過の中で行うアセスメントが正確に行われていなければならない。また、回答から得られた数字を客観的に比較するには、全ての児相が同一のアセスメントツールを使っているという前提が必要であるが、今回の調査からは、各児相がアセスメントツールを使っているのかわかきさへはつきりしない。また、アセスメントを行う上で回答者の主観が混入することも考えられる。加えて、「無回答」が児童で1184人(14.6%)、保護者で1352人(16.7%)あることも、短い調査期間内で援助効果を判断するのが難しかったことも伺わせている。しかし、何よりも問題なのは、「専管組織のある児相」が援助した児童数と保護者数のうち、「専管組織」だけで援助した数がわからないことである。既述したように、少ない職員数（それも専任職員と兼任職員を加えた数）の専管組織だけで全ての虐待ケースの援助を行っているとは思えない。従って、表12の結果から、専管組織の援助効果について結論を出すのは早計であろう。次回の調査では、専管組織の援助効果を正確に把握できるような質問項目を設けることが必要になろう。

しかしこれらのバイアスがあった可能性を考慮しても、既述したように「専管組織のある児相」は「専管組織のない児相」の2倍以上多い数の被虐待児童を援助している（援助の必要な保護者数も当然多くなり、多忙な業務となろう）。それにもかかわらず、表12で「専管組織のある児相」と「専管組織のない児相」との間で児童と保護者の援助結果に大差がない数字が示されたことは、虐待ケースの援助に於ける専管組織の有用性が仄見えると筆者は考えたい。

さて、ここで、議論の視点を大局に置いて見よう。本稿冒頭の表1「被虐待児童を一時保護から家庭引取りに決定した理由」を思い起こして欲しい。そこで筆者が指摘した内容を簡単に言えば、「本来であれば家庭引取りにできないような児童が家庭引取りになっている可能性もある」ということであった。もしそうであれば、児相全体で「問題が悪化」した児童が46(0.57%)人、「新たな問題が発生」した児童が112人(1.4%)いても何ら不思議ではない。両者を合計して158人(1.8%)という人数は、確かに全体の児童数から見るとその割合は低い。では、本当に少ない人数なのだろうか。

「その他」の項目に回答されている児童 684 人(8.4%)と保護者の 686 人(8.5%)について考えてみる。筆者には「その他」の内容がよくわからない。この表のそれ以外の回答項目に当てはまらない「その他」という状況がどういうものか想像がつかないのである。「無回答」の 1184 人の中には、前述したように短い調査期間内で援助結果をアセスメントするのが困難だった児童が含まれているだろうが、中には「わからない児童」だから無回答になった者も含まれている可能性もある。これら「その他」と「無回答」の児童の中に、「問題が悪化」した児童や「新たな問題が発生した」児童が含まれている可能性を捨てきれなければ、「本当に少ないのだろうか」という筆者の疑念も理解していただけるものと思う。

また、この結果には家庭分離された児童も含まれているので、それらの児童のうち「問題が悪化」や「新たな問題が発生した」児童は短期間のうちに問題を呈したのであり、援助の難しいケースであったものと推察される。

本報告で、宮島委員が図 1 で示しているように、「通告・相談から介入までのアセスメント」、「介入から一時保護を要するかどうかのアセスメント」、「一時保護から家庭引取りか家庭分離かのアセスメント」が適切に行われていれば、「問題が悪化」や「新たな問題が発生」することを防げた児童がいた可能性に目を瞑ることは許されないであろう。

## 8. 終りに

全国の子相は、人的資源の不足や様々な制限のある中で、多種多様な主訴のケースに対応しつつ同時に援助の困難な虐待ケースにも対応しなければならない。筆者は、この子相の多忙な現状を個人的にも、今回の調査結果からも理解している。また、本稿の結果からもわかるように、児童と保護者へ援助が一定の効果を上げていることも子相の努力によるものと評価している。それにも関わらず、本稿の中に子相に対する批判的な記述が目についたとしたら、その原因は筆者の筆力の問題に帰する。

本稿の目的は、「全国児童相談所の家族再統合に関わる専管組織の状況」の調査結果を示すと共に、その結果について客観的に論を進めることであった。しかし、筆者の予断や曲論があったやにも思う。その点には様々な反論があつてしかるべきであるし、またそれを期待するものでもある。ただ、拙論を書きながら、常に頭の中にあつたのは、「子相は虐待ケースの介入だけに特化すべき」、「保護者と対立しながら家族再統合を行うのは矛盾している」、「子相は虐待者に強く対応することによって初めて虐待者は子相の援助に従うようになる」云々の説である。これらの論には筆者は与しない。与していたら、このような拙論を述べることはできなかった。

本報告書の中で各委員が述べている結果を見ても、虐待が生じるには様々な原因がある。虐待者の持つ問題、子ども側の問題、社会的・経済的問題・・・多くの要素が輻輳しながらその原因の背景像を作り上げている。そうであっても、確かに言えるのは、「児童虐待は『親と子の関係性』や『家族どうしの関係性』の中で生じる」という事実である。家庭は本来、家族間の親密さや愛を確認できる場所である。しかし、「親密さが相手への愛から支配に変わった時」、暴力はその呱呱の声をあげる。児童虐待を

理解し援助しようとする者は、このような「暴力と支配」でしか関わることのできない「親子の関係性」という問題に沈潜することが必要になる。

介入時から始まる「バイオ・サイコ・ソーシャルな視点でのアセスメント」、「虐待者との対立を出来得る限り最小限に止めながら、彼、彼女らの中にあるストレンクスを見つけ、それをエンパワメントする援助技術」、「社会の中にある様々なリソースを見つけ（もしくは作り出し）、それらの利用と連携関係の構築」、「虐待者と被虐待児童に対する正確なアセスメントに基づく精神医学的・心理学的援助」・・・そして「家族再統合の判断」。確かに、児相の虐待ケースに対する援助は極めて高度な専門性を必要とする。

これらの専門性の確保・向上のために、筆者は一刻も早く「虐待ケースに関わる専管組織」を構築するべきだと考えている。それも、本稿で述べたように、専管組織には経験豊かで専門的な力を持った専任職員が十分に配置される必要がある。もし、最初から専門性を持った職員の確保が困難なら、まずは専任の職員を多く任用するとともに、それら職員に研修等の機会を保証し、組織を挙げて職員の専門性の向上に努めるべきである。

以上で本稿を終わりにする。家族再統合のための援助は、「介入から問題解決のための援助・終結のための援助、そして終結後のアフタ・ケア」まで続く、息の長い濃密な援助によって達成される。その意味で言えば、本稿はその一部分を切り取って報告したに過ぎない。それでも、本稿が「児相の専門性を更に向上させる議論」の一助になれば幸いである。

## 児童相談所の体制について

鎌倉女子大学児童学部 片倉 昭子

平成8年の調査（以下前回調査という）以降、児童虐待に対する社会の状況は大きく変化している。平成12年に「児童虐待の防止に関する法律」が制定されて2度の改正があり、児童福祉法も改正を繰り返し虐待対応の強化が図られている。社会の変化に伴い、児童相談所の体制も変化してきている。前回調査では児童相談所の体制について触れていないため比較はできないことが多いが、今回の調査結果<sup>1</sup>から見えてくる児童相談所の体制と課題について考察する。

### 1. 調査結果と考察

#### (1) 児童相談所の状況

表1は平成8年度(前回調査時)と平成20年度(今回調査時)の、児童虐待対応件数及び職員数である。平成20年度の相談対応件数は今回の調査からの年間換算数と回答のあった人数を記入した。

表1 児童虐待対応件数及び職員数の比較（平成8年度と平成20年度）

	児童相談所数	児童虐待相談対応件数	児童福祉司数	児童心理司数
平成8年度	175ヶ所	4,102件	1,140人	803人
平成20年度	197ヶ所	39,580件 (年間換算)※	2,294人※	1,046人※

平成8年度は厚生労働省の資料より、平成20年度※は今回の調査の数（児童福祉司回答数195ヶ所・児童心理司回答数194ヶ所）

児童虐待相談対応件数は平成8年度が4,102件、今回の調査では受理件数（年間換算）は39,580件と約9.6倍に増加している。職員数は今回の調査結果では、回答のあった児童福祉司数（回答195ヶ所）2,294人<sup>2</sup>、児童心理司数（回答194ヶ所）は1,046人<sup>3</sup>であり、児童福祉司は2倍に、児童心理司は1.3倍に増えているが相談件数の9.6倍の伸びと比較すると大きな差が有る（被虐待児童数の年間換算は32,432件では7.6倍）。今回の調査では、機関調査で各職種について調査を行っている。結果から平均的な児童相談所の状況と専管組織の概要を表にしたのが表1である<sup>4</sup>。各項目は調査結果の平均値をもとにしているため多少の誤差は見られる。

<sup>1</sup> 児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究

平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人こども未来財団

<sup>2</sup> 児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究

平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人こども未来財団 32頁

<sup>3</sup> 児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究

平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人こども未来財団 37頁

<sup>4</sup> 児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究

平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人こども未来財団

表2 調査結果にみる平均職員配置及び専管組織の概要

管轄人口	653,000人	
管轄児童人口	107,000人	
所長	1人	
児童福祉司の数	12人	
児童福祉司の専門職の数	6人	児童福祉司勤続経験年数
		1年未満 3人
		1年—3年未満 4人
		3年—5年未満 2人
		5年—10年未満 2人
		10年以上 1人
児童心理司の数	5	児童心理司勤続経験年数
		1年未満 1人
		1年—3年未満 1人
		3年—5年未満 1人
		5年—10年未満 1人
		10年以上 1人
その他の相談職員の数	4	(常勤 2人 非常勤 2人)
医師(非常勤)	3	(精神科 2人 小児科 1人)
○虐待対応に関わる専管組織を設置している 児童相談所は全体の51.8%		
○市町村支援に関わる専管組織が設置している児童相談所は全体の16.9%		
○親子再統合に関わる専管組織が設置している児童相談所は全体の15.9%		
○里親委託・養子縁組斡旋に関わる専管組織が設置している児童相談所は全体の43.1%		
○弁護士が任用されている児童相談所は全体の4.1%		

表2はあくまで平均であり、実際の195ヶ所の児童相談所の現実の構成とは異なるが、99.0%の調査の回収率を考えると、児童相談所の現状が見えてくる。表2の職員構成は、前回調査時も人数は異なるが同じ職員構成だったと考える。枠外の丸印の専管組織等が、今回の調査で報告のあった児童相談所の新しい体制になる。今回の調査の中で加藤委員担当の「親子再統合の専管組織」を除く、「虐待対応」、「市町村支援」、「里親委託・養子縁組斡旋」の専管組織について調査からわかる現状と課題についても述べて行く。

## (2)職員の状況

児童相談所は、児童福祉司、児童心理司、医師、一時保護所の児童指導員、保育士等の職種が、チームとして協働で相談に対応することが特徴である<sup>5</sup>。今回の調査結果を基に、それぞれの職種についてみていくことにする。

### ①児童福祉司

<sup>5</sup>厚生労働省児童相談所運営指針(平成21年3月31日改正)第1章第2節2.(1)児童相談所は、受け付けた相談について主に児童福祉司、相談員等により行われる調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断(理学療法士等によるもの等)をもとに、原則としてこれらの者の協議により判定(総合診断)を行い、個々の子どもに対する援助指針を作成する。

児童福祉司の基本的な役割は、地域を担当し相談の担当者として終結までを対応することである。具体的には子どもと家族について調査、アセスメントを担当するソーシャルワーカーである。相談の担当者として必要に応じて児童心理司、医師、一時保護所のスタッフとチームを組み相談に対応する。

今回の調査によると児童福祉司の平均人数は 11.76 人であり、内訳は専門職が 6.4 人、一般行政職が 4.96 人、その他が 0.37 人で有る<sup>6</sup>。

虐待相談の特徴は後述するが、一般相談と比べると対応の困難さと同時に人手と時間を要する相談である<sup>7</sup>。その虐待相談が前回調査と比べて 9.6 倍に伸びている。相談を担当する児童福祉司は、平成 17 年児童福祉法の改正に伴い「人口 10 万人から 13 万人に 1 人」から「概ね 5 万人から 8 万人に 1 人」に増えているが、前回調査時の 2.0 倍であり、担当者である児童福祉司が忙しいことは統計を見ても明らかである。

表 3 は「ケース調査票（4）援助について」の質問項目での「親子に対して児童相談所が行った援助について誰が対応したか」という質問に対するの結果と、児童福祉司をはじめ児童相談所の各職種が重症度別にどの位対応しているかをまとめたものである。

表3 親や親子に援助を行った児童相談所の職種別虐待の重症度

	合計	生命の危機あり	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧あり	不明
サンプル数	3567 (100.0)	81 (2.3)	294 (8.2)	1177 (33.0)	1308 (36.7)	514 (14.4)	84 (2.4)
児童福祉司	3389 (100.0)	78 (2.3)	273 (8.1)	1125 (33.2)	1261 (37.2)	472 (13.9)	79 (2.3)
児童心理司	1114 (100.0)	24 (2.2)	123 (11.0)	402 (36.1)	400 (35.9)	106 (9.5)	24 (2.2)
医師	168 (100.0)	10 (6.0)	29 (17.3)	67 (39.9)	45 (26.8)	12 (7.1)	3 (1.8)
その他	300 (100.0)	16 (5.3)	33 (11.0)	106 (35.3)	83 (27.7)	42 (14.0)	9 (3.0)
無回答	69 (100.0)	1 (1.4)	12 (17.4)	16 (23.2)	16 (23.2)	22 (31.9)	2 (2.9)

( )は% (複数回答)

複数回答ではあるが、児童福祉司は実施した 3,567 件のうち 3,389 件（95%）に対応している。児童福祉司は初期対応だけでなく援助も含めて全体的に関わっていることがわかる。担当者である児童福祉司の対応が 100%になっていないのは、児童相談所により異なった体制があることも考えられるが、今回の調査からは不明である。

表 4 は「子どもに対して児童相談所が行った援助について誰が対応したか」について虐待の重症度別に各職種が対応した数をまとめてものである。児童福祉司は子どもに対しても、援助を実施した件数 1,264 件中 1066 件（84.3%）を対応している。表 3 と同様に児童福祉司のかかわりは、対応の割合が多少減っているが高い割合になっている。表 3 の「親子に対して行った援助」でも述べているが、児童福祉司の仕事が相談全体に関わっていることがわかる。

<sup>6</sup>児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究

平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団 32 頁

<sup>7</sup> 「虐待相談 1 件は心身障害相談 1 件の 1.2・8 倍であり相談分類の中で一番時間をかけて対応している」という結果も出ている（主任研究者才村純 虐待対応に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究 2 日本子ども家庭総合研究所紀要 第 4 1 集 平成 16 年度 146 頁より）



表4 子どもに援助を行った児童相談所の職種別虐待の重症度

	合計	生命の危機あり	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危機あり	不明
サンプル数	1264 (100.0)	33 (2.6)	128 (10.1)	478 (37.8)	468 (37.0)	96 (7.6)	23 (1.8)
児童福祉司	1066 (100.0)	29 (2.7)	116 (10.9)	407 (38.2)	384 (36.0)	77 (7.2)	22 (2.1)
児童心理司	738 (100.0)	19 (2.6)	88 (11.9)	302 (40.9)	252 (34.1)	41 (5.6)	16 (2.2)
医師	94 (100.0)	2 (2.1)	24 (25.5)	32 (34.0)	26 (27.7)	5 (5.3)	2 (2.1)
その他	88 (100.0)	3 (3.4)	15 (17.0)	31 (35.2)	29 (33.0)	4 (4.5)	2 (2.3)
無回答	15 (100.0)	3 (20.0)	-	3 (20.0)	6 (40.0)	3 (20.0)	-

( )は% (複数回答)

児童福祉司の役割は、①担当者として子どもと家族についての調査、アセスメントを行う、②相談所内の各職種とチームを組む、③地域や関係機関の情報を集める、④支援方法について会議に提案する、⑤会議で決まった方針に従い、子どもや家族に支援を行っていく、ということである。相談に対応するには、表面に見えている問題の背後にあるものを理解していくことが求められる。これは知識と技術が基礎になることはもちろんであるが、見えない人間の心の動きを理解する感性も磨いていくことが求められている。

このような児童福祉司の仕事に対しては、経験年数が専門性を高めるうえで大きな要素になる。今回の調査結果の児童福祉司の経験年数の平均は、1年未満 2.55人、1年から3年未満 3.63人、3年から5年未満 2.30人、5年から10年未満 2.17人、10年以上 1.11人である。本調査の単純計算では児童福祉司が平均 11.76人中、5年未満が 8.48人、5年以上 3.11人である<sup>8</sup>。厚生労働省児童相談所運営指針では、スーパーバイザーは10年程度の経験を有するもので、児童福祉司おおむね 5人につき 1人とされている。<sup>9</sup>現状では10年以上の熟練者が少なく、後進の指導体制が不十分な状況にあるといえる。中堅からベテランの育成がもうひとつの課題となる。児童相談所が専門性を高めるためには、意欲のある職員が経験をつみ、技術を磨きベテランとして育っていくことが必要であり、児童相談を担って次の世代を育てられる体制を作るためにも職員の養成が必要である。

## ②児童心理司

児童心理司の基本的な役割としては、子どもの発達や心理面のアセスメントのための心理検査の実施、必要に応じて心理面接、心理療法を行う等である。児童心理司は基本的に予約で行うため、児童福祉司よりも時間的制約が多い職種である。

今回の調査では児童心理司について、任用と勤続年数のみ尋ねている。平均人数は 5.39

<sup>8</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団） 32頁より

<sup>9</sup> 厚生労働省児童相談所運営指針第（平成21年3月31日改正）2章第3節2（2）教育・訓練・指導担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）は、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司であり、相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。教育・訓練・指導担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）の配置の標準は児童福祉司おおむね5人につき1人とする。

人、そのうち専門職 4.76 人、一般行政職 0.47 人、その他 0.16 人である。今回の結果からは「一般行政職」、「その他」の実態はわからないが、心理学科卒業等が条件になっていることが推測される<sup>10</sup>。

児童心理司は児童福祉法で「判定をつかさどる所員」と記載されているが、実務としては「子ども担当」と見る考え方が従来からある。しかし、これは児童心理司が児童福祉司と別に対応するというのではなく、それぞれの専門的な立場からチームを組み、協働で相談対応を行うことが児童相談所の基本的な体制とされている。必要があれば児童福祉司と一緒に親に子どもの心理状態を説明する、親の気持ちを理解する等の対応をすることもある。状況によっては、心理学的視点を基本にしながら、複数対応のメンバーとして地域担当児童福祉司と一緒に行動することも行っている。

親子ともに複雑な心理背景を持つ虐待相談では、対応の各場面で子どものみでなく、親の心理面の理解も必要になってくる。ヒアリング調査では、児童心理司が児童福祉司との複数対応で虐待相談の初期調査から参加していて、「多角的な視点からの対応が可能」という意見も聞かれた。虐待相談では親子関係の心理面からのアセスメントが、よりの確な親子関係の理解につながっていくことになる。

前述の表 3 「親や親子に援助を行った児童相談所の職種別虐待の重症度」では、児童心理司は 3,567 件中 1114 件 (31.2%) を担当し、その中でも重度虐待が 11.0% とポイントが高くなっている。表 4 「子どもに援助を行った児童相談所の職種別虐待の重症度」では、1,264 件中 738 件 (58.4%) を担当し、重度 11.9%、中度虐待 40.9% とポイントは高くなっている。児童心理司が虐待相談の様々な場面に関わっていることがわかると同時に、親子、子ども、ともにより重い虐待に対応していることがわかる。このことは重度虐待だから児童心理司の対応が求められるのではなく、本来は児童福祉司と同様に重症度と関係なく必要があれば対応することが望まれるが、人手が無いため緊急度の高い重度虐待を優先していると考えることが出来る。

表 5 は「虐待につながると思われる被虐待児の状況」である。「特になし」43.6%、無回答 11.0%、「不明」11.3%の合計 65.9%を除いた 34.1%に何らかの問題が見られる。また「不明」については、3ヶ月という調査期間を考えるとまだ結果が出ていないものもあると考えられることができるため、この結果は増える可能性も含んでいる。特に「精神発達の遅れや知的障害」7.1%、「発達障害」4.4%、「知的障害を伴う自閉症」0.9%と合計

表 5 虐待につながると思われる被虐待児の状況

	サンプル数	望まれずに出生	未熟児、低体重児	双胎児、多胎児	出生時の退院の遅れ	親との分離体験	身体発達の遅れや障害	精神発達の遅れや知的障害	発達障害	知的障害を伴う自閉症	病弱	問題行動あり	性格的偏り	その他	特に問題なし	不明	無回答
合計	8108	201 (2.5)	113 (1.4)	93 (1.1)	31 (0.4)	345 (4.3)	154 (1.9)	572 (7.1)	359 (4.4)	73 (0.9)	84 (1.0)	1011 (12.5)	348 (4.3)	236 (2.9)	3534 (43.6)	917 (11.3)	894 (11.0)

( )は% (複数回答)

<sup>10</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」(平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団) 37 頁より

12.4%であり、全体の1割以上になっている。これについては田村委員担当のためここでは詳しく触れないが、このような障害の有無について、または、障害のある子どもや親への対応については、児童相談所の体制では児童心理司や後述の医師の役割が重要になる。

表6は虐待に起因すると思われる被虐待児の精神症状についてである。「特になし」41.2%、「無回答」11.9%、「不明」10.5%を除き36.4%に何らかの症状が見られている。「不明」については表5と同様に考えればこの結果も増える可能性がある。

表6 虐待に起因すると思われる被虐待児の精神症状

	サンプル数	知的発達の遅れ	身体発達の遅れ	不安、怯え	うつ状態	無感動や無反応	強い攻撃性	習癖異常	食行動上の問題(むちや食い、拒食など)	非社会的問題(不登校・かん黙など)	反社会的な問題(非行など)	性的問題(異性への極端な嫌悪感を含む)	その他日常生活に支障をきたすような精神症状、問題行動等	特に問題なし	不明	その他	無回答
合計	8108	420 (5.2)	208 (2.6)	1033 (12.7)	65 (0.8)	181 (2.2)	329 (4.1)	55 (0.7)	131 (1.6)	578 (7.1)	447 (5.5)	142 (1.8)	243 (3.0)	3343 (41.2)	848 (10.5)	138 (1.7)	964 (11.9)

()は% (複数回答)

表7は今回の調査の虐待者の心身の状況をまとめたものである。「特に問題なし」31.5%、「無回答」10.8%、「不明」19.8%を除いた37.9%が何らかの心身の状況が見られている。「不明」について表5、表6と同様と考えられる。子どもや親の状況からも児童心理司や後述する医師がより多く相談へ関わることを求められている。

表7 主たる虐待者の心身の状況

	サンプル数	精神病又はその疑い	神経症又はその疑い	人格障害又はその疑い	知的障害又はその疑い	アルコール依存症又はその疑い	薬物依存症又はその疑い	発達障害又はその疑い	身体的問題	特に問題なし	不明	無回答
合計	6764	902 (13.3)	358 (5.3)	713 (10.5)	342 (5.1)	289 (4.3)	96 (1.4)	135 (2.0)	239 (3.5)	2129 (31.5)	1341 (19.8)	733 (10.8)

()は% (複数回答)

今後家族援助、家族再統合を充実していくためにも、また子ども、親の支援、関係機関支援を含めて、児童心理司がこれまで以上に関わることが出来る体制が望まれる。そのためには臨機応変に動ける時間の確保も必要であり、児童福祉司と同じような割合で関わられるようになることが望ましい。

このような視点から考えると、平成18年に出された「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」報告書(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長主宰)にあるように、「将来的には児童福祉司と同数配置」を目指した増員が望まれる。そのためには児童福祉法上

1名以上としか書かれていない配置基準を見直す必要がある<sup>11</sup>。  
今後、虐待相談における児童心理司の役割について分析、研究していくことが課題である。

### ③医師について

医師は相談対応の中で医学診断を対応する。児童相談所の相談のうち医学的な支援が必要と判断されると、医師の診断を受けることになる。児童相談所は、障害相談では療育手帳を発行することも業務であり、療育手帳の診断は医師が中心に行っている。また、医学的な問題がある親子への診断、助言及び職員への助言も行う。

今回の調査では医師の総数は617人（回答193ヶ所）である。平均人数は3.2人（精神科2.21人、小児科0.78人、その他0.20人）である。雇用形態は常勤0.27人、非常勤2.47人で非常勤がほとんどである<sup>12</sup>。

虐待相談では親子の心身の状態の診断が重要になる。また、どうしても家庭分離が必要と判断する場合、医学診断が重要な位置付けになることが多い。

医師に期待されていることは診断のみではないが、支援の現状を表3にみると「親と親子への援助」では4.7%、表6「子どもへの援助」では7.4%しか対応できていないことがわかる。

一方、表3の重症度別の医師の関わりでは「生命の危機あり」が6.0%、「重度虐待」が17.3%と他の職種よりポイント高くなっている。さらに、表4の子どもへの対応でも医師のかかわりは重度虐待で25.5%と高く、児童福祉司、児童心理司の約11%から12%弱の対応を大きく上回っていることがわかる。つまり虐待の程度が重いほど医師のかかわりが必要とされていることがわかる。

また、前述の表5、表6、表7の結果は、児童心理司と同じように医師の虐待相談対応についての必要性を示している。

さらに、最近では乳幼児揺さぶられ症候群<sup>13</sup>、代理によるミュンヒハウゼン症候群<sup>14</sup>、医療ネグレクト<sup>15</sup>等々医療機関で発見される虐待も増加している。このため地域の病院と連携できる体制が重要になり、児童相談所の医師と病院の医師の連携も期待されている。ヒア

---

<sup>11</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長主宰：「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」報告書2－〔2〕児童心理司（心理職）「児童心理司については、児童福祉司と異なり、配置基準が明確になっていないが、国による配置基準の明確化は多くの自治体からも要望されている。基本的に、正規職員の児童心理司と児童福祉司がチームで対応できる体制であることが望ましいことから、少なくとも児童心理司：児童福祉司＝2：3以上を目安に、さらには児童心理司：児童福祉司＝1：1を目指して配置すべきである。」

<sup>12</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団）47頁より

<sup>13</sup> 乳児の頭が強く揺さぶられることにより、頭蓋内損傷を発生し、硬膜下出血や網膜出血をきたし、被害を受けた子どもは、死亡あるいは重度の後遺障害を残すことが多い。（東京都福祉保健局：医療機関のための子育て支援ハンドブック～気になる親子に出会ったら～平成18年3月14頁）

<sup>14</sup> 健康な子どもに危害を加え、あるいは詐病によって、不必要な検査・治療・入院などの医療行為を受けさせ、子どもに身体的、心理的苦痛を与える。（東京都福祉保健局：医療機関のための子育て支援ハンドブック～気になる親子に出会ったら～平成18年3月14頁）

<sup>15</sup> 子どもにとって必要な医療や療育を受けさせないこと、必要な医師の指示に従わないこと、命に関わることも少なくない。（東京都福祉保健局、社会福祉法人子どもの虐待防止センター：かかるつけ医・歯科医のための児童虐待対応ハンドブック平成19年37頁）

リング調査では、病院との連携については県立病院や大学病院等と協定を結ぶ体制を作る等の努力がある一方で、連携の取りにくい病院がある等の話も聞かれ、医療関係との連携体制はこれからさらに力を入れる必要がある。そのためには医学診断体制の充実が望まれるが、常勤の医師が少なく勤務時間に制限がある非常勤医師が平均3人という体制では、通常の相談以外に時間をとることが難しいといえる。また、地域によっては子ども専門または虐待に詳しい精神科医が少ないことなど地域差もあることが推察される。医師についても今後、虐待相談における役割について分析、研究していくことが課題である。

#### ④弁護士について

前回調査では職員体制について触れていないので、当時ほどのようであったかは不明で比較することは出来ないが、児童相談所の体制に新たに加わった専門職である。虐待相談には法律上の多くの課題があり、任用する児童相談所が増えてきている。

今回の調査結果では、86ヶ所(44.1%)が任用している。雇用形態は常勤0.01人、非常勤0.33人とほとんどが非常勤である<sup>16</sup>。

表8は今回の弁護士の人数に関する結果のまとめである。109ヶ所(55.9%)の児童相談所は任用していないが、ヒアリング調査の結果を見ると任用していない児童相談所でも地域の弁護士会と連携し、事例検討への参加や研修講師依頼を行っている児童相談所がある。地域によっては子どもに関する問題を担当する弁護士の数が少なく、人材の確保に苦勞しているとの指摘もあり、地域差があるといえる。弁護士の役割として法的手続き及び相談への対応に関する職員への助言等がある。

表8 弁護士の人数

	サンプル数	0人	1人未満	1~2人未満	2~3人未満	4~5人未満	5~10人未満	10人以上	無回答	平均値(人)
合計(児相数)	195	109	10	27	6	2	1	-	40	0.33
合計(構成比)	195	55.9	5.1	13.8	3.1	1.0	0.5	-	20.5	0.33
《都道府県別》(%)										
北海道ブロック	9	100.0	-	-	-	-	-	-	-	0.00
東北ブロック	22	50.0	18.2	4.5	-	-	-	-	27.3	0.07
関東甲信越ブロック	58	43.1	10.3	25.9	5.2	3.4	-	-	12.1	0.56
中部ブロック	34	44.1	-	11.8	2.9	-	-	-	41.2	0.30
近畿ブロック	23	78.3	-	-	-	-	-	-	21.7	0.00
中国ブロック	19	57.9	-	10.5	10.5	-	5.3	-	15.8	0.69
四国ブロック	9	55.6	-	11.1	-	-	-	-	33.3	0.17
九州ブロック	21	71.4	-	19.0	-	-	-	-	9.5	0.21

今回の調査の結果について委員の話し合いの中で、弁護士に期待することとして「子どもの権利を護るという法的視点」、「保護者の権利制限を行うということについての法的視点」が加わることで、それぞれの権利について配慮をしながら対応することが出来ること、加えて「職員を護る」という視点からも、児童相談所に司法の専門職が加わるべきである

<sup>16</sup>「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」(平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団) 49頁より

という意見がでていいる。「職員を護る」ということについては、法的対応を行う場合に、専門家のアドバイスがあることで精神的な負担が軽減すること、さらに、職員に対する個人攻撃への対応等も必要であると考えられるからである。

こうした意味では、虐待相談対応は勿論であるがそれだけではなく、法律の専門家としての視点が児童相談所の相談全般に反映することで、相談対応のための視野をより広げていくことが可能になると考えられる。

### (3)一時保護所の状況

#### ①保護期間の長期化について

一時保護所の入所日数は表9のとおりである。一時保護所の入所日数は2カ月以内とされている<sup>17</sup>。しかし、表9では平均日数は35.1日であるが、61日以上が合計295件あり、これは一時保護をした1841件中の16.0%に当たる。

重症度別に見ると「虐待の危惧あり」でも132件の一時保護があり、そのうち61日を越えて保護している子どもが18件ある。事例を詳しく調査していないのでなぜ長期化したのかはいえないが、重症度と変わりなく保護が長期化することもあり、時間をかけた対応が必要になる可能性が有るといえる。

前回調査では、一時保護総数が844件のうち、2ヶ月以上3ヶ月未満54件(6.4%)、3ヶ月以上20件(2.4%)合計74件(8.8%)だった<sup>18</sup>(54件と74件の%は今回計算した)。調査期間は前回は6ヶ月、今回は半分の3ヶ月であるが2ヶ月を超えた割合は約2倍になって、一時保護が長期化しているといえる。

表9 一時保護した期間

	サンプル数	1日~10日	11日~20日	21日~30日	31日~40日	41日~50日	51日~60日	61日~70日	71日~80日	81日~90日	91日~100日	101日~110日	111日~120日	121日以上	無回答	平均日数
合計	1841 (100.0)	361 (19.6)	330 (17.9)	278 (15.1)	211 (11.5)	143 (7.8)	131 (7.1)	100 (5.4)	48 (2.6)	46 (2.5)	33 (1.8)	13 (0.7)	16 (0.9)	39 (2.1)	92 (5.0)	35.10
生命の危機あり	68 (100.0)	10 (14.7)	12 (17.6)	9 (13.2)	5 (7.4)	6 (8.8)	7 (10.3)	3 (4.4)	1 (1.5)	2 (2.9)	1 (1.5)	-	4 (5.9)	3 (4.4)	5 (5.4)	43.54
重度虐待	251 (100.0)	28 (11.2)	42 (16.7)	24 (9.6)	38 (18.0)	17 (15.1)	25 (10.0)	26 (10.4)	10 (4.0)	10 (4.0)	5 (2.0)	2 (0.8)	4 (1.6)	10 (4.0)	10 (4.0)	45.77
中度虐待	783 (100.0)	133 (17.0)	127 (16.2)	130 (16.6)	89 (11.4)	83 (10.6)	52 (6.6)	42 (5.4)	16 (2.0)	20 (2.6)	18 (2.3)	7 (0.9)	6 (0.8)	18 (2.3)	42 (5.4)	36.60
軽度虐待	540 (100.0)	136 (25.2)	115 (21.3)	96 (17.8)	55 (10.2)	31 (5.7)	24 (4.4)	21 (3.9)	13 (2.4)	8 (1.5)	7 (1.3)	2 (0.4)	1 (0.2)	7 (1.3)	24 (4.4)	28.18
虐待の危惧あり	132 (100.0)	37 (28.0)	27 (20.5)	11 (8.3)	11 (8.3)	1 (0.8)	18 (13.6)	6 (4.5)	5 (3.8)	5 (3.8)	-	1 (0.8)	-	1 (0.8)	9 (6.8)	30.13
不明	24 (100.0)	7 (29.2)	1 (4.2)	1 (4.2)	7 (29.2)	-	-	1 (4.2)	2 (8.3)	-	1 (4.2)	1 (4.2)	1 (4.2)	-	2 (8.3)	39.32

( ) は% (表側に無回答を入れていないため表頭の総数と異なる総数になっている)

<sup>17</sup> 児童福祉法第33条3前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を越えてはならない。4前項の規定に関わらず児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は2項の規定による一時保護を行うことができる。

<sup>18</sup> 全児相(通巻62号別冊)「全国児童相談所における家庭内虐待調査」結果報告書 平成9年3月 全国児童相談所所長会 40頁より

一時保護所の入所状況は地域によって異なるが、平成 19 年度に定員を超えて入所させた自治体は 21 自治体で児童相談所一時保護所設置自治体の 31.8%になる<sup>19</sup>。

長期一時保護の理由を調べるために追加調査として、入所 140 日を越える 15 事例にその理由についてアンケート調査を行った(資料 1-1・2)。結果は表 10 のとおりである。

I-2の「家族との調整」のため保護が長期化している事例が、複数回答だが9事例ある。家族への対応が難航し時間がかかる場合があることがわかる。

Ⅲの1の「一時保護委託が出来ない」の理由記入欄には「施設入所の承諾を家庭裁判所にもとめる児童福祉法 28 条申し立てのため、(以下 28 条申し立てという) 児童の状況把握に時間がかかった、施設探しに時間がかかった」「施設に空きがなかった」「28 条申し立てが決まってから委託するため」ということが記述されている。一時保護が 140 日を越えている理由をまとめると、「施設に空きがない」、「家族との調整」、「28 条申し立てのため」ということになり、特に「28 条申し立て」に関連していることが多いことがわかる。

表 10 一時保護長期化の理由

I	一時保護が長期化した理由 (複数回答)	1 施設入所できなかった	9
		2 家族との調整上の問題	9
		3 その他	1
II	Iの1で施設に入所できなかった理由	1 施設に空きが無かった	2
		2 28 条申し立てのため	7
		3 子どもの状況による	0
		4 その他	0
III	IIの1で一時保護が長期化した理由	1 一時保護委託が出来ない	4
		2 その他	3
無回答			1

一時保護が長期化している 15 事例のうちの 9 事例 (46.7%) が「28 条申し立てのため」が理由であった。この場合、「28 条申し立てが決まってから委託するため」、「一時保護 (10 日) + 一時保護委託」と子どもの生活の場所の選択について、地域により考え方が異なることが見られた。28 条申し立てになる場合、結論が出るまでかなり時間がかかる。また、申し立てが必要と見極めるまでにも時間を要する場合がある。28 条申し立てを行う場合にはどのような体制が子どもにとって良いのか、さらに検討する必要がある。

一時保護所は地域によって環境設定に相違はあるが、子どもが長期間過ごすことを前提にした生活環境にはなっていない。特に学齢以上になると学校に行けないことも多く、子どもの教育権をどのように保障するのかが重要な課題であり、検討が必要である。

一時保護所は、緊急時に対応して子どもを保護することを目的としている。特に虐待相談の場合、保護するタイミングは重要になる。子ども自身が家庭から離れる決心ができた時に保護ができないと、子どもの気持ちが変わり保護ができないことも起こってくる。一時保護所は常時定員を満たしているという効率を求められるものではなく、緊急時に対応できることを前提とした定員設定が必要になると考える。

<sup>19</sup>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「児童虐待対策について」19 頁

厚生労働省はこの事態の解決のため、「一時保護所施設等緊急整備計画」を策定している。しかし、一時保護所が定員増員になっても、家庭分離をする場合の生活の場となる施設に空きがなければ子どもの行き先は決まらず、一時保護所に長く滞在せざるを得なくなる。施設の受け入れについても早急の改善対策が必要である。

## ②子どもの状況

表11は「虐待に起因すると思われる被虐待児の精神症状」についての結果である。一時保護を行った1,665件と一時保護中の子ども176件の合計1,841件のうち、「特に問題なし」583件と40件の計623件、「無回答」の74件と27件の計101件、「不明」77件と15件の計92件をたした合計816件(44.3%)は症状が無いことになる。言い換えれば55.7%の子どもたちが何らかの虐待による精神症状を有していると言える。「不明」については(特に一時保護中の子どもは)、表5、表6、表7と同様に3ヶ月という調査期間を考えるとまだ結果が出ていないともいえるので、この結果は増える可能性も含んでいる。前回調査では一時保護をした子どもたちの精神症状については調査していないため比較はできないが、今回の調査結果からみれば一時保護をした子どもの5割以上に何らかの精神症状が見られ、一時保護所の生活の中で対応していくことが求められていることになる。

表11 虐待に起因すると思われる被虐待児の精神症状(一時保護の有無)

	サンプル数	知的発達 の遅れ	身体発達 の遅れ	不安、怯 え	うつ状態	無感動や 無反応	強い攻撃 性	習癖異常	食行動上 の問題 (むちゃ 食い、拒 食など)	非社会的 問題行動 (不登 校・かん 煎など)	反社会的 な問題行 動(非行 など)	性的問題 行動(異 性への極 端な嫌悪 感を含む)	その他日 常生活に 支障をさ すような 精神症 状、問題 行動等	特になし	不明	その他	無回答
合計	8108 (100.0)	420 (5.2)	208 (2.6)	1033 (12.7)	65 (0.8)	181 (2.2)	329 (4.1)	55 (0.7)	131 (1.6)	578 (7.1)	447 (5.5)	142 (1.8)	243 (3.0)	3343 (41.2)	848 (10.5)	138 (1.7)	964 (11.9)
一時保護を行った	1665 (100.0)	158 (9.5)	67 (4.0)	361 (21.7)	26 (1.6)	99 (5.9)	122 (7.3)	23 (1.4)	44 (2.6)	175 (10.5)	188 (11.3)	58 (3.5)	70 (4.2)	583 (35.0)	77 (4.6)	30 (1.8)	74 (4.4)
一時保護中である	176 (100.0)	18 (10.2)	9 (5.1)	39 (22.2)	4 (2.3)	13 (7.4)	16 (9.1)	2 (1.1)	4 (2.3)	17 (9.7)	15 (8.5)	6 (3.4)	8 (4.5)	40 (22.7)	15 (8.5)	1 (0.6)	21 (11.9)
一時保護は行っていない	4907 (100.0)	203 (4.1)	98 (2.0)	525 (10.7)	26 (0.5)	58 (1.2)	170 (3.5)	25 (0.5)	70 (1.4)	318 (6.5)	209 (4.3)	73 (1.5)	144 (2.9)	2338 (47.6)	629 (12.8)	88 (1.8)	326 (6.6)
無回答	1360 (100.0)	41 (3.0)	34 (2.5)	108 (7.9)	9 (0.7)	11 (0.8)	21 (1.5)	5 (0.4)	13 (1.0)	68 (5.0)	35 (2.6)	5 (0.4)	21 (1.5)	382 (28.1)	127 (9.3)	19 (1.4)	543 (39.9)

( )は% (複数回答)

今回の調査では一時保護所の職員については特に質問項目が無いが、この結果から考察すれば保護所の職員は虐待を受けた子どもへ生活場面での対応のための専門知識と技術が求められる。また、一時保護所では一般相談である養護相談、非行相談、障害相談、育成相談の中で保護を必要とする子どもたちが混在して生活を送っている。一般相談の子どもたちも、一人一人の経過から様々な症状を有していることが推察できる。こうした保護所の状況の中では、子どもたちが落ち着いた生活を送ることは難しく、一時保護所の生活環境の見直しと同時に、職員の配置基準の見直しも必要である。



#### (4)専管組織について

##### ①虐待相談の特徴

児童相談所は昭和 22 年（1947 年）に児童福祉法が制定されてから 50 年以上、子どもの問題について相談を希望する保護者等に対応する体制を整えてきた。しかし、児童虐待相談はこうした相談とは基本的に異なり、相談を希望する保護者、子ども本人は少ない。

表 12 の「児童相談所への通告者」では、「虐待者本人」からは 428 件（4.3%）、児童本人からは 100 件（1.0%）のみである。虐待相談の難しさは、基本的な相談体制に乗りにくいことも一因とされている。

表 12 児童相談所への通告者

	サンプル数	児童委員・主任児童委員	市区町村	都道府県	警察	保育所	幼稚園	児童館	放課後児童クラブ	その他の児童福祉施設	里親	学校	学習等その他の教育機関	虐待者本人	その他の家族・親族	近隣知人	児童本人	家庭裁判所	医療機関	NP O等民間団体が設置する電話相談	その他	不明	無回答
合計	9895	94	2041	570	1738	203	35	7	14	76	4	1150	22	428	1046	1614	100	3	450	28	206	26	40
%		0.9	20.6	5.8	17.6	2.1	0.4	0.1	0.1	0.8	0.0	11.6	0.2	4.3	10.6	16.3	1.0	0.0	4.5	0.3	2.1	0.3	0.4

虐待は家庭内で起こるため、子ども本人や家族に相談意欲が無ければ発見、調査は難しくなる。初期対応に時間がかかると、子どもの生命に影響する事態も起こりうる。いずれにしても子どもの心身の成長に深刻な影響が出るため、迅速な対応が必要である。さらに、発見後も虐待者への対応や子どもへのケアと対応は続き、虐待が繰り返されないように地域の協力を得て見守りが必要になる。家庭分離をして一時保護や施設入所になれば、一時保護所や施設の職員とともに子どもと家族の安定のための対応、家庭復帰に向けての様々な支援が必要になる。場合によって法的な対応も行うことになる。これらは、関係機関が連携して多方面から対応していかないと、子どもを護ることができないことも起こりうる。虐待相談は通告への対応の難しさだけでなく、むしろその後に取り組むべき多くの課題を想定しながら対応するところに難しさがある。これらに対応すべく児童相談所は、前回調査時には存在しなかった各専門分野を担当する組織を新たに設けつつある。これまでの調査では「専従組織」等の名称が使われているが、今回の調査では、“専門に管轄する組織”を「専管組織」として尋ねている。

##### ②虐待対応の専管組織について

今回の組織調査の結果は表 13 の通り専管組織「あり」が 101 ヶ所（51.8%）、「なし」が 94 ヶ所（48.2%）で半数以上の児童相談所が虐待対応の専管組織を設けていることになる。これをもう少し詳しく分類してみると表 14 のようになる。

表 1 3 虐待対応の専管組織の有無

	サンプル数	なし	あり	無回答
合計(児相数)	195	94	101	-
合計(構成比)	195	48.2	51.8	-
《都道府県別》(%)				
北海道ブロック	9	-	100.0	-
東北ブロック	22	63.6	36.4	-
関東甲信越ブロック	58	36.2	63.8	-
中部ブロック	34	85.3	14.7	-
近畿ブロック	23	4.3	95.7	-
中国ブロック	19	52.6	47.4	-
四国ブロック	9	55.6	44.4	-
九州ブロック	21	66.7	33.3	-

表 1 4 都道府県の児童相談所における虐待対応の専管組織の有無

専管組織の有無について	都道府県
中央児相及び地域児相とも専管組織が有る	16 (34.0)
中央児相に専管組織有、地域児相に無し、もしくは混在している	18 (38.3)
専管組織無し	13 (27.7)
合計	47 (100.0)

() は%

組織体制が異なる政令指定都市、中核都市の市児童相談所を除いた 47 都道府県のうち、専管組織を置かずに従来と同じように地域担当の児童福祉司が担当している児童相談所は 13 県 (27.3%) である。残りの 34 都道府県 (72.7%) が「専管組織あり」又は「中央児童相談所に専管組織あり、地域児相には無、もしくは混在している」である。この「中央児童相談所に専管組織あり、地域児相には無、もしくは混在している」は、何らかの形で虐待相談の専管組織のバックアップを受けている可能性があると考えられる。

なお、政令指定都市、中核都市の市児童相談所では、回答のあった 19 ヶ所のうち「虐待対応の専管組織あり」は 15 ヶ所 (78.9%)、「虐待対応の専管組織なし」は 4 ヶ所 (21.1%) だった。

これら専管組織ありと回答したところの職員体制の人数は、平均 5.38 人で、そのうち専任の平均は 3.88 人、兼任の平均は 1.15 人という結果になっている<sup>20</sup>。

ただし、これらの専管組織が虐待相談においてどのような役割を果たしているかについては、地域差が大きいという指摘がヒアリング調査の時にあった。特に、同じ県内でも大都市周辺と過疎の地域では地域の資源にも大きな差があるため、児童相談所の虐待相談件数も対応の仕方も異なるという話であった。今回は概要だけの調査になっているが、今後地域の状況にあわせて、専管組織の体制、対応方法がどのようになっているかの詳しい調

<sup>20</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」(平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団) 51 頁より

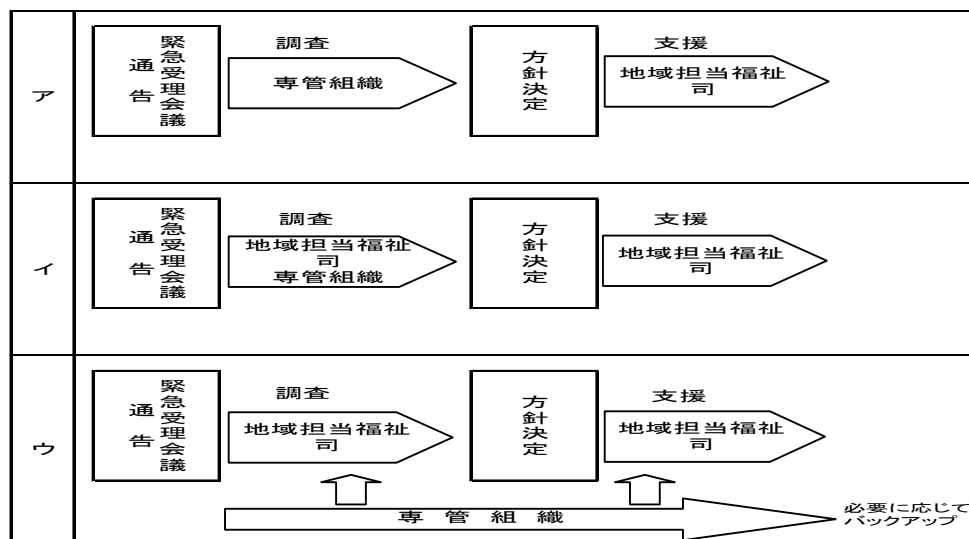
査を行い、そのあり方を研究して児童相談所全体に反映していく必要がある。

虐待対応の専管組織の活動については今回は調査を行っていないが、ヒアリング調査からわかることは各都道府県により専管組織の考え方は異なり、その活動の仕方も多様なことである。活動については大まかな分類であるが以下のように整理することができる。

- ア 初期対応を専管組織が行い、対応の方針が見えてきたところで地域担当に引き継ぐ。
- イ 専管組織と地域担当と一緒に初期対応から対応する。
- ウ 専管組織は進行管理、法的対応等を担当し、虐待相談の対応は地域担当が行う。
- エ その他

「エその他」を除いたア、イ、ウを概略図にしたのが図1である。専管組織の活動については、各児童相談所が地域の実情に合わせてそれぞれ異なる活動をしていることが予想され、詳しく調査すれば上記の分類はさらに細分化している可能性がある。

図1 虐待対応専管組織活動の種類 概略図



活動に関しては、ヒアリング調査の結果から見ると次のようなメリット、デメリットがあることが指摘されている。

初期対応を専管組織が行った場合のメリットとして、親との対立場面を専管組織が行うため、引き継いだ地域担当児童福祉司は福祉的支援の役割を取ることができる。一方、デメリットは、専管組織から地区担当者への引継ぎの難しさ（どの時点で引き継ぐのか、どのように情報を共有するか等）と、情報共有のための時間の確保が難しいということである。また、地区担当と専管組織の担当が、お互いの仕事の理解を深めるための工夫も必要になるとの指摘があった<sup>21</sup>。

<sup>21</sup> 主任研究員才村純「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究」平成18年2月、子ども未来財団、4頁～5頁では、メリットとして「機動性、迅速性」があり、デメリットとして「引継ぎ」等の問題、専管組織職員「ストレス」、職員に虐待対応、一般相談と専門以外の「専門性が育たない」と述べている。

### ③市町村支援の専管組織

平成16年（2004年）の児童虐待防止法等の改正により、それまで児童相談所のみが対応していた虐待通告を市町村も受けることになり、児童相談所と市町村の二重構造で対応するようになった。児童相談所がこれまでの経験と知識を基に、新たに通告先となった市町村を支援するための専管組織である。

今回の調査結果が表15であり、市町村支援の専管組織が設置されている児童相談所は、195ヶ所中33ヶ所（16.9%）である。特徴的なことは関東甲信越ブロックに設置されている児童相談所が集中していて、関東甲信越ブロックが36.2%を占めていることである。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の全国設置状況は、94.1%（平成20年4月1日現在）<sup>22</sup>と数字からみると体制はほぼ整ってきている。ヒアリング調査の中では、市町村の意識の高まりが児童相談所への通告件数の減少につながっているとの指摘もあるが、市町村の虐待対応の考え方、活動の仕方に差があるという指摘も多く報告されていて、地域により状況に差があることがわかる。

表15 市町村支援の専管組織の有無

	サンプル数	なし	あり	無回答
合計(児相数)	195	159	33	3
合計(構成比)	195	81.5	16.9	1.5
《都道府県別》(%)				
北海道ブロック	9	100.0	-	-
東北ブロック	22	86.4	9.1	4.5
関東甲信越ブロック	58	62.1	36.2	1.7
中部ブロック	34	97.1	2.9	-
近畿ブロック	23	95.7	4.3	-
中国ブロック	19	94.7	5.3	-
四国ブロック	9	88.9	11.1	-
九州ブロック	21	66.7	28.6	4.8

市町村支援のための専管組織については、要保護児童対策地域協議会の設置までの支援を目的とし、役目を終えた専管組織が廃止になった県もあり、専管組織の役割は虐待対応の専管組織と同様に、地域によって異なっている。

市町村支援のための専管組織が無い県の児童相談所は、市町村に対する研修の実施、マニュアルを作成し役割分担をする、要保護児童対策地域協議会のケース検討会を利用し情報を共有する等、実務を通して支援を行うと位置づけていることがわかる。

専管組織があると回答した組織の平均人数は3.81人、専任は1.38人、兼任は2.44人となり、兼任の方が多<sup>23</sup>。兼任が多いのは、専管組織が無い県のように実務を通して支援しているとも考えることも出来る。しかし、多忙な中での兼務で、十分に支援が出来ている

<sup>22</sup>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「児童虐待対策について」23頁

<sup>23</sup>「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団）53頁より

のかという疑問は残る。

児童福祉法が改正され通告の窓口が市町村になった時から、児童相談所との住み分け、役割分担が言われてきている。しかし、連携で求められていることは境界線を引くことではなく、各機関が補い合いながら子どもと家族に対してより手厚い支援ができるようにしていくことである。市町村により体制に差がある現状では、各市町村の状況を見極め、児童相談所の経験から、有効な支援のためには何が必要かを伝えていくことが求められていると考える。「市町村の窓口がいろいろな仕事を兼務しているので、虐待相談対応に時間が取ることができないでいる」、「担当者が経験を積んでこれからという時に転勤し、後任者を一から支援をしていかないとならない」等の話もヒアリング調査で聞かれている。こうした状況での支援のあり方として、どのようなものか、もともとめられるのかは地域によって異なると思われる。専管組織として行うのか、実務、研修を通して行うのかの選択は別にしても、支援に時間と人手をかけなければ出来ないことだけは事実である。

#### ④里親委託・養子縁組斡旋の専管組織について

表 16 は家庭で養育することが出来ない子どもを養育する里親等支援する専管組織である。設置数は 84 ヶ所（43.1%）である。

里親委託・養子縁組斡旋の専管組織の担当者の平均人数は 1.99 人。専任は 0.88 人で兼任が 1.11 人である<sup>24</sup>。

表 16 里親委託養子縁組斡旋の専管組織の有無

	サンプル数	なし	あり	無回答
合計(児相数)	195	108	84	3
合計(構成比)	195	55.4	43.1	1.5
《都道府県別》(%)				
北海道ブロック	9	44.4	55.6	-
東北ブロック	22	72.7	22.7	4.5
関東甲信越ブロック	58	44.8	53.4	1.7
中部ブロック	34	79.4	20.6	-
近畿ブロック	23	43.5	56.5	-
中国ブロック	19	52.6	47.4	-
四国ブロック	9	77.8	22.2	-
九州ブロック	21	38.1	57.1	4.8

今回の調査では、表 17 でわかるように一時保護終了時に 1,665 件中 36 件（2.2%）が里親委託になっている。施設入所した子どもは 620 件（37.2%）である。

子どもにとっては、施設養護よりも家庭的養護が、状況によっては望ましいことであり、特に親のいる子どもの養育の場として養育里親の増加が期待されている。しかし、必要性は言われていても、現実には表 17 でわかるようになかなか委託が進まないのが現状で、家庭分離後の行き先として施設が選択されることが多い。

<sup>24</sup>「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団） 59 頁より

表17 一時保護終了時の子どもの行き先について

	サンプル数	保護者への引き取り	保護者以外の親族への引き取り	里親委託	施設入所	他の児童相談所へ	家裁送致	その他	無回答
合計	1665	797 (47.9)	116 (7.0)	36 (2.2)	620 (37.2)	8 (0.5)	3 (0.2)	21 (1.3)	64 (3.8)

( )は%

前回調査結果との比較では、「表 35 処遇及び処遇経過（9月30日現在の処遇）」を見ると全 2,061 件中 11 件（0.5%）が里親・保護受託者委託になっている<sup>25</sup>。前調査の場合、「処遇及び処遇経過」であり、今回の「一時保護終了後」とは条件が異なるが、今回は一時保護終了後と限定した中で 1,665 件中 36 件（2.2%）と増加している。

さらに、表 18 でわかるように、一時保護中の子どもの「今後の方針」として里親委託を考えている件数が 176 件中 9 件（5.1%）ある。

表18 現在一時保護中のケース・今後の方針について

	サンプル数	保護者への引き取り	保護者以外の親族への引き取り	里親委託	施設入所	他の児童相談所	家裁送致	その他	無回答
合計	176	41 (23.3)	6 (3.4)	9 (5.1)	65 (36.9)	1 (0.6)	-	-	54 (30.7)

( )は%

この結果から見ると、里親委託が前回調査時よりも増加しているといえる。これは前回調査時よりも、一時保護所、児童養護施設が定員に空きがなく入所が難しくなったこと、平成 14 年（2002 年）に里親制度が変わり、専門里親や親族里親が出来制度が充実したこと等が考えられる。また、平成 20 年度の児童福祉法の改正に伴い里親制度が見直され、都道府県の業務として里親に対する支援を行うことが明確にされている（平成 21 年度 4 月施行）。

表 19 は里親委託した子どもと、今後委託を考えている一時保護所入所中の子どもの重症度別の表である。これをみると「生命の危機あり」、「重度虐待」の項目でも 14 件委託または委託予定がある。委託後の里親家庭への支援を手厚く行う必要がある。

表19 里親委託（一時保護終了後及び一時保護中委託予定）

	合計	生命の危機あり	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危機あり	不明
サンプル数	45 (100.0)	2 (4.4)	12 (26.7)	20 (44.4)	10 (22.2)	1 (2.2)	0 (0.0)
一時保護終了後委託	36 (100.0)	2 (5.6)	5 (13.9)	19 (52.8)	9 (25.0)	1 (2.8)	0 (0.0)
一時保護中（委託予定）	9 (100.0)	0 (0.0)	7 (77.8)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)

( )は%

<sup>25</sup>全児相（通巻62号別冊）「全国児童相談所における家庭内虐待調査」結果報告書 平成9年3月 全国児童相談所所長会 41頁より

ヒアリング調査から見ると、里親に力を入れているところ、専門里親が機能していないところと都道府県により差が見られる。また里親制度自体が日本の社会の中で理解されにくいところがあるため、今後、時間をかけた地道な取り組みが必要である。専管組織の設置率は43.1%と半数に満たない状態であり、担当者も平均1.99人で兼任が多い状況で、専管組織が設置されている児童相談所でも十分な体制とはいえない状況である。

#### (5)児童相談所全体として

児童相談所は虐待相談だけではなく、さまざまな相談を受けている。平成19年度の相談対応件数は367,852件であり、そのうち虐待対応件数は40,639件で全体の11.0%に当たる<sup>26</sup>。虐待相談は毎年ほぼ全体の相談件数の一割前後の件数になっている。今までの職員の体制から考えて、虐待相談だけではなく児童相談所の全ての相談に対して十分な体制が取れているとはいえない状況である。

虐待対応については、「(4) 専管組織について①虐待相談の特徴」で述べているが、「虐待者本人からの通告」については、表3の結果でわかるように428件(4.3%)と少ない。表20は今回の調査で「虐待者本人からの通告」428件が、新規対応か再対応かを調べた結果である。

表20 通告者のうち虐待者本人の新規及び再対応の件数

計	新規	再対応	無回答
428 (100.0)	264 (61.7)	144 (33.6)	20 (4.8)

( )は%

再対応者は428件中144件という結果である。全体から見ると数は少ないが、144件の虐待者本人がどのような理由なのかは不明だが、再度児童相談所に通告してきている。虐待通告としてではなく「相談」として支援できる状況が出来れば、また展開が変わる可能性があり、対立的と異なるアプローチの可能性も考えられる。虐待相談が全て親と対立的な対応になると位置付けることは、虐待相談を一面的に捕らえる危険性があると考えられる。再対応だけでなく428件の「虐待者本人からの通告」に対して、具体的な状況がわからないので一概には言えないが、支援をもとめている相談として位置付けて対応できる可能性があると考えられる。虐待相談の中から、虐待者本人からの自発的な訴えも受け止めることができるように体制を整え、一般相談につなげていくことも視野に入れておく必要がある。

一方で、「(2) 職員の状況②児童心理司」のところで述べたように、被虐待児の12.4%に何らかの障害があることから、障害相談としてよりきめ細かい対応が出来れば、親子の虐待へのシグナルを捕らえていくことも出来る場合があると推察され、一般相談の充実が虐待に至らない状況を作る可能性もあり得る。

虐待相談は一般相談と異なると位置付けながらも、それだけではないところが「相談」の複雑なところといえるため、児童相談所の職員はどのような状況にも柔軟に応じられる技術と感性が求められている。

<sup>26</sup>厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告」より

今回の調査では、「相談担当職員」<sup>27</sup>が 174 児童相談所に 714 人いるという結果で、平均人数は 4.10 人である<sup>28</sup>。今回の調査では職務内容に触れていないので、各所どのような体制なのかはわからないが、運営指針の内容からすると相談体制に積極的に位置付けられる可能性があり、今後、そのあり方について検討していくことが課題となる。

## 2. まとめ

### (1) 児童相談所の各職種について

今回の調査を通して職種毎に児童相談所の体制を見てくると、いずれの職種とも十分な体制になっていないことがわかり、全て人手不足ということが出来る。児童相談所は児童福祉司の人数が足りないことのみが大きく取り上げられてきた。しかし、児童相談所はチームとして多職種の協働で相談に対応しており、一職種だけの増員ではその機能は十分に発揮されないことになる。児童相談所の機能強化と専門性の向上には、全職種の増員が必要である。

### (2) 専管組織について

児童相談所の従来の相談対応の方法は、地域担当児童福祉司 1 人が最初から最後まで相談担当者として関わり、必要に応じて児童心理司、医師、一時保護所職員とチームを組む方法が基本的であった。前回調査時にもこのような相談対応の体制が中心だったと推測する。その後、虐待相談を初め対応困難な相談の経験を通して、地域担当福祉司 1 人ではなく複数で対応する体制がとられるようになってきている。一方、専管組織については、「基本的に対応が異なるのだから専門に行う組織があったほうが良い」という考え方と、「増え続ける通告に迅速に対応するために、新しい組織を作ることに対応強化を図る」とい事情が重なり、専管組織が出来てきた経過がある。そのため、「従来の地域担当児童福祉司が担当者としてはじめから終結までを担当する」考え方との間で結論がはっきりしないまま実施され現在に至っている。

このような経過と各地域の特性があり、専管組織は児童相談所毎にかなり異なる体制、活動方法が見られる。

専管組織の存在について、情報の共有、引き継ぎ方法、また協議の時間の確保等のデメリットもあるが、虐待相談対応の複雑さから言えば、専管組織が存在することでより集中的に対応できていくことが可能になり、現段階では専管組織が存在することが、有効であると考えられる。しかし、現状は虐待対応、市町村支援、里親委託・養子縁組斡旋のどの専管組織を見ても体制が不十分であり、児童相談所として虐待の初期対応だけでなく、相談の終結までを視野に入れた体制の整備が求められる。

各専管組織に一般相談と同様に各職種が参加し、多角的な視点で対応できるように充実

<sup>27</sup> 厚生労働省児童相談所運営指針（平成21年3月31日改正）第2章第4節13. 相談員(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること(2) 児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと(3) 子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと

<sup>28</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団） 42 頁より



することが、児童相談所の多職種による協働のチーム体制を活かすことが出来ようになり、体制の充実につながると考える。今後、各専管組織の実態について詳しく調査を行い組織のあり方について研究して、各児童相談所にフィードバック出来る体制を整えていくことが望まれる。

### (3)職員の育成について

体制の充実と同時に職員の育成が当面の課題になる。難しい相談の重圧から児童相談所を辞めていく職員も多くなり、人材の確保が困難な状況も出始めていると聞いている。専管組織に経験者を配属することが望ましいが、人材の確保が可能かどうかということも検討が必要である。前項で専管組織の必要性について述べているが、一方で児童相談所の各職種は、日常的な相談から難しい相談まで多種多様の相談を通して、成功体験や失敗体験を積み重ねることで成長していくものである。専管組織になると経験の偏りが出てくることが懸念されているというジレンマもある。ベテラン、中堅職員をどのように育てていくか、単に知識だけでなく経験を通しての技術の継承をどのようにしていくのかということとは大きな課題となっている。

### (4)子どもの虐待への社会全体の取り組み

現在の社会情勢の中で、職員の増員を求めることが難しい状況であることは承知している。しかし、虐待相談対応の中心的存在である児童相談所や市町村の体制を整えることが、増え続ける子どもの虐待を防止することに繋がっている。一方で、児童相談所、市町村の体制が充実すれば、子どもの虐待問題が解決するというわけではない。子どもの虐待はその発生のメカニズムの複雑さや結果の重さを考えると、社会全体で取り組むべき問題である。また、「子どもの権利を守る」、「子育て支援」の観点から考えても、「家族内の問題」、「親子関係の問題」として片付けられるものではなく、社会全体の課題とすべきものである。社会全体で子どもの虐待の発見から家族再統合まで、どのようなシステムを作ることが出来るのかということ、このような社会状況下だからこそ考えていくことが求められていると今回の調査の考察を行いながら改めて強く思っている。

(資料1-1)

事務連絡  
平成21年4月14日

長様

全国児童相談所長会事務局

「児童虐待の実態と家庭支援の取組み」調査における  
長期一時保護ケースについて（依頼）

平成20年8月28日付20全児相第13号により依頼しました「児童虐待の実態と家庭支援の取組み」調査については、ご多忙のところご協力いただき、ありがとうございました。

現在、結果の考察を進めているところですが、今後の児童相談所に必要な体制整備につなげるため、一時保護が長期化（140日以上）したケースの理由の分析がぜひとも必要となりました。

お忙しいところ重ね重ね恐縮ですが、該当する貴児相のケースについて別紙アンケートご協力をお願いしたく、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、7月に公表予定の報告書へは、結果のみを実数で示し、児童相談所が特定されないよう十分配慮しますことを申し添えます。

記

1 再調査の目的

一時保護が長期化している理由を具体的に分析することで、児童相談所の抱えている課題を明らかにする。

2 調査の方法

一時保護が140日を超えているケースについて、該当児童相談所がアンケートに記入する。

3 該当ケース

調査票番号 ① ( ) 一時保護日数 ( ) 日  
② ( ) 一時保護日数 ( ) 日

4 回答提出先

全国児童相談所長会事務局 担当 川崎  
電話 03-3208-1121 (内線428)  
FAX 03-3205-7158

4 回答締め切り

平成21年4月21日(火) (必着にてお願いします。)

(資料1-2)

(別紙) アンケート

送付先 FAX 03-3205-7158

全児相事務局 川崎 あて

I 一時保護が長期化した理由

1 施設入所できなかった

2 家族との調整上の問題

具体的に

---

---

3 その他

具体的に

---

---

II Iで1を選択した場合

1 施設に空きがなかったため

2 28条申し立てのため

3 子どもの状況によるもの

具体的に

---

---

4 その他

具体的に

---

---

III IIで2を選択した理由

1 一時保護委託が施設にできない

理由

---

---

2 その他

具体的に

---

---

ご協力ありがとうございました。

児童相談所名は公表いたしません。可能であれば参考のためにご記入ください。

( 都・道・府・県・市

児童相談所)

## 児童虐待相談の傾向を踏まえた児童相談所の執行体制と市町村との連携

玉川大学 河津英彦

### 1. はじめに

今回の全国調査に携わる中で、この12年で全国的に児童虐待の掘り起こしが進んだことが確かめられた。この間には、平成12年のいわゆる「児童虐待防止法」の成立とその後の改定による児童虐待の定義の拡大や通告義務の範囲の拡大などもあった。

しかし、児童相談所の業務執行体制は、児童相談所や児童福祉司の量的拡大において、それまでの児童福祉行政からは考えられぬほどの前進を見たものの、質的な体制強化については課題の残ることも明らかになった。

なお、関係機関の連携は進んだが、平成16年の児童福祉法改正により平成17年4月から始まった市町村を中心とする児童福祉行政への転換も、児童虐待の取り扱い件数こそ児童相談所のそれを超えることになったものの、自治体ごとの温度差と総じて脆弱な体制については課題を残している。

以下、これらの点について「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人こども未来財団）を元に考察してみたい。なお、以下の引用は全国児童相談所長会調査と略す。

### 2. 児童虐待の掘り起こしが進んだことについて

#### (1) 心理的虐待の増加

心理的虐待は全国児童相談所長会が行った前回調査においては、全体の5.9%であったが、それでも第1回の調査に比べ件数で4.5倍に増え、主たる虐待プラス従たる虐待という複数回答で取ると26.6%にまで上がっていた。

今回は19.5%であるが前回は無回答が存在しなかったため、無回答の9.5%を除いて再計算すると21.6%になる。複数回答でも同様の再計算では32.9%である。（全国児童相談所長会調査「表44」「表45」）

前回に比べ単数回答では122件（6ヶ月）が1,581件（3ヶ月）と伸び、月数を調整すれば25.9倍に増えている。なお、複数回答では546件（6ヶ月）が2,410件（3ヶ月）に伸び、同様の調整をすると8.8倍であり伸び率は縮小する。なお、平成16年の児童虐待防止法改正でDVの目撃も入ったため、複数回答による心理的虐待中に占めるDVの777件（32.2%）を除いた1,623件で計算すると6.0倍になる。

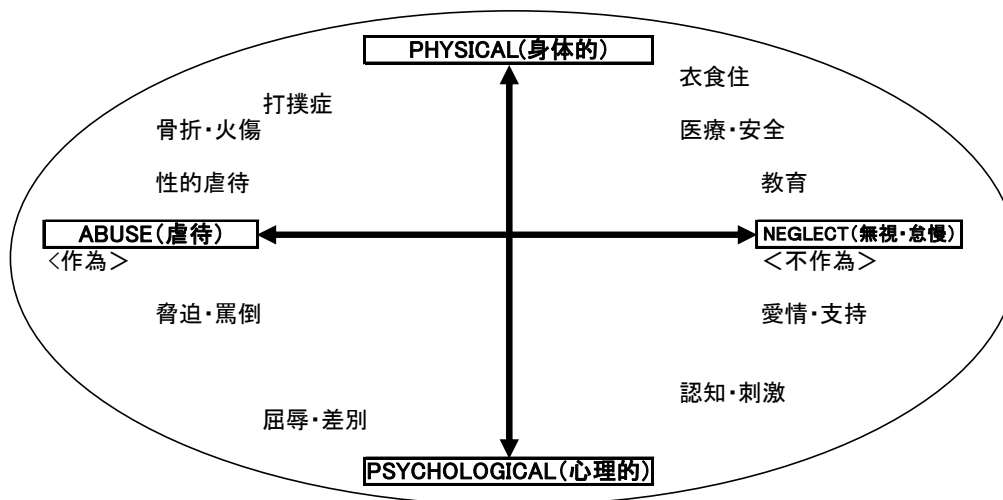
このようにDVの寄与は明らかであるが、単数回答における児童虐待全体の伸び率7.9%に比べ心理的虐待の25.9%増はそれだけで説明はしきれない。

形として見えにくい心理的虐待を主訴として取り上げることが全国的に広がってきたと考える方が適切ではないだろうか。

主訴が他の虐待の場合、心理的虐待を従としたものは、身体的虐待では27.0%（867件）、ネグレクトでは11.0%（349件）、性的虐待では12.6%（37件）になる。児童虐

待防止法では児童虐待を4分類しているが、有識者の間からは児童虐待は単独ではなく重なり合うこと、殊に身体的虐待や性的虐待は心に深いトラウマを残すことなどが指摘されてきた。(例えば、子どもの虐待防止センターの前理事長であった故坂井聖二は講演の際、図1を示しながら心理的虐待はあらゆる虐待に伴うことを説いていた。同様の説は「児童心理」2006年2月号(金子書房)における「虐待はなぜ急増しているのか?」(渡辺久子)など)

図1 ネルソンの子どもの虐待(Maltreatment)のスペクトル



出典:平成13年10月31日子どもの虐待防止センター理事 坂井聖二氏  
「児童虐待の考え方とその予防及び早期対応」～私たちができること～より

児童虐待防止法では著しい心理的外傷を与える言動を行うことをさすが、厚生労働省の作成した「子ども虐待対応の手引き」では、ことばによる脅かしや拒否的な態度、自尊心を傷つける言動など幅広い例示をしており、主訴としての取り上げ方は解釈の余地が大きそうである。ブロック別で見ると平均値は29.7%であるが、最も少ない北海道ブロックの24.0%から最大の四国ブロック36.5%まで12.5ポイントの差が生じている。ただし、身体的虐待については北海道ブロックの23.4%から近畿ブロックの45.4%まで22ポイントの差があり、ネグレクトでは北海道および東北ブロックの34.4%から中国ブロックの51.4%まで17ポイントの差が生じている。(全国児童相談所長会調査「表46-2」)地域性や市町村の活動状況による違いはあるにしても大きな幅であり、掘り起こしの動きは全国で一律ではない。

(2)都市部とその他地域の差の縮小

今回の調査では、都市部(政令指定都市と東京都)とその他地域における被虐待児童数は、人口1万人あたりの1年間換算で17.21人と14.77人になり、都市部はその他地

域の 1.17 倍である。(全国児童相談所長会調査「表 46-1」) 第 1 回調査では、同様の年間換算で人口 1 万人あたり 0.98 人と 0.59 人であり都市部は 1.66 倍であり、第 2 回調査では、同様に 2.2 人と 1.5 人であり都市部は 1.47 倍であった。

かつて、児童虐待は都市における社会的孤立や低所得者、様々な家族状況などとともに語られることが多かったが、この全国調査を見る限り都市部とその他地域の差は回を重ねるにつれ接近してきている。これをもって、全国的な養育力の低下や社会的絆の脆弱化による児童虐待の拡散と見ることもできるが、法改正や行政施策の拡充、社会的関心の高まりなどを背景とした掘り起こしの要素が大きいと考える方が妥当ではないだろうか。

### (3)重症度別に見た軽度以下の多さ

重症度別の全国統計は今回がはじめてである。全体としては、最も重い「生命の危機あり」1.6%から「重度虐待」5.8%、「中度虐待」25.6%、「軽度虐待」36.4%、「虐待の危惧あり」16.5%へと続き、「軽度以下」で全体の 52.9%を占めている。(他に、「不明」4.0%、「無回答」10.0%)

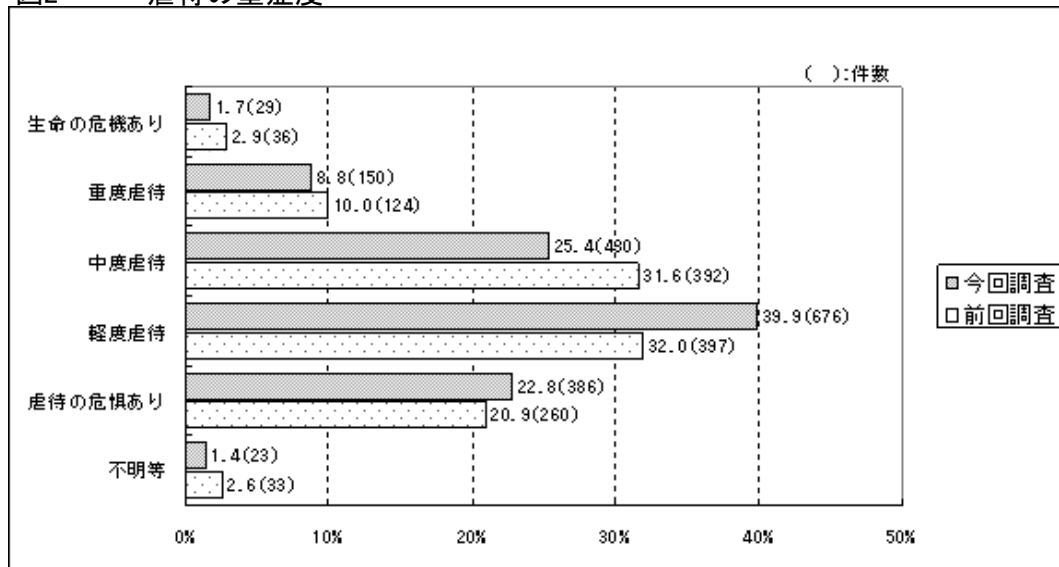
虐待種別でこれを見ると、はじめの 2 項目を足し合わせた「重度以上」では、性的虐待の比率が 31.8% (93 件) と際立っており、ついで身体的虐待 10.5% (335 件)、ネグレクト 7.6% (240 件) であり、今回調査で最も延びた心理的虐待は 4.3% (103 件) に留まっている。

反対に終わりの 2 項目をあわせた「軽度以下」では、心理的虐待が 62.8% (1,514 件) で最も高く、ネグレクト 55.9% (1,768 件)、身体的虐待 53.4% (1,712 件)、性的虐待 24.2% (71 件) である。

児童虐待防止法の平成 16 年改正では、第 6 条の通告に関する規定を「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は」と広げ人命優先を図っており、いわゆる「泣き声通報」も増えたといわれている。ちなみに、平成 16 年改正以前に重症度別の統計を先行して実施した東京都の 2 回にわたる「児童虐待の実態 I、II」(重症度の分類方法は今回と同じ) では、平成 12 年度受理中虐待のあったもの 1,242 件と平成 15 年度受理中虐待のあったもの 1,694 件の比較をしているが、その 3 年の間で件数は伸びたものの、重症度は緩和された結果になっている。(図 2)

即ち、「生命の危機あり」は 3.6%から 2.9% (36 件から 29 件)、「重度虐待」は 10.0%から 8.8% (124 件から 150 件)、「中度虐待」は 31.6%から 25.0% (392 件から 430 件) へとそれぞれ比率を下げ、代わって「軽度虐待」は 32.0%から 39.9% (397 件から 676 件)、「虐待の危惧あり」は 20.9%から 22.8% (260 件から 386 件) へと増加している。

図2 虐待の重症度



出典:「児童虐待の実態Ⅱ」(東京都福祉保健局平成17年12月)

(4)被虐待児童から見た掘り起こしとの関係

①被虐待児童自身の状況 (全国児童相談所長会調査「表74」)

いわゆる被虐待リスク要因を有する児童がどれくらい含まれているかを見る項目であるが、今回は8,108件中「特になし」「不明」「無回答」を除くと2,763人であり34.1%である。前回は2,061件中「無回答」はなく「特になし」「不明」を除くと1,041人であり50.5%であった。リスク要因の窺われる児童(特徴的な状況が見られる児童)は実数が伸びたものの児童虐待に占める割合は大幅に減少したことになる。

しかし、今回調査では前回より詳しくとった項目が2つある。そのうち「発達障害」については発達障害者支援法の成立そのものが平成16年であり、社会に衝撃を与えた文部科学省の学校調査が平成14年であったことを考えると前回調査では、多動児等として「問題行動あり」に分類されていた可能性が高い。もう一つは「知的障害を伴う自閉症」であるが、今回意図的に「精神発達の遅れや知的障害」から分離している。発達障害と児童虐待の関係については杉山登志郎(「子ども虐待という第四の発達障害」学習研究社等)等の研究が知られており、児童相談所などの現場でも児童の行動が虐待によるものか発達障害に起因するものか判断に迷う場合も多い。筆者もかつて東京都における状況を聞き取り、東京都調査の「児童虐待の実態Ⅰ、Ⅱ」等を改めて点検したことがある。(「発達障害と児童虐待をめぐって」社会福祉法人子どもの虐待防止センター・CAP ニュース 2006年春号) 当時はデータそのものが殆ど存在しなかったため、発達障害のある児童に対する虐待が増えているという確証にはいたらなかったが、東京都調査の中にも「問題行動あり」のほか「性格的偏り」や「知的発達の遅れや障害」の中に発達障害のある児童が含まれている可能性があり、今後の予防や支援活動の中に生かし

てゆくべきと考えていた。

今回、児童の状況が判明している中で「発達障害」の 359 件は第 3 位であり、判明件数の中では 13.0%に当たる。また、知的障害児の中で最も支援の難しいといわれる自閉症を伴うものも数の上では 73 件であるが収穫であったと考えている。

本報告書に先行して出された全国児童相談所長会の報告書はこの部分が抜けていたため、改めて前回調査と比較すると「問題行動あり」に今回の「発達障害」を加えれば 24.4% (434 人) から 21.8% (1,370 人) への減少になり、「精神発達の遅れや知的障害」は「知的障害を伴う自閉症」を含めなければならないから 14.0% (248 人) から 10.2% (645 人) への減少となる。なお、前回調査でも指摘していたように「問題行動あり」は被虐待の誘因というよりも結果として生じたものも含まれ、悪循環の要因と考えることが妥当であろう。

さらに、それ以外で多い項目は「望まれずに出生」が 12.0% (214 人) から 3.2% (201 人) へ、「親との分離体験」が 10.6% (189 人) から 5.5% (345 人) へ、「身体発達の遅れや障害」が 7.5% (134 人) から 2.4% (154 人) へ、「性格的偏り」が 6.5% (116 人) から 5.5% (348 人) へ、「未熟児、低体重児」が 4.2% (75 人) から 1.8% (113 人) へとになっている。このように、特徴的な状況が見られる児童の全被虐待児童に占める割合は低下したものの実数では全てが（年間換算すれば）増加している。

## ②被虐待による身体状況（全国児童相談所長会調査「表 75」「76」）

主として外見から察知できる傷害等の項目である。日本語の虐待という語感や意味から、伝統的に児童虐待と呼んでいたケース群に近い。今回は「特になし」「無回答」の 5,710 人を除いた 2,398 人、29.6%に被虐待による影響が見られた。前回は「特になし」を除くと 1,282 人、62.2%であったから、これもまた大幅な減少である。目に見える虐待から見えにくい虐待への掘り起こしが進んだと言えそうである。

個別に見ると、前回 1 位の「打撲傷、あざ」38.9% (802 件) は今回も 1 位であるが 19.9% (1,446 件) に下がった。第 2 位の「栄養不良」14.5% (299 件) は第 3 位になり 2.7% (195 件) に激減した。平成 6 年に成立し同 9 年に全面施行された「地域保健法」による市町村保健センターの活動も反映されているかもしれない。第 3 位であった「身体発達の遅れ」9.6% (198 件) は第 2 位に上がり 3.1% (224 件) である。なお、この 2 項目は関連性がある。

以下、前回第 4 位の「火傷」7.9% (162 件) が第 6 位で 1.5% (108 件)。第 5 位の「頭部外傷」6.3% (130 件) が第 5 位で 1.7% (121 件) であるが、「性的虐待」は前回は「性的虐待による外傷」と限定的に明示していたため 1.1% (23 件) と極めて少なかった。今回は表現が異なったことが大きいと思われるが第 4 位に浮上し 2.3% (168 件) に上っている。「性的虐待」は今回、主たる虐待でとって 236 件、複数回答で 293 件だから医学的診断が進んだとしても、前回より広く捉えた回答という可能性は否定できな



いであろう。

なお、この項目の60.1%を占める「特になし」は「生命の危機あり」の32.6%を例外に、「重度虐待」の23.1%から「虐待の危惧あり」の82.9%まで軽症化するほど増加する傾向が見える。前回との比較データはないが(3)を補強する資料になろう。

### ③被虐待による精神の影響（全国児童相談所長会調査「表77」「78」）

被虐待が児童の精神に及ぼしたと思われる影響について調べた。この項目も「特になし」「不明」「無回答」を除いた2,953人(36.4%)に影響が見られた。前回の「特になし」「不明」を除いた1,279人(62.1%)から大幅な減少になっている。

前回の第1位から第5位までは、順序は変わったものの同じ項目が入っている。

改めて順位を追うと、前回第1位の「不安、怯え」31.5%(579件)は今回も1位であるが16.4%(1,033件)である。第2位であった「反社会的問題行動」15.3%(282件)は第3位となり7.1%(447件)に。第3位の「精神発達の遅れ」14.1%(259件)は今回「知的発達の遅れ」に変え、前回にない「身体発達の遅れ」を別立てにしたが前者のみで比較すると第4位で6.7%(420件)である。また、第4位であった「非社会的問題行動」12.1%(223件)は第2位に上がり9.2%(578件)。第5位の「強い攻撃性」10.9%(201件)は同順位であり5.2%(329件)であった。

なお、この項目の41.2%を占める「特になし」は身体の状況と同様、「生命の危機あり」の35.7%を例外に「重度虐待」の31.0%から「虐待の危惧あり」57.1%まで軽度になるほど増加傾向にある。ただし、「生命の危機あり」は0歳児が40.3%を占めており2歳児まで伸ばすと58.2%だから「精神の状況」の質問項目には載りにくいものがあることを考慮しておかねばならない。

### (5)虐待者から見た掘り起こしとの関係

虐待者の傾向分析は、(4)までに述べたような掘り起こしとの関係性は直接的には論じがたい。その上で、以下の点について触れてみる。

#### ①主たる虐待者の心身の状況（全国児童相談所長会調査「表99」）

虐待者に明らかな心身状況が見えることは虐待の顕在化に繋がり、見えにくければ掘り起こしの努力があったという仮説は成り立たないだろうか。

今回の調査では前回までであった「性格の偏り」は曖昧なためはずし、新たに「発達障害又はその疑い」を加えた。また、「身体的問題」以外の項目には、すべて「又はその疑い」をつけた。前回そのような表現にしたのは「精神病」「神経症」「知的障害」の3項目だけであった。

このような改正を図ったため、正確な比較にはなりにくいがそれでも次のような状況が見える。

今回、「主たる虐待者の心身の状況（親ベース）」では「特に問題なし」「不明」「無回

答」の4,203人を除いた2,561人(37.9%)に何らかの心身の状況が見られた。前回は「特に問題なし」「不明」の657人を除いた997人(60.3%)であるから、実数は増えたものの虐待者全体に占める比率は大幅に減少している。

さて、前回の「性格の偏り」40.1%(520件)はどこへ行ったかであるが、「人格障害」が前回9.6%(124件)から今回は15.2%(713件)に増えている。新項目の「発達障害又はその疑い」も2.9%(135件)あるから、最も疑わしいこの2つだけで724件(6ヶ月換算では1,448件。前回との比較数値は全項目同様であるが)の実増である。他にも、「精神病又はその疑い」が前回の9.9%(129件)から19.2%(902件)に大幅の増加であり、ここに流入したことも考えられる。さらに「神経症又はその疑い」は前回の10.9%(141件)が今回7.6%(358件)に比率は下がったものの実数増である。「知的障害又はその疑い」も同様、前回8.9%(115件)が7.3%(135件)にかわり実数は微増している。この2つにも多少の流入はあるかもしれない。

なお、嗜癖である「アルコール依存症又はその疑い」は前回の10.9%(142件)から6.2%(289件)へ、「薬物依存症又はその疑い」は2.6%(34件)から2.0%(96件)に変わっている。

## ②虐待者の虐待の認知状況(全国児童相談所長会調査「表103-1」「表105-1」「表107」「表108」)

虐待者のなかで虐待を認めない者が減り、認めるものが増えれば援助活動は行いやすくなるが、それは掘り起こしの結果、比較的対応しやすい層が増えたのか、社会的な取り組み体勢や児童相談所のソーシャルワークが功を奏してきたのかは不明である。

今回の調査で「行為も虐待も認めない」「行為は認めるが言い逃れ等により虐待を認めない」を合わせた「虐待を認めない」計は、「不明」「無回答」を除く4,406人のうち2,324人(52.7%)に見られた。前回は「不明」を除く1,279人のうち830人(64.9%)であったから相対的に減少している。

一方、「虐待を認めて、援助を求めている」「虐待を認めているが、援助は求めている」をあわせた「虐待を認める」計は、今回が2,082人(47.3%)であり、前回は449人(35.1%)であったから相対的に増加していることになる。

このうち、最も援助に乗りやすい「虐待を認めて、援助を求めている」層は1,338人中1,016人(75.9%)が実母である。また、実母の認知状況の中でも28.6%を占めもつとも高い。実母は今回、主たる虐待者6,764人中3,547人と全体では第1位の52.4%を占めているが、前回は50.8%(826人)であり、さらに前の第1回調査では49.9%であった。第2位の実父は、今回1,654人の24.5%であり、前回は28.5%(463人)であり第1回では31.2%であった。実母は比率を伸ばし続け、実父は下げ続けている。

なお、実母と実父の合計は第1回から順に81.1%、79.3%、76.5%と減少し続けている。

「虐待を認めて、援助を求めている」層へもどると、主たる虐待者を親ベースで取った全国児童相談所長会調査の「表 105-1」からは、20代のうちでは27.7%（365人）が該当し、30代でも22.6%（628人）が該当する。（ただし、10代は元のサンプル数が84件と少なく、該当も15.5%（13人）である）これらの年代層は「不明」「無回答」を除くと20代は22.2%であり、30代は46.9%である。比較的若い母親層が助けを求めている姿が見えてくる。

さらに、同調査の「表 108」は子ベースで見た重症度による虐待の認知状況であるが「虐待を認めて、援助をもとめている」1,607件中、最も軽度の「虐待の危惧あり」18.4%（246件）から最も重い「生命の危機あり」31.0%（40件）まで、重症化するほど援助を求めている比率が高くなる傾向が明確に出ている。また、「表 107」の主たる虐待者の心身の状況からは、今回新たにとった「発達障害又はその疑い」以外では「人格障害又はその疑い」「薬物依存症又はその疑い」を除くすべての項目で「児童虐待を認める」が増えている。

これまで、比較的軽度を中心に掘り起しが進んできたと考えていたが、児童相談所に求められる期待は大きく、量の拡大とともに質への対応をどうするかという課題が見える。

### ③虐待につながるような家庭・家族の状況（全国児童相談所長会調査「表 117」）

被虐待児童8,108人が属する家庭6,764世帯については、今回、「特になし」「不明」「無回答」の1,446件を除いた5,318件（78.6%）に虐待につながる要因が窺われた。

前回調査では、児童2,061人の1,654世帯中「特になし」「不明」の199件を除いた1,455件（88.0%）に同要因が見られたから、この観点からもより困難性を有する家庭の比率は減少したことになる。

今回は、「特になし」等を除いた具体的要因は前回までの9項目の他「DV」「虐待者の心身の状態」を付け加えた。その結果「DV」は1,019件にのぼり15.1%であるが「不明」「無回答」を除く5,633件中では18.1%であることが判明した。なお、複数回答のため関係のある「夫婦間の不和」は前回28.6%（430件）から20.8%（1,173件）へ比率を下げている。また、「虐待者の心身の状態」は2,075件であり、「表 99」の「主たる虐待者の心身の状況（親ベース）」6,764人から「特に問題なし」「不明」「無回答」4,203人を除いた2,561人より少なくなっている。

前回との比較では「経済的な困難」が44.6%（670件）から37.8%（2,131件）へ、関係の深い「不安定な就労」が24.2%（363件）から18.2%（1,026件）へと比率を減少させている。わが国のいわゆるバブル経済がはじけたのは平成4年であり、総務省「労働力調査特別調査」によれば平成7年には昭和62年以来の正社員雇用前年比減になりこれ以降、雇用の非正規化が進む。回復の兆しが現れるのは平成18年からであり、今回調査は平成20年夏の米国サブプライムローン破綻前であったことも考慮に入れてお

いた方がよいかもしれない。(今後は厳しさを増すことが予想される)

「親族、近隣、友人からの孤立」も前回の 40.4% (607 件) から 16.2% (913 件) と大幅に比率を減少させている。「育児疲れ」も 21.8% (328 件) から 11.9% (670 件) の減少である。さらに「育児への嫌悪感、拒否感情」も 24.2% (369 件) から 8.3% (469 件) と大幅な比率減少が見られる。前回の調査から児童虐待全体の伸び率は月数を調整すると 7.9 倍であるのに対し、これらは、それぞれ 3.0 倍、4.1 倍、2.5 倍にとどまっている。先に述べた市町村保健センターの活動(従来の施策の他に「こんにちは赤ちゃん事業」なども付加)があり、児童福祉領域でも平成 6 年のエンゼルプラン以来の各種施策(保育の充実の他、地域子育て支援拠点事業など)があり、民間団体の子ども虐待防止センターの活動も全国的な広がりを見せてきている。掘り起こしが進んだこととともに、このレベルにおける予防と早期発見・早期対応における様々な動きは考慮に入れておくべきであろう。

なお、「ひとり親家庭」は国民生活基礎調査、全国母子世帯調査(ともに厚生労働省)では母集団自体が増えているが児童虐待も増加している。前回 27.8% (418 件) が今回は 31.1% (1,754 件) である。

### 3. 児童相談所の業務執行体制

平成 8 年の実態を調べた前回調査から、今回の平成 20 年実態調査までに児童虐待は 7.9 倍に増えた。(児童人口の減少を加味すれば 9.1 倍) 1 で検証したように比較的軽度なものを中心に掘り起こしが進んでいるように見えるが、それでも「虐待の危惧あり」レベルは市町村を中心とした子育て支援施策等(NPO の活動等を含めて)で相等に対応しているから、実際には「軽度虐待」以上のところで、児童相談所は量の拡大と質的な対応に追われていると見てよいであろう。

#### (1) 児童福祉司の状況(全国児童相談所長会調査の機関調査参照)

今回の調査で所長については資格、経験年数において児童福祉法の定める基準どおりでなくとも一定のレベルにあることが把握できた。また、児童心理司は人員の少なさという課題はあるが、専門職がほとんどであり経験年数も程よい構成になっている。いずれも、現状でよいということではないが、児童福祉司における課題はとりわけ大きいと思われ、本稿ではこの問題について検証したい。

##### ① 人員配置

児童福祉法施行令第 2 条では「児童福祉司の担当区域は、法による保護を必要とする児童の数、交通事情等を考慮し、人口五万から八万までを標準として定めるものとする」事になっており、平成 19 年 10 月の人口 12,777 万人を平成 20 年の児童福祉司数 2,358 人で割ると 5.4 万人となり達成していることになる。仕事の質は抱える量により規制さ

れることは明らかであり、その先の課題があるものの、これまでの国における地方交付税積算基準の改定や児童福祉法施行令の改正と地方自治体における増員の努力は読み取れるところである。

## ②経験年数

しかしながら、児童相談所運営指針におけるスーパーバイザーは児童福祉司 5 人に 1 人、経験 10 年以上のものが望ましいという点については、実態に乖離があることが明らかになった。

今回の調査では経験年数 10 年以上は 1 箇所当たり 1.11 人（全国児童相談所長会調査「表 12」）、児童福祉司 11 人に 1 人（1 児童相談所平均 11.76 人に対して 9.4%）である。もっとも、この中には所長（10 年以上が 82.6%、ただし所長については児童相談所に限らず福祉領域の経験年数）や児童福祉司を兼ねない管理職にあるものは含まれないが、それにしても心もとない数字である。

ただし、経験年数については、児童福祉司の急速な人員増（平成 12 年度 1,313 人から平成 20 年度 2,358 人へ）、団塊の世代の前倒しを含めた退職、児童虐待対応によるバーンアウト異動・退職が想定され、現在が端境期であることも考慮すべきであろう。

## ③任用

ところが、専門職としての配置は任用方針であるから、1 児童相談所平均 11.76 人中 6.43 人という現状は再考すべきと思われる。児童福祉司の任用は児童福祉法第 13 条に規定されているが、厚生労働省の児童相談所運営指針はそれを受けて、専門性の確保・向上を図りつつ、人材登用の幅を広げる観点により平成 17 年 4 月から「①現行制度の下で任用が認められている大学において社会学、心理学または教育学を専修する学科等を修めて卒業した者について、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の経験を求めるとともに、②一定の実務経験などを前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとされた」としている。

法律上は、上記①の他に社会福祉士、養成施設卒業や講習会終了者、社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者、前各号に掲げるものと同等以上の能力を有すると認められる者であって厚生労働省令で定める者という幅広い規定の仕方である。各地方自治体の人事部局においては厳しい競争試験により採用される一般行政職の能力の高さや人事異動の重要性を積極的に主張するところもあり、一般行政職であっても、福祉事務所の地区担当員や児童福祉行政の経験者を当てる努力をしているところもある。しかしながら、運営指針で望ましいと考え取り上げた箇所については基本的に尊重すべきであろう。ソーシャルワークの専門性は、法律上の知識や論理性だけでは十分ではない。

(2)近畿ブロックと関東甲信越ブロックの特徴（全国児童相談所長会調査の機関調査参照）

児童福祉司の充実度を①一般行政職に対する専門職の比率と②経験年数の長さで、ブロック別に比較したものが表1(1)～(4)である。

表1 児童福祉司の充実度  
表1-(1) ブロック別平均任用状況

	児童福祉司 平均値 (人)	18歳未満 人口 平均値 (単位:千人)	職員1人 当たりの 所管児童 数(単位: 千人)
合計(児相数)	11.76	107.40	9.13
《都道府県別》(%)			
北海道ブロック	10.22	97.49	9.54
東北ブロック	8.86	69.58	7.85
関東甲信越ブロック	② 13.47	127.20	④ 9.44
中部ブロック	9.26	91.84	9.92
近畿ブロック	① 18.26	153.57	③ 8.41
中国ブロック	8.21	91.84	11.19
四国ブロック	8.56	71.85	8.39
九州ブロック	12.29	123.80	10.07

表1-(2) 専門職(児童福祉司)

	サンプル 数	0人	1人	2人	3人	4～5人	6～9人	10～14 人	15～19 人	20人以 上	無回答	専門職 (a)平均 値(人)	一般行政 職(b)平 均値(人)	c= a/b
合計(児相数)	195	35	16	19	10	31	33	25	15	11	-	6.43	4.96	1.30
合計(構成比)	195	17.9	8.2	9.7	5.1	15.9	16.9	12.8	7.7	5.6	-	6.43	4.96	
《都道府県別》(%)														
北海道ブロック	9	66.7	-	22.2	-	-	-	11.1	-	-	-	2.00	7.89	0.25
東北ブロック	22	36.4	13.6	9.1	9.1	22.7	9.1	-	-	-	-	2.27	5.91	0.38
関東甲信越ブロック	58	6.9	3.4	5.2	1.7	19.0	17.2	22.4	12.1	12.1	-	9.41	3.69	2.55
中部ブロック	34	20.6	8.8	8.8	5.9	11.8	26.5	17.6	-	-	-	4.74	4.26	1.11
近畿ブロック	23	-	-	-	8.7	26.1	17.4	8.7	21.7	17.4	-	12.30	5.83	2.11
中国ブロック	19	15.8	10.5	26.3	5.3	5.3	26.3	5.3	5.3	-	-	4.32	3.89	1.11
四国ブロック	9	11.1	22.2	22.2	11.1	11.1	22.2	-	-	-	-	3.44	4.44	0.77
九州ブロック	21	28.6	19.0	9.5	4.8	14.3	4.8	9.5	9.5	-	-	3.95	7.62	0.52

表1-(3) 児童福祉司の経験年数 5～10年未満

	サンプル 数	0人	1人	2人	3人	4～5人	6～9人	10人以 上	無回答	平均値 (人)	児童福祉 司率(%)
合計(児相数)	195	54	36	39	23	28	12	3	-	2.17	
合計(構成比)	195	27.7	18.5	20.0	11.8	14.4	6.2	1.5	-	2.17	18.5
《都道府県別》(%)											
北海道ブロック	9	44.4	11.1	33.3	-	-	-	11.1	-	1.89	18.5
東北ブロック	22	22.7	22.7	22.7	18.2	9.1	4.5	-	-	1.86	21.0
関東甲信越ブロック	58	15.5	13.8	20.7	17.2	19.0	13.8	-	-	2.83	21.0
中部ブロック	34	44.1	26.5	20.6	5.9	-	2.9	-	-	1.12	12.1
近畿ブロック	23	4.3	17.4	8.7	13.0	39.1	8.7	8.7	-	4.09	22.4
中国ブロック	19	31.6	26.3	21.1	15.8	5.3	-	-	-	1.42	17.3
四国ブロック	9	44.4	-	33.3	11.1	11.1	-	-	-	1.56	18.2
九州ブロック	21	47.6	19.0	14.3	-	19.0	-	-	-	1.38	11.2

表1-(4) 児童福祉司の経験年数 10年以上

	サンプル 数	0人	1人	2人	3人	4～5人	6～9人	10人以 上	無回答	平均値 (人)	(%)
合計(児相数)	195	102	42	28	9	5	8	1	-	1.11	
合計(構成比)	195	52.3	21.5	14.4	4.6	2.6	4.1	0.5	-	1.11	9.4
《都道府県別》(%)											
北海道ブロック	9	55.6	11.1	33.3	-	-	-	-	-	0.78	7.6
東北ブロック	22	59.1	31.8	9.1	-	-	-	-	-	0.50	5.6
関東甲信越ブロック	58	37.9	25.9	17.2	6.9	5.2	6.9	-	-	1.53	11.3
中部ブロック	34	79.4	14.7	2.9	2.9	-	-	-	-	0.29	3.2
近畿ブロック	23	13.0	30.4	17.4	8.7	8.7	17.4	4.3	-	3.04	16.7
中国ブロック	19	57.9	10.5	26.3	5.3	-	-	-	-	0.79	9.6
四国ブロック	9	55.6	33.3	-	11.1	-	-	-	-	0.67	7.8
九州ブロック	21	76.2	9.5	14.3	-	-	-	-	-	0.38	3.1

まず、児童相談所1箇所あたりの児童福祉司数は、近畿ブロックが1位で18.26人、関東甲信越ブロックが2位で14.47人であるが、1人あたりの所管児童数では少ない方から取ると近畿ブロックが3位の8.41人、関東甲信越ブロックが4位の9.44人である。

そこで、①の一般行政職に対する専門職比率になるが、近畿ブロックは2.11人で2位、関東甲信越ブロックは2.55人で1位である。次に、②の経験年数であるが、10年以上で取ると近畿ブロックは1所あたり16.7%（3.04人）で1位、関東甲信越ブロックは同様に11.3%（1.53人）で2位である。全ブロック平均の9.4%より高いが、それでもスーパーバイザーとして必要な20%には届かない。そこで、5年から10年をとると、やはり1位は近畿ブロックで22.4%（4.09人）、2位は関東甲信越ブロック21.0%（2.83人）と東北ブロック同率（1.86人）であった。

なお、専管組織の有無については、虐待対応、市町村支援、親子再統合、里親委託・養子縁組斡旋の順に、近畿ブロックでは2位、6位、1位、2位であり、関東甲信越ブロックは3位、1位、2位、4位であった。概して、高い水準にある。

### (3) 専門職の多い児童相談所の分布状況

ブロック別ではなく、児童相談所単位で専門職の多いところの特徴を見ようとした。本来は専門職制度を採っている自治体とそうでない自治体における活動の違いを比較できればよかったが、今回の機関調査は児童相談所を対象としており限界がある。

そこで、今回の調査から専門職100%の児童相談所をとると195箇所中53所が上があった。しかし、100%では一人の例外も認められないため、80%以上で取り直したところ74所になった。

やはり、(2)の2つのブロックが多いが、その他の地域もある。まず、関東甲信越ブロックを見ると、10都県中7都県、5市中2市が該当する。100%では、埼玉県1/6、神奈川県5/5、千葉県2/6、新潟県5/5、山梨県1/2、長野県5/5、横浜市3/4であったが、80%に下げると埼玉県は6/6に、東京都は2/11に、横浜市は4/4に、川崎市は2/2に、山梨県は2/2に増加した。11箇所増え計33箇所を数える。

次に近畿ブロックを見ると、6府県4市中、3府県2市が該当する。100%では大阪府6/6、和歌山県1/2、堺市1/1であったが、80%に下げると、和歌山県は2/2に、神戸市は1/1に増加した。関東甲信越ブロックほどではないが2箇所増え計10箇所になる。この2ブロックで全国の58.1%を占めている。

その他で80%以上は、秋田県1/3、愛知県8/10、三重県1/5、富山県2/2、石川県2/2、福井県2/2、鳥取県3/3、島根県1/4、岡山県3/3、香川県2/2、長崎県2/2、宮崎県2/3、沖縄県2/2である。計31箇所であるが、この中から100%から80%に下げることによる増加は愛知県の3箇所と、香川県の1箇所、長崎県の2箇所、沖縄県の2箇所の計8箇所である。

100%は9府県、1市にあり、人事政策として専門職制度を採っていることはほぼ間

違うまいであろう。次に 80%ですべての児童相談所が収まる 6 県 3 市も専門職制度の志向は強いと見てよいと思われる。また、80%で収まりきらなくても過半数を超えているところは同様な見方ができるのではないだろうか。(表 2)

表2 専門職の多い児童相談所設置自治体(児童福祉司の場合)

区分	都道府県	児童相談所設置市	
専門職100% が 管内全児相	神奈川県(5/5)		
	新潟県(5/5)		
	長野県(5/5)		
	富山県(2/2)		
	石川県(2/2)		
	福井県(2/2)		
	大阪府(6/6)		堺市(1/1)
	鳥取県(3/3)		
岡山県(3/3)			
専門職100% →80%に下げ ると管内全児 相	埼玉県(1/6→6/6)	横浜市(3/4→4/4)	
	山梨県(1/2→2/2)	川崎市(0/2→2/2)	
	和歌山県(1/2→2/2)	神戸市(0/1→1/1)	
	香川県(1/2→2/2)		
	長崎県(0/2→2/2)		
	沖縄県(0/2→2/2)		
専門職100% →80%に下げ ても管内全児 相には至らな い	秋田県(1/3→変わらず)		
	東京都(0/11→2/11)		
	千葉県(2/6→変わらず)		
	愛知県(5/10→8/10)		
	三重県(1/5→変わらず)		
	宮崎県(2/3→変わらず)		

#### (4) 専門職の多い児童相談所の特徴

専門職 80%以上とそれ未満の児童相談所の違いを専管組織の設置等により見てみたい。まず、職員配置体制をみると表 3 のとおり所長が専門職である割合は専門職 80%以上のところは 85.1%でありそれ未満の所の 46.3%とは大きな開きがある。

同様に経験年数 10 年以上も 89.2%と 78.5%と差が出ている。



表3-(1)

配置職員体制(1)所長一任用

	サンプル数	専門職	一般行政職	その他	無回答
合計	195	119 61.0	73 37.4	3 1.5	-
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	63 85.1	10 13.5	1 1.4	-
専門職の割合が80%未満	121	56 46.3	63 52.1	2 1.7	-

表3-(2)

2. 配置職員体制(1)所長一勤務年数

	サンプル数	1年未満	1年~3年未満	3年~5年未満	5年~10年未満	10年以上	無回答
合計	195	5 2.6	9 4.6	3 1.5	16 8.2	161 82.6	1 0.5
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	1 1.4	3 4.1	2 2.7	2 2.7	66 89.2	-
専門職の割合が80%未満	121	4 3.3	6 5.0	1 0.8	14 11.6	95 78.5	1 0.8

次に、表4により児童福祉司について見ると、80%以上の所は1所あたり専門職が11.2人いる。1所あたりの平均人員は11.76人だから95.4%が専門職で占められる。

表4-(1)

2. 配置職員体制(3)児童福祉司について一任用① 専門職

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~9人	10~14人	15~19人	20人以上	無回答	平均値
合計	195	35 17.9	16 8.2	19 9.7	10 5.1	31 15.9	33 16.9	25 12.8	15 7.7	11 5.6	-	6.43
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	-	1 1.4	1 1.4	2 2.7	12 16.2	19 25.7	14 18.9	15 20.3	10 13.5	-	11.22
専門職の割合が80%未満	121	35 28.9	15 12.4	18 14.9	8 6.6	19 15.7	14 11.6	11 9.1	-	1 0.8	-	3.50

一方、それ以外のところでは3.50人だから専門職は29.8%になる。勤務年数についても、10年以上は、80%以上のところは1.54人(13.1%)おり、それ以外の所は0.84人(7.1%)である。5年~10年をとっても2.54人(21.6%)と1.95人(16.6%)という差が見られる。

表4-(2)

2. 配置職員体制(3)児童福祉司について一勤務経験年数 5年~10年未満

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~9人	10人以上	無回答	平均値
合計	195	54 27.7	36 18.5	39 20.0	23 11.8	28 14.4	12 6.2	3 1.5	-	2.17
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	15 20.3	13 17.6	16 21.6	8 10.8	15 20.3	6 8.1	1 1.4	-	2.54
専門職の割合が80%未満	121	39 32.2	23 19.0	23 19.0	15 12.4	13 10.7	6 5.0	2 1.7	-	1.95

表4-(3)

## 2. 配置職員体制(3)児童福祉司について-勤務経験年数 10年以上

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~9人	10人以上	無回答	平均値
合計	195	102 52.3	42 21.5	28 14.4	9 4.6	5 2.6	8 4.1	1 0.5	-	1.11
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	37 50.0	11 14.9	8 10.8	7 9.5	5 6.8	6 8.1	-	-	1.54
専門職の割合が80%未満	121	65 53.7	31 25.6	20 16.5	2 1.7	-	2 1.7	1 0.8	-	0.84

さて、専管組織との関係であるが、表5が「虐待対応」組織である。5-(1)の設置の有無では約50%であり差は出ていない。ところが、(2)、(3)の専任職員の配置、常勤職員の配置では専門職80%以上のところが4.32人と5.35人であるのに対し、それ以外の所では3.61人と3.90人である。体制の充実度において違いが出ていよう。

表5-(1)

## 3. 専管組織の有無について(1)虐待対応の専管組織(担当者)の有無

	サンプル数	なし	あり	無回答
合計	195	94 48.2	101 51.8	-
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	37 50.0	37 50.0	-
専門職の割合が80%未満	121	57 47.1	64 52.9	-

表5-(2)

## 3. 専管組織の有無について(1)虐待対応の専管組織(担当者)の人数-①専任・兼任の別 専任

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答	平均値
合計	101	13 12.9	12 11.9	17 16.8	9 8.9	10 9.9	9 8.9	14 13.9	15 14.9	2 2.0	3.88
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	37	6 16.2	5 13.5	1 2.7	4 10.8	3 8.1	3 8.1	8 21.6	7 18.9	-	4.32
専門職の割合が80%未満	64	7 10.9	7 10.9	16 25.0	5 7.8	7 10.9	6 9.4	6 9.4	8 12.5	2 3.1	3.61

表5-(3)

## 3. 専管組織の有無について(1)虐待対応の専管組織(担当者)の人数-②常勤・非常勤の別 常勤

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7~9人	10人以上	無回答	平均値
合計	101	4 4.0	11 10.9	16 15.8	16 15.8	13 12.9	10 9.9	9 8.9	11 10.9	8 7.9	3 3.0	4.45
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	37	2 5.4	1 2.7	6 16.2	5 13.5	2 5.4	7 18.9	4 10.8	5 13.5	5 13.5	-	5.35
専門職の割合が80%未満	64	2 3.1	10 15.6	10 15.6	11 17.2	11 17.2	3 4.7	5 7.8	6 9.4	3 4.7	3 4.7	3.90

表6は「市町村支援」組織である。こちらも、設置においては約19%と16%でほぼ差はないものの、専任、常勤職員の配置について専門職80%以上のところが、1.93人と3.79人であるのに対し、それ以外の所は、0.94人と2.50人である。表5と同様の差が現れている。

表6-(1)

## 3. 専管組織の有無について(2)市町村支援の専管組織(担当者)の有無

	サンプル数	なし	あり	無回答
合計	195	159 81.5	33 16.9	3 1.5
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	60 81.1	14 18.9	-
専門職の割合が80%未満	121	99 81.8	19 15.7	3 2.5

表6-(2)

## 3. 専管組織の有無について(2)市町村支援の専管組織(担当者)の人数-①専任・兼任の別 専任

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答	平均値
合計	33	18 54.5	3 9.1	4 12.1	4 12.1	2 6.1	-	-	1 3.0	1 3.0	1.38
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	14	8 57.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	2 14.3	-	-	1 7.1	-	1.93
専門職の割合が80%未満	19	10 52.6	2 10.5	3 15.8	3 15.8	-	-	-	-	1 5.3	0.94

表6-(3)

## 3. 専管組織の有無について(2)市町村支援の専管組織(担当者)の人数-②常勤・非常勤の別 常勤

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7~9人	10人以上	無回答	平均値
合計	33	4 12.1	5 15.2	14 42.4	2 6.1	-	1 3.0	1 3.0	3 9.1	2 6.1	1 3.0	3.06
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	14	1 7.1	-	10 71.4	-	-	-	-	1 7.1	2 14.3	-	3.79
専門職の割合が80%未満	19	3 15.8	5 26.3	4 21.1	2 10.5	-	1 5.3	1 5.3	2 10.5	-	1 5.3	2.50

表7は「親子再統合」組織である。ここでは設置自体に顕著な差が見られる。専門職80%以上のところが27%に対し、それ以外は9.1%である。サンプル数自体が、それぞれ20箇所と11箇所という少ない中での比較になるが、専任、常勤については専門職80%以上のところが0.90人と2.06人に対し、それ以外の所は0.70人と3.30人であり常勤についてはそれ以外のほうが多い。

表7-(1)

## 3. 専管組織の有無について(3)親子再統合に関わる専管組織(担当者)の有無

	サンプル数	なし	あり	無回答
合計	195	161 82.6	31 15.9	3 1.5
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	53 71.6	20 27.0	1 1.4
専門職の割合が80%未満	121	108 89.3	11 9.1	2 1.7

表7-(2)

## 3. 専管組織の有無について(3)親子再統合に関わる専管組織(担当者)の人数-①専任・兼任の別 専任

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答	平均値
合計	31	17 54.8	2 6.5	10 32.3	1 3.2	-	-	-	-	1 3.2	0.83
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	20	10 50.0	2 10.0	8 40.0	-	-	-	-	-	-	0.90
専門職の割合が80%未満	11	7 63.6	-	2 18.2	1 9.1	-	-	-	-	1 9.1	0.70

表7-(3) 3. 専管組織の有無について(3)親子再統合に関わる専管組織(担当者)の人数-②常勤・非常勤の別 常勤

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7~9人	10人以上	無回答	平均値
合計	31	2 6.5	5 16.1	12 38.7	3 9.7	-	2 6.5	1 3.2	2 6.5	-	4 12.9	2.52
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	20	1 5.0	5 25.0	9 45.0	-	-	1 5.0	-	1 5.0	-	3 15.0	2.06
専門職の割合が80%未満	11	1 9.1	-	3 27.3	3 27.3	-	1 9.1	1 9.1	1 9.1	-	1 9.1	3.30

表8は「里親委託・養子縁組斡旋」組織についてである。ここでも設置自体に顕著な差が見られる。専門職80%以上のところが52.7%に対して、それ以外の所は37.2%である。ところが、専任、常勤については、専門職80%以上のところが0.71人と1.39人に対してそれ以外の所は、1.02人と1.19人であり差は見られない。

表8-(1) 3. 専管組織の有無について(4)里親委託・養子縁組斡旋に関わる専管組織(担当者)の有無

	サンプル数	なし	あり	無回答
合計	195	108 55.4	84 43.1	3 1.5
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	35 47.3	39 52.7	-
専門職の割合が80%未満	121	73 60.3	45 37.2	3 2.5

表8-(2) 3. 専管組織の有無について(4)里親委託・養子縁組斡旋に関わる専管組織(担当者)の人数-①専任・兼任の別 専任

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答	平均値
合計	84	29 34.5	40 47.6	10 11.9	1 1.2	1 1.2	1 1.2	-	-	2 2.4	0.88
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	39	16 41.0	17 43.6	5 12.8	-	-	-	-	-	1 2.6	0.71
専門職の割合が80%未満	45	13 28.9	23 51.1	5 11.1	1 2.2	1 2.2	1 2.2	-	-	1 2.2	1.02

表8-(3) 3. 専管組織の有無について(4)里親委託・養子縁組斡旋に関わる専管組織(担当者)の人数-②常勤・非常勤の別 常勤

	サンプル数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7~9人	10人以上	無回答	平均値
合計	84	14 16.7	50 59.5	11 13.1	4 4.8	1 1.2	-	-	-	1 1.2	3 3.6	1.28
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	39	7 17.9	23 59.0	7 17.9	-	-	-	-	-	1 2.6	1 2.6	1.39
専門職の割合が80%未満	45	7 15.6	27 60.0	4 8.9	4 8.9	1 2.2	-	-	-	-	2 4.4	1.19

さらに、表9で「親子再統合ないし家族援助プログラム」の有無について比較して見た。専門職80%以上のところは、有りが58.1%、無い場合の作成中が38.7%であるが、それ以外の所は、29.8%と11.9%である。顕著な差とってよいであろう。

表9-(1)

4. 親子再統合ないしは家族援助プログラムについて(1)親子再統合ないしは家族援助プログラム有無

	サンプル数	あり	なし	無回答
合計	195	79 40.5	115 59.0	1 0.5
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	43 58.1	31 41.9	-
専門職の割合が80%未満	121	36 29.8	84 69.4	1 0.8

表9-(2)

4. 親子再統合ないしは家族援助プログラムについて(2)(1)が「2.なし」の場合

	サンプル数	作成中	作成していない	無回答
合計	115	22 19.1	86 74.8	7 6.1
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	31	12 38.7	19 61.3	-
専門職の割合が80%未満	84	10 11.9	67 79.8	7 8.3

表10は「虐待に関する精神療法・心理療法的ケア」についてである。(1)の子どもに対しては、所内スタッフのみで行うのは専門職80%以上のところの73.0%とそれ以外の70.2%には差はないが、外部の機関との連携については24.3%と14.0%という差が生じている。(2)の親に対しては、専門職80%以上のところが、73.0%と23.0%に対してそれ以外の所は58.7%と15.7%であり差が生じている。

表10-(1)

5. 虐待に関わる精神療法・心理療法的ケアについて(1)子どもに対して

	サンプル数	所内のスタッフのみによって行っている	外部の機関と連携して行っている	行っていない	無回答
合計	195	139 71.3	35 17.9	24 12.3	2 1.0
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	54 73.0	18 24.3	5 6.8	1 1.4
専門職の割合が80%未満	121	85 70.2	17 14.0	19 15.7	1 0.8

表10-(2)

5. 虐待に関わる精神療法・心理療法的ケアについて(2)保護者に対して

	サンプル数	所内のスタッフのみによって行っている	外部の機関と連携して行っている	行っていない	無回答
合計	195	125 64.1	36 18.5	39 20.0	1 0.5
《配置職員体制:児童福祉司》 専門職の割合が80%以上	74	54 73.0	17 23.0	7 9.5	-
専門職の割合が80%未満	121	71 58.7	19 15.7	32 26.4	1 0.8

#### (5) 児童福祉司の専門性について

これまで見てきたように、専門職として任用した職員の多い児童相談所は、職員の経験年数も比較的長く、専管組織等の体制もより充実していることが明らかになった。

ただし、処遇効果においても優れた実績を残しているかどうかの検証は行えていない。

また、今回のヒアリング調査で充実した体制が確認できながら、専門職 80%以上に入っていないところもある。さらに、筆者の東京都を中心とした経験でも一般行政職として採用された中に児童福祉司として適性を発揮している職員も存在する。

個別の議論はさておき、児童福祉司の専門性については長い議論の歴史があるが、法で資格を規定し、運営指針の中で「職員の専門性」として①専門的態度②専門的知識③専門的技術を挙げており、「職員の研修等」でスーパービジョンと研修についてふれているところから、大綱的な書き方ではあるが国としての見解は表明されていると考えてよい。

職業としてのプロフェッションが確立している代表例である医師と弁護士については膨大な専門的知識と論理的な判断力は必須であろう。児童福祉司については、それも必要でありながら、人間関係における感受性やコミュニケーション力、将来を見据える処遇計画力の他、かつてのように独任性であった時代と異なりチームとして動ける協調性や他団体へのコンサルテーション能力も求められるようになってきた。

全国児童相談所長会の委託により才村らの行った調査（「平成 18 年度全国児童相談所専門職員配置調査結果」全児相・通巻第 81 号）では、児童相談所長による児童福祉司の専門性に対する評価がある。そのうち「専門性の現状に対する評価」では最も高かったのは「ソーシャルワーカーとしての価値観と倫理観」であり、ついで「関係機関とのコーディネート力」、「個別ケースでの面接技術」となっている。

また、「専門性について今後充実が必要と思う項目」では、5 段階のうち第 1 位で最も多かったのは「個別ケースでの面接技術」であり、ついで「的確なアセスメント」「執務経験に裏付けられた知識・経験」となっており、第 2 位で多かったのも「的確なアセスメント」「執務経験に裏付けられた知識・経験」であった。

さらに、児童相談所での勤務年数の長さや社会福祉士の有資格者における評価の高さ、専門職ほど勤務年数が長いことも分析されている。

筆者は、システムとして専門性を発揮するには、適切な担当ケース数とスーパービジョンおよび研修体制そして処遇評価の確立と考える。わが国の現状は、職員一人ひとりが担当するケース数の多さと（中には一時保護所の宿直まで業務になっているところもある）、処遇の困難性である。それでもこの 10 年で児童福祉司の数は、1,000 人強の増員（80%増）と成った。次の課題として専門職としての任用は意味のあることと考える。この仕事を天職と考え経験を積み上げる職員集団は、様々な人が行き交う職場とは異なった体制になりうるし、そこからスーパーバイザーや所長も生まれてくると考えたい。

その上で、気がかりなのは、人事異動の確保である。表 11 のとおり、都道府県でも

児童相談所が2箇所以下の自治体は15あり、市ではほとんどが1箇所(17市)である。いかに専門職といえども惰性に陥ることは避けたい。実際には、現在においても、福祉事務所や公立施設、本庁といったところとの人事異動は行われていようが、公立施設は民営化や指定管理者制度への移行等で縮小化されつつある。児童相談所間の異動を原則とするなら県市間の交流やブロック内の交流まで視野に入れるべきかもしれない。

表11 自治体別設置児童相談所数

都道府県			児童相談所設置市		
設置数(a)	自治体数(b)	児相数(c=a×b)	設置数(a)	自治体数(b)	児相数(c=a×b)
11	1	11			
10	1	10			
8	1	8			
6	4	24			
5	6	30			
4	5	20	4	1	4
3	14	42			
2	14	28	2	1	2
1	1	1	1	17	17
計	47	174	計	19	23

### 3. 児童相談所と市町村の連携

#### (1) 二元行政から地域福祉へ

戦後の児童福祉体制は、要保護児童は児童相談所と主として入所型の児童福祉施設の組み合わせにより都道府県行政として行われてきた。措置決定も財政負担も都道府県の責任である。一方、保育所、児童館、放課後児童クラブ、母子生活支援施設については市町村の責務として行い、都道府県は指導・監査、財政補助等により関ることがあっても、それぞれは別の次元で動いていた。

筆者は長く東京都の福祉行政に携わってきたが、子ども家庭部長時代(平成7年～10年)に、東京の母子寮(現、母子生活支援施設)には約1,000人の児童が母親とともに生活していた。同時期、養護施設(現、児童養護施設)には約3,000人の児童がいて、母子家庭はその3分の1、即ち約1,000人が母子分離のうえ生活していたのである。どちらの施設に入るかはまったくの偶然であった。

それだけではない。ある自治体では、母親を就労させるため母子寮から退寮させ、児童は養護施設に入った。また、ある父子家庭は子どもが保育所に入れなかったため養護施設入所になった。すでに、高齢者福祉も障害者福祉も市町村が一元的に地域福祉として在宅か施設かを利用者の意見を聞きながら進める体制に入っていた時代である。

子ども家庭福祉は複雑で専門性を要する。親と子のニーズが異なる。当初の主訴の裏に真の問題がある。子どもから聞き取ることに難しさがある。また、要保護児童は市町村単位では数が少なく非効率である。市町村には、この問題の専門性をもつ人材がいな

い。といった意見が前提にあった。いずれも理があり、課題は其の乗り越え方にあった。

平成 16 年の児童福祉法改正は、数年、児童福祉から離れ、大学教員になっていた身には衝撃であった。方向としてはそうあるべきと考え、東京都として行えることに着手してきたものの、現実はまだまだ厳しいと感じていたからである。筆者自身が遅れをとったという思いだった。

さて、法改正の趣旨は ①虐待の発生予防および早期発見・対応から家族再統合、被虐待児の自立支援までの総合的かつ一貫性のある取り組みに対する国および地方自治体の責務 ②市町村が児童家庭相談援助の第一義的な窓口に（市町村も児童虐待の通告先に） ③児童虐待防止ネットワークが「要保護児童対策地域協議会」として法定化されたことであった。

一元的な地域福祉までに至らないが、児童問題の困難性を考えれば大きな前進と受け止めたい。

## (2)市町村の役割の大きさ（予防、早期発見、在宅支援）

都道府県行政のもどかしさは、問題が生じてから動くことである。生活習慣病では治療は三次予防であり、早期発見・早期対応が二次予防、そして本来の一時予防があり、零次予防としての健康増進まで語られている。

問題は身近な地域で発見される。全国児童相談所長会調査に戻ると、児童虐待の第一発見者は、9,895 件中都道府県は 413 件（4.2%）であり（「表 54」）、そのうち児童相談所は 301 件である。同じ都道府県立でも、保健所の 13 件、郡部の福祉事務所・家庭児童相談室の 17 件に比べれば多いといっても（「表 55」）、児童相談所が業務に関係して発見する数は僅かなものである。

多いのは「近隣知人」が第一位で 2,136 件（21.6%）、ついで「その他家族・親族」1,590 件（15.1%）、「学校」1,492 件（15.1%）、「警察」1,045 件（10.6%）、「市町村」851 件（8.6%）、「保育所」517 件（5.2%）、「医療機関」496 件（5.0%）、と続き「虐待者本人」476 件（4.8%）が来て、その次によく都道府県が来るのである。

なお、市町村保健センターは最も早期から親子に関るが、母子保健事業として児童虐待ハイリスク児の支援を行っているため、児童相談所につなげるものは選択されてくる。発見者としては、先の「市町村」の内訳として「母子保健担当部署」267 件が見られるのみである。

また、第一発見者は、通告を児童相談所に直接行うとは限らない。すでに、法律上、市町村も通告先になっており、第一段階としては市町村が主体的に受け止め、事例の振り分けを行うことが望ましい。全国児童相談所長会調査でも先に挙げた第一発見者は必ずしもすべてが通告者になっているわけではない。（「表 54」「表 58」） 通告者になるとほとんどのところは数が減少し、代わって増加しているのは「市町村」の 851 件（8.6%）から 2,041 件（20.6%）であり、他には「警察」の 1,045 件（10.6%）から 1,738 件（17.6%）



と「都道府県」の 413 件（4.2%）から 570 件（5.8%）が主たるところである。

今後、児童相談所と市町村の役割分担が住民や諸機関に浸透してゆけば、この傾向はさらに進行していこう。

さて、国の業務統計では、平成 19 年度の児童虐待相談 41,310 件中、施設入所は 9.5%（3,913 件）であり、里親委託は 0.8%（345 件）であった。今回の全国児童相談所長会の調査でも同様の傾向が見られ、虐待が確認できた 8,108 件中、9 月 1 日時点での施設入所中は 9.6%（778 件）であり、里親委託中は 0.5%（44 件）であった。多くは、親子分離せず在宅のまま指導ないし見守り支援を受けている。これらには、児童相談所とともに果たす市町村の役割は大きい。

### （3）児童相談所と市町村の役割分担と連携

国は、平成 15 年度の児童福祉法改正で「子育て支援事業」を法定化し市町村の責務とするとともに、平成 16 年度改正で「児童家庭相談」に応じることも市町村業務に明確に規定した。

これにより、児童相談所があらゆる相談に応じるという戦後の児童福祉法の体制は改められることになった。児童虐待についても「母子保健サービス」や「一般の子育て支援サービス」で対応できる比較的軽微なものは市町村とし、児童相談所は専門的知識、技術を要するもの、行政権限を行使するものなどに重点化を図るほか市町村の後方支援を行うこととなった。

しかし、実際には多くの混乱が生じたようである。全国児童相談所長会の委託により平成 18 年に安部たちの行った調査（「児童相談所と市町村との協力・連携の実態調査」全児相・通巻第 83 号）では、回答のあった 143 児童相談所のうち、「増えた業務がある」が 80.4%（115 箇所）、「変化なし」14.7%（21 箇所）、「減った業務がある」4.9%（7 箇所）である。

「増えた業務がある」の中身は、複数回答であるが上位から「市町村関係機関支援」85.2%（98 箇所）、「相談・調査・指導業務」65.2%（75 箇所）、「進行管理・記録管理」45.2%（52 箇所）、「心理診断・心理指導」43.5%（50 件）、「研修」40.0%（46 箇所）、「一時保護」39.1%（45 箇所）と続く。この分類では、掘り起こしによる業務増の他に、新たに発生した間接業務の増加が窺われるが、次の「業務増加の理由」への回答（複数回答）では、「市町村関係機関支援の新設」80.9%（93 箇所）、「相談内容の深刻化」62.2%（75 箇所）、「相談件数の増加」40.0%（46 箇所）、その他 7%（8 箇所）となり、相談内容は質も困難性を増したことが挙げられている。

さて、業務増の一位に挙げられた「児童相談所の市町村支援体制」であるが、この時点では「あり」は 39.4%（56 箇所）である。しかも、「うち担当職員配置」が 76.8%（43 箇所）であり、「うち担当組織配置」は 23.2%（13 箇所）に過ぎなかった。（先の「市町村支援機関の新設」93 箇所と数は合わない。担当の職員や組織は置かなくても所と

して対応していることであろうか)

今回の全国児童相談所長会調査では、市町村支援の専管組織は33箇所が増えているが（ヒアリングでは3年を経て目的達成のため廃止したところもあった）、195児童相談所に占める割合は16.9%に下がっている。ただし、市町村支援には児童虐待対応マニュアルや役割分担のガイドラインづくり、研修等において都道府県等の本庁部門が果たす役割もあり、児童相談所の体制のみでは評価しきれないであろう。

安部たちの調査から2年を経過したが、今回のヒアリングの中でも、市町村による対応の違いが窺えた。首長の姿勢、事務局における専任職員配置の有無、市町村の規模による個別ケース検討の頻度などによる違いである。また、児童相談所のメリットとして、安全確認等の基礎調査を依頼しやすくなったこと、横の連携を取りやすくなったことがあげられた。

さらに、児童相談所と市町村が共通語をもち制度改正や国の通知を共有するために文書そのものだけでなく、わかりやすい図表を作り目で見えて理解できるように工夫している自治体もあった。

要保護児童対策地域協議会またはネットワーク会議の設置状況については、国の調査によれば、平成20年4月1日現在、前者は1,532件(84.6%)、後者は173件(9.6%)、合計1,705件(94.1%)である。

今回の調査において、個別にこの会議にかけたものは表12のとおり3,242件(40.0%)である。

表12 IV. 児相の対応(4)ケースに対する援助ー③要保護児童対策地域協議会又はその他のネットワーク会議 会議の開催状況

	サンプル数	開催している	開催していない	無回答
合計	8108	3242 40.0	4106 50.6	760 9.4
《虐待の種別》				
身体的虐待	3207	1308 40.8	1710 53.3	189 5.9
ネグレクト	3162	1670 52.8	1350 42.7	142 4.5
性的虐待	293	96 32.8	176 60.1	21 7.2
心理的虐待	2410	845 35.1	1443 59.9	122 5.1
無回答	774			

虐待種別では、「ネグレクト」1,670件(52.8%)、「身体的虐待」1,308件(40.8%)が高く、密室性の高い「性的虐待」は96件(32.8%)と低く、比較的軽度の多い「心理的虐待」も845件(35.1%)とそれについている。

また、重症度別で見たものが図表15であるが、それぞれの中の会議にかけた比率で

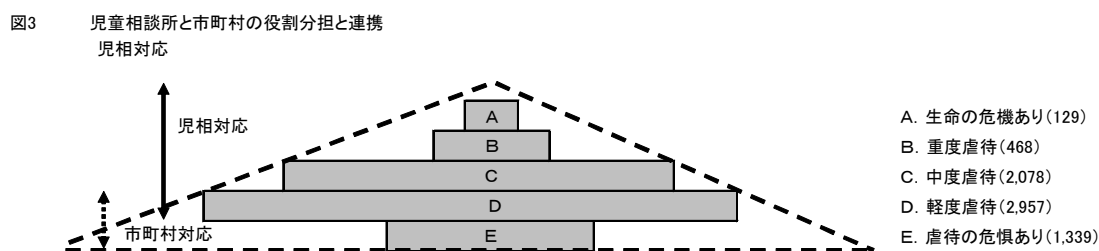
見ると「中度虐待」がもっとも高く 1,096 件（52.7%）を占め、両サイドに下がる正規分布的形状をなしている。次に多いのは「重度虐待」の 200 件（42.7%）と「軽度虐待」の 1,214 件（41.1%）であり、危険度の高い「生命の危機あり」は少なく 49 件（38.0%）である。この中に多い乳児では関係機関も限られるし、見守りよりも危機介入が必要なケースも多い。反対に危険度の少ない「虐待の危惧あり」も少なく 456 件（34.1%）である。

表13 IV. 児相の対応(4)ケースに対する援助—③要保護児童対策地域協議会又はその他のネットワーク会議 会議の開催状況

	サンプル数	開催している	開催していない	無回答
合計	8108	3242 40.0	4106 50.6	760 9.4
《虐待の重症度別》				
生命の危機あり	129	49 38.0	69 53.5	11 8.5
重度虐待	468	200 42.7	231 49.4	37 7.9
中度虐待	2078	1096 52.7	892 42.9	90 4.3
軽度虐待	2954	1214 41.1	1585 53.7	155 5.2
虐待の危惧あり	1339	456 34.1	835 62.4	48 3.6
不明	328	87 26.5	203 61.9	38 11.6

全ケースをかけることは非効率でも、市町村を含めた関係者の連携とレベルアップ、そして困難ケースにおける負担軽減の上からも重要な会議であり、今後も事例の選定基準や検討方法について深めてゆく必要がある。

図3は、今回の調査による全ケースを重症度別に積み上げたピラミッドである。



外に描いた点線はいまだ埋もれているであろう児童虐待の暗数である。今後も掘り起しにより数は増えることが予想される。そこで、児童相談所と市町村の役割分担を重症度別でどう考えるかという課題になる。

重症度の定義に戻ると、「虐待の危惧あり」は、現に虐待行為はないが「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるものであ

る。育児不安、育児ストレスのレベルであれば、本来は市町村の子育て支援事業や母子保健事業そして民間の子ども虐待防止センターの電話相談などで対応すべきであろう。これまでも支援してきたことが、このレベルの通告の少なさにつながっていると考えることもできよう。軽度以上は、明らかな児童虐待であるが、軽度については個別ケースにより市町村主体でよいものも含まれると考え児童相談所と重なり合う領域という図にした。相談者側は、十分な情報がない中での訴えであるから、通告は様々な形で行われる現実であるが、今後の方向として役割分担を整理し定着させてゆくことであろう。

#### (4) 東京都の子ども家庭支援センター

市町村における児童家庭相談の拠点をどこに置くかは今後の大きな課題である。かつて、日本子ども家庭総合研究所で行った一連の調査では、候補になりうる機関として①家庭児童相談室 ②地域子育て支援センター（保育所設置） ③市町村保健センターについて検証を行った。柏女はその上で①と同様の機能を有する相談機関を設置し人員体制を強化した上でファミリーソーシャルワーク機能を果たす機関として整備することを提唱している。（柏女霊峰「市町村発子ども家庭福祉」ミネルヴァ書房 2005年など）

筆者も基本的にはそのように考えるが、東京都の場合、そのために創設し充実させてきた独自施策として区市町村に「子ども家庭支援センター」があるため、参考事例として紹介したい。

平成6年の東京都児童福祉審議会の意見具申を受けて、東京都F市に子ども家庭支援センターの第1号が誕生したのは平成7年のことである。当初から、子ども家庭相談員、専門相談員、地域活動員の3名をおき、総合相談、在宅福祉サービスの提供、サービスの調整、地域組織化の4業務を行う形でスタートした。背景としては、平成2年の老人福祉法等関係8法改正による事業の市町村一元化、東京都における地域福祉推進計画の策定という社会福祉の大きな流れがあり、平成の時代に入ってからの子少化対策と育児不安問題、児童虐待問題があった。

東京都はそれまで1市を除いて家庭児童相談室を置いてこなかった。昭和39年の家庭児童相談室設置時にそれまで東京都が直接運営していた特別区の福祉事務所の区移管があり、当時、福祉事務所に総合相談室を置く構想をもち、児童福祉司を週2日福祉事務所に派遣していた東京都は独自路線を取ってきていたのである。

平成6年東京都福祉局（現、福祉保健局）はそれまでの児童部を子ども家庭部に改めるとともに、区市町村にも子育て支援の相談とサービス提供の機関を設置し児童相談所との役割分担と連携を目指した。筆者は在任中、人口10万人に1箇所を設置と、ケースマネジメント機能の定着、子ども家庭版の在宅サービスの開発と充実を目標に掲げたが、平成10年4月現在では未だ2市4区の計6箇所にすぎなかった。

その後、子ども家庭支援センターは順調に発展を遂げ、平成15年度には児童虐待対応を含めた「先駆型」も発足させている。図表17のとおり現在では小規模の村（島地

域)を除く 58 区市町村におかれ、区市の中には人口 10 万人単位ではないものの出張所単位で設置しているところもある。平成 21 年度予算ではさらに、虐待対策ワーカー 1 名の増員と新たな心理専門支援員の配置について 1/2 補助が認められている。

人材についても 505 名中常勤が 268 名、そのうち 64.6%(173 人)が専門職(児童福祉司任用資格、社会福祉士、保健師、保育士、心理職、教員免許等)であり、非常勤はその比率がさらに高く 237 人中 84.4%(200 人)を数える。スーパーバイザーも置いており、筆者も都心のある区で担当をしているが、境界性人格障害の疑われる親、精神科に受診している親、外国人とのハーフの子、暴力団の絡む事例など複雑なケースにも対応している。

なお、虐待相談受理件数としては、平成 19 年度は、児童相談所全体で 3,216 件に対し、市町村全体は 4,895 件であった。

東京が全国モデルになりがたいことは承知しているが、市町村における専管組織の一つの形としての意味は持ちうると思う。

表14 子ども家庭支援センター事業の概要

趣旨	子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援するネットワークの構築を図る。																												
	区市町村。ただし、社会福祉法人へ委託して行うこともできる。(設置単位は区市町村に概ね1か所。)																												
実施主体	①先駆型子ども家庭支援センター(以下「先駆型」という。) ②従来型子ども家庭支援センター(以下「従来型」という。) ③小規模型子ども家庭支援センター(以下「小規模型」という。)																												
	先駆型は、①子ども家庭総合ケアスマネジメント事業(総合相談、在宅サービス提供・調整、サービス調整(関係機関の連携による援助の実施)、②地域組織化、③要支援家庭サポート事業(虐待家庭等に対する見守りサポート、虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問、育児支援ヘルパー派遣の各事業)、④在宅サービス基盤整備事業を実施する。従来型及び小規模型は、①②の事業を行うほか、④の事業を実施することができる。																												
基本的な考え方	職員体制	区分	種類	資格等	相談	サービス決定	サービス調整	地域組織化	見守りサポート	虐待防止支援	基盤調整	◎主担当	施設・整備	原則として次の施設を設ける。 ①相談室(相談の秘密が守られること) ②地域活動室(講習会、グループ活動用) ③交流スペース ④事務室(他のスペースと代替可) *合築施設等への分散配置も可。 *②と③は共用可															
															常2	社会福祉士、保健師、経験豊富者等	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
															非1	医師、保健師、教育関係者等	◎												
															非1	活動経験者等						◎							
															非1	社会福祉士、保健師、心理専攻者等	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎				
*小規模型は、子ども家庭支援ワーカーとして非常勤1名の配置で可(このほか、児童福祉業務に従事する常勤職員が兼務することが必要)																													
備考	(子ども家庭支援センター設置状況)																												
	年度	15年度	16年度	17年度	21年度																								
	実施区市町村数	40区市町村	44区市町村	52区市町村	58区市町村																								
	先駆型(再掲)	2区1市	5区3市	12区9市	23区24市1町																								

## 虐待につながる児童の状況から見た考察

聖心女子大学（非常勤講師） 田村 静子

### 1. はじめに

児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることである<sup>1</sup>。この虐待を防止していくためには、虐待者に対する対策や支援が重要であることは言うまでもない。その一方で、虐待を受けた児童に着目し、虐待につながる要因を考慮した対策や支援を具体化していくことが必要である。既に、障害児の場合は、障害のない児童に比べ虐待にあう率が高いことが指摘されている<sup>2</sup>。

本稿は、調査<sup>3</sup>（以下、本調査と記す）によって得られた虐待につながった被虐待児の状況に着目し、障害等が「特になし」と判断された被虐待児童との違いをもとに考察するものである。

### 2. 調査結果

#### (1)虐待につながる状況

本調査で把握できた被虐待児の状況<sup>4</sup>をもとに、虐待につながる要因を次のように整理した。

図1に示すように、被虐待児8,108ケースのうち障害や特出すべき状況の「特になし」は、3,234ケース（43.59%）であり、「不明」の917ケース（11.31%）及び「無回答」の894ケース（11.04%）であった。これらを除く、2,763ケース（34.07%）に「虐待につながる被虐待児の状況」があることが明らかとなった。

この「虐待につながる被虐待児の状況あり」は、大きく2つに整理することができる。1つは、「障害がある場合」であり、もう1つは「障害はないが虐待につながる状況がある」場合である。表1にあるように「障害はないが、虐待につながる状況がある」場合は18.63%で「虐待につながる被虐待児の状況あり」を1としたとき、5割強となり、さらに「障害がある場合」は15.44%で「虐待につながる被虐待児の状況あり」の5割弱となる。

加えて、表2では「障害のある場合」と「障害はないが虐待につながる状況がある」

---

<sup>1</sup>虐待防止法的第一条目的

<sup>2</sup>「乳幼児期の虐待防止及び育児不安の母親の支援を目的とした母子保健に関する研究」平成13年度研究報告書(主任研究者 本間博彰)平成14年3月厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)分担研究2(分担研究者:細川徹)「虐待の要因となる母子のRisk factorの相互関係の検討と予防」において

<sup>3</sup>「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」(平成20年度児童関連サービス調査研究等事業 主任研究者・丸山浩一 財団法人こども未来財団)及び、「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」(全国児童相談所長会調査)平成21年7月(全国児童相談所長会)

<sup>4</sup>調査票では、虐待につながると思われる被虐待児の状況(主なもの5つまで)としており、1.望まれずに出生、2.未熟児、3.双胎児、多胎児、4.出生時の退院の遅れ、5.親との分離体験、6.身体発達の遅れや障害、7.精神発達の遅れや知的障害、8.発達障害、9.知的障害を伴う自閉症、10.病弱、11.問題行動あり、12.性格的偏り、13.その他、14.特になし、15.不明の選択肢による。

場合の細目を見たものである。

図1. 虐待につながる被虐待児の状況

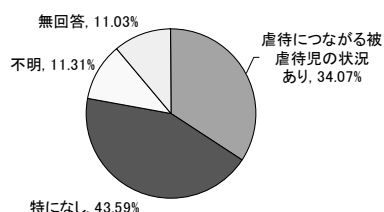


表1.被虐待児の虐待につながった状況別構成比

障害が虐待につながる要因となっている	15.44%
障害以外の虐待につながる要因がある	18.63%
特になし	43.59%
不明	11.31%
無回答	11.03%
合計	100.00%

これまで、障害について虐待の実態を調査した本間、細川らの研究<sup>5</sup>では、被虐待児に占める障害児の割合が7.2%であったとしている。これを本調査の被虐待児の障害の細目の構成比（表2）と比較してみると、「精神発達の遅れや知的障害等のある被虐待児」の7.4%と概ね一致する。さらに、「身体の発達の遅れや障害のある被虐待児」の場合は1.9%に留まり、「発達障害のある被虐待児」では6.14%と障害者全体の数値を下回っていることが把握できた。結果、障害の種別で虐待の出現率が異なることが窺える。

また、本調査で注目すべきは、「障害はないが、虐待につながる状況がある」場合の18.64%の内訳を「問題行動のみ」が7.71%を構成しているが、「障害や問題行動を含まない虐待につながる状況がある」被虐待児が10.93%を占めることが明らかとなった。具体的には、「望まれずに出生」や「親との分離体験」といった児童に何ら責任がない理

<sup>5</sup> 「乳幼児期の虐待防止及び育児不安の母親の支援を目的とした母子保健に関する研究」平成13年度研究報告書(主任研究者 本間博彰)平成14年3月厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)分担研究2(分担研究者:細川徹)「虐待の要因となる母子のRisk factorの相互関係の検討と予防」において「平成12年度児童相談所が扱った児童虐待相談件数13,983件であった。そのうち被虐待児が障害児であったケースは1,008件(7.2%)であった。」 p 307



由であり、前者が 1.60%、後者が 2.08%を構成している。加えて、児童の個性や児童の育つ環境などが影響するものと考えられる「性格的な偏り」によるものも 2.16%あった。

この結果を平成 13 年 10 月東京都福祉局「児童虐待の実態－東京の児童相談所の事例に見る－」（以下、都調査と略す）と比較してみると、都調査の「特になし」の構成比は 38.5%であったが、本調査の 43.59%ではさらに高くなる傾向にあることが窺えた。一方の虐待につながるような要因を見ると、都の調査では「身体発達の遅れ」が 2.3%、「知的発達の遅れ」が 7.6%となっており、本調査の「身体発達の遅れや障害のある被虐待児」が 1.9%や、「精神発達の遅れや知的障害等のある被虐待児」が 7.40%と同様の傾向にあることが窺えた。

また、「問題行動あり」では都調査が 13.1%となっているが、本調査では「問題行動のみ」は 7.71%、「発達障害と問題行動あり」が 3.66%あり、合わせて 11.37%という結果であった。都調査では問題行動を盗みや家出、引きこもりなど発達障害を要因としたものも混在の可能性が窺えるため、本調査結果と比較しにくい。

さらに「望まれずに出生」では都調査が 4.1%であったが、本調査では「望まれずに出生」のみは 1.6%となっており、加えて「親との分離体験」も都調査では 5.3%が、本調査では「親との分離体験」のみは 2.08%、「性格的偏り」も都調査では 3.0%が、本調査では「性格的偏り」のみは 2.16%と低くなる傾向が窺えた。

表2.被虐待児の状況組み合わせ別構成比と1年間換算数

合計	8108	1年間換算数(×4)	8108に対する%	備考
《虐待児の状況:組合せ》				
1.身体発達の遅れや障害のある被虐待児(①+②+③)	154	616	1.90%	障害を伴う場合 1252ケース(15.44%) 年間換算数5008ケース
①身体発達の遅れや障害	81	324	1.00%	
②身体発達の遅れや障害+精神発達の遅れや知的障害	36	144	0.44%	
③身体発達の遅れや障害+その他(①②以外)	37	148	0.46%	
2.精神発達の遅れや知的障害等のある被虐待児(④+⑤)	600	2,400	7.40%	
④精神発達の遅れや知的障害+知的障害を伴う自閉症	410	1,640	5.06%	
内訳:精神発達の遅れや知的障害のみ	363	1,452	4.48%	
内訳:知的障害を伴う自閉症のみ	47	188	0.58%	
⑤精神発達の遅れや知的障害+知的障害を伴う自閉症+その他(①~④以外)	190	760	2.34%	
3.発達障害のある被虐待児(⑥+⑦+⑧)	498	1,992	6.14%	障害を伴わないが、虐待につながる状況のある場合 1511ケース(18.64%) 年間換算数6044ケース
⑥発達障害+問題行動あり	66	264	0.81%	
⑦発達障害のみ	201	804	2.48%	
⑧発達障害+問題行動あり+その他(①~⑧以外)	231	924	2.85%	
4.問題行動のみ	625	2,500	7.71%	
5.障害等の要因以外のある被虐待児(①~⑨以外)注1)	886	3,544	10.93%	
内訳:望まれずに出生のみ	130	520	1.60%	
内訳:親との分離体験のみ	169	676	2.08%	
内訳:性格的偏りのみ	175	700	2.16%	
6.特になし	3,534	14,136	43.59%	
7.不明	917	3,668	11.31%	
8.無回答	894	3,576	11.03%	

注1)①~⑨以外の障害等の要因がある被虐待児は886ケース中81が複数回答している。

## (2)被虐待児の出現数

虐待につながる要因の有無によって、被虐待児の出現率が異なるか否かを見たものが表 3 である。本調査<sup>6</sup>を基にした 1 年間の被虐待児の出現数は、児童人口(18 歳未満人

<sup>6</sup> 「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」(平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業 主

口)1万人当たり15.4人となった。「障害が虐待につながる要因である場合」を平成18年身体障害児・者実態調査<sup>7</sup>及び平成17年知的障害者実態調査<sup>8</sup>、特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)<sup>9</sup>をもとに、それぞれ1万人あたりを算出してみた。結果は、身体障害児の場合は66.2人であった。同様に、知的障害の場合は204.6人、発達障害の場合は15.0人となった。本調査の出現数をそれぞれの障害との出現数を比較してみると身体障害児では4.3倍、知的障害児では13.3倍、発達障害児では本調査とほぼ同数となった。障害の種別によって被虐待児の出現数は一様でないことが示された。

ただし、知的障害児に占める被虐待児の出現率が高くなる背景には、知的障害児の在宅推計人数が、軽度児の療育手帳取得率の低さにみられるように少ないことが推測できる<sup>10</sup>。よって、被虐待児の出現数は、障害判定を受けていない児童や手帳の交付を受けていない児童を考慮すると本調査の結果も低くなるものと思われる。

同様に、発達障害児の出現率の考え方によって、被虐待児の出現数も異なることを考慮する必要がある。

表3. 対象1万人あたりの被虐待児出現数

	対象人数	1年換算被虐待児数	1万人当たりの出現数
1.調査結果から算出した被虐待児の年間出現数(注1)	21,114,318	32,432	15.4人
2.身体障害児に占める被虐待児の出現数推計(注2)	93,100	616	66.2人
3.知的障害児に占める被虐待児の出現数推計(注3)	117,300	2,400	204.6人
4.発達障害児に占める被虐待児の出現数推計(注4)	1,330,202	1,992	15.0人

注1)「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書主任研究者丸山浩一全国児童相談所長会会長平成21年3月財団法人子ども未来財団及び、「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」(全国児童相談所長会調査)平成21年7月(全国児童相談所長会)

注2)厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課平成20年3月24日では、平成18年7月1日現在の18歳未満身体障害児の在宅の推計値は93,100人

注3)厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課平成19年1月24日では、平成17年11月現在の18歳未満知的障害児の在宅推計値は117,300人

注4)中央教育審議会平成17年12月8日では、第1章 障害のある幼児児童生徒に対する教育の現状と課題の中で、「小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD・ADHD・高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6パーセント程度の割合で存在する可能性」を基に、注1で把握できた18歳未満人口の6.3%とした。

### (3)虐待につながる要因と虐待の状況

上記の問題意識から、虐待の種別を障害等の状況別に見たものが表4である。

#### ①身体発達の遅れや障害のある被虐待児

任研究者・丸山浩一 財団法人子ども未来財団) p65

<sup>7</sup> 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課平成20年3月24日では、平成18年7月1日現在の18歳未満身体障害児の在宅の推計値は93,100人としている。

<sup>8</sup> 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課平成19年1月24日では、平成17年11月現在の18歳未満知的障害児の在宅推計値は117,300人としている。

<sup>9</sup> 中央教育審議会平成17年12月8日では、第1章 障害のある幼児児童生徒に対する教育の現状と課題の中で、「小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD・ADHD・高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6パーセント程度の割合で存在する可能性」を示している。本稿では、算出構成比として扱った。

<sup>10</sup> 平成17年知的障害者実態調査にみる療育手帳所持率は91.2%を占める。療育手帳の取得状況も最重度10%、重度37.5%、中度33.2%、軽度15.7%となっている。

- ・「身体発達の遅れや障害」のある被虐待児は、「特になし」の被虐待児に比べ、「ネグレクト」が有意に高く ( $p < 0.01$ )、「精神の発達の遅れや知的障害」を伴う場合も同様に高い ( $p < 0.01$ ) ことが示された。ただし、「身体発達の遅れや障害」と「精神の発達の遅れや知的障害」以外の状況がある場合には、「身体的虐待」が高い ( $p < 0.01$ ) ことが示された。

#### ②精神発達の遅れや知的障害のある被虐待児

- ・ 「精神発達の遅れや知的障害」や「知的障害を伴う自閉症」のある被虐待児は、「特になし」の被虐待児に比べ、「身体的虐待」が有意に高い ( $p < 0.01$ ) ことが示された。また、「精神発達の遅れや知的障害」のみの場合には、「特になし」に比べ、「性的虐待」が有意に高い ( $p < 0.01$ ) ことが示され、一方で、「心理的虐待」は低い ( $p < 0.01$ ) 結果となった。

#### ③発達障害のある被虐待児

- ・ 「発達障害」のある被虐待児は、「特になし」の被虐待児に比べ「身体的虐待」が有意に高く ( $p < 0.01$ )、特に「問題行動を伴う発達障害」のある場合は高い ( $p < 0.01$ ) ことが示された。一方で、「ネグレクト」は「特になし」の被虐待児に比べ低いことも有意であった。さらに、「問題行動を伴う発達障害」とともに、身体や知的障害以外の理由のある被虐待児では、「心理的虐待」が高い ( $p < 0.05$ ) 傾向にあることが示された。

#### ④障害や問題行動以外の要因のある被虐待児

- ・ 障害や問題行動はないが「望まれずに出生」や「親との分離体験」、「性格的偏り」といった要因を持つ被虐待児と「特になし」の被虐待児を比較すると、「身体的虐待」は「性格的偏り」のある場合 ( $p < 0.01$ ) と「親との分離体験」のある場合 ( $p < 0.05$ ) で有意に高く、「ネグレクト」においては「望まれずに出生」 ( $p < 0.01$ ) が有意に高いことが示された。「性格的偏り」のある被虐待児においては、身体的虐待とともに「心理的虐待」においても高い ( $p < 0.05$ ) 傾向にあり、一方で「ネグレクト」は低い ( $p < 0.05$ ) ことも示された。

表4 障害等の状況別虐待の種別

	サンプル数	身体的虐待	t検定	ネグレクト	t検定	性的虐待	t検定	心理的虐待	t検定	無回答
合計	8108人	39.6		39.0		3.6		29.7		9.5
《虐待児の状況:組合せ》										
①身体発達の遅れや障害	81	30.9		61.7	**	3.7		19.8		1.2
②身体発達の遅れや障害+精神発達の遅れや知的障害	36	38.9		72.2	**	-		13.9	▲*	5.6
③身体発達の遅れや障害+その他(①②以外)	37	62.2	**	51.4		2.7		24.3		-
④精神発達の遅れや知的障害+知的障害を伴う自閉症	410	44.9	**	47.1		7.3	**	24.1	▲**	2.7
内訳:精神発達の遅れや知的障害のみ	363	43.5	*	47.1		7.4	**	24.5	▲**	2.8
内訳:知的障害を伴う自閉症のみ	47	55.3	**	46.8		6.4		21.3		2.1
⑤精神発達の遅れや知的障害+知的障害を伴う自閉症+その他(①~④以外)	190	52.1	**	47.4		3.2		34.2		2.1
⑥発達障害+問題行動あり	66	78.8	**	27.3		1.5		40.9		1.5
⑦発達障害のみ	201	66.7	**	23.9	▲**	2.5		38.8		2.5
⑧発達障害+問題行動あり+その他(①~⑧以外)	231	64.9	**	39.8	▲**	5.2		39.0	*	1.3
⑨問題行動のみ	625	61.3	**	35.5	**	1.9	▲**	30.7		1.4
①~⑨以外	886	44.9	**	47.9	**	2.6	▲*	30.0		1.6
内訳:望まれずに出生のみ	130	29.2	**	67.7	**	0.8	▲*	30.0		3.1
内訳:親との分離体験のみ	169	45.0	*	44.4		5.3		28.4		3.6
内訳:性格的偏りのみ	175	53.1	**	34.3	▲*	2.3		41.1	*	1.1
特になし	3534	36.8		42.1		4.3		32.4		3.3
不明	917	30.6		36.1		3.6		33.3		11.7
無回答	894	18.3		17.9		1.6		12.8		55.8

\*\*: $p<0.01$ で高い ▲\*\*: $p<0.01$ で低い \*: $p<0.05$ で高い ▲\*: $p<0.05$ で低い

以上のように、障害によって虐待の種類は異なる傾向にあることが把握できた。また、障害や問題行動はないが虐待につながる要因がある児童においても要因によって虐待の種類が異なる状況が見て取れた。

#### (4)虐待につながる要因と虐待の重症度

虐待の重症度別に虐待につながる要因の状況を見たものが、表5である。

##### ①身体発達の遅れや障害のある被虐待児

- ・ 「身体発達の遅れや障害」のある被虐待児は、「特になし」の被虐待児に比べ、「中度虐待」の構成比が高い ( $p<0.05$ ) 傾向にあり、「身体発達の遅れや障害」と「知的障害」のある場合では「重度虐待」が高く ( $p<0.01$ ) なっていることが示された。
- ・ 身体に障害がある場合では、先の虐待種別において「ネグレクト」が多いことが示されたが、知的障害を伴う場合には虐待が深刻な結果をもたらすことが窺えた。このことは、「虐待の危惧あり」レベルの軽度の虐待が有意に低い ( $p<0.01$ ) ことからみても窺える。

##### ②精神の発達の遅れや知的障害のある被虐待児

- ・ 「精神発達の遅れや障害」のある被虐待児は、「特になし」の被虐待児に比べ、「虐待の危惧あり」が有意に低い ( $p<0.01$ ) 以外は「特になし」との差は認められない。しなしながら、「知的障害を伴う自閉症」では「中度虐待」が有意に高く ( $p<0.01$ )、先の虐待の種別にあるように身体的虐待が行われ、重症につながる状況が窺える。

##### ③発達障害のある被虐待児

- ・ 「発達障害」のある「問題行動あり」の被虐待児は、「特になし」に比べ「中度虐待」が高く ( $p<0.01$ )、さらに「発達障害+問題行動あり+障害等以外の状況がある」場合では「重度虐待」が高い ( $p<0.01$ ) 傾向が把握できた。「発達障害」では、「身体的虐待」が高く、問題行動や障害以外の理由などの要因が重複することで虐待が深刻な事態に至っていることが窺える。

表 5 障害等の状況別虐待の重症度

	サンプル数	生命の危機あり	軽度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危機あり	不明	無回答
合計	8108	1.6	5.8	25.6	36.4	16.5	4.0	10.0
《虐待児の状況・組合せ》								
①身体発達遅れや障害	81	3.7	1.2	37.0	*	38.3	17.3	1.2
②身体発達遅れや障害+精神発達遅れや知的障害	36	5.6	19.4	**	38.9	33.3	2.8	-
③身体発達遅れや障害+その他(①②以外)	37	5.4	10.8	43.2	*	24.3	▲*	-
④精神発達遅れや知的障害を伴う自閉症	410	1.5	7.6	32.0	**	39.8	12.9	▲**
内訳:精神発達遅れや知的障害のみ	363	1.7	7.7	30.0	**	41.0	12.9	▲**
内訳:知的障害を伴う自閉症のみ	47	-	6.4	46.8	**	29.8	12.8	4.3
⑤精神発達遅れや知的障害+知的障害を伴う自閉症+その他(①~④以外)	190	-	8.4	32.6	*	42.1	14.7	▲*
⑥発達障害+問題行動あり	66	-	6.1	48.5	**	39.4	4.5	▲**
⑦発達障害のみ	201	1.0	7.0	32.8	*	34.3	18.4	3.5
⑧発達障害+問題行動あり+その他(①~⑥以外)	231	0.9	11.3	**	40.7	**	33.3	9.1
⑨問題行動のみ	625	0.6	6.2	33.8	**	41.9	13.0	▲**
①~⑨以外	886	4.7	**	9.5	**	30.5	**	39.1
内訳:望まれずに出生のみ	130	12.3	**	9.2	*	20.0	39.2	13.1
内訳:親との分離体験のみ	169	3.6	*	12.4	**	32.0	34.9	13.6
内訳:性格的偏りのみ	175	1.1	5.1	37.1	*	39.4	12.0	▲**
特になし	3534	1.5	5.3	26.0	40.7	20.7	2.5	3.3
不明	917	0.5	2.8	16.0	32.1	22.7	14.5	11.3
無回答	894	0.8	3.4	9.7	16.4	6.0	4.1	59.5

\*\*: $p < 0.01$ で高い ▲\*\*: $p < 0.01$ で低い \*: $p < 0.05$ で高い ▲\*: $p < 0.05$ で低い

#### ④障害や問題行動以外の要因のある被虐待児

- 虐待の重症度の中で「生命の危機あり」は「障害や問題行動以外の虐待につながる状況」がある場合で有意に高い( $p < 0.01$ )ことが示された。なかでも「望まれずに出生」は顕著であり ( $p < 0.01$ )、「親との分離体験」も同様の傾向 ( $p < 0.05$ )が窺えた。この傾向は「重度虐待」においてもみることができた。「中度虐待」においては、「性格的偏り」が高い( $p < 0.05$ )傾向を示した。

### 3. 考察

本稿では、障害を含め児童が虐待を受ける要因に着目している。いずれも、児童相談所でケースを担当された各位の専門的な観察力や情報収集力によって分析された状況報告による現実である。

(1)虐待につながる状況のなかでは、障害児で虐待にあった比率が高いという事実が把握できたことは貴重な資料である。

(2)虐待児の出現数においては、すでに本間、細川らが指摘<sup>11)</sup>した出現数と同様の母集団に占める割合で見た結果、身体障害児においては本間、細川と同様の割合に該当し、かつ知的障害においてはそれを上回る状況にあることが窺えた。また、発達障害児においては本調査の全体と同じ出現率となった。

成果は本調査から被虐待児に含まれる障害児の出現数は、障害によって異なり、一律ではないということであり、かつ障害児が虐待にあう確率が高いという結果を確認したことにある。

ただし、個々の事例を見ずに、障害があるから虐待にあったという見方にならない

<sup>11)</sup>「乳幼児期の虐待防止及び育児不安の母親の支援を目的とした母子保健に関する研究」平成 13 年度研究報告書(主任研究者 本間博彰)平成 14 年 3 月厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)分担研究 2(分担研究者:細川徹)「虐待の要因となる母子の Risk factor の相互関係の検討と予防」において「障害児は健常児の 4~10 倍の頻度で虐待されていることになる」 p 307

ための注意が必要であることはいうまでもない。そのためにも、今後の虐待につながる要因をさらに掘り下げ、要因の関係性を分析して扱う必要があると思われる。

また、知的障害においては、推計に採用した国の調査に基づく障害児数は手帳を取得している児童が9割を構成している。このため軽度者が少なく<sup>12</sup>、被虐待児の出現率が極めて高くなってしまっていると思われる。知的障害、発達障害ともに障害の基準と把握方法によって出現率は変化することを考慮していくことが必要であろう。

- (3)虐待につながる要因と虐待の状況において、障害児の場合は身体的虐待の割合が低く、ネグレクトの割合が高いとした特徴が先の本間、細川らによって報告されている。しかし、本調査結果にあるように、「身体の発達の遅れや障害」のある場合にはネグレクトが高くなる特徴を除けば、知的障害、発達障害ともに身体的虐待が明らかに高いことが把握できた。

また、「精神発達の遅れや知的障害」がある場合に、「性的虐待」を受けた割合も高い傾向にあることが明らかとなった。この点についても本間、細川らは諸外国の研究を引用しながら発達障害児が性的虐待を受けるリスクの高さを指摘し、かつ研究や予防、ケアについて取り組むことの必要性を述べている。その意味でも、本調査結果では、性的虐待が「精神発達の遅れや知的障害」がある場合、加えて「精神発達の遅れや知的障害+知的障害を伴う自閉症」において差が認められ、発達障害には差が見られなかったという違いを把握することができた。新たな研究資料につながったといえよう。

- (4)虐待につながる要因と虐待の重症度では、「身体の発達の遅れや障害+精神発達の遅れや知的障害」の重複障害児において重症化傾向が把握できた。この対象に対する虐待の種別はネグレクトによるものが中心となっているが、すでに身体に障害があるうえに、コミュニケーションや自らの意思を伝えることが困難な状況等が加われば、事態がより深刻に至る可能性を示したものと思われる。

また、障害や問題行動以外の要因と虐待の重症度では、「生命の危機あり」に「望まれずに出生」や、「親との分離体験」のある被虐待児において有意に高いことが把握でき、新たな課題を示したといえる。これまで『「望まれずに出生」した児童は、虐待を受けやすいのではないか』という仮説に対し、これを裏付ける結果はなかったと報告<sup>13</sup>されている。本調査でも、「望まれずに出生」のみを要因とした児童は被虐

---

<sup>12</sup> ~IQ70までの正規分布による構成比を2.25%とみた、本調査における18歳未満人口(21,114,318)は475,072人となり、平成17年知的障害児・者実態調査の在宅知的障害児全数117,300人(18歳未満人口の0.55%)の4倍になる推計ができる。この18歳未満人口の2.25%の推計人数475,072人をベースに被虐待児数を算出すると、知的障害児に占める被虐待児の出現数推計は1万人当たり50.5人となり、調査結果から算出した被虐待児の年間出現数の5.4倍となる。

<sup>13</sup> 「児童虐待の実態—東京都の児童相談所の事例に見る—平成13年10月(東京都福祉局)では、「虐待を受けた子どもの、虐待につながる要因を見てみると「特になし」の子どもが約4割であり、虐待につながるような被虐待児の決定的な要因は見当たりません。何らかの特徴がある子どもは約36%で、非行、盗み

待児の構成比の 1.6%に過ぎず、量（人数）的な視点から見れば注目すべき対象からは外れやすい結果であった。

しかし、本調査の結果を虐待の重症度といった質の課題として捉えてみた結果では「望まれずに出生」した児童が虐待を受けた場合には、生命の危機につながりやすいという見方ができることを示した。このような「生命の危機あり」や「重度虐待」といった深刻な虐待は、その予防と適切な支援が急務となるが、「望まれずに出生」の場合では、被虐待児に占める 0 歳児の割合が 40%を構成し、主たる虐待がネグレクトであることを踏まえれば、予防の重要性は極めて高く、支援の即応によって深刻な事態を食い止める可能性は大きいと思われる。

このような要因を抱えるケースの予防は、例えば「望まれずに出生」する過程（プロセス）から、支援を必要とする状況をアセスメントすることによってサポートを始めることも可能<sup>14</sup>と考えられる。市区町村の保健センターでは、保健師が妊娠期から出産直後まで母子に直接関わることができる。専門職としての職務対応とともに、子ども家庭支援センターにつなげることで虐待防止支援訪問等が有効に機能できるはずである。このような情報の共有とともに支援のネットワークは、虐待の発見や相談等が認められた場合でも、速やかな対応につながると考える。個人情報保護も児童の生命の保護が優先されて遵守の意義がある。重症虐待を引き起こさせない関係機関の情報照会ラインの確立が必要と考える。

繰り返しになるが、虐待につながる要因を持つ児童の構成比は低下傾向にある。しかし、これを全国規模で見ると、質的配慮を要するケースは決して少なくない<sup>15</sup>。個々の児童相談所が受け持つべき虐待もあれば、自治体にある子ども家庭支援センターが担った方がよいケースもあるはずである。いずれも対応に時間を要すれば、深刻な虐待が内在する可能性があるということであり、情報照会ラインを整備するなどアセスメントしやすい環境を用意していく必要があると思われる。

以上は、本稿で触れた障害の種別と重症度のみ言及したに過ぎない。児童の虐待に

---

などの「問題行動」や、「知的発達の遅れ」「親との分離体験」、「望まれずに出生」の順に多く見られます。これまで、「望まれずに出生」したケースは虐待につながりやすいと言われてきましたが、この調査ではそれほど高い値を示していません」（[http://www.hukushihoken.metro.tokyo.jp/syoushi/hakusyo/2/2\\_13.htm](http://www.hukushihoken.metro.tokyo.jp/syoushi/hakusyo/2/2_13.htm)）さらに、第 6 章では「望まれずに生まれてきた子は虐待を受けやすい」という例は、わずか 4%にすぎず、そうした見方は一面的な捉え方に過ぎないという分析結果になっています

（[http://www.hukushihoken.metro.tokyo.jp/syoushi/hakusyo/6/6\\_59.htm](http://www.hukushihoken.metro.tokyo.jp/syoushi/hakusyo/6/6_59.htm)）

<sup>14</sup> 看護職が児童虐待予防に周産期のかかわりとして周産期から始まる産後に養育困難が予測される親の早期発見と支援や周産期に見られるハイリスクの母親の特徴などを把握すし、対応することが示されている。（第 3 章子どもの虐待を予防する取り組み P 16～）「看護職のための子どもの虐待予防&ケアハンドブック」社団法人日本看護協会 2003 年 3 月 31 日

<sup>15</sup> 表 2 では被虐待児数を 1 年間換算した 32,432 ケース<sup>15</sup>に占める個々の状況別ケース数を推計しているが、「障害や問題行動はないが、虐待につながる状況がある」被虐待児が年間 6,000 ケースと推計することができた。そのうち、問題行動が虐待につながった 2500 ケースである。一方で、「望まれずに出生」や「親との分離体験」といった理由が 1202 ケースに達することになる。

つながる要因がある場合、例えば、他のきょうだいへの虐待の有無では、虐待につながる状況が「特になし」の場合、「本児のほかに他の子も虐待された」が 61.8%を占め、「きょうだいはいるが本児のみ虐待された」は 12.6%に留まる。しかし、「身体発達の遅れや障害」＋「精神の発達の遅れや知的障害」がある場合には、「きょうだいはいるが本児のみ虐待された」が 30.6%に達し、「特になし」の場合の倍以上の構成比となっている状況も把握できている。

このような虐待を防止していくためには、虐待を受けた児童の特性に応じた対策が虐待者に対する対策や支援と合わせて重要であると思われる。そのためには、児童の虐待につながる状況等に着目し、引き続き分析を行っていく必要があると考える。

本稿の分析・執筆の機会を与えてくださった検討会主査である河津英彦教授をはじめ、検討会委員各位、児童相談所長丸山浩一所長をはじめ、児童相談所事務局各位に感謝申し上げます。



## 委託研究を終えて

玉川大学教育学部 河津英彦

研究班を結成したとき、はじめに問題になったのは、事務局から今回新たに加えたいという「家族再統合」をどう捉えるかであった。「児童虐待の防止等に関する法律」の平成16年改正では、国および地方公共団体の責務等にあたる第4条の中に「親子の再統合への配慮」が書き込まれた。事務局から示された先行研究にも、注意深い検討がなされた上で、「分離された家族が再び一緒に生活するようになること」を操作的定義として使用することに研究的意味を見出している。

一方では、地方自治体の中に入所施設児童の家庭復帰に高い評価を与えるところも出てきている。筆者は最初の職場であった児童相談所で、子の施設入所後1年以上音信のない親全員に、里子候補児にしてよいかという文書を送付したことがある。効果は驚くばかりであった。一方ではその後、養護施設職員の研修を業務としさらに自身が施設長を経験すると、親権重視で家庭復帰させたものの心身ともに傷つき復園する事例が少なくないことに気づかされた。

今回の調査項目で、家族再統合に関するものは結果的にはごく僅か（ケース調査における「家族の援助プランの作成状況」の有無。機関調査における「親子再統合ないし家族援助プログラムの有無」「なしの場合作成中か否か」「ある場合、すべてのプログラム名」）であったが、宮島委員の問題提起はきわめて重要な視点を与えてくれた。

大切なことは、児童が自立(自律)していくための永続的な環境の保障であるパーマネンシー・プランニングであり、様々な家庭や児童が存在する中で、それぞれの場面や段階に応じた意図的で統一的な家庭支援が必要なのである。

「分離された家族が再び一緒に生活するようになること」が可能なケースについてはそれも必要であるが、すべてのゴールとすべきではないし、それだけを目指とする風潮が生じているとしたら、冷静な判断を喚起する必要がある。

その意味で、委託研究としての本報告書のタイトルも広義の「家庭支援」を使わせていただいた。研究班は当初の使命を広げ、今回の全国調査から読み取れる実態を元に現状認識を深め、何らかの展望を表現したいと考えた。

さて、本報告書は、重要な指摘をいくつか行っている。まず虐待者については、母子家庭ないし母子家庭をベースとしたステップファミリーの多さと、経済的困窮を基にした生活の困難性が挙げられる(宮島)。また、虐待を認めない親が喧伝される風潮があるが実際には援助を求めているものも多いこと、さらにいえば求めている親は重症度が増すほど多く(宮島、河津)、実母が圧倒的に多いこと(河津)が挙げられる。

関連して加藤委員には、狭義の「家族再統合」について論じていただいたが、家族援助プログラムは母親中心になっており、自身の経験からも父親グループの難しさが今後の課題であると指摘している。

次に、被虐待体験については、生育歴が把握できる範囲では1位とほぼ差の無い2

位であるが 10%である。宮島委員の指摘は、それゆえ連鎖は無いという(ある自治体の報告書など)のではなく様々な社会的不利と私的な支えや社会的なサポートの不足が連鎖していることを指摘し、さらにこの質問に対する回答の「不明」の多さ(約 50%)を問題にしている。

この事実と加藤委員の指摘する一時保護から家庭引き取りにした理由の問題性、専管組織による援助結果の当惑をみると、児童相談所におけるアセスメントの問題が浮かび上がってくる。筆者には 40 年前の全国児童相談所長会で厚生省の下平技官が毎回のように「社会診断ができていない」と指摘していたことが思い出される。家族を刺激したくない、児童相談所にもゆとりが無いという状況のままなおざりにされていてよいのであろうか。いうまでもなくソーシャルワークの基本はアセスメントにあり、問題の構造を把握せず援助はありえない。アセスメントが不十分であれば対応は場当たりのになり、ネットワークも作動せず、結果的には機能不全に陥る。

なお、アセスメントに関しては、片倉委員が児童相談所は多職種の協働で対応しており、児童福祉司の増員だけでは不十分という見解を述べている。40 年前の「社会診断」ではなくより総合的なアセスメントの時代に入っているといえよう。

また、アセスメントは、通常の教科書ではソーシャルワークの初期段階における情報の収集・分析・評価をさすが、宮島委員は図解の中で事例により様々な段階でのアセスメントがありソーシャルワークと不可分のこと、またオプションとしての専管組織よりも児童相談所本体の充実が基本であることを述べている。

家族再統合の専管組織について、加藤委員は児童相談所における専門性の確保・向上の観点から、また、片倉委員は児童虐待の専管組織について、対応の複雑さからの有効性を指摘している。専管組織はオプションと考えず本体の中から生み出すことが本道であろう。人材不足だから外部にではなく、内部に力をつけていかない限り連携は機能せずかえって非効率なものになる。

児童相談所内部の充実について、筆者は児童福祉司に焦点を当てた。人員はいわゆる児童虐待防止法制定の平成 12 年度から平成 20 年度までに 1,000 人強(80%)の増員となったが、そのため経験年数は少ない方にバイアスが懸かることもあって 10 年以上が 10%に満たないこと。その面における努力とやむおえなさは認めてもなお、任用面における専門職制度採用については、各自治体が課題として取り組むべきことを論じた。

また、片倉委員は重症度の高いケース中心に関りながらも不足が明らかな児童心理司と、医師、弁護士を活用を含め全職種の増員の必要性を述べている。

専門職として機能することの一つは経験の積み上げである。しかし、ただ長ければよいわけではない。筆者は、適切なケース数、スーパービジョンと研修体制、事後評価を条件として述べ、人事異動の必要性についても触れた。

さらに、児童相談所の体制は、市町村の児童家庭相談体制の充実との関係において考えられなければならないことについても述べている。児童にとって、住民にとって望ま

しい社会福祉体制をどうつくるかという子ども家庭行政のグランドデザインは、現時点では、ごく一部の研究者により提唱されているに過ぎないが、今後の大きな課題である。

さて、今回の全国児童相談所長会調査に目を戻すと、調査項目の網の目を細かくしただけのことはあり、従来見えなかったものが判明してきた。重症度によるクロス集計は最たるものであるが、個別には心理的虐待に加わったDVの多さがあり、発達障害児や知的障害を伴う自閉症児も初めて確認ができた。DVとの整合性については、ヒアリングの中で婦人相談所と一体化した児童相談所の活動を知りえたが、障害児と児童虐待の関係については、研究者レベルは別として、児童相談所の取り組みはこれまで決して十分とはいえなかったであろう。田村氏には、統計面から見た実証的な論文を書いていただいた。

最後になるが、今回の調査で全国の児童相談所の歩みが一律ではないことが改めて理解できた。児童虐待の掘り起こしについても各ブロック間で大きな差が見られた。実施体制もそれぞれである。しかしながら、いずれも児童虐待の増加に心を痛め、きわめて多忙ななか献身的に業務をこなしていることが窺い知れた。

また、残る大きな課題として性的虐待の存在がある。児童虐待の4分類の中で特徴あるデータを示すのが性的虐待である。すでに司法面接を取り入れている児童相談所も僅かながら存在するが、被虐待児、虐待者の精神心理面のケアを含めてどう取り組むかについては国としても未着手の領域であり、本報告書でも触れていない。課題としての認識のみである。

膨大なデータを下にして、それぞれの委員は真剣に報告書に取り組んだところであるが、全国児童相談所長会の期待に添えるものであったかどうか、ご批判も受けたいと思う。また、今回の2本の報告書とデータが多くの人目に触れ、活用され、児童虐待を起ささない社会を作ることに役立てていただけることを願っている。



## 第2部 調査結果（児童相談所の対応について）

この調査結果は、「全国児童相談所における虐待の実態調査」（平成20年：全国児童相談所長会）において実施した「ケース調査」のうち、児童相談所の相談援助活動等について集計したものである。

### ※ 「全国児童相談所における虐待の実態調査」

- ・ 調査対象  
全国197か所の児童相談所
- ・ ケース対象とした期間・調査基準日  
平成20年4月1日～平成20年6月30日（3か月間）の被虐待ケースに対する平成20年9月1日現在の児童相談所の相談援助活動等
- ・ 調査項目  
調査票のとおり。本報告では、「Ⅳ 児相の対応」の集計結果について掲載する。「Ⅰ 被虐待児について」、「Ⅱ 虐待者について」、「Ⅲ 虐待の要因・結果」、「追加調査（健診の受診状況、世帯の経済状況）」については、「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成21年3月：財団法人こども未来財団）に掲載済みである。

### 【調査結果の留意点等】

- ① 表番号について、前述の「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」に掲載した「Ⅰ 被虐待児について」、「Ⅱ 虐待者について」、「Ⅲ 虐待の要因・結果」、「追加調査（健診の受診状況、世帯の経済状況）」の続き番号とした。（開始番号：表122）
- ② 各調査項目では、「虐待種別」「年齢別」「重症度別」のクロス集計結果とした。
- ③ 「割合」の表示は、主に左の項目名に対する上の項目名の構成比を表す。
- ④ 主なサンプル数は次のとおり。
  - ・ 被虐待児童総人数 8,108人
  - ・ 虐待種別総人数 9,072人（複数回答、不明・無回答を除く有効回答数）
  - ・ 年齢別総人数 8,067人（不明・無回答を除く有効回答数）
  - ・ 重症度別総人数 6,968人（不明・無回答を除く有効回答数）



1. 現在の取扱い状況 [表122]

調査票IV. 児相の対応 (1) 現在の取り扱い状況はどれか

(人数/%)

	サンプル数	最終	調査中 (取り扱い中)	継続指 導中	児童福 祉司指 導中	施設入 所中	里親委 託中	その他	無回答
合計	8108	2347 28.9	1712 21.1	2420 29.8	423 5.2	778 9.6	44 0.5	177 2.2	207 2.6
《虐待の種別》									
身体的虐待	3207	830 25.9	618 19.3	1082 33.7	215 6.7	328 10.2	15 0.5	56 1.7	63 2.0
ネグレクト	3162	708 22.4	609 19.3	1032 32.6	194 6.1	458 14.5	23 0.7	86 2.7	52 1.6
性的虐待	293	71 24.2	50 17.1	84 28.7	21 7.2	46 15.7	3 1.0	12 4.1	6 2.0
心理的虐待	2410	795 33.0	486 20.2	703 29.2	111 4.6	209 8.7	12 0.5	44 1.8	50 2.1
《年齢別》									
0～5歳・計	3161	940 29.7	639 20.2	940 29.7	132 4.2	343 10.9	15 0.5	71 2.2	81 2.6
0歳	476	101 21.2	93 19.5	145 30.5	26 5.5	90 18.9	3 0.6	9 1.9	9 1.9
1歳	435	118 27.1	94 21.6	123 28.3	16 3.7	62 14.3	1 0.2	12 2.8	9 2.1
2歳	531	187 35.2	88 16.6	159 29.9	22 4.1	47 8.9	4 0.8	10 1.9	14 2.6
3歳	589	188 31.9	126 21.4	171 29.0	18 3.1	55 9.3	3 0.5	11 1.9	17 2.9
4歳	598	187 31.3	125 20.9	181 30.3	27 4.5	46 7.7	2 0.3	14 2.3	16 2.7
5歳	532	159 29.9	113 21.2	161 30.3	23 4.3	43 8.1	2 0.4	15 2.8	16 3.0
6～11歳・計	3127	864 27.6	678 21.7	989 31.6	195 6.2	239 7.6	8 0.3	74 2.4	80 2.6
6歳	588	158 26.9	109 18.5	195 33.2	38 6.5	45 7.7	1 0.2	19 3.2	23 3.9
7歳	579	181 31.3	143 24.7	164 28.3	32 5.5	33 5.7	1 0.2	12 2.1	13 2.2
8歳	526	132 25.1	134 25.5	152 28.9	30 5.7	44 8.4	4 0.8	16 3.0	14 2.7
9歳	549	152 27.7	96 17.5	187 34.1	46 8.4	45 8.2	1 0.2	10 1.8	12 2.2
10歳	472	128 27.1	104 22.0	154 32.6	29 6.1	38 8.1	- -	7 1.5	12 2.5
11歳	413	113 27.4	92 22.3	137 33.2	20 4.8	34 8.2	1 0.2	10 2.4	6 1.5
12～14歳	1225	332 27.1	276 22.5	343 28.0	75 6.1	140 11.4	6 0.5	26 2.1	27 2.2
15歳以上	554	204 36.8	102 18.4	138 24.9	20 3.6	52 9.4	15 2.7	6 1.1	17 3.1
《虐待の重症度別》									
生命の危機あり	129	22 17.1	17 13.2	30 23.3	12 9.3	37 28.7	2 1.6	4 3.1	5 3.9
重度虐待	468	48 10.3	72 15.4	135 28.8	57 12.2	125 26.7	9 1.9	11 2.4	11 2.4
中度虐待	2078	348 16.7	332 16.0	790 38.0	171 8.2	347 16.7	20 1.0	42 2.0	28 1.3
軽度虐待	2954	966 32.7	597 20.2	954 32.3	128 4.3	189 6.4	11 0.4	65 2.2	44 1.5
虐待の危機あり	1339	554 41.4	315 23.5	336 25.1	35 2.6	58 4.3	2 0.1	18 1.3	21 1.6
不明	328	117 35.7	111 33.8	50 15.2	3 0.9	5 1.5	- -	19 5.8	23 7.0

2. 新規、再対応別 [表123]

調査票Ⅳ. 児相の対応 (2) 新規対応ケースか、再対応ケースか

(人数/%)

	サンプル数	新規	再対応	無回答
合計	8108	5626 69.4	2234 27.6	248 3.1
《虐待の種別》				
身体的虐待	3207	2190 68.3	947 29.5	70 2.2
ネグレクト	3162	1994 63.1	1096 34.7	72 2.3
性的虐待	293	217 74.1	69 23.5	7 2.4
心理的虐待	2410	1680 69.7	676 28.0	54 2.2
《年齢別》				
0～5歳・計	3161	2456 77.7	611 19.3	94 3.0
0歳	476	421 88.4	42 8.8	13 2.7
1歳	435	352 80.9	71 16.3	12 2.8
2歳	531	412 77.6	103 19.4	16 3.0
3歳	589	456 77.4	115 19.5	18 3.1
4歳	598	427 71.4	155 25.9	16 2.7
5歳	532	388 72.9	125 23.5	19 3.6
6～11歳・計	3127	2011 64.3	1021 32.7	95 3.0
6歳	588	380 64.6	183 31.1	25 4.3
7歳	579	392 67.7	171 29.5	16 2.8
8歳	526	326 62.0	183 34.8	17 3.2
9歳	549	351 63.9	183 33.3	15 2.7
10歳	472	290 61.4	167 35.4	15 3.2
11歳	413	272 65.9	134 32.4	7 1.7
12～14歳	1225	765 62.4	422 34.4	38 3.1
15歳以上	554	359 64.8	177 31.9	18 3.2
《虐待の重症度別》				
生命の危機あり	129	98 76.0	27 20.9	4 3.1
重度虐待	468	314 67.1	141 30.1	13 2.8
中度虐待	2078	1265 60.9	775 37.3	38 1.8
軽度虐待	2954	2070 70.1	829 28.1	55 1.9
虐待の危惧あり	1339	1024 76.5	290 21.7	25 1.9
不明	328	262 79.9	41 12.5	25 7.6



### 3. 安全確認

#### ①安全確認を行った機関 [表 1 2 4]

調査票Ⅳ. 見相の対応 (3) 安全確認-①安全確認を行った機関はどこか

(人数/%)

サンプル数	児童相談所	児童委員・児童委員	市区町村	都道府県	警察	保育所	幼稚園	児童館	放課後児童クラブ	その他の児童福祉施設	里親	学校	学習塾・その他の教育機関	その他の家族・親戚	近隣知人	審判所	医療機関	NPO等民間団体・ボランティア・電話相談等	その他	不明	無回答	
合計	8108	4204	1890	202	905	999	177	18	53	112	12	2807	19	388	70	6	336	10	103	54	283	
《虐待の種類別》																						
身体的虐待	3207	1784	681	57	363	471	75	9	40	49	4	1233	7	160	26	-	175	4	30	9	58	
ネグレクト	3162	1755	618	15	163	47	23	0.3	12	65	0.1	1349	0.2	150	0.8	-	54	0.1	0.8	0.3	18	
性的虐待	293	145	81	2	21	46	1	0.3	0.5	19	0.1	363	0.3	45	1.4	5	4.6	0.1	1.5	0.5	1.6	
心理的虐待	2410	543	313	2.8	91	13.3	1.4	0.3	0.5	19	0.1	363	0.3	24	2	0.2	12	0.2	1.3	4	4	
		61.1	11.9	1.4	16.4	5.5	1.7	1.4	1.4	1.4	8	37.2	7	8.2	0.7	-	4.1	0.7	4.4	1.4	1.7	
		12.86	73	506	88	363	259	7	18	148	25	856	7	148	25	-	59	4	18	10	51	
		53.4	3.0	21.0	3.7	15.1	10.7	0.3	0.7	1.2	0.3	35.5	0.3	6.1	1.0	-	2.4	0.2	0.7	0.4	2.1	
《年齢別》																						
0～5歳・計	3161	1770	1002	104	291	891	152	6	3	53	5	123	3	129	25	2	219	2	44	27	109	
0歳	476	56.0	31.7	3.3	9.2	28.2	4.8	0.2	0.1	1.7	0.2	3.9	0.1	4.1	0.3	0.1	6.9	0.1	1.4	0.9	3.4	
1歳	435	255	158	21	96	196	0.4	-	0.2	1.9	0.2	1.7	0.2	4.2	0.8	-	18	-	1.9	0.5	4.9	
2歳	531	288	36.3	4.8	7.8	22.5	0.5	0.2	1.1	2.3	-	2.3	0.5	5.1	0.9	1	29	-	1.8	1.1	14	
3歳	589	336	35.4	2.4	11.7	29.0	1.3	0.2	0.2	1.5	-	2.1	-	2.4	3	0.2	26	1	1.8	1.1	3.2	
4歳	598	332	28.9	2.9	10.0	32.8	4.6	0.3	-	1.9	0.2	4.2	-	3.1	1.0	0.2	4.9	0.2	0.9	0.4	3.6	
5歳	552	55.5	28.6	3.0	7.7	32.3	9.2	-	0.2	1.8	0.3	2.9	-	4.0	0.2	-	2.3	0.2	1.5	1.7	3.7	
6～11歳・計	3127	1510	105	69	327	34.6	11.9	0.4	0.2	4.8	0.2	5.6	-	3.6	0.4	-	2.4	-	0.9	0.5	2.8	
6歳	588	295	19	14	54	53	17	-	1.1	4.4	0.2	5.6	12	145	24	2	63	5	38	9	115	
7歳	579	281	21	13	61	15	3	3	3.7	1.9	0.2	27.3	0.4	4.6	0.8	0.1	20	0.2	1.2	0.3	3.7	
8歳	526	240	16	104	16	54	17	0.4	1.6	1.2	0.2	56.8	1.2	2.3	6	0.1	8	1	1.8	3	32	
9歳	549	456	20	19.8	3.0	10.3	1.0	0.6	1.1	1.0	0.2	57.5	-	2.6	5	-	1.4	0.2	1.4	0.5	5.4	
10歳	472	494	40	19.9	10.2	1.8	0.4	0.7	1.1	1.1	0.2	31.7	0.3	3.1	0.9	-	1.9	1	1.7	0.2	3.5	
11歳	413	475	21	17.6	10.4	8	1	0.4	0.6	1.1	0.2	59.9	0.4	4.6	1.5	0.2	3.1	0.2	1.5	0.2	2.2	
12～14歳	1225	619	27	185	12.8	1.0	-	-	0.6	1.3	0.4	59.3	0.8	5.1	1	1	1.1	0.2	1.1	0.2	3.2	
15歳以上	554	294	11	48	14.4	0.7	0.1	0.1	1.1	0.7	0.2	59.3	0.7	4.6	0.2	0.2	3.6	0.2	1.0	0.5	2.2	
		53.1	2.0	8.7	19.9	0.4	-	-	0.1	1.2	0.2	20.1	0.3	6.3	0.8	0.1	3.2	0.2	0.9	0.5	2.4	
		75	4	17	2	15	10	-	2	2.2	1	36.3	-	6.5	1.8	0.2	2.7	0.2	1.8	0.7	2.9	
《虐待の危険度別》																						
生命の危険あり	129	75	4	2	15	10	1	-	2	4	1	14	-	1.4	-	-	47	-	-	-	3	
重度虐待	468	311	5	9	61	78	0.8	3	1.6	11.6	0.8	10.9	2	10.9	4	2	36.4	-	3	-	2.3	
中度虐待	2078	66.5	1.1	22.4	1.9	13.0	1.3	0.6	0.6	2.6	-	133	0.4	5.3	0.9	0.4	13.0	-	0.6	-	7.7	
軽度虐待	2954	61.1	3.9	27.0	2.1	11.6	12.1	0.2	0.6	4.3	0.2	76.2	0.3	9.0	1.7	0.4	84	1	35	1	1.5	
虐待の危険あり	1339	51.2	3.1	23.7	3.1	11.2	6.3	0.3	0.8	2.4	0.1	36.7	0.8	4.3	0.8	-	4.0	0.0	1.7	0.0	1.5	
		47.2	2.8	15.8	12.3	3.7	3.7	0.2	0.9	5.1	0.2	37.9	0.3	5.1	1.0	0.2	7.0	0.2	0.8	0.2	1.6	
		105	2.8	23.0	2.5	13.8	3.1	0.2	0.7	1.7	0.2	34.6	0.2	5.2	0.2	0.2	2.4	0.1	1.9	0.3	2.4	
不明	328	33.2	2.4	15.5	8.2	14.9	2.1	-	0.1	3	0.2	9.1	0.2	1.4	0.4	0.2	10	0.2	1.0	0.4	1.6	
		4.6	15.5	4.6	2.1	0.9	1.2	-	0.1	0.9	-	27.7	-	4.3	1.2	-	3.0	0.6	3.0	0.7	4.9	

②市区町村の所管 [表125]

調査票IV. 児相の対応 (3) 安全確認-②市区町村対応の場合の所管はどこか

(人数/%)

	サンプル数	児童福祉担当部署	母子保健担当部署	生活保護担当部署	その他	無回答
合計	1890	1419 75.1	501 26.5	212 11.2	39 2.1	71 3.8
《虐待の種別》						
身体的虐待	681	510 74.9	181 26.6	48 7.0	18 2.6	22 3.2
ネグレクト	989	758 76.6	252 25.5	155 15.7	26 2.6	35 3.5
性的虐待	35	29 82.9	5 14.3	3 8.6	2 5.7	2 5.7
心理的虐待	506	387 76.5	124 24.5	62 12.3	8 1.6	11 2.2
《年齢別》						
0～5歳・計	1002	716 71.5	353 35.2	78 7.8	13 1.3	47 4.7
0歳	171	112 65.5	76 44.4	15 8.8	1 0.6	13 7.6
1歳	158	102 64.6	75 47.5	10 6.3	1 0.6	7 4.4
2歳	188	127 67.6	68 36.2	13 6.9	2 1.1	9 4.8
3歳	176	133 75.6	56 31.8	10 5.7	2 1.1	5 2.8
4歳	171	136 79.5	45 26.3	19 11.1	5 2.9	7 4.1
5歳	138	106 76.8	33 23.9	11 8.0	2 1.4	6 4.3
6～11歳・計	652	519 79.6	116 17.8	79 12.1	20 3.1	18 2.8
6歳	155	123 79.4	29 18.7	13 8.4	4 2.6	4 2.6
7歳	128	99 77.3	22 17.2	15 11.7	4 3.1	5 3.9
8歳	104	77 74.0	23 22.1	8 7.7	2 1.9	5 4.8
9歳	109	88 80.7	20 18.3	18 16.5	3 2.8	1 0.9
10歳	83	69 83.1	12 14.5	15 18.1	2 2.4	-
11歳	73	63 86.3	10 13.7	10 13.7	5 6.8	3 4.1
12～14歳	185	147 79.5	22 11.9	41 22.2	5 2.7	6 3.2
15歳以上	48	36 75.0	8 16.7	14 29.2	1 2.1	-
《虐待の重症度別》						
生命の危機あり	17	12 70.6	9 52.9	-	-	-
重度虐待	105	80 76.2	32 30.5	12 11.4	2 1.9	5 4.8
中度虐待	561	435 77.5	135 24.1	80 14.3	18 3.2	9 1.6
軽度虐待	700	539 77.0	177 25.3	65 9.3	14 2.0	34 4.9
虐待の危惧あり	335	237 70.7	111 33.1	41 12.2	4 1.2	10 3.0
不明	51	42 82.4	7 13.7	4 7.8	-	2 3.9

③都道府県の所管 [表126]

調査票Ⅳ. 児相の対応 (3) 安全確認-③都道府県対応の場合の所管はどこか

(人数/%)

	サンプル数	児童相談所	保健所	福祉事務所・家庭児童相談室	その他	無回答
合計	202	67 33.2	36 17.8	60 29.7	29 14.4	20 9.9
《虐待の種別》						
身体的虐待	57	11 19.3	9 15.8	23 40.4	7 12.3	9 15.8
ネグレクト	87	37 42.5	21 24.1	17 19.5	9 10.3	5 5.7
性的虐待	4	-	-	4 100.0	-	-
心理的虐待	88	21 23.9	9 10.2	30 34.1	21 23.9	12 13.6
《年齢別》						
0～5歳・計	104	36 34.6	31 29.8	18 17.3	13 12.5	13 12.5
0歳	24	10 41.7	10 41.7	2 8.3	2 8.3	1 4.2
1歳	21	6 28.6	4 19.0	6 28.6	4 19.0	3 14.3
2歳	13	5 38.5	4 30.8	-	3 23.1	3 23.1
3歳	17	6 35.3	4 23.5	3 17.6	1 5.9	3 17.6
4歳	18	3 16.7	7 38.9	4 22.2	3 16.7	2 11.1
5歳	11	6 54.5	2 18.2	3 27.3	-	1 9.1
6～11歳・計	69	25 36.2	2 2.9	25 36.2	13 18.8	6 8.7
6歳	14	6 42.9	-	7 50.0	1 7.1	-
7歳	13	8 61.5	-	2 15.4	2 15.4	2 15.4
8歳	16	3 18.8	1 6.3	7 43.8	5 31.3	1 6.3
9歳	10	6 60.0	-	2 20.0	1 10.0	1 10.0
10歳	11	1 9.1	-	4 36.4	4 36.4	2 18.2
11歳	5	1 20.0	1 20.0	3 60.0	-	-
12～14歳	18	5 27.8	3 16.7	10 55.6	-	-
15歳以上	11	1 9.1	-	7 63.6	3 27.3	1 9.1
《虐待の重症度別》						
生命の危機あり	2	1 50.0	2 100.0	-	-	-
重度虐待	9	5 55.6	2 22.2	-	-	2 22.2
中度虐待	44	11 25.0	8 18.2	11 25.0	9 20.5	5 11.4
軽度虐待	92	36 39.1	12 13.0	30 32.6	13 14.1	7 7.6
虐待の危惧あり	34	9 26.5	11 32.4	11 32.4	4 11.8	2 5.9
不明	15	4 26.7	-	5 33.3	3 20.0	3 20.0

#### 4. ケースに対する援助

##### ①家族に対する援助プランの作成状況 [表127]

調査票IV. 児相の対応 (4) ケースに対する援助-①家族の援助プランの作成状況は

(人数/%)

	サンプル数	作成している	作成していない	無回答
合計	8108	1515 18.7	5961 73.5	632 7.8
《虐待の種別》				
身体的虐待	3207	659 20.5	2412 75.2	136 4.2
ネグレクト	3162	723 22.9	2329 73.7	110 3.5
性的虐待	293	72 24.6	202 68.9	19 6.5
心理的虐待	2410	439 18.2	1889 78.4	82 3.4
《年齢別》				
0～5歳・計	3161	607 19.2	2287 72.4	267 8.4
0歳	476	121 25.4	311 65.3	44 9.2
1歳	435	72 16.6	326 74.9	37 8.5
2歳	531	108 20.3	380 71.6	43 8.1
3歳	589	109 18.5	427 72.5	53 9.0
4歳	598	109 18.2	452 75.6	37 6.2
5歳	532	88 16.5	391 73.5	53 10.0
6～11歳・計	3127	595 19.0	2311 73.9	221 7.1
6歳	588	112 19.0	425 72.3	51 8.7
7歳	579	104 18.0	441 76.2	34 5.9
8歳	526	103 19.6	389 74.0	34 6.5
9歳	549	120 21.9	395 71.9	34 6.2
10歳	472	83 17.6	348 73.7	41 8.7
11歳	413	73 17.7	313 75.8	27 6.5
12～14歳	1225	220 18.0	920 75.1	85 6.9
15歳以上	554	92 16.6	419 75.6	43 7.8
《虐待の重症度別》				
生命の危機あり	129	36 27.9	87 67.4	6 4.7
重度虐待	468	156 33.3	288 61.5	24 5.1
中度虐待	2078	562 27.0	1459 70.2	57 2.7
軽度虐待	2954	477 16.1	2360 79.9	117 4.0
虐待の危機あり	1339	205 15.3	1103 82.4	31 2.3
不明	328	23 7.0	276 84.1	29 8.8

②自らの行動を振り返る働きかけ（虐待者の態度）〔表128〕

調査票Ⅳ. 児相の対応（4）ケースに対する援助－②児相援助に対する虐待者の態度は

（人数／％）

	サンプル数	働きかけに応じる	当初は働きかけに応じなかったが現在は応	働きかけ応じない	その他	無回答
合計	8108	3167 39.1	612 7.5	1096 13.5	2377 29.3	856 10.6
《虐待の種別》						
身体的虐待	3207	1431 44.6	244 7.6	417 13.0	909 28.3	206 6.4
ネグレクト	3162	1373 43.4	364 11.5	516 16.3	758 24.0	151 4.8
性的虐待	293	89 30.4	23 7.8	47 16.0	109 37.2	25 8.5
心理的虐待	2410	957 39.7	166 6.9	319 13.2	843 35.0	125 5.2
《年齢別》						
0～5歳・計	3161	1322 41.8	225 7.1	380 12.0	883 27.9	351 11.1
0歳	476	217 45.6	53 11.1	51 10.7	103 21.6	52 10.9
1歳	435	187 43.0	26 6.0	48 11.0	125 28.7	49 11.3
2歳	531	214 40.3	31 5.8	67 12.6	158 29.8	61 11.5
3歳	589	242 41.1	35 5.9	77 13.1	166 28.2	69 11.7
4歳	598	251 42.0	45 7.5	72 12.0	179 29.9	51 8.5
5歳	532	211 39.7	35 6.6	65 12.2	152 28.6	69 13.0
6～11歳・計	3127	1184 37.9	254 8.1	446 14.3	916 29.3	327 10.5
6歳	588	218 37.1	53 9.0	83 14.1	170 28.9	64 10.9
7歳	579	202 34.9	52 9.0	82 14.2	182 31.4	61 10.5
8歳	526	195 37.1	42 8.0	86 16.3	154 29.3	49 9.3
9歳	549	224 40.8	37 6.7	77 14.0	150 27.3	61 11.1
10歳	472	187 39.6	34 7.2	66 14.0	133 28.2	52 11.0
11歳	413	158 38.3	36 8.7	52 12.6	127 30.8	40 9.7
12～14歳	1225	468 38.2	99 8.1	179 14.6	367 30.0	112 9.1
15歳以上	554	187 33.8	34 6.1	87 15.7	197 35.6	49 8.8
《虐待の重症度別》						
生命の危機あり	129	64 49.6	12 9.3	15 11.6	33 25.6	5 3.9
重度虐待	468	236 50.4	49 10.5	84 17.9	71 15.2	28 6.0
中度虐待	2078	923 44.4	266 12.8	364 17.5	458 22.0	67 3.2
軽度虐待	2954	1234 41.8	213 7.2	380 12.9	952 32.2	175 5.9
虐待の危惧あり	1339	550 41.1	50 3.7	154 11.5	509 38.0	76 5.7
不明	328	62 18.9	9 2.7	48 14.6	171 52.1	38 11.6

③要保護児童対策地域協議会又はその他のネットワーク会議

－1 会議の開催状況 [表129]

調査票IV. 児相の対応(4)ケースに対する援助

－③要保護児童対策地域協議会又はその他のネットワーク会議 会議の開催状況は

(人数/%)

	サンプル数	開催している	開催していない	無回答
合計	8108	3242 40.0	4106 50.6	760 9.4
《虐待の種別》				
身体的虐待	3207	1308 40.8	1710 53.3	189 5.9
ネグレクト	3162	1670 52.8	1350 42.7	142 4.5
性的虐待	293	96 32.8	176 60.1	21 7.2
心理的虐待	2410	845 35.1	1443 59.9	122 5.1
《年齢別》				
0～5歳・計	3161	1316 41.6	1545 48.9	300 9.5
0歳	476	213 44.7	207 43.5	56 11.8
1歳	435	169 38.9	222 51.0	44 10.1
2歳	531	229 43.1	249 46.9	53 10.0
3歳	589	239 40.6	297 50.4	53 9.0
4歳	598	248 41.5	307 51.3	43 7.2
5歳	532	218 41.0	263 49.4	51 9.6
6～11歳・計	3127	1311 41.9	1535 49.1	281 9.0
6歳	588	266 45.2	264 44.9	58 9.9
7歳	579	240 41.5	291 50.3	48 8.3
8歳	526	234 44.5	251 47.7	41 7.8
9歳	549	226 41.2	274 49.9	49 8.9
10歳	472	174 36.9	248 52.5	50 10.6
11歳	413	171 41.4	207 50.1	35 8.5
12～14歳	1225	452 36.9	668 54.5	105 8.6
15歳以上	554	160 28.9	336 60.6	58 10.5
《虐待の重症度別》				
生命の危機あり	129	49 38.0	69 53.5	11 8.5
重度虐待	468	200 42.7	231 49.4	37 7.9
中度虐待	2078	1096 52.7	892 42.9	90 4.3
軽度虐待	2954	1214 41.1	1585 53.7	155 5.2
虐待の危機あり	1339	456 34.1	835 62.4	48 3.6
不明	328	87 26.5	203 61.9	38 11.6

一 2 会議の関係機関 [表 1 3 0]

調査票Ⅳ. 見相の対応 (4) ケースに対する援助

一④ 要保護児童対策地域協議会又はその他のネットワーク会議 関係している機関は

(人数/%)

サンプル数	児童委員 児童委員 児童委員	市区町村 保健センター や児童福祉 センター	市道庁 保健所 事務所 など	警察	保育所	幼稚園	児童館	放課後 児童フ ラブ	その他 福祉施設	里親	学校	学習塾 その他の 教育機関	虐待者 本人	その他の 家族・ 親類	近隣知 人	児童本 人	家庭裁 判所	医療機 関	NPO等 民間団 体が関 与する 電話相 談等	その他	不明	無回答
合計	3242	1041	838	515	908	237	39	58	244	6	1751	63	40	66	10	4	2	265	162	159	1	44
《虐待の種類別》																						
身体的虐待	1308	400	307	220	386	111	24	30	94	4	716	19	19	24	4	1	-	114	70	49	-	15
ネグレクト	1670	607	408	233	485	118	16	34	144	3	951	34	23	39	6	2	1	120	88	90	1	13
性的虐待	96	25	23	24	29	7	2	1	9	1	61	2	2	2	-	-	-	9	6	8	-	0.8
心理的虐待	845	260	240	250	302	73	2	1	10	9	635	21	21	21	-	-	1.0	9.4	6.3	8.3	-	-
《年齢別》																						
0~5歳・計	1316	395	1240	355	534	128	15	12	113	3	387	19	20	28	5	-	-	134	69	66	-	28
0歳	213	51	202	52	406	97	11	9	86	0.2	29.4	1.4	1.4	21	0.4	-	0.1	10.2	5.2	5.0	-	21
1歳	169	43	155	54	249	103	3	1	10.3	-	20.2	1.4	3.3	4.7	-	0.5	-	21.6	5.6	6.6	-	2
2歳	229	76	217	69	40	96	2	1	8.9	-	26.0	4.1	1.2	1.2	0.6	-	-	11.8	3.6	5.9	-	5
3歳	239	33.2	94.8	30.1	17.5	8.3	0.9	0.4	8.7	-	7.8	-	0.4	1.3	0.4	-	-	9.2	7.0	3.5	-	5
4歳	248	74	230	69	44	103	3	3	23	1	73	3	2	5	1	-	-	18	13	11	-	1
5歳	218	77	201	54	31	104	3	3	12	1	67	2	4	6	2	-	-	7.3	6.0	6.0	-	6
6~11歳・計	1311	461	1204	319	195	270	79	18	45	97	928	29	15	28	5	1	-	50	3.2	3.7	-	4.1
6歳	266	95	244	85	45	177	24	5	17	27	170	6	1	1	-	-	-	6.1	5.2	4.3	-	0.6
7歳	240	35.5	91.7	28.9	16.9	9.0	1.9	0.9	10.2	-	63.9	2.3	0.4	0.4	-	-	-	4.8	1.5	1.1	-	0.4
8歳	226	39.6	94.6	24.2	16.7	6.7	1.3	4.2	8.5	-	70.9	1.7	1.3	3.6	0.6	-	-	7.5	5.4	3.8	-	0.4
9歳	226	33.8	91.9	26.1	15.8	9.2	2	3.4	15	-	17.2	1.3	1.3	3.6	0.2	-	-	1.6	1.8	1.3	-	0.4
10歳	174	33.6	91.2	28.8	13.3	3.5	1.8	2.2	6.4	-	16.4	1.3	1.3	2.6	0.6	-	-	6.8	3.4	5.6	-	0.9
11歳	171	59	159	40	25	32	11	3	5	13	122	2.7	1.8	1.8	-	-	-	6.2	2.2	3.5	-	1.3
12~14歳	452	144	400	122	70	81	6	1	6.4	0.6	76.6	2.3	1.8	4.7	0.6	0.6	-	5.7	6.9	2.9	-	0.6
15歳以上	160	31.9	88.5	27.0	15.5	17.9	1.3	0.2	5.1	1.1	76.1	2.9	1.1	1.3	-	0.7	0.2	8.4	4.0	5.3	-	1.5
《虐待の重症度別》																						
生命の危険あり	49	13	44	10	8	12	2	-	2	-	15	1	5	2	-	-	-	38.8	2.0	1.2	-	1
重症虐待	200	88	176	47	42	24	-	-	4.1	-	30.6	2.0	10.2	4.1	-	-	-	1.0	19	9	-	2.0
中度虐待	1096	280	86.0	210	360	120	3.5	3.5	13.5	0.5	103	3.0	2.0	3.5	-	-	-	1.0	34	4.5	-	1.0
軽度虐待	1214	300	1128	281	169	85	1.6	1.6	9.2	0.4	653	2.2	2.2	2.8	0.5	0.1	-	7.8	6.4	5.0	-	1.5
虐待の危険あり	456	159	421	118	68	112	2.0	2.0	5.4	0.1	53.8	1.6	0.6	1.2	0.4	0.1	0.1	6.3	3.1	5.2	-	1.3
不明	87	41	83	18	36	35	1.5	1.3	6.1	-	41.7	2.0	0.4	2.2	-	0.4	0.2	6.6	3.3	3.3	-	0.4
合計		47.1	95.4	20.7	41.4	40.2	-	-	21.8	-	62.1	3.4	-	4.6	-	-	-	13.8	19.5	8.0	-	1.1

④援助について

－1 援助の状況 [表131]

調査票IV. 児相の対応(4) ケースに対する援助－④援助について

ア. 援助の状況は(複数回答)

(人数/%)

	サンプル数	親に対して援助を行っている	子どもに対して援助を行っている	親子(一緒)に対して援助を行っている	援助は行ってない	無回答
合計	8108	2962 36.5	1572 19.4	1349 16.6	2770 34.2	722 8.9
《虐待の種別》						
身体的虐待	3207	1293 40.3	742 23.1	613 19.1	1006 31.4	157 4.9
ネグレクト	3162	1319 41.7	726 23.0	598 18.9	994 31.4	118 3.7
性的虐待	293	113 38.6	109 37.2	58 19.8	69 23.5	20 6.8
心理的虐待	2410	938 38.9	495 20.5	429 17.8	862 35.8	106 4.4
《年齢別》						
0～5歳・計	3161	1271 40.2	419 13.3	449 14.2	1067 33.8	308 9.7
0歳	476	249 52.3	72 15.1	58 12.2	111 23.3	50 10.5
1歳	435	180 41.4	58 13.3	63 14.5	145 33.3	41 9.4
2歳	531	214 40.3	56 10.5	71 13.4	183 34.5	53 10.0
3歳	589	211 35.8	80 13.6	87 14.8	220 37.4	59 10.0
4歳	598	230 38.5	86 14.4	90 15.1	221 37.0	45 7.5
5歳	532	187 35.2	67 12.6	80 15.0	187 35.2	60 11.3
6～11歳・計	3127	1115 35.7	653 20.9	574 18.4	1104 35.3	248 7.9
6歳	588	209 35.5	102 17.3	118 20.1	191 32.5	54 9.2
7歳	579	214 37.0	109 18.8	92 15.9	220 38.0	43 7.4
8歳	526	185 35.2	121 23.0	86 16.3	201 38.2	39 7.4
9歳	549	187 34.1	120 21.9	113 20.6	194 35.3	42 7.7
10歳	472	176 37.3	101 21.4	84 17.8	159 33.7	42 8.9
11歳	413	144 34.9	100 24.2	81 19.6	139 33.7	28 6.8
12～14歳	1225	404 33.0	328 26.8	243 19.8	391 31.9	102 8.3
15歳以上	554	162 29.2	169 30.5	79 14.3	199 35.9	46 8.3
《虐待の重症度別》						
生命の危機あり	129	72 55.8	40 31.0	14 10.9	31 24.0	7 5.4
重度虐待	468	216 46.2	157 33.5	125 26.7	72 15.4	20 4.3
中度虐待	2078	909 43.7	568 27.3	451 21.7	540 26.0	70 3.4
軽度虐待	2954	1151 39.0	585 19.8	490 16.6	1098 37.2	127 4.3
虐待の危惧あり	1339	443 33.1	138 10.3	206 15.4	589 44.0	62 4.6
不明	328	70 21.3	28 8.5	27 8.2	191 58.2	29 8.8



ー 2 援助を行ったプログラムの実施状況(親や親子) [表132]

調査票IV. 児相の対応(4) ケースに対する援助ー④援助について

イ. アで親や親子に援助を行ったプログラムの実施状況は(複数回答)

(人数%)

	サンプル数	来所してもらい個別面接(定期的)	来所してもらい個別面接(不定期)	家庭訪問による面接(定期的)	家庭訪問による面接(不定期)	施設に訪問しての面接(定期的)	施設に訪問しての面接(不定期)	個別心理療法	グループ療法	精神科医療	その他の医療	その他	無回答
合計	4194	604 14.4	1378 32.9	435 10.4	2081 49.6	89 2.1	281 6.7	102 2.4	32 0.8	148 3.5	33 0.8	352 8.4	95 2.3
《虐待の種別》													
身体的虐待	1847	342 18.5	675 36.5	188 10.2	813 44.0	53 2.9	126 6.8	65 3.5	21 1.1	85 4.6	11 0.6	147 8.0	41 2.2
ネグレクト	1871	178 9.5	566 30.3	209 11.2	1147 61.3	38 2.0	125 6.7	35 1.9	5 0.3	47 2.5	21 1.1	123 6.6	38 2.0
性的虐待	167	55 32.9	73 43.7	6 3.6	44 26.3	3 1.8	15 9.0	10 6.0	-	9 5.4	2 1.2	13 7.8	2 1.2
心理的虐待	1314	234 17.8	447 34.0	112 8.5	553 42.1	23 1.8	96 7.3	45 3.4	14 1.1	64 4.9	8 0.6	156 11.9	30 2.3
《年齢別》													
0~5歳・計	1688	186 11.0	490 29.0	212 12.6	885 52.4	45 2.7	126 7.5	35 2.1	10 0.6	45 2.7	16 0.9	126 7.5	47 2.8
0歳	301	31 10.3	77 25.6	53 17.6	161 53.5	9 3.0	28 9.3	4 1.3	-	11 3.7	2 0.7	16 5.3	9 3.0
1歳	239	17 7.1	70 29.3	39 16.3	126 52.7	15 6.3	23 9.6	1 0.4	1 0.4	9 3.8	3 1.3	12 5.0	6 2.5
2歳	284	24 8.5	78 27.5	33 11.6	161 56.7	5 1.8	20 7.0	2 0.7	1 0.4	4 1.4	1 0.4	21 7.4	11 3.9
3歳	291	36 12.4	86 29.6	28 9.6	166 57.0	10 3.4	17 5.8	8 2.7	3 1.0	4 1.4	4 1.4	21 7.2	7 2.4
4歳	313	38 12.1	97 31.0	36 11.5	152 48.6	1 0.3	26 8.3	10 3.2	3 1.0	9 2.9	6 1.9	32 10.2	6 1.9
5歳	260	40 15.4	82 31.5	23 8.8	119 45.8	5 1.9	12 4.6	10 3.8	2 0.8	8 3.1	-	24 9.2	8 3.1
6~11歳・計	1635	272 16.6	544 33.3	154 9.4	802 49.1	28 1.7	101 6.2	45 2.8	20 1.2	73 4.5	11 0.7	131 8.0	35 2.1
6歳	318	50 15.7	91 28.6	36 11.3	156 49.1	5 1.6	15 4.7	10 3.1	3 0.9	12 3.8	2 0.6	27 8.5	7 2.2
7歳	299	39 13.0	100 33.4	26 8.7	160 53.5	6 2.0	23 7.7	6 2.0	2 0.7	13 4.3	5 1.7	24 8.0	6 2.0
8歳	259	40 15.4	92 35.5	23 8.9	134 51.7	4 1.5	17 6.6	12 4.6	4 1.5	12 4.6	-	25 9.7	4 1.5
9歳	287	57 19.9	96 33.4	31 10.8	116 40.4	8 2.8	17 5.9	8 2.8	4 1.4	17 5.9	2 0.7	19 6.6	7 2.4
10歳	253	46 18.2	89 35.2	22 8.7	125 49.4	4 1.6	17 6.7	4 1.6	2 0.8	9 3.6	-	16 6.3	5 2.0
11歳	219	40 18.3	76 34.7	16 7.3	111 50.7	1 0.5	12 5.5	5 2.3	5 2.3	10 4.6	2 0.9	20 9.1	6 2.7
12~14歳	626	103 16.5	242 38.7	58 9.3	297 47.4	6 1.0	42 6.7	19 3.0	2 0.3	23 3.7	4 0.6	57 9.1	11 1.8
15歳以上	231	40 17.3	99 42.9	10 4.3	91 39.4	9 3.9	12 5.2	3 1.3	-	7 3.0	2 0.9	35 15.2	2 0.9
《虐待の重症度別》													
生命の危機あり	83	14 16.9	29 34.9	18 21.7	31 37.3	6 7.2	9 10.8	5 6.0	-	9 10.8	1 1.2	2 2.4	2 2.4
重度虐待	332	85 25.6	135 40.7	40 12.0	135 40.7	17 5.1	33 9.9	11 3.3	5 1.5	19 5.7	3 0.9	20 6.0	9 2.7
中度虐待	1322	218 16.5	482 36.5	151 11.4	684 51.7	30 2.3	114 8.6	41 3.1	7 0.5	46 3.5	15 1.1	94 7.1	19 1.4
軽度虐待	1589	207 13.0	504 31.7	149 9.4	788 49.6	23 1.4	79 5.0	32 2.0	11 0.7	58 3.7	8 0.5	144 9.1	43 2.7
虐待の危機あり	638	51 8.0	163 25.5	58 9.1	341 53.4	10 1.6	31 4.9	8 1.3	9 1.4	10 1.6	4 0.6	70 11.0	8 1.3
不明	97	14 14.4	24 24.7	7 7.2	36 37.1	2 2.1	6 6.2	2 2.1	-	3 3.1	1 1.0	13 13.4	7 7.2

－ 3 援助に関わった機関(親や親子) [表133]

調査票Ⅳ. 児相の対応 (4) ケースに対する援助－④援助について

ウ. アで親や親子の援助に関わった機関は(複数回答)

(人数/%)

	サンプル数	児童相談所	児童相談所以外	無回答
合計	4194	3567 85.1	1404 33.5	167 4.0
《虐待の種別》				
身体的虐待	1847	1596 86.4	543 29.4	73 4.0
ネグレクト	1871	1558 83.3	727 38.9	73 3.9
性的虐待	167	149 89.2	26 15.6	10 6.0
心理的虐待	1314	1131 86.1	399 30.4	64 4.9
《年齢別》				
0～5歳・計	1688	1407 83.4	675 40.0	66 3.9
0歳	301	253 84.1	142 47.2	11 3.7
1歳	239	207 86.6	105 43.9	4 1.7
2歳	284	232 81.7	107 37.7	15 5.3
3歳	291	240 82.5	101 34.7	17 5.8
4歳	313	264 84.3	118 37.7	9 2.9
5歳	260	211 81.2	102 39.2	10 3.8
6～11歳・計	1635	1394 85.3	508 31.1	74 4.5
6歳	318	255 80.2	111 34.9	19 6.0
7歳	299	248 82.9	99 33.1	11 3.7
8歳	259	230 88.8	80 30.9	11 4.2
9歳	287	254 88.5	78 27.2	12 4.2
10歳	253	216 85.4	73 28.9	13 5.1
11歳	219	191 87.2	67 30.6	8 3.7
12～14歳	626	541 86.4	165 26.4	21 3.4
15歳以上	231	213 92.2	48 20.8	6 2.6
《虐待の重症度別》				
生命の危機あり	83	81 97.6	33 39.8	—
重度虐待	332	294 88.6	79 23.8	14 4.2
中度虐待	1322	1177 89.0	376 28.4	51 3.9
軽度虐待	1589	1308 82.3	577 36.3	62 3.9
虐待の危惧あり	638	514 80.6	248 38.9	29 4.5
不明	97	84 86.6	43 44.3	4 4.1

－ 4 児童相談所で関わった職種（親や親子）[表134]

調査票IV. 児相の対応（4）ケースに対する援助－④援助について

エ. ウで児童相談所が関わったケースで誰が対応したか(複数回答)

(人数/%)

	サンプル数	児童福祉司	児童心理司	医師	その他	無回答
合計	3567	3389 95.0	1114 31.2	168 4.7	300 8.4	69 1.9
《虐待の種別》						
身体的虐待	1596	1510 94.6	580 36.3	103 6.5	155 9.7	30 1.9
ネグレクト	1558	1515 97.2	415 26.6	56 3.6	130 8.3	14 0.9
性的虐待	149	136 91.3	91 61.1	9 6.0	12 8.1	4 2.7
心理的虐待	1131	1056 93.4	390 34.5	67 5.9	105 9.3	27 2.4
《年齢別》						
0～5歳・計	1407	1338 95.1	331 23.5	60 4.3	144 10.2	21 1.5
0歳	253	238 94.1	34 13.4	10 4.0	38 15.0	5 2.0
1歳	207	194 93.7	46 22.2	6 2.9	18 8.7	4 1.9
2歳	232	225 97.0	47 20.3	11 4.7	17 7.3	2 0.9
3歳	240	229 95.4	71 29.6	9 3.8	24 10.0	4 1.7
4歳	264	252 95.5	74 28.0	14 5.3	29 11.0	3 1.1
5歳	211	200 94.8	59 28.0	10 4.7	18 8.5	3 1.4
6～11歳・計	1394	1325 95.1	507 36.4	70 5.0	98 7.0	28 2.0
6歳	255	243 95.3	86 33.7	10 3.9	11 4.3	7 2.7
7歳	248	245 98.8	74 29.8	15 6.0	14 5.6	1 0.4
8歳	230	214 93.0	86 37.4	13 5.7	21 9.1	3 1.3
9歳	254	237 93.3	107 42.1	13 5.1	17 6.7	11 4.3
10歳	216	202 93.5	74 34.3	10 4.6	21 9.7	4 1.9
11歳	191	184 96.3	80 41.9	9 4.7	14 7.3	2 1.0
12～14歳	541	517 95.6	209 38.6	29 5.4	43 7.9	10 1.8
15歳以上	213	197 92.5	65 30.5	9 4.2	15 7.0	10 4.7
《虐待の重症度別》						
生命の危機あり	81	78 96.3	24 29.6	10 12.3	16 19.8	1 1.2
重度虐待	294	273 92.9	123 41.8	29 9.9	33 11.2	12 4.1
中度虐待	1177	1125 95.6	402 34.2	67 5.7	106 9.0	16 1.4
軽度虐待	1308	1261 96.4	400 30.6	45 3.4	83 6.3	16 1.2
虐待の危惧あり	514	472 91.8	106 20.6	12 2.3	42 8.2	22 4.3
不明	84	79 94.0	24 28.6	3 3.6	9 10.7	2 2.4

－ 5 児童相談所の専管組織の対応状況(親や親子) [表135]

調査票Ⅳ. 児相の対応(4) ケースに対する援助－④援助について

オ. ウの援助は専管組織を利用して行われたか(1つ)

(人数/%)

	サンプル数	専管組織を利用(自治体内の他児相併設の専管組織も含)	専管組織はないので、担当等で実施	専管組織はあるが、利用せずに実施	無回答
合計	4194	638 15.2	2318 55.3	398 9.5	840 20.0
《虐待の種別》					
身体的虐待	1847	310 16.8	997 54.0	171 9.3	369 20.0
ネグレクト	1871	248 13.3	1041 55.6	180 9.6	402 21.5
性的虐待	167	20 12.0	98 58.7	13 7.8	36 21.6
心理的虐待	1314	201 15.3	745 56.7	126 9.6	242 18.4
《年齢別》					
0～5歳・計	1688	249 14.8	937 55.5	146 8.6	356 21.1
0歳	301	42 14.0	165 54.8	28 9.3	66 21.9
1歳	239	26 10.9	138 57.7	28 11.7	47 19.7
2歳	284	46 16.2	172 60.6	13 4.6	53 18.7
3歳	291	45 15.5	156 53.6	30 10.3	60 20.6
4歳	313	48 15.3	168 53.7	30 9.6	67 21.4
5歳	260	42 16.2	138 53.1	17 6.5	63 24.2
6～11歳・計	1635	262 16.0	892 54.6	158 9.7	323 19.8
6歳	318	47 14.8	180 56.6	26 8.2	65 20.4
7歳	299	37 12.4	165 55.2	26 8.7	71 23.7
8歳	259	54 20.8	131 50.6	32 12.4	42 16.2
9歳	287	44 15.3	155 54.0	28 9.8	60 20.9
10歳	253	43 17.0	139 54.9	27 10.7	44 17.4
11歳	219	37 16.9	122 55.7	19 8.7	41 18.7
12～14歳	626	104 16.6	349 55.8	59 9.4	114 18.2
15歳以上	231	23 10.0	133 57.6	29 12.6	46 19.9
《虐待の重症度別》					
生命の危機あり	83	14 16.9	46 55.4	14 16.9	9 10.8
重度虐待	332	57 17.2	183 55.1	30 9.0	62 18.7
中度虐待	1322	197 14.9	791 59.8	101 7.6	233 17.6
軽度虐待	1589	253 15.9	852 53.6	166 10.4	318 20.0
虐待の危機あり	638	85 13.3	333 52.2	61 9.6	159 24.9
不明	97	5 5.2	60 61.9	9 9.3	23 23.7

ー 6 援助を行ったプログラムの実施状況（子ども）[表136]

調査票IV. 児相の対応（4）ケースに対する援助ー④援助について

カ. アで子に援助を行ったプログラムの実施状況は（複数回答）

(人数%)

	サンプル数	来所してもらい個別面接(定期的)	来所してもらい個別面接(不定期)	家庭訪問による面接(定期的)	家庭訪問による面接(不定期)	施設に訪問しての面接(定期的)	施設に訪問しての面接(不定期)	個別心理療法	グループ療法	精神科医療	その他の医療	その他	無回答
合計	1572	170 10.8	322 20.5	89 5.7	380 24.2	84 5.3	357 22.7	131 8.3	12 0.8	45 2.9	34 2.2	250 15.9	140 8.9
《虐待の種別》													
身体的虐待	742	86 11.6	163 22.0	36 4.9	160 21.6	33 4.4	181 24.4	76 10.2	3 0.4	22 3.0	15 2.0	129 17.4	61 8.2
ネグレクト	726	48 6.6	119 16.4	42 5.8	225 31.0	48 6.6	168 23.1	37 5.1	9 1.2	14 1.9	20 2.8	114 15.7	69 9.5
性的虐待	109	29 26.6	28 25.7	2 1.8	17 15.6	3 2.8	22 20.2	20 18.3	-	8 7.3	1 0.9	13 11.9	7 6.4
心理的虐待	495	69 13.9	123 24.8	33 6.7	97 19.6	21 4.2	117 23.6	58 11.7	2 0.4	16 3.2	7 1.4	75 15.2	30 6.1
《年齢別》													
0～5歳・計	419	25 6.0	55 13.1	29 6.9	103 24.6	23 5.5	122 29.1	25 6.0	4 1.0	5 1.2	24 5.7	58 13.8	48 11.5
0歳	72	2 2.8	5 6.9	9 12.5	18 25.0	7 9.7	13 18.1	1 1.4	-	-	6 8.3	7 9.7	12 16.7
1歳	58	-	5 8.6	3 5.2	18 31.0	6 10.3	18 31.0	-	-	1 1.7	8 13.8	9 15.5	4 6.9
2歳	56	4 7.1	4 7.1	2 3.6	16 28.6	1 1.8	22 39.3	6 10.7	3 5.4	1 1.8	2 3.6	1 1.8	9 16.1
3歳	80	4 5.0	16 20.0	7 8.8	24 30.0	5 6.3	22 27.5	6 7.5	1 1.3	-	2 2.5	11 13.8	8 10.0
4歳	86	9 10.5	18 20.9	4 4.7	14 16.3	2 2.3	27 31.4	7 8.1	-	1 1.2	4 4.7	16 18.6	8 9.3
5歳	67	6 9.0	7 10.4	4 6.0	13 19.4	2 3.0	20 29.9	5 7.5	-	2 3.0	2 3.0	14 20.9	7 10.4
6～11歳・計	653	83 12.7	140 21.4	39 6.0	162 24.8	37 5.7	119 18.2	70 10.7	3 0.5	17 2.6	5 0.8	119 18.2	48 7.4
6歳	102	13 12.7	21 20.6	12 11.8	17 16.7	5 4.9	23 22.5	13 12.7	-	1 1.0	-	21 20.6	5 4.9
7歳	109	10 9.2	27 24.8	5 4.6	30 27.5	4 3.7	17 15.6	8 7.3	1 0.9	3 2.8	1 0.9	22 20.2	9 8.3
8歳	121	15 12.4	22 18.2	4 3.3	28 23.1	11 9.1	25 20.7	14 11.6	-	3 2.5	1 0.8	27 22.3	9 7.4
9歳	120	15 12.5	24 20.0	9 7.5	28 23.3	7 5.8	14 11.7	13 10.8	1 0.8	1 0.8	2 1.7	19 15.8	11 9.2
10歳	101	14 13.9	25 24.8	3 3.0	31 30.7	4 4.0	21 20.8	10 9.9	1 1.0	2 2.0	-	13 12.9	8 7.9
11歳	100	16 16.0	21 21.0	6 6.0	28 28.0	6 6.0	19 19.0	12 12.0	-	7 7.0	1 1.0	17 17.0	6 6.0
12～14歳	328	39 11.9	77 23.5	11 3.4	82 25.0	17 5.2	86 26.2	26 7.9	5 1.5	14 4.3	3 0.9	50 15.2	26 7.9
15歳以上	169	23 13.6	48 28.4	10 5.9	31 18.3	7 4.1	30 17.8	10 5.9	-	9 5.3	2 1.2	23 13.6	18 10.7
《虐待の重症度別》													
生命の危機あり	40	1 2.5	7 17.5	6 15.0	5 12.5	4 10.0	16 40.0	3 7.5	-	2 5.0	6 15.0	5 12.5	5 12.5
重度虐待	157	24 15.3	35 22.3	6 3.8	28 17.8	11 7.0	47 29.9	25 15.9	1 0.6	12 7.6	5 3.2	17 10.8	10 6.4
中度虐待	568	58 10.2	110 19.4	39 6.9	139 24.5	32 5.6	149 26.2	54 9.5	8 1.4	13 2.3	11 1.9	93 16.4	32 5.6
軽度虐待	585	66 11.3	132 22.6	29 5.0	156 26.7	22 3.8	97 16.6	32 5.5	2 0.3	15 2.6	9 1.5	102 17.4	64 10.9
虐待の危機あり	138	11 8.0	19 13.8	6 4.3	28 20.3	13 9.4	35 25.4	7 5.1	1 0.7	1 0.7	2 1.4	23 16.7	13 9.4
不明	28	8 28.6	3 10.7	1 3.6	7 25.0	-	8 28.6	3 10.7	-	1 3.6	1 3.6	2 7.1	3 10.7

－ 7 援助に関わった機関(子ども) [表137]

調査票Ⅳ. 児相の対応(4) ケースに対する援助－④援助について

キ. アで援助に関わった機関は(複数回答)

(人数/%)

	サンプル数	児童相談所	児童相談所以外	無回答
合計	1572	1264 80.4	402 25.6	138 8.8
《虐待の種別》				
身体的虐待	742	605 81.5	195 26.3	52 7.0
ネグレクト	726	578 79.6	189 26.0	71 9.8
性的虐待	109	91 83.5	18 16.5	9 8.3
心理的虐待	495	405 81.8	119 24.0	41 8.3
《年齢別》				
0～5歳・計	419	327 78.0	117 27.9	43 10.3
0歳	72	49 68.1	30 41.7	11 15.3
1歳	58	46 79.3	19 32.8	6 10.3
2歳	56	44 78.6	12 21.4	8 14.3
3歳	80	63 78.8	21 26.3	6 7.5
4歳	86	69 80.2	16 18.6	9 10.5
5歳	67	56 83.6	19 28.4	3 4.5
6～11歳・計	653	534 81.8	167 25.6	47 7.2
6歳	102	85 83.3	27 26.5	5 4.9
7歳	109	87 79.8	34 31.2	5 4.6
8歳	121	98 81.0	30 24.8	9 7.4
9歳	120	94 78.3	31 25.8	10 8.3
10歳	101	84 83.2	21 20.8	12 11.9
11歳	100	86 86.0	24 24.0	6 6.0
12～14歳	328	268 81.7	82 25.0	23 7.0
15歳以上	169	132 78.1	36 21.3	25 14.8
《虐待の重症度別》				
生命の危機あり	40	33 82.5	11 27.5	5 12.5
重度虐待	157	128 81.5	33 21.0	18 11.5
中度虐待	568	478 84.2	122 21.5	41 7.2
軽度虐待	585	468 80.0	153 26.2	53 9.1
虐待の危惧あり	138	96 69.6	54 39.1	10 7.2
不明	28	23 82.1	11 39.3	3 10.7

ー 8 児童相談所で関わった職種(子ども) [表138]

調査票Ⅳ. 児相の対応(4) ケースに対する援助-④援助について

ク. キで児童相談所が関わったケースで誰が対応したか(複数回答)

(人数/%)

	サンプル数	児童福祉司	児童心理司	医師	その他	無回答
合計	1264	1066 84.3	738 58.4	94 7.4	88 7.0	15 1.2
《虐待の種別》						
身体的虐待	605	513 84.8	392 64.8	45 7.4	48 7.9	2 0.3
ネグレクト	578	517 89.4	296 51.2	30 5.2	42 7.3	7 1.2
性的虐待	91	73 80.2	77 84.6	15 16.5	7 7.7	-
心理的虐待	405	321 79.3	272 67.2	32 7.9	24 5.9	9 2.2
《年齢別》						
0～5歳・計	327	274 83.8	161 49.2	18 5.5	33 10.1	6 1.8
0歳	49	45 91.8	15 30.6	2 4.1	8 16.3	2 4.1
1歳	46	39 84.8	14 30.4	4 8.7	5 10.9	1 2.2
2歳	44	33 75.0	25 56.8	2 4.5	4 9.1	1 2.3
3歳	63	56 88.9	37 58.7	2 3.2	5 7.9	-
4歳	69	53 76.8	39 56.5	2 2.9	10 14.5	1 1.4
5歳	56	48 85.7	31 55.4	6 10.7	1 1.8	1 1.8
6～11歳・計	534	436 81.6	349 65.4	41 7.7	29 5.4	6 1.1
6歳	85	66 77.6	56 65.9	9 10.6	1 1.2	1 1.2
7歳	87	70 80.5	53 60.9	9 10.3	5 5.7	1 1.1
8歳	98	83 84.7	61 62.2	5 5.1	6 6.1	3 3.1
9歳	94	75 79.8	61 64.9	7 7.4	6 6.4	-
10歳	84	72 85.7	54 64.3	5 6.0	6 7.1	-
11歳	86	70 81.4	64 74.4	6 7.0	5 5.8	1 1.2
12～14歳	268	235 87.7	164 61.2	28 10.4	15 5.6	2 0.7
15歳以上	132	118 89.4	63 47.7	7 5.3	11 8.3	1 0.8
《虐待の重症度別》						
生命の危機あり	33	29 87.9	19 57.6	2 6.1	3 9.1	3 9.1
重度虐待	128	116 90.6	88 68.8	24 18.8	15 11.7	-
中度虐待	478	407 85.1	302 63.2	32 6.7	31 6.5	3 0.6
軽度虐待	468	384 82.1	252 53.8	26 5.6	29 6.2	6 1.3
虐待の危機あり	96	77 80.2	41 42.7	5 5.2	4 4.2	3 3.1
不明	23	22 95.7	16 69.6	2 8.7	2 8.7	-

－ 9 児童相談所の専管組織の対応状況(子ども) [表139]

調査票IV. 児相の対応(4) ケースに対する援助－④援助について

ケ. キで児童相談所の援助は専管組織を利用して行われたか

(人数/%)

	サンプル数	専管組織を利用(自治体内の他児相併設の)	専管組織はないので、担当等で実施	専管組織はあるが、利用せずに実施	無回答
合計	1264	233 18.4	773 61.2	188 14.9	70 5.5
《虐待の種別》					
身体的虐待	605	124 20.5	371 61.3	76 12.6	34 5.6
ネグレクト	578	87 15.1	356 61.6	89 15.4	46 8.0
性的虐待	91	16 17.6	55 60.4	13 14.3	7 7.7
心理的虐待	405	75 18.5	263 64.9	54 13.3	13 3.2
《年齢別》					
0～5歳・計	327	60 18.3	198 60.6	44 13.5	25 7.6
0歳	49	10 20.4	32 65.3	3 6.1	4 8.2
1歳	46	7 15.2	26 56.5	8 17.4	5 10.9
2歳	44	10 22.7	29 65.9	3 6.8	2 4.5
3歳	63	9 14.3	34 54.0	12 19.0	8 12.7
4歳	69	15 21.7	41 59.4	10 14.5	3 4.3
5歳	56	9 16.1	36 64.3	8 14.3	3 5.4
6～11歳・計	534	101 18.9	333 62.4	72 13.5	28 5.2
6歳	85	15 17.6	57 67.1	7 8.2	6 7.1
7歳	87	17 19.5	56 64.4	11 12.6	3 3.4
8歳	98	20 20.4	56 57.1	16 16.3	6 6.1
9歳	94	16 17.0	57 60.6	14 14.9	7 7.4
10歳	84	15 17.9	54 64.3	12 14.3	3 3.6
11歳	86	18 20.9	53 61.6	12 14.0	3 3.5
12～14歳	268	55 20.5	152 56.7	45 16.8	16 6.0
15歳以上	132	17 12.9	87 65.9	27 20.5	1 0.8
《虐待の重症度別》					
生命の危機あり	33	4 12.1	22 66.7	4 12.1	3 9.1
重度虐待	128	30 23.4	72 56.3	21 16.4	5 3.9
中度虐待	478	82 17.2	311 65.1	56 11.7	29 6.1
軽度虐待	468	91 19.4	270 57.7	78 16.7	29 6.2
虐待の危惧あり	96	12 12.5	70 72.9	14 14.6	—
不明	23	1 4.3	18 78.3	3 13.0	1 4.3



⑤子どもとの面接回数 [表140]

調査票IV. 児相の対応(4) ケースに対する援助-⑤子どもとの面接回数は

(人数/%)

	サンプル数	なし	1~2回	3~5回	6~10回	10~15回	15回以上	無回答
合計	8108	2609 32.2	1919 23.7	1210 14.9	699 8.6	267 3.3	233 2.9	1171 14.4
《虐待の種別》								
身体的虐待	3207	927 28.9	790 24.6	545 17.0	365 11.4	131 4.1	119 3.7	330 10.3
ネグレクト	3162	969 30.6	795 25.1	567 17.9	317 10.0	127 4.0	86 2.7	301 9.5
性的虐待	293	58 19.8	43 14.7	60 20.5	42 14.3	19 6.5	42 14.3	29 9.9
心理的虐待	2410	863 35.8	580 24.1	329 13.7	241 10.0	100 4.1	80 3.3	217 9.0
《年齢別》								
0~5歳・計	3161	983 31.1	881 27.9	506 16.0	198 6.3	51 1.6	57 1.8	485 15.3
0歳	476	140 29.4	137 28.8	90 18.9	29 6.1	6 1.3	3 0.6	71 14.9
1歳	435	133 30.6	124 28.5	81 18.6	22 5.1	9 2.1	5 1.1	61 14.0
2歳	531	157 29.6	158 29.8	77 14.5	32 6.0	7 1.3	11 2.1	89 16.8
3歳	589	177 30.1	159 27.0	92 15.6	44 7.5	12 2.0	11 1.9	94 16.0
4歳	598	204 34.1	153 25.6	93 15.6	41 6.9	11 1.8	16 2.7	80 13.4
5歳	532	172 32.3	150 28.2	73 13.7	30 5.6	6 1.1	11 2.1	90 16.9
6~11歳・計	3127	1072 34.3	681 21.8	423 13.5	303 9.7	127 4.1	82 2.6	439 14.0
6歳	588	182 31.0	155 26.4	73 12.4	51 8.7	20 3.4	14 2.4	93 15.8
7歳	579	218 37.7	136 23.5	72 12.4	50 8.6	16 2.8	8 1.4	79 13.6
8歳	526	204 38.8	109 20.7	68 12.9	46 8.7	19 3.6	13 2.5	67 12.7
9歳	549	175 31.9	104 18.9	88 16.0	63 11.5	29 5.3	18 3.3	72 13.1
10歳	472	162 34.3	87 18.4	65 13.8	55 11.7	21 4.4	14 3.0	68 14.4
11歳	413	131 31.7	90 21.8	57 13.8	38 9.2	22 5.3	15 3.6	60 14.5
12~14歳	1225	383 31.3	231 18.9	189 15.4	141 11.5	63 5.1	60 4.9	158 12.9
15歳以上	554	162 29.2	123 22.2	89 16.1	56 10.1	24 4.3	34 6.1	66 11.9
《虐待の重症度別》								
生命の危機あり	129	24 18.6	26 20.2	35 27.1	19 14.7	9 7.0	5 3.9	11 8.5
重度虐待	468	66 14.1	94 20.1	113 24.1	75 16.0	33 7.1	56 12.0	31 6.6
中度虐待	2078	519 25.0	462 22.2	411 19.8	342 16.5	134 6.4	81 3.9	129 6.2
軽度虐待	2954	1022 34.6	803 27.2	442 15.0	196 6.6	70 2.4	78 2.6	343 11.6
虐待の危惧あり	1339	630 47.1	381 28.5	146 10.9	40 3.0	13 1.0	10 0.7	119 8.9
不明	328	171 52.1	52 15.9	28 8.5	11 3.4	1 0.3	2 0.6	63 19.2

⑥保護者との面接回数 [表141]

調査票IV. 児相の対応(4) ケースに対する援助-⑥保護者との面接回数は

(人数/%)

	サンプル数	なし	1~2回	3~5回	6~10回	10~15回	15回以上	無回答
合計	8108	2052 25.3	2056 25.4	1682 20.7	857 10.6	249 3.1	153 1.9	1059 13.1
《虐待の種別》								
身体的虐待	3207	770 24.0	800 24.9	719 22.4	457 14.3	114 3.6	78 2.4	269 8.4
ネグレクト	3162	786 24.9	779 24.6	809 25.6	374 11.8	112 3.5	63 2.0	239 7.6
性的虐待	293	46 15.7	55 18.8	71 24.2	61 20.8	20 6.8	11 3.8	29 9.9
心理的虐待	2410	651 27.0	701 29.1	476 19.8	268 11.1	83 3.4	50 2.1	181 7.5
《年齢別》								
0~5歳・計	3161	705 22.3	862 27.3	697 22.0	304 9.6	95 3.0	67 2.1	431 13.6
0歳	476	82 17.2	117 24.6	128 26.9	62 13.0	17 3.6	14 2.9	56 11.8
1歳	435	95 21.8	112 25.7	103 23.7	45 10.3	13 3.0	10 2.3	57 13.1
2歳	531	121 22.8	141 26.6	107 20.2	52 9.8	15 2.8	11 2.1	84 15.8
3歳	589	133 22.6	169 28.7	124 21.1	51 8.7	21 3.6	10 1.7	81 13.8
4歳	598	144 24.1	174 29.1	125 20.9	57 9.5	17 2.8	10 1.7	71 11.9
5歳	532	130 24.4	149 28.0	110 20.7	37 7.0	12 2.3	12 2.3	82 15.4
6~11歳・計	3127	829 26.5	763 24.4	624 20.0	350 11.2	98 3.1	55 1.8	408 13.0
6歳	588	139 23.6	158 26.9	108 18.4	66 11.2	24 4.1	8 1.4	85 14.5
7歳	579	168 29.0	149 25.7	112 19.3	52 9.0	16 2.8	7 1.2	75 13.0
8歳	526	158 30.0	133 25.3	105 20.0	46 8.7	11 2.1	11 2.1	62 11.8
9歳	549	139 25.3	116 21.1	115 20.9	81 14.8	14 2.6	16 2.9	68 12.4
10歳	472	121 25.6	115 24.4	95 20.1	53 11.2	18 3.8	9 1.9	61 12.9
11歳	413	104 25.2	92 22.3	89 21.5	52 12.6	15 3.6	4 1.0	57 13.8
12~14歳	1225	328 26.8	286 23.3	257 21.0	140 11.4	47 3.8	24 2.0	143 11.7
15歳以上	554	178 32.1	143 25.8	97 17.5	61 11.0	9 1.6	7 1.3	59 10.6
《虐待の重症度別》								
生命の危機あり	129	14 10.9	17 13.2	49 38.0	23 17.8	10 7.8	9 7.0	7 5.4
重度虐待	468	42 9.0	112 23.9	133 28.4	98 20.9	37 7.9	20 4.3	26 5.6
中度虐待	2078	417 20.1	455 21.9	593 28.5	367 17.7	94 4.5	58 2.8	94 4.5
軽度虐待	2954	826 28.0	867 29.4	614 20.8	248 8.4	78 2.6	45 1.5	276 9.3
虐待の危機あり	1339	447 33.4	445 33.2	212 15.8	84 6.3	21 1.6	15 1.1	115 8.6
不明	328	158 48.2	50 15.2	40 12.2	13 4.0	3 0.9	2 0.6	62 18.9

⑦保護者との連絡等回数 [表142]

調査票IV. 児相の対応(4) ケースに対する援助-⑦保護者との連絡等回数は

(人数/%)

	サンプル数	なし	1~5回	6~10回	11~15回	16~20回	21~30回	31~40回	41~50回	51回以上	無回答
合計	8108	1785 22.0	2350 29.0	1347 16.6	673 8.3	432 5.3	246 3.0	112 1.4	46 0.6	69 0.9	1048 12.9
《虐待の種別》											
身体的虐待	3207	674 21.0	894 27.9	598 18.6	327 10.2	212 6.6	117 3.6	62 1.9	23 0.7	33 1.0	267 8.3
ネグレクト	3162	697 22.0	904 28.6	605 19.1	335 10.6	185 5.9	115 3.6	34 1.1	17 0.5	33 1.0	237 7.5
性的虐待	293	37 12.6	67 22.9	58 19.8	29 9.9	31 10.6	25 8.5	10 3.4	4 1.4	2 0.7	30 10.2
心理的虐待	2410	521 21.6	792 32.9	422 17.5	195 8.1	130 5.4	75 3.1	53 2.2	19 0.8	23 1.0	180 7.5
《年齢別》											
0~5歳・計	3161	644 20.4	966 30.6	521 16.5	258 8.2	161 5.1	92 2.9	35 1.1	22 0.7	32 1.0	430 13.6
0歳	476	72 15.1	143 30.0	86 18.1	54 11.3	24 5.0	21 4.4	9 1.9	5 1.1	6 1.3	56 11.8
1歳	435	85 19.5	117 26.9	85 19.5	33 7.6	24 5.5	19 4.4	6 1.4	5 1.1	4 0.9	57 13.1
2歳	531	104 19.6	166 31.3	73 13.7	43 8.1	28 5.3	15 2.8	6 1.1	3 0.6	5 0.9	88 16.6
3歳	589	127 21.6	196 33.3	86 14.6	49 8.3	26 4.4	13 2.2	5 0.8	4 0.7	6 1.0	77 13.1
4歳	598	141 23.6	180 30.1	104 17.4	40 6.7	39 6.5	11 1.8	4 0.7	4 0.7	5 0.8	70 11.7
5歳	532	115 21.6	164 30.8	87 16.4	39 7.3	20 3.8	13 2.4	5 0.9	1 0.2	6 1.1	82 15.4
6~11歳・計	3127	725 23.2	877 28.0	511 16.3	261 8.3	169 5.4	89 2.8	56 1.8	13 0.4	23 0.7	403 12.9
6歳	588	123 20.9	178 30.3	99 16.8	40 6.8	30 5.1	18 3.1	12 2.0	1 0.2	4 0.7	83 14.1
7歳	579	150 25.9	164 28.3	91 15.7	49 8.5	29 5.0	16 2.8	6 1.0	-	2 0.3	72 12.4
8歳	526	142 27.0	146 27.8	83 15.8	41 7.8	25 4.8	13 2.5	11 2.1	2 0.4	3 0.6	60 11.4
9歳	549	119 21.7	151 27.5	72 13.1	59 10.7	35 6.4	21 3.8	12 2.2	3 0.5	6 1.1	71 12.9
10歳	472	105 22.2	130 27.5	83 17.6	38 8.1	26 5.5	14 3.0	9 1.9	1 0.2	6 1.3	60 12.7
11歳	413	86 20.8	108 26.2	83 20.1	34 8.2	24 5.8	7 1.7	6 1.5	6 1.5	2 0.5	57 13.8
12~14歳	1225	272 22.2	321 26.2	226 18.4	116 9.5	63 5.1	51 4.2	18 1.5	10 0.8	10 0.8	138 11.3
15歳以上	554	135 24.4	182 32.9	84 15.2	35 6.3	36 6.5	14 2.5	3 0.5	1 0.2	4 0.7	60 10.8
《虐待の重症度別》											
生命の危機あり	129	14 10.9	24 18.6	30 23.3	18 14.0	11 8.5	18 14.0	-	4 3.1	3 2.3	7 5.4
重度虐待	468	37 7.9	102 21.8	122 26.1	72 15.4	48 10.3	32 6.8	14 3.0	7 1.5	9 1.9	25 5.3
中度虐待	2078	368 17.7	498 24.0	465 22.4	294 14.1	158 7.6	100 4.8	50 2.4	17 0.8	31 1.5	97 4.7
軽度虐待	2954	722 24.4	1018 34.5	479 16.2	196 6.6	146 4.9	70 2.4	35 1.2	6 0.2	15 0.5	267 9.0
虐待の危惧あり	1339	370 27.6	504 37.6	193 14.4	64 4.8	48 3.6	17 1.3	8 0.6	11 0.8	10 0.7	114 8.5
不明	328	134 40.9	79 24.1	26 7.9	12 3.7	10 3.0	1 0.3	3 0.9	-	-	63 19.2

⑧保護者以外との連絡等回数 [表143]

調査票IV. 児相の対応(4) ケースに対する援助

－⑧保護者以外(学校、保育所、市区町村、施設等)への連絡等回数は

(人数/%)

	サンプル数	なし	1～5回	6～10回	11～15回	16～20回	21～30回	31～40回	41～50回	51回以上	無回答
合計	8108	228 2.8	2634 32.5	1967 24.3	943 11.6	552 6.8	400 4.9	195 2.4	73 0.9	144 1.8	972 12.0
《虐待の種別》											
身体的虐待	3207	70 2.2	1041 32.5	835 26.0	426 13.3	231 7.2	156 4.9	83 2.6	35 1.1	74 2.3	256 8.0
ネグレクト	3162	1.6 51	28.2 892	27.0 853	14.2 450	8.5 270	7.3 231	3.4 108	1.1 35	2.2 71	6.4 201
性的虐待	293	10 3.4	63 21.5	69 23.5	40 13.7	35 11.9	18 6.1	15 5.1	7 2.4	10 3.4	26 8.9
心理的虐待	2410	83 3.4	896 37.2	576 23.9	289 12.0	174 7.2	102 4.2	49 2.0	21 0.9	47 2.0	173 7.2
《年齢別》											
0～5歳・計	3161	94 3.0	1002 31.7	741 23.4	395 12.5	213 6.7	149 4.7	82 2.6	20 0.6	68 2.2	397 12.6
0歳	476	12 2.5	115 24.2	105 22.1	64 13.4	35 7.4	42 8.8	19 4.0	5 1.1	23 4.8	56 11.8
1歳	435	13 3.0	129 29.7	101 23.2	59 13.6	34 7.8	21 4.8	16 3.7	3 0.7	6 1.4	53 12.2
2歳	531	16 3.0	167 31.5	113 21.3	70 13.2	43 8.1	17 3.2	12 2.3	3 0.6	14 2.6	76 14.3
3歳	589	17 2.9	204 34.6	152 25.8	61 10.4	33 5.6	23 3.9	12 2.0	5 0.8	6 1.0	76 12.9
4歳	598	19 3.2	213 35.6	136 22.7	78 13.0	38 6.4	24 4.0	9 1.5	3 0.5	14 2.3	64 10.7
5歳	532	17 3.2	174 32.7	134 25.2	63 11.8	30 5.6	22 4.1	14 2.6	1 0.2	5 0.9	72 13.5
6～11歳・計	3127	84 2.7	1018 32.6	782 25.0	356 11.4	213 6.8	168 5.4	59 1.9	33 1.1	45 1.4	369 11.8
6歳	588	8 1.4	180 30.6	156 26.5	70 11.9	38 6.5	36 6.1	6 1.0	12 2.0	9 1.5	73 12.4
7歳	579	13 2.2	212 36.6	135 23.3	69 11.9	42 7.3	24 4.1	15 2.6	2 0.3	6 1.0	61 10.5
8歳	526	25 4.8	157 29.8	146 27.8	52 9.9	32 6.1	25 4.8	13 2.5	9 1.7	9 1.7	58 11.0
9歳	549	12 2.2	184 33.5	124 22.6	61 11.1	42 7.7	33 6.0	9 1.6	2 0.4	11 2.0	71 12.9
10歳	472	14 3.0	153 32.4	117 24.8	59 12.5	27 5.7	30 6.4	6 1.3	5 1.1	5 1.1	56 11.9
11歳	413	12 2.9	132 32.0	104 25.2	45 10.9	32 7.7	20 4.8	10 2.4	3 0.7	5 1.2	50 12.1
12～14歳	1225	29 2.4	396 32.3	294 24.0	139 11.3	96 7.8	61 5.0	45 3.7	12 1.0	22 1.8	131 10.7
15歳以上	554	19 3.4	207 37.4	145 26.2	48 8.7	29 5.2	22 4.0	9 1.6	8 1.4	9 1.6	58 10.5
《虐待の重症度別》											
生命の危機あり	129	—	19 14.7	36 27.9	13 10.1	20 15.5	14 10.9	5 3.9	3 2.3	10 7.8	9 7.0
重度虐待	468	7 1.5	88 18.8	89 19.0	106 22.6	54 11.5	41 8.8	31 6.6	8 1.7	20 4.3	24 5.1
中度虐待	2078	18 0.9	475 22.9	625 30.1	317 15.3	207 10.0	168 8.1	83 4.0	32 1.5	63 3.0	90 4.3
軽度虐待	2954	91 3.1	1175 39.8	722 24.4	346 11.7	158 5.3	124 4.2	46 1.6	24 0.8	36 1.2	232 7.9
虐待の危機あり	1339	52 3.9	584 43.6	316 23.6	122 9.1	88 6.6	40 3.0	22 1.6	5 0.4	9 0.7	101 7.5
不明	328	24 7.3	124 37.8	82 25.0	21 6.4	9 2.7	4 1.2	5 1.5	—	1 0.3	58 17.7

⑨児童相談所が行った虐待者への援助の結果 [表144]

調査票IV. 児相の対応(4) ケースに対する援助-⑨児童相談所が行った虐待者への援助の結果は

(人数/%)

	サンプル数	問題解決(状況改善)	一部解決(やや改善)	問題・状況不変	その他	不明	無回答
合計	8108	1397 17.2	2801 34.5	1332 16.4	686 8.5	540 6.7	1352 16.7
《虐待の種別》							
身体的虐待	3207	571 17.8	1272 39.7	527 16.4	257 8.0	186 5.8	394 12.3
ネグレクト	3162	489 15.5	1261 39.9	694 21.9	232 7.3	142 4.5	344 10.9
性的虐待	293	73 24.9	80 27.3	47 16.0	28 9.6	25 8.5	40 13.7
心理的虐待	2410	455 18.9	891 37.0	404 16.8	232 9.6	175 7.3	253 10.5
《年齢別》							
0～5歳・計	3161	548 17.3	1114 35.2	484 15.3	263 8.3	199 6.3	553 17.5
0歳	476	94 19.7	188 39.5	69 14.5	31 6.5	24 5.0	70 14.7
1歳	435	63 14.5	163 37.5	71 16.3	45 10.3	23 5.3	70 16.1
2歳	531	94 17.7	185 34.8	77 14.5	39 7.3	40 7.5	96 18.1
3歳	589	111 18.8	188 31.9	88 14.9	56 9.5	37 6.3	109 18.5
4歳	598	111 18.6	214 35.8	96 16.1	46 7.7	33 5.5	98 16.4
5歳	532	75 14.1	176 33.1	83 15.6	46 8.6	42 7.9	110 20.7
6～11歳・計	3127	518 16.6	1088 34.8	515 16.5	268 8.6	210 6.7	528 16.9
6歳	588	84 14.3	231 39.3	87 14.8	49 8.3	38 6.5	99 16.8
7歳	579	100 17.3	174 30.1	105 18.1	61 10.5	42 7.3	97 16.8
8歳	526	83 15.8	181 34.4	89 16.9	46 8.7	41 7.8	86 16.3
9歳	549	96 17.5	208 37.9	77 14.0	42 7.7	38 6.9	88 16.0
10歳	472	89 18.9	160 33.9	80 16.9	38 8.1	22 4.7	83 17.6
11歳	413	66 16.0	134 32.4	77 18.6	32 7.7	29 7.0	75 18.2
12～14歳	1225	223 18.2	425 34.7	223 18.2	99 8.1	84 6.9	171 14.0
15歳以上	554	105 19.0	165 29.8	108 19.5	55 9.9	39 7.0	82 14.8
《虐待の重症度別》							
生命の危機あり	129	22 17.1	58 45.0	19 14.7	16 12.4	5 3.9	9 7.0
重度虐待	468	88 18.8	185 39.5	104 22.2	34 7.3	20 4.3	37 7.9
中度虐待	2078	315 15.2	924 44.5	459 22.1	149 7.2	66 3.2	165 7.9
軽度虐待	2954	562 19.0	1120 37.9	462 15.6	263 8.9	168 5.7	379 12.8
虐待の危機あり	1339	325 24.3	394 29.4	193 14.4	140 10.5	126 9.4	161 12.0
不明	328	39 11.9	47 14.3	52 15.9	36 11.0	76 23.2	78 23.8

⑩被虐待児の状態に関するその後経過 [表145]

調査票IV. 児相の対応(4) ケースに対する援助

—⑩被虐待児に認められた虐待による身体の状態や精神症状について、9月1日現在でその後の経過に当てはまるものは

(人数/%)

	サンプル数	もともと安定	問題が改善し、安定	一部改善したが、なお問題あり指導中	不変	問題が悪化	新たな問題が発生	その他	無回答
合計	8108	1596 19.7	1548 19.1	1807 22.3	1131 13.9	46 0.6	112 1.4	684 8.4	1184 14.6
《虐待の種別》									
身体的虐待	3207	541 16.9	726 22.6	890 27.8	414 12.9	22 0.7	51 1.6	250 7.8	313 9.8
ネグレクト	3162	632 20.0	589 18.6	815 25.8	560 17.7	22 0.7	54 1.7	212 6.7	278 8.8
性的虐待	293	37 12.6	68 23.2	84 28.7	25 8.5	5 1.7	14 4.8	28 9.6	32 10.9
心理的虐待	2410	487 20.2	512 21.2	591 24.5	335 13.9	12 0.5	32 1.3	229 9.5	212 8.8
《年齢別》									
0～5歳・計	3161	742 23.5	566 17.9	622 19.7	393 12.4	15 0.5	40 1.3	289 9.1	494 15.6
0歳	476	118 24.8	85 17.9	90 18.9	51 10.7	4 0.8	12 2.5	51 10.7	65 13.7
1歳	435	115 26.4	82 18.9	68 15.6	50 11.5	2 0.5	6 1.4	45 10.3	67 15.4
2歳	531	135 25.4	93 17.5	93 17.5	67 12.6	2 0.4	4 0.8	47 8.9	90 16.9
3歳	589	138 23.4	111 18.8	113 19.2	76 12.9	3 0.5	6 1.0	47 8.0	95 16.1
4歳	598	128 21.4	115 19.2	131 21.9	83 13.9	3 0.5	5 0.8	48 8.0	85 14.2
5歳	532	108 20.3	80 15.0	127 23.9	66 12.4	1 0.2	7 1.3	51 9.6	92 17.3
6～11歳・計	3127	584 18.7	586 18.7	743 23.8	477 15.3	15 0.5	31 1.0	242 7.7	449 14.4
6歳	588	112 19.0	111 18.9	130 22.1	88 15.0	5 0.9	4 0.7	47 8.0	91 15.5
7歳	579	112 19.3	103 17.8	127 21.9	95 16.4	4 0.7	4 0.7	52 9.0	82 14.2
8歳	526	95 18.1	94 17.9	136 25.9	88 16.7	3 0.6	8 1.5	35 6.7	67 12.7
9歳	549	97 17.7	108 19.7	147 26.8	71 12.9	—	7 1.3	42 7.7	77 14.0
10歳	472	100 21.2	89 18.9	101 21.4	68 14.4	2 0.4	5 1.1	37 7.8	70 14.8
11歳	413	68 16.5	81 19.6	102 24.7	67 16.2	1 0.2	3 0.7	29 7.0	62 15.0
12～14歳	1225	188 15.3	256 20.9	324 26.4	172 14.0	11 0.9	28 2.3	95 7.8	151 12.3
15歳以上	554	76 13.7	137 24.7	116 20.9	88 15.9	5 0.9	13 2.3	51 9.2	68 12.3
《虐待の重症度別》									
生命の危機あり	129	22 17.1	40 31.0	34 26.4	9 7.0	2 1.6	6 4.7	7 5.4	9 7.0
重度虐待	468	61 13.0	113 24.1	153 32.7	66 14.1	3 0.6	19 4.1	21 4.5	32 6.8
中度虐待	2078	295 14.2	448 21.6	715 34.4	325 15.6	25 1.2	32 1.5	121 5.8	117 5.6
軽度虐待	2954	625 21.2	639 21.6	666 22.5	447 15.1	12 0.4	33 1.1	241 8.2	291 9.9
虐待の危惧あり	1339	454 33.9	243 18.1	179 13.4	191 14.3	2 0.1	21 1.6	114 8.5	135 10.1
不明	328	56 17.1	36 11.0	18 5.5	42 12.8	1 0.3	1 0.3	95 29.0	79 24.1

## 5. 一時保護

### ①一時保護の有無 [表146]

調査票IV. 児相の対応 (5) 一時保護-①一時保護の有無は

(人数/%)

	サンプル数	一時保護を行った	一時保護中である	一時保護は行っていない	無回答
合計	8108	1665 20.5	176 2.2	4907 60.5	1360 16.8
《虐待の種別》					
身体的虐待	3207	816 25.4	91 2.8	1909 59.5	391 12.2
ネグレクト	3162	775 24.5	77 2.4	1890 59.8	420 13.3
性的虐待	293	123 42.0	12 4.1	119 40.6	39 13.3
心理的虐待	2410	528 21.9	51 2.1	1511 62.7	320 13.3
《年齢別》					
0～5歳・計	3161	562 17.8	73 2.3	1995 63.1	531 16.8
0歳	476	91 19.1	18 3.8	285 59.9	82 17.2
1歳	435	81 18.6	10 2.3	272 62.5	72 16.6
2歳	531	99 18.6	8 1.5	326 61.4	98 18.5
3歳	589	102 17.3	10 1.7	386 65.5	91 15.4
4歳	598	93 15.6	17 2.8	397 66.4	91 15.2
5歳	532	96 18.0	10 1.9	329 61.8	97 18.2
6～11歳・計	3127	620 19.8	63 2.0	1901 60.8	543 17.4
6歳	588	119 20.2	8 1.4	344 58.5	117 19.9
7歳	579	84 14.5	14 2.4	384 66.3	97 16.8
8歳	526	113 21.5	9 1.7	314 59.7	90 17.1
9歳	549	125 22.8	13 2.4	320 58.3	91 16.6
10歳	472	98 20.8	10 2.1	283 60.0	81 17.2
11歳	413	81 19.6	9 2.2	256 62.0	67 16.2
12～14歳	1225	321 26.2	30 2.4	693 56.6	181 14.8
15歳以上	554	156 28.2	10 1.8	301 54.3	87 15.7
《虐待の重症度別》					
生命の危機あり	129	58 45.0	10 7.8	54 41.9	7 5.4
重度虐待	468	219 46.8	32 6.8	177 37.8	40 8.5
中度虐待	2078	715 34.4	68 3.3	1091 52.5	204 9.8
軽度虐待	2954	495 16.8	45 1.5	2015 68.2	399 13.5
虐待の危惧あり	1339	125 9.3	7 0.5	995 74.3	212 15.8
不明	328	15 4.6	9 2.7	229 69.8	75 22.9

②一時保護先 [表147]

調査票IV. 児相の対応 (5) 一時保護-②どこで一時保護を行ったか

(人数/%)

	サンプル数	日数所内	日数委託	無回答
合計	1841	1373 74.6	423 23.0	45 2.4
《虐待の種別》				
身体的虐待	907	715 78.8	170 18.7	22 2.4
ネグレクト	852	612 71.8	221 25.9	19 2.2
性的虐待	135	118 87.4	15 11.1	2 1.5
心理的虐待	579	460 79.4	103 17.8	16 2.8
《年齢別》				
0～5歳・計	635	347 54.6	268 42.2	20 3.1
0歳	109	9 8.3	95 87.2	5 4.6
1歳	91	16 17.6	71 78.0	4 4.4
2歳	107	64 59.8	41 38.3	2 1.9
3歳	112	86 76.8	26 23.2	— —
4歳	110	89 80.9	18 16.4	3 2.7
5歳	106	83 78.3	17 16.0	6 5.7
6～11歳・計	683	592 86.7	78 11.4	13 1.9
6歳	127	109 85.8	16 12.6	2 1.6
7歳	98	79 80.6	16 16.3	3 3.1
8歳	122	103 84.4	15 12.3	4 3.3
9歳	138	125 90.6	12 8.7	1 0.7
10歳	108	95 88.0	11 10.2	2 1.9
11歳	90	81 90.0	8 8.9	1 1.1
12～14歳	351	303 86.3	38 10.8	10 2.8
15歳以上	166	127 76.5	37 22.3	2 1.2
《虐待の重症度別》				
生命の危機あり	68	20 29.4	45 66.2	3 4.4
重度虐待	251	189 75.3	62 24.7	— —
中度虐待	783	611 78.0	156 19.9	16 2.0
軽度虐待	540	423 78.3	99 18.3	18 3.3
虐待の危惧あり	132	82 62.1	43 32.6	7 5.3
不明	24	14 58.3	9 37.5	1 4.2



③一時保護期間 [表148]

調査票IV. 児相の対応 (5) 一時保護-③保護した期間は

(人数/%)

	サンプル数	1日~10日	11日~20日	21日~30日	31日~40日	41日~50日	51日~60日	61日~70日	71日~80日	81日~90日	91日~100日	101日~110日	111日~120日	121日以上	無回答	平均日数
合計	1841	361 19.6	330 17.9	278 15.1	211 11.5	143 7.8	131 7.1	100 5.4	48 2.6	46 2.5	33 1.8	13 0.7	16 0.9	39 2.1	92 5.0	35.10
《虐待の種類》																
身体的虐待	907	154 17.0	148 16.3	143 15.8	114 12.6	80 8.8	53 5.8	55 6.1	33 3.6	25 2.8	15 1.7	5 0.6	9 1.0	20 2.2	53 5.8	36.71
ネグレクト	852	184 21.6	162 19.0	125 14.7	97 11.4	50 5.9	72 8.5	39 4.6	21 2.5	19 2.2	13 1.5	6 0.7	9 1.1	18 2.1	37 4.3	34.04
性的虐待	135	16 11.9	30 22.2	20 14.8	9 6.7	15 11.1	7 5.2	14 10.4	5 3.7	6 4.4	4 3.0	- -	1 0.7	3 2.2	5 3.7	40.52
心理的虐待	579	107 18.5	96 16.6	79 13.6	77 13.3	47 8.1	39 6.7	43 7.4	11 1.9	17 2.9	11 1.9	5 0.9	2 0.3	11 1.9	34 5.9	35.73
《年齢別》																
0~5歳・計	635	145 22.8	110 17.3	81 12.8	56 8.8	53 8.3	38 6.0	26 4.1	16 2.5	25 3.9	12 1.9	8 1.3	7 1.1	20 3.1	38 6.0	36.15
0歳	109	23 21.1	20 18.3	14 12.8	6 5.5	7 6.4	10 9.2	7 6.4	2 1.8	2 1.8	1 0.9	1 0.9	3 2.8	5 4.6	8 7.3	37.82
1歳	91	23 25.3	14 15.4	8 8.8	5 5.5	8 8.8	6 6.6	2 2.2	3 3.3	3 4.4	4 4.4	- -	3 3.3	5 5.5	7 7.7	41.88
2歳	107	28 26.2	14 13.1	16 15.0	10 9.3	10 9.3	5 4.7	5 4.7	3 2.8	5 4.7	4 3.7	2 1.9	1 0.9	1 0.9	3 2.8	35.10
3歳	112	29 25.9	20 17.9	14 12.5	8 7.1	12 10.7	8 7.1	4 3.6	2 1.8	4 3.6	1 0.9	1 0.9	- -	6 5.4	3 2.7	35.06
4歳	110	19 17.3	23 20.9	13 11.8	15 13.6	7 6.4	7 6.4	5 4.5	2 1.8	5 4.5	2 1.8	4 3.6	- -	1 0.9	7 6.4	36.45
5歳	106	23 21.7	19 17.9	16 15.1	12 11.3	12 8.5	9 1.9	2 2.8	3 3.8	4 5.7	6 -	- -	- -	2 1.9	10 9.4	31.47
6~11歳・計	683	118 17.3	121 17.7	112 16.4	90 13.2	44 6.4	62 9.1	46 6.7	21 3.1	9 1.3	10 1.5	4 0.6	4 0.6	9 1.3	33 4.8	34.68
6歳	127	29 22.8	26 20.5	22 17.3	16 12.6	4 3.1	7 5.5	10 7.9	3 2.4	1 0.8	2 1.6	- -	- -	1 0.8	6 4.7	29.50
7歳	98	16 16.3	17 17.3	18 18.4	15 15.3	7 7.1	8 8.2	6 6.1	2 2.0	1 1.0	1 1.0	1 1.0	1 1.0	2 2.0	3 3.1	34.81
8歳	122	26 21.3	15 12.3	19 15.6	18 14.8	12 9.8	10 8.2	5 4.1	1 0.8	2 1.6	4 3.3	1 0.8	- -	1 0.8	8 6.6	33.82
9歳	138	22 15.9	25 18.1	23 16.7	17 12.3	7 5.1	16 11.6	10 7.2	5 3.6	1 0.7	2 1.4	- -	1 0.7	1 0.7	8 5.8	34.26
10歳	108	15 13.9	20 18.5	18 16.7	14 13.0	4 3.7	4 14.8	2 3.7	3 1.9	3 2.8	- -	2 1.9	2 1.9	2 1.9	6 5.6	37.38
11歳	90	10 11.1	18 20.0	12 13.3	10 11.1	10 11.1	5 5.6	11 12.2	8 8.9	1 1.1	1 1.1	- -	- -	2 2.2	2 2.2	40.24
12~14歳	351	51 14.5	65 18.5	64 18.2	46 13.1	35 10.0	22 6.3	17 4.8	8 2.3	7 2.0	8 2.3	1 0.3	4 1.1	6 1.7	17 4.8	35.47
15歳以上	166	46 27.7	33 19.9	20 12.0	19 11.4	10 6.0	9 5.4	11 6.6	2 1.2	4 2.4	3 1.8	3 1.8	1 0.6	4 2.4	4 2.4	31.94
《虐待の重症度別》																
生命の危機あり	68	10 14.7	12 17.6	9 13.2	5 7.4	6 8.8	7 10.3	3 4.4	1 1.5	2 2.9	1 1.5	- -	4 5.9	3 4.4	5 7.4	43.54
重度虐待	251	28 11.2	42 16.7	24 9.6	38 15.1	17 6.8	25 10.0	26 10.4	10 4.0	10 4.0	5 2.0	2 0.8	4 1.6	10 4.0	10 4.0	45.77
中度虐待	783	133 17.0	127 16.2	130 16.6	89 11.4	83 10.6	52 6.6	42 5.4	16 2.0	20 2.6	18 2.3	7 0.9	6 0.8	18 2.3	42 5.4	36.60
軽度虐待	540	136 25.2	115 21.3	96 17.8	55 10.2	31 5.7	24 4.4	21 3.9	13 2.4	8 1.5	7 1.3	2 0.4	1 0.2	7 1.3	24 4.4	28.18
虐待の危機あり	132	37 28.0	27 20.5	11 8.3	11 8.3	1 0.8	18 13.6	6 4.5	5 3.8	5 3.8	- -	1 0.8	- -	1 0.8	9 6.9	30.13
不明	24	7 29.2	1 4.2	1 4.2	7 29.2	- -	- -	1 4.2	2 8.3	- -	1 4.2	1 4.2	1 4.2	- -	2 8.3	39.32

④一時保護の理由 [表149]

調査票IV. 児相の対応 (5) 一時保護-④保護の理由は (複数回答)

(人数/%)

	サンプル数	子供の安全確保のため	調査を必要としたため	その他	無回答
合計	1841	1525 82.8	767 41.7	188 10.2	60 3.3
《虐待の種別》					
身体的虐待	907	780 86.0	411 45.3	75 8.3	32 3.5
ネグレクト	852	698 81.9	333 39.1	105 12.3	25 2.9
性的虐待	135	120 88.9	66 48.9	8 5.9	4 3.0
心理的虐待	579	480 82.9	256 44.2	60 10.4	18 3.1
《年齢別》					
0～5歳・計	635	543 85.5	223 35.1	72 11.3	21 3.3
0歳	109	97 89.0	40 36.7	8 7.3	5 4.6
1歳	91	75 82.4	24 26.4	14 15.4	5 5.5
2歳	107	95 88.8	31 29.0	9 8.4	2 1.9
3歳	112	97 86.6	41 36.6	12 10.7	1 0.9
4歳	110	91 82.7	44 40.0	15 13.6	3 2.7
5歳	106	88 83.0	43 40.6	14 13.2	5 4.7
6～11歳・計	683	551 80.7	298 43.6	72 10.5	21 3.1
6歳	127	107 84.3	47 37.0	14 11.0	5 3.9
7歳	98	73 74.5	48 49.0	19 19.4	2 2.0
8歳	122	97 79.5	48 39.3	15 12.3	7 5.7
9歳	138	108 78.3	62 44.9	14 10.1	3 2.2
10歳	108	93 86.1	51 47.2	4 3.7	4 3.7
11歳	90	73 81.1	42 46.7	6 6.7	- -
12～14歳	351	290 82.6	177 50.4	27 7.7	15 4.3
15歳以上	166	137 82.5	66 39.8	17 10.2	3 1.8
《虐待の重症度別》					
生命の危機あり	68	61 89.7	34 50.0	3 4.4	2 2.9
重度虐待	251	229 91.2	113 45.0	18 7.2	3 1.2
中度虐待	783	676 86.3	323 41.3	74 9.5	24 3.1
軽度虐待	540	418 77.4	217 40.2	65 12.0	22 4.1
虐待の危惧あり	132	91 68.9	39 29.5	24 18.2	7 5.3
不明	24	15 62.5	13 54.2	1 4.2	2 8.3

⑤一時保護の解除理由 [表150]

調査票IV. 児相の対応 (5) 一時保護—⑤一時保護終了時における解除理由は何か

(人数/%)

	サンプル数	保護者への引き取り	保護者以外の親族への引き取り	里親委託	施設入所	他の児童相談所へ	家裁送致	その他	無回答
合計	1665	797 47.9	116 7.0	36 2.2	620 37.2	8 0.5	3 0.2	21 1.3	64 3.8
《虐待の種別》									
身体的虐待	816	416 51.0	67 8.2	17 2.1	277 33.9	1 0.1	1 0.1	8 1.0	29 3.6
ネグレクト	775	306 39.5	65 8.4	15 1.9	346 44.6	7 0.9	2 0.3	6 0.8	28 3.6
性的虐待	123	43 35.0	11 8.9	3 2.4	49 39.8	—	—	4 3.3	13 10.6
心理的虐待	528	254 48.1	39 7.4	8 1.5	189 35.8	1 0.2	1 0.2	11 2.1	25 4.7
《年齢別》									
0～5歳・計	562	254 45.2	44 7.8	11 2.0	231 41.1	—	—	4 0.7	18 3.2
0歳	91	32 35.2	2 2.2	2 2.2	49 53.8	—	—	1 1.1	5 5.5
1歳	81	38 46.9	5 6.2	—	37 45.7	—	—	—	1 1.2
2歳	99	47 47.5	13 13.1	3 3.0	34 34.3	—	—	1 1.0	1 1.0
3歳	102	42 41.2	10 9.8	2 2.0	43 42.2	—	—	—	5 4.9
4歳	93	45 48.4	5 5.4	2 2.2	38 40.9	—	—	1 1.1	2 2.2
5歳	96	50 52.1	9 9.4	2 2.1	30 31.3	—	—	1 1.0	4 4.2
6～11歳・計	620	333 53.7	39 6.3	12 1.9	204 32.9	6 1.0	—	4 0.6	22 3.5
6歳	119	63 52.9	7 5.9	1 0.8	41 34.5	—	—	1 0.8	6 5.0
7歳	84	48 57.1	4 4.8	—	27 32.1	1 1.2	—	2 2.4	2 2.4
8歳	113	58 51.3	5 4.4	5 4.4	37 32.7	2 1.8	—	—	6 5.3
9歳	125	67 53.6	7 5.6	2 1.6	43 34.4	—	—	—	6 4.8
10歳	98	53 54.1	10 10.2	1 1.0	30 30.6	2 2.0	—	1 1.0	1 1.0
11歳	81	44 54.3	6 7.4	3 3.7	26 32.1	1 1.2	—	—	1 1.2
12～14歳	321	140 43.6	17 5.3	5 1.6	132 41.1	2 0.6	2 0.6	7 2.2	16 5.0
15歳以上	156	67 42.9	16 10.3	8 5.1	50 32.1	—	1 0.6	6 3.8	8 5.1
《虐待の重症度別》									
生命の危機あり	58	15 25.9	7 12.1	2 3.4	33 56.9	—	—	—	1 1.7
重度虐待	219	77 35.2	11 5.0	5 2.3	113 51.6	1 0.5	—	1 0.5	11 5.0
中度虐待	715	297 41.5	64 9.0	19 2.7	291 40.7	6 0.8	1 0.1	7 1.0	30 4.2
軽度虐待	495	314 63.4	23 4.6	9 1.8	124 25.1	—	2 0.4	9 1.8	14 2.8
虐待の危惧あり	125	61 48.8	9 7.2	1 0.8	44 35.2	—	—	2 1.6	8 6.4
不明	15	10 66.7	—	—	3 20.0	1 6.7	—	1 6.7	—

⑥解除理由「その他」の内容 [表151]

調査票Ⅳ. 児相の対応 (5) 一時保護-⑥解除理由が「その他」の場合、具体的に何か

同居の祖母をキーパーソンにして引き取り。
母精神科入院のため:2
別居している保護者への引き取り
保護継続
無断外出
施設へ一時保護委託:3
精神科に一時保護委託
施設復帰
受け入れ態勢整ったため
精神病院に入院
知人
母子寮入寮:4
保護中:5
継父と離婚転居
母死亡の養護相談:4
病院への一時保護委託から状況が改善したことにより、一時保護所にて保護に切り替え、9/1の時点で継続。児童福祉法28条の審判待ち。:2
寄宿舍
ショートステイ:2
転居:2
出産のため
主たる虐待者(父)と離婚、母による引取:3
母方祖父母宅に行く
友人宅に引き取り

⑦家庭引取りを決定した理由 [表152]

調査票IV. 児相の対応 (5) 一時保護-⑦保護者への家庭引取りを決定した理由 (複数回答)

(人数%)

	サンプル数	虐待がなかったと判明した	虐待はあったが、継続的保護が必要でないことが判明した	虐待はあったが、問題が解消した	虐待はあり、問題は残るが、保護者が認め、合意が取れた	虐待はあり、問題は大きい、受け皿が確保できなかった	強制引き取り	その他	無回答
合計	797	18 2.3	191 24.0	104 13.0	482 60.5	3 0.4	9 1.1	73 9.2	13 1.6
《虐待の種別》									
身体的虐待	416	5 1.2	106 25.5	48 11.5	262 63.0	3 0.7	6 1.4	39 9.4	10 2.4
ネグレクト	306	2 0.7	81 26.5	28 9.2	208 68.0	-	3 1.0	13 4.2	2 0.7
性的虐待	43	1 2.3	1 2.3	15 34.9	20 46.5	-	-	9 20.9	-
心理的虐待	254	3 1.2	64 25.2	40 15.7	146 57.5	3 1.2	5 2.0	27 10.6	5 2.0
《年齢別》									
0～5歳・計	254	6 2.4	49 19.3	36 14.2	159 62.6	1 0.4	3 1.2	20 7.9	5 2.0
0歳	32	-	2 6.3	8 25.0	21 65.6	-	-	2 6.3	1 3.1
1歳	38	-	9 23.7	7 18.4	24 63.2	-	1 2.6	3 7.9	-
2歳	47	2 4.3	9 19.1	8 17.0	26 55.3	-	1 2.1	2 4.3	1 2.1
3歳	42	1 2.4	8 19.0	3 7.1	28 66.7	-	-	8 19.0	-
4歳	45	-	16 35.6	4 8.9	27 60.0	1 2.2	-	2 4.4	1 2.2
5歳	50	3 6.0	5 10.0	6 12.0	33 66.0	-	1 2.0	3 6.0	2 4.0
6～11歳・計	333	4 1.2	84 25.2	35 10.5	217 65.2	-	2 0.6	31 9.3	5 1.5
6歳	63	1 1.6	16 25.4	6 9.5	45 71.4	-	-	4 6.3	1 1.6
7歳	48	-	11 22.9	6 12.5	26 54.2	-	1 2.1	9 18.8	2 4.2
8歳	58	-	17 29.3	7 12.1	31 53.4	-	-	8 13.8	1 1.7
9歳	67	2 3.0	13 19.4	7 10.4	48 71.6	-	-	5 7.5	-
10歳	53	1 1.9	14 26.4	4 7.5	37 69.8	-	1 1.9	3 5.7	1 1.9
11歳	44	-	13 29.5	5 11.4	30 68.2	-	-	2 4.5	-
12～14歳	140	5 3.6	33 23.6	22 15.7	77 55.0	1 0.7	3 2.1	14 10.0	1 0.7
15歳以上	67	3 4.5	24 35.8	11 16.4	27 40.3	1 1.5	1 1.5	8 11.9	1 1.5
《虐待の重症度別》									
生命の危機あり	15	-	2 13.3	3 20.0	8 53.3	-	-	3 20.0	-
重度虐待	77	1 1.3	5 6.5	13 16.9	54 70.1	-	-	10 13.0	-
中度虐待	297	2 0.7	62 20.9	36 12.1	202 68.0	1 0.3	4 1.3	25 8.4	4 1.3
軽度虐待	314	1 0.3	107 34.1	33 10.5	179 57.0	2 0.6	5 1.6	22 7.0	8 2.5
虐待の危惧あり	61	2 3.3	10 16.4	15 24.6	30 49.2	-	-	9 14.8	1 1.6
不明	10	2 20.0	3 30.0	2 20.0	2 20.0	-	-	2 20.0	-

## 6. 一時保護中ケースの今後の対応 [表153]

調査票IV. 児相の対応 (6) 現在一時保護中のケース-①今後の方針はどれか

(人数/%)

	サンプル数	保護者への引き取り	保護者以外の親族への引き取り	里親委託	施設入所	他の児童相談所	家裁送致	その他	無回答
合計	176	41 23.3	6 3.4	9 5.1	65 36.9	1 0.6	-	-	54 30.7
《虐待の種別》									
身体的虐待	91	24 26.4	4 4.4	5 5.5	32 35.2	1 1.1	-	-	25 27.5
ネグレクト	77	15 19.5	1 1.3	5 6.5	30 39.0	-	-	-	26 33.8
性的虐待	12	2 16.7	-	3 25.0	3 25.0	-	-	-	4 33.3
心理的虐待	51	17 33.3	1 2.0	2 3.9	22 43.1	1 2.0	-	-	8 15.7
《年齢別》									
0～5歳・計	73	19 26.0	-	3 4.1	26 35.6	-	-	-	25 34.2
0歳	18	5 27.8	-	1 5.6	7 38.9	-	-	-	5 27.8
1歳	10	2 20.0	-	1 10.0	3 30.0	-	-	-	4 40.0
2歳	8	2 25.0	-	-	1 12.5	-	-	-	5 62.5
3歳	10	2 20.0	-	1 10.0	5 50.0	-	-	-	2 20.0
4歳	17	5 29.4	-	-	6 35.3	-	-	-	6 35.3
5歳	10	3 30.0	-	-	4 40.0	-	-	-	3 30.0
6～11歳・計	63	15 23.8	4 6.3	-	26 41.3	-	-	-	18 28.6
6歳	8	2 25.0	1 12.5	-	1 12.5	-	-	-	4 50.0
7歳	14	2 14.3	2 14.3	-	10 71.4	-	-	-	-
8歳	9	2 22.2	-	-	2 22.2	-	-	-	5 55.6
9歳	13	3 23.1	-	-	6 46.2	-	-	-	4 30.8
10歳	10	2 20.0	1 10.0	-	4 40.0	-	-	-	3 30.0
11歳	9	4 44.4	-	-	3 33.3	-	-	-	2 22.2
12～14歳	30	4 13.3	-	2 6.7	13 43.3	1 3.3	-	-	10 33.3
15歳以上	10	3 30.0	2 20.0	4 40.0	-	-	-	-	1 10.0
《虐待の重症度別》									
生命の危機あり	10	4 40.0	-	-	5 50.0	-	-	-	1 10.0
重度虐待	32	5 15.6	1 3.1	7 21.9	12 37.5	-	-	-	7 21.9
中度虐待	68	17 25.0	2 2.9	1 1.5	32 47.1	1 1.5	-	-	15 22.1
軽度虐待	45	11 24.4	3 6.7	1 2.2	8 17.8	-	-	-	22 48.9
虐待の危惧あり	7	1 14.3	-	-	-	-	-	-	6 85.7
不明	9	2 22.2	-	-	4 44.4	-	-	-	3 33.3

## 7. 一時保護を行わなかった理由 [表154]

調査票Ⅳ. 児相の対応 (7) 一時保護を行わなかったケース①一時保護を行わなかった理由どれか

(人数/%)

	サンプル数	虐待はなかったことが判明した	虐待はあったが、継続的保護が必要でないことが判明した	虐待はあったが、問題が解消した	虐待はあり、問題は残るが、保護者が認め、合意が取れた	虐待はあり、問題は大きいですが、受け皿が確保できなかった	子どもが一時保護所に入所しなかった	調査中である	接触が取れない、あるいは、行方不明	その他	無回答
合計	8108	180 2.2	2364 29.2	534 6.6	634 7.8	24 0.3	102 1.3	522 6.4	133 1.6	413 5.1	3202 39.5
《虐待の種別》											
身体的虐待	3207	55 1.7	959 29.9	200 6.2	297 9.3	17 0.5	64 2.0	138 4.3	41 1.3	151 4.7	1285 40.1
ネグレクト	3162	51 1.6	1000 31.6	126 4.0	253 8.0	7 0.2	28 0.9	184 5.8	50 1.6	168 5.3	1295 41.0
性的虐待	293	1 0.3	30 10.2	27 9.2	19 6.5	-	10 3.4	14 4.8	4 1.4	21 7.2	167 57.0
心理的虐待	2410	50 2.1	709 29.4	242 10.0	211 8.8	10 0.4	33 1.4	150 6.2	48 2.0	132 5.5	825 34.2
《年齢別》											
0～5歳・計	3161	72 2.3	915 28.9	196 6.2	292 9.2	9 0.3	3 0.1	190 6.0	56 1.8	213 6.7	1215 38.4
0歳	476	9 1.9	97 20.4	21 4.4	43 9.0	4 0.8	1 0.2	24 5.0	7 1.5	62 13.0	208 43.7
1歳	435	14 3.2	113 26.0	25 5.7	36 8.3	1 0.2	1 0.2	33 7.6	7 1.6	36 8.3	169 38.9
2歳	531	9 1.7	165 31.1	34 6.4	59 11.1	-	-	23 4.3	9 1.7	33 6.2	199 37.5
3歳	589	10 1.7	194 32.9	31 5.3	44 7.5	3 0.5	-	47 8.0	12 2.0	26 4.4	222 37.7
4歳	598	17 2.8	195 32.6	51 8.5	63 10.5	-	1 0.2	31 5.2	8 1.3	25 4.2	207 34.6
5歳	532	13 2.4	151 28.4	34 6.4	47 8.8	1 0.2	-	32 6.0	13 2.4	31 5.8	210 39.5
6～11歳・計	3127	74 2.4	992 31.7	193 6.2	243 7.8	9 0.3	29 0.9	220 7.0	51 1.6	116 3.7	1200 38.4
6歳	588	16 2.7	194 33.0	36 6.1	45 7.7	-	3 0.5	34 5.8	10 1.7	19 3.2	231 39.3
7歳	579	13 2.2	188 32.5	42 7.3	53 9.2	2 0.3	2 0.3	50 8.6	11 1.9	31 5.4	187 32.3
8歳	526	9 1.7	172 32.7	32 6.1	37 7.0	-	5 1.0	46 8.7	13 2.5	18 3.4	194 36.9
9歳	549	19 3.5	157 28.6	29 5.3	56 10.2	3 0.5	3 0.5	32 5.8	6 1.1	17 3.1	227 41.3
10歳	472	11 2.3	137 29.0	33 7.0	26 5.5	1 0.2	9 1.9	33 7.0	7 1.5	14 3.0	201 42.6
11歳	413	6 1.5	144 34.9	21 5.1	26 6.3	3 0.7	7 1.7	25 6.1	4 1.0	17 4.1	160 38.7
12～14歳	1225	25 2.0	341 27.8	91 7.4	73 6.0	3 0.2	45 3.7	84 6.9	14 1.1	50 4.1	499 40.7
15歳以上	554	8 1.4	115 20.8	54 9.7	25 4.5	3 0.5	25 4.5	26 4.7	9 1.6	31 5.6	258 46.6
《虐待の重症度別》											
生命の危機あり	129	-	8 6.2	6 4.7	12 9.3	-	-	2 1.6	2 1.6	20 15.5	79 61.2
重度虐待	468	1 0.2	47 10.0	21 4.5	40 8.5	4 0.9	8 1.7	20 4.3	5 1.1	36 7.7	286 61.1
中度虐待	2078	12 0.6	519 25.0	105 5.1	234 11.3	11 0.5	25 1.2	94 4.5	15 0.7	103 5.0	960 46.2
軽度虐待	2954	19 0.6	1155 39.1	234 7.9	257 8.7	6 0.2	48 1.6	120 4.1	45 1.5	99 3.4	971 32.9
虐待の危惧あり	1339	96 7.2	508 37.9	119 8.9	78 5.8	1 0.1	14 1.0	97 7.2	26 1.9	78 5.8	322 24.0
不明	328	19 5.8	57 17.4	34 10.4	5 1.5	1 0.3	3 0.9	59 18.0	24 7.3	29 8.8	97 29.6

## 8. 施設入所ないし里親委託となったケース

### ①虐待者における施設入所への態度 [表155]

調査票Ⅳ. 児相の対応 (8) 施設入所ないし里親委託となったケース

－①虐待者の施設入所への態度はどれか

(人数/%)

	サンプル数	すぐ同意	比較的簡単に同意	かなり苦勞するも同意	家裁に申し立て後やっと同意	家裁の審判で入所	入所の必要なしと判断	その他	無回答
合計	822	235 28.6	259 31.5	187 22.7	1 0.1	9 1.1	—	36 4.4	95 11.6
《虐待の種別》									
身体的虐待	343	83 24.2	109 31.8	84 24.5	1 0.3	6 1.7	—	18 5.2	42 12.2
ネグレクト	481	148 30.8	148 30.8	109 22.7	—	3 0.6	—	16 3.3	57 11.9
性的虐待	49	10 20.4	18 36.7	14 28.6	—	—	—	2 4.1	5 10.2
心理的虐待	221	58 26.2	79 35.7	55 24.9	1 0.5	4 1.8	—	6 2.7	18 8.1
《年齢別》									
0～5歳・計	358	115 32.1	111 31.0	77 21.5	—	2 0.6	—	16 4.5	37 10.3
0歳	93	28 30.1	26 28.0	22 23.7	—	—	—	8 8.6	9 9.7
1歳	63	15 23.8	23 36.5	13 20.6	—	—	—	3 4.8	9 14.3
2歳	51	17 33.3	16 31.4	12 23.5	—	—	—	1 2.0	5 9.8
3歳	58	25 43.1	18 31.0	11 19.0	—	—	—	2 3.4	2 3.4
4歳	48	14 29.2	17 35.4	11 22.9	—	2 4.2	—	—	4 8.3
5歳	45	16 35.6	11 24.4	8 17.8	—	—	—	2 4.4	8 17.8
6～11歳・計	247	61 24.7	86 34.8	56 22.7	1 0.4	1 0.4	—	11 4.5	31 12.6
6歳	46	13 28.3	16 34.8	11 23.9	—	—	—	3 6.5	3 6.5
7歳	34	7 20.6	12 35.3	6 17.6	—	—	—	2 5.9	7 20.6
8歳	48	11 22.9	19 39.6	11 22.9	—	1 2.1	—	—	6 12.5
9歳	46	12 26.1	14 30.4	12 26.1	—	—	—	2 4.3	6 13.0
10歳	38	11 28.9	13 34.2	7 18.4	1 2.6	—	—	2 5.3	4 10.5
11歳	35	7 20.0	12 34.3	9 25.7	—	—	—	2 5.7	5 14.3
12～14歳	146	33 22.6	46 31.5	39 26.7	—	6 4.1	—	5 3.4	17 11.6
15歳以上	67	23 34.3	15 22.4	15 22.4	—	—	—	4 6.0	10 14.9
《虐待の重症度別》									
生命の危機あり	39	9 23.1	14 35.9	10 25.6	—	—	—	1 2.6	5 12.8
重度虐待	134	37 27.6	39 29.1	31 23.1	—	4 3.0	—	6 4.5	17 12.7
中度虐待	367	102 27.8	117 31.9	105 28.6	1 0.3	2 0.5	—	12 3.3	28 7.6
軽度虐待	200	57 28.5	61 30.5	33 16.5	—	2 1.0	—	9 4.5	38 19.0
虐待の危惧あり	60	26 43.3	22 36.7	5 8.3	—	—	—	4 6.7	3 5.0
不明	5	1 20.0	1 20.0	—	—	—	—	2 40.0	1 20.0



②子どもに入所説明した際の子どもの態度 [表156]

調査票Ⅳ. 児相の対応 (8) 施設入所ないし里親委託となったケース

－②子どもへ入所の説明をした際、子どもは次のどれに該当したか

(人数/%)

	サンプル数	説明に同意	しぶしぶ同意(あきらめを含む)	意思の確認が困難	無回答
合計	822	348 42.3	131 15.9	250 30.4	93 11.3
《虐待の種別》					
身体的虐待	343	171 49.9	54 15.7	76 22.2	42 12.2
ネグレクト	481	181 37.6	68 14.1	179 37.2	53 11.0
性的虐待	49	30 61.2	12 24.5	4 8.2	3 6.1
心理的虐待	221	131 59.3	43 19.5	31 14.0	16 7.2
《年齢別》					
0～5歳・計	358	73 20.4	22 6.1	225 62.8	38 10.6
0歳	93	—	2 2.2	80 86.0	11 11.8
1歳	63	4 6.3	1 1.6	50 79.4	8 12.7
2歳	51	8 15.7	4 7.8	34 66.7	5 9.8
3歳	58	16 27.6	4 6.9	36 62.1	2 3.4
4歳	48	21 43.8	5 10.4	18 37.5	4 8.3
5歳	45	24 53.3	6 13.3	7 15.6	8 17.8
6～11歳・計	247	144 58.3	62 25.1	14 5.7	27 10.9
6歳	46	21 45.7	13 28.3	10 21.7	2 4.3
7歳	34	15 44.1	11 32.4	2 5.9	6 17.6
8歳	48	36 75.0	6 12.5	—	6 12.5
9歳	46	27 58.7	14 30.4	—	5 10.9
10歳	38	22 57.9	10 26.3	2 5.3	4 10.5
11歳	35	23 65.7	8 22.9	—	4 11.4
12～14歳	146	84 57.5	40 27.4	4 2.7	18 12.3
15歳以上	67	46 68.7	6 9.0	5 7.5	10 14.9
《虐待の重症度別》					
生命の危機あり	39	6 15.4	—	29 74.4	4 10.3
重度虐待	134	60 44.8	13 9.7	42 31.3	19 14.2
中度虐待	367	170 46.3	84 22.9	87 23.7	26 7.1
軽度虐待	200	73 36.5	31 15.5	60 30.0	36 18.0
虐待の危惧あり	60	31 51.7	1 1.7	25 41.7	3 5.0
不明	5	1 20.0	—	3 60.0	1 20.0

[参考資料] 「全国児童相談所における虐待の実態調査」調査票

※本調査票の「I 被害待児について」、「II 虐待者について」、「III 虐待の要因・結果」、「追加調査（健診の受診状況、世帯の経済状況）」の集計結果については、「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（平成21年3月：財団法人子ども未来財団）に掲載済みである。本報告では、「IV 見相の対応」について掲載している。

【ケース調査票】

I. 被害待児について											
児童相談所の福祉と調査票番号	児童票番号	児童票番号	児童票番号	児童票番号	児童票番号	児童票番号	児童票番号	児童票番号	児童票番号	児童票番号	児童票番号
プロファイル	性別 (1) 性別 (2) 年齢	住所	家族構成 (3) 在学状況等 (1) 年	(4) 相談機関別 (1) 年	(5) 第1虐待者 (1) 年	(6) 虐待への被害者 (1) 年	(7) 虐待の種類 (1) 年	(8) 虐待の種類 (2) 年	(9) 虐待の種類 (3) 年	(10) 虐待の種類 (4) 年	(11) 虐待の種類 (5) 年
	1. 性別 2. 年齢	1. 家族にいますか、 2. 虐待者以外の 3. 虐待者以外の 4. 虐待者以外の 5. 虐待者以外の 6. 虐待者以外の 7. 虐待者以外の 8. その他	1. 家族にいますか、 2. 虐待者以外の 3. 虐待者以外の 4. 虐待者以外の 5. 虐待者以外の 6. 虐待者以外の 7. 虐待者以外の 8. その他	1. 児童相談所 2. 児童相談所 3. 児童相談所 4. 児童相談所 5. 児童相談所 6. 児童相談所 7. 児童相談所 8. その他	1. 虐待者本人、 2. 虐待者本人、 3. 虐待者本人、 4. 虐待者本人、 5. 虐待者本人、 6. 虐待者本人、 7. 虐待者本人、 8. その他	1. 虐待者本人、 2. 虐待者本人、 3. 虐待者本人、 4. 虐待者本人、 5. 虐待者本人、 6. 虐待者本人、 7. 虐待者本人、 8. その他	1. 虐待者本人、 2. 虐待者本人、 3. 虐待者本人、 4. 虐待者本人、 5. 虐待者本人、 6. 虐待者本人、 7. 虐待者本人、 8. その他	1. 虐待者本人、 2. 虐待者本人、 3. 虐待者本人、 4. 虐待者本人、 5. 虐待者本人、 6. 虐待者本人、 7. 虐待者本人、 8. その他	1. 虐待者本人、 2. 虐待者本人、 3. 虐待者本人、 4. 虐待者本人、 5. 虐待者本人、 6. 虐待者本人、 7. 虐待者本人、 8. その他	1. 虐待者本人、 2. 虐待者本人、 3. 虐待者本人、 4. 虐待者本人、 5. 虐待者本人、 6. 虐待者本人、 7. 虐待者本人、 8. その他	1. 虐待者本人、 2. 虐待者本人、 3. 虐待者本人、 4. 虐待者本人、 5. 虐待者本人、 6. 虐待者本人、 7. 虐待者本人、 8. その他

11. 虐待者について(虐待者が複数の疑いがある場合は、主な者2人について記入する場合は、疑念をAに、疑念者をBに記す)

虐待者A		虐待者B								
①虐待者の続柄等(当てはまるもの1つ) 1. 実父、2. 継父、3. 養父、4. 祖父、5. 実母、6. 継母、7. 養母、8. 祖母、9. 養祖母、10. 母方の実父、11. 養父、12. 祖母、13. 実母、14. おじ、15. おおば、16. その他の人、17. 不明	②①で10. 上に該当する場合は、虐待者と同居しているか(1つ) 1. 同居、2. 非同居、3. 不明	③虐待者の年齢(1つ) 1. 110代、2. 220代、3. 330代、4. 440代、5. 550代、6. 660代以上、7. 不明、8. その他	④虐待者の就労状況(1つ) 1. 正規就労(自営を含む)、2. 非正規雇用、3. 家事手伝い、4. 家事専念、5. 無職、6. その他、7. 不明、8. その他	⑤④で7. 身体的問題に該当する場合は、他の④に該当する場合 7. 身体的問題の内容をお書きください。	⑥虐待者の心身状況(主なもの3つ以内) 1. 精神病又はその疑い、2. 神経症又はその疑い、3. 人格障害又はその疑い、4. 知的障害又はその疑い、5. アルコール依存症又はその疑い、6. 薬物依存症又はその疑い、7. 発達障害又はその疑い、8. 身体的問題、9. 他に問題なし、10. 不明	⑦⑥で8. 身体的問題に該当する場合 7. 身体的問題の内容をお書きください。	⑧虐待者の虐待について考え方の類(1つ) 1. 行為も虐待も認めない、2. 行為は認めるが、言いがかりだと思われる、3. 行為は認めない、4. 行為は認めない、5. 行為は認めない、6. 行為は認めない、7. 行為は認めない、8. 行為は認めない、9. 行為は認めない、10. 不明	⑨虐待者の生涯(概ね義務教育終了時までの4つ以内) 1. 両親の死亡、2. ひどい親戚関係、3. 継親子関係、4. 養子・里親体験、5. 施設体験、6. 両親不和、7. 虐待者体験、8. その他、9. 不明、10. 不明	⑩⑨で5. 施設体験やその他の場合に該当する場合 5. 施設体験の場合は、施設の種類、8. その他の施設の種類、8. その他	⑪⑨で7. 被虐待体験に該当した場合、体験した虐待の種類(主なものを2つ以内) 1. 身体的虐待、2. ネットいじめ、3. 性的虐待、4. 心理的虐待、5. その他

IV. 見相の対応【平成20年4月1日から6月30日までに駆け付けたケースの9月1日現在】についてお聞きします

(3) 安全確認についてお尋ねします

① 虐待につながると思われる被虐待者の状況 (主なもの5つまで) ② 虐待につながると思われる家族の状況 (主なもの5つまで) ③ 虐待につながると思われる親族の状況 (主なもの5つまで) ④ 虐待につながると思われる近隣の状況 (主なもの5つまで) ⑤ 虐待による被虐待者の身体状況 (主なもの5つまで) ⑥ 虐待による被虐待者の心理状況 (主なもの5つまで) ⑦ 虐待に起因すると思われる被虐待者の精神症状 (主なもの5つまで)	⑧ ⑦で、児童委員、12歳以上の児童、12歳以上の児童に交際している者、15歳以上の被虐待者、15歳以上の被虐待者の親戚、15歳以上の被虐待者の近親者、15歳以上の被虐待者の近親者の他を選んだ場合	(1) このケースの現在の取り扱いは、次のどれに当てはまりますか、再度対応をさせていただきますか (1つ) (2) このケースは、新規対応ですが、再度対応をさせていただきますか (1つ)	① 安全確認を行った機関はどこですか (複数回答可)	② ①で、市区町村を選択した場合、その所管は次のどこですか (複数回答可)	③ ①で、都道府県を選択した場合、その所管は次のどこですか (複数回答可)	④ ①で、20. の地域を指定している場合は、その所管は次のどこですか

(4) このケースに対する種別についてお尋ねします

① 虐待の発生から1週間以内の経過 (1つ) ② 虐待の発生から1週間を超えて1ヶ月以内の経過 (1つ) ③ 虐待の発生から1ヶ月を超えて3ヶ月以内の経過 (1つ) ④ 虐待の発生から3ヶ月を超えて6ヶ月以内の経過 (1つ) ⑤ 虐待の発生から6ヶ月を超えて1年以内の経過 (1つ) ⑥ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	⑦ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑧ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑨ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑩ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	⑪ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑫ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑬ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑭ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	⑮ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑯ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑰ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑱ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	⑲ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ⑳ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉑ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉒ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	㉓ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉔ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉕ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉖ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	㉗ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉘ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉙ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉚ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	㉛ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉜ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉝ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㉞ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	㉟ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊱ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊲ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊳ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	㊴ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊵ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊶ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊷ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	㊸ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊹ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊺ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊻ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)	㊼ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊽ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊾ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ) ㊿ 虐待の発生から1年以上の経過 (1つ)

追加説明	
<p>(6)一時保護したケースについてお尋ねします</p> <p>①このケースの一時保護の経緯(1つ)</p> <p>②①で一時保護を行った2.一時保護中の場合とこの場合、保護を真体的にお教えください</p> <p>③①で一時保護を行った2.一時保護中の場合、その理由は何ですか(複数回答可)</p> <p>④①で一時保護を行った2.一時保護中の場合、その理由は何ですか(複数回答可)</p> <p>⑤①で一時保護を行った2.一時保護中の場合、一時保護解除の理由は何ですか(複数回答可)</p> <p>⑥⑤で一時保護を行った2.一時保護中の場合、その理由は何ですか(複数回答可)</p> <p>⑦⑥で一時保護を行った2.一時保護中の場合、一時保護解除の理由は何ですか(複数回答可)</p> <p>⑧⑦で一時保護を行った2.一時保護中の場合、その理由は何ですか(複数回答可)</p>	<p>(7)9月1日現在、一時保護中のかつたケースについてお尋ねします。(一時保護を行わなかったケースのみお答えください)</p> <p>①一時保護を行わなかった理由は次のどれに該当しますか(1つ)</p> <p>②キ、その他の場合</p> <p>③キ、その他の場合</p> <p>④ア、保護者への引き取り イ、保護者以外の親族への引き取り ウ、里親委託 エ、施設入所 オ、他の児童相談所 カ、家裁送致 キ、その他</p> <p>⑤ア、保護者への引き取り イ、保護者以外の親族への引き取り ウ、里親委託 エ、施設入所 オ、他の児童相談所 カ、家裁送致 キ、その他</p> <p>⑥ア、保護者への引き取り イ、保護者以外の親族への引き取り ウ、里親委託 エ、施設入所 オ、他の児童相談所 カ、家裁送致 キ、その他</p> <p>⑦ア、虐待があったと判断した。 イ、虐待はあったが、継続的な保護が必要ほど重篤なものではないことが判明した。 ウ、虐待はあったが、問題が解消した。 エ、虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた。 オ、虐待はあり、問題は大きい。 カ、強制引き取り。 キ、その他</p> <p>⑧ア、虐待があったと判断した。 イ、虐待はあったが、継続的な保護が必要ほど重篤なものではないことが判明した。 ウ、虐待はあったが、問題が解消した。 エ、虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた。 オ、虐待はあり、問題は大きい。 カ、強制引き取り。 キ、その他</p>
<p>1-一時保護を行った2-一時保護中である3-一時保護は行っていない</p>	<p>①今後の方針は次のどれに該当しますか(1つ)</p> <p>②キ、その他の場合</p> <p>③キ、その他の場合</p> <p>④ア、保護者への引き取り イ、保護者以外の親族への引き取り ウ、里親委託 エ、施設入所 オ、他の児童相談所 カ、家裁送致 キ、その他</p> <p>⑤ア、保護者への引き取り イ、保護者以外の親族への引き取り ウ、里親委託 エ、施設入所 オ、他の児童相談所 カ、家裁送致 キ、その他</p> <p>⑥ア、保護者への引き取り イ、保護者以外の親族への引き取り ウ、里親委託 エ、施設入所 オ、他の児童相談所 カ、家裁送致 キ、その他</p> <p>⑦ア、虐待があったと判断した。 イ、虐待はあったが、継続的な保護が必要ほど重篤なものではないことが判明した。 ウ、虐待はあったが、問題が解消した。 エ、虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた。 オ、虐待はあり、問題は大きい。 カ、強制引き取り。 キ、その他</p> <p>⑧ア、虐待があったと判断した。 イ、虐待はあったが、継続的な保護が必要ほど重篤なものではないことが判明した。 ウ、虐待はあったが、問題が解消した。 エ、虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた。 オ、虐待はあり、問題は大きい。 カ、強制引き取り。 キ、その他</p>
<p>(8)施設入所しない里親委託となったケースについてお尋ねします</p>	<p>①施設入所しない里親委託となったケースについてお尋ねします</p> <p>②ウ、その他の場合</p> <p>③キ、その他の場合</p> <p>④ア、保護者への引き取り イ、保護者以外の親族への引き取り ウ、里親委託 エ、施設入所 オ、他の児童相談所 カ、家裁送致 キ、その他</p> <p>⑤ア、保護者への引き取り イ、保護者以外の親族への引き取り ウ、里親委託 エ、施設入所 オ、他の児童相談所 カ、家裁送致 キ、その他</p> <p>⑥ア、虐待があったと判断した。 イ、虐待はあったが、継続的な保護が必要ほど重篤なものではないことが判明した。 ウ、虐待はあったが、問題が解消した。 エ、虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた。 オ、虐待はあり、問題は大きい。 カ、強制引き取り。 キ、その他</p> <p>⑦ア、虐待があったと判断した。 イ、虐待はあったが、継続的な保護が必要ほど重篤なものではないことが判明した。 ウ、虐待はあったが、問題が解消した。 エ、虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた。 オ、虐待はあり、問題は大きい。 カ、強制引き取り。 キ、その他</p>
<p>健康の受診状況</p>	<p>①受診している ②受診していない ③年齢未到達 ④不明 ⑤自治体として未実施(3/4ヶ月のみ選択可)</p> <p>①説明に同意 ②しつこく同意(あきらめを含む) ③意思の確認が困難</p> <p>①すく同意 ②比較的簡単に同意 ③かなり苦労するも同意 ④家裁に申立て後やっど同意 ⑤家裁の審判で入所 ⑥入所の必要なしと判断 ⑦その他</p> <p>①説明に同意 ②しつこく同意(あきらめを含む) ③意思の確認が困難</p>
<p>子どもが属する世帯の経済状況</p>	<p>1. 生活保護法による被保護世帯、 2. 特別区長務または市町村民衆の非課税世帯(1世帯) 3. 健康世帯 4. 不明</p> <p>3 または 4 1 歳 6 7 月 4 ケ 月 早 健 診</p> <p>1. 生活保護法による被保護世帯、 2. 特別区長務または市町村民衆の非課税世帯(1世帯) 3. 健康世帯 4. 不明</p>

